

令和7年度

高知市包括外部監査結果報告書

移住・定住促進施策に関する

財務事務の執行について

令和8年3月

高知市包括外部監査人

廣光 伸哉

【目次】

第1章 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象部署	3
5 外部監査の対象期間	3
6 外部監査の実施期間	3
7 外部監査の方法	3
8 外部監査従事者	3
9 利害関係	4
10 指摘・意見の件数	4
第2章 監査対象の概要	5
1 市の人口推移	5
2 移住・定住施策の定義と目的	8
3 移住・定住促進に関連する戦略と計画	18
4 高知市における移住・定住の状況と取組	22
5 施策の実施体制と関係部署	39
6 予算の推移と執行状況	42
7 高知市の主要な移住促進施策の概要	43

8	施策の成果指標と評価方法	50
9	移住・定住促進における外部連携の状況	54
第3章 監査の結果及び意見		56
1	監査の結果及び意見の定義	56
2	監査の結果及び意見の一覧	56
第4章 監査の結果及び意見（総論）		62
1	「移住」の捉え方に関して	62
2	「関係人口」からの検討	65
3	市の移住・定住促進に関する有効性、経済性及び効率性	68
4	移住・定住の定義について	73
5	移住者について	75
6	中山間地域における移住促進施策について	81
7	移住・定住促進施策における関連所管課の連携	86
8	遊休不動産の活用に関して	87
第5章 監査の結果及び意見（各論）		88
1	移住・定住促進施策の設定 KPI	88
2	移住・定住促進施策の予算と執行状況	115
3	移住者及び移住者候補に対するヒアリング・アンケート	130
4	移住促進施策の実施状況	154
5	定住促進施策の実施状況	218
6	その他の移住・定住支援の取組の実施状況	230

7 他自治体における定住促進施策	312
結び	337

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

移住・定住促進施策に関する財務事務の執行について

3 事件を選定した理由

近年において日本における人口減少及び少子高齢化がより問題視される傾向にある。また、東京・大阪等の都市圏への人口集中の状況は変わらず、地方都市における人口動態には課題が多く生じている。高知市も例にもれず、2025年4月1日時点で人口は31万3,109人となり、前年から4,182人の減少となっている。高知県全体の人口は64万8,313人と初めて65万人を下回ることでとなっている。

地方における人口動態の課題解決のため、国は様々な方向性及び施策を打ち出すとともに地方自治体でも工夫を凝らして対策を講じている。そのうちの1つとして移住・定住促進の施策が挙げられる。高知市は人口減少に対して、「若者が住み続けたい町づくり」、「高知市に帰ってきたいくなる」こと及び「移住の促進」を3つの柱として対応することを公表している。

高知県への移住者は2025年度に統計開始以降最多の2,241人を記録しており、高知市も同様に最多の753人となっている。その背景には、移住意識の醸成による需要の高まり、デジタル化による事業及び業務のリモート化進行といった外部環境の変化によるところと

地方自治体における強み・魅力のアピール及び様々な施策によるところがあると考えられる。高知市の強み・魅力には、例えば他の地方都市と比較して平野部が少なく、市街地の拡大密度が高い傾向にあることから、いわゆる「コンパクトシティ」としての機能性の高さがあり、また、全国的に有名な地域資源として「よさこい祭り」「かつおのたたき」「坂本龍馬」等を有している。

一方で、移住・定住の促進に当たっては、個別の施策の効果の測定が難しい側面がある。すなわち、ただPR活動をすれば移住者が増えていくというのではなく、移住に興味のある人の相談を個別に対応し、また、移住後には定着してもらうためのフォローが必要である。そのため、実際の移住者と情報交換、意見交換、協力支援を通して移住のしやすい環境、制度整備等をしていくことが重要となる。そして、財政的な観点として移住促進にどこまでの予算を割くかを見極めが必要である。他の施策と同様に市民の税収を財源として実施する以上、むやみに効果の薄い施策に財源を費やすことはできない。

このように社会的、地方行政的に根深くかつ重要な課題であり、その取扱いに当たって環境の変化が激しいことから、取扱いの難しい移住・定住促進に対して、高知市がどのような方向性をもって対応しているかを事件（テーマ）として取り扱うことは、市の重要課題の解消及び財政の改善の後押しとなり、現在の市民及び将来的な市民にとって有意義であると考えられる。

以上により、「移住・定住促進制度に関する財務事務の執行について」を、令和7年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

4 外部監査の対象部署

本外部監査の対象とする本市の対象課は、移住・定住促進課及び移住・定住促進施策に関する事務を行う一切の機関を監査対象とした。

5 外部監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象としている。

6 外部監査の実施期間

令和7年6月18日～令和8年3月31日

7 外部監査の方法

（1）外部監査の主な要点

法令、例規及び各種ガイドライン等に準拠して、移住・定住促進施策等に関する財務事務が適正に執行されているか

（2）主な外部監査手続

関連資料の閲覧、対象課への質問書送付回収及びヒアリング、実際の移住者、移住候補者に対するアンケート及びヒアリング、現地調査

8 外部監査従事者

（1）包括外部監査人

廣 光 伸 哉（公認会計士）

(2) 補助者

秋 山 真 澄 (公認会計士)

阿 部 良 太 (公認会計士)

細 山 哲 平 (公認会計士)

田 中 佐 知 (弁護士)

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

10 指摘・意見の件数

指摘 2 件、意見 81 件

【指摘】：法令、条例、規則等の形式的違反がある事項、又は形式的違反はないが、実質的な違反がある事項
若しくは、違法ではないが社会通念上、適切ではないと考えられる事項

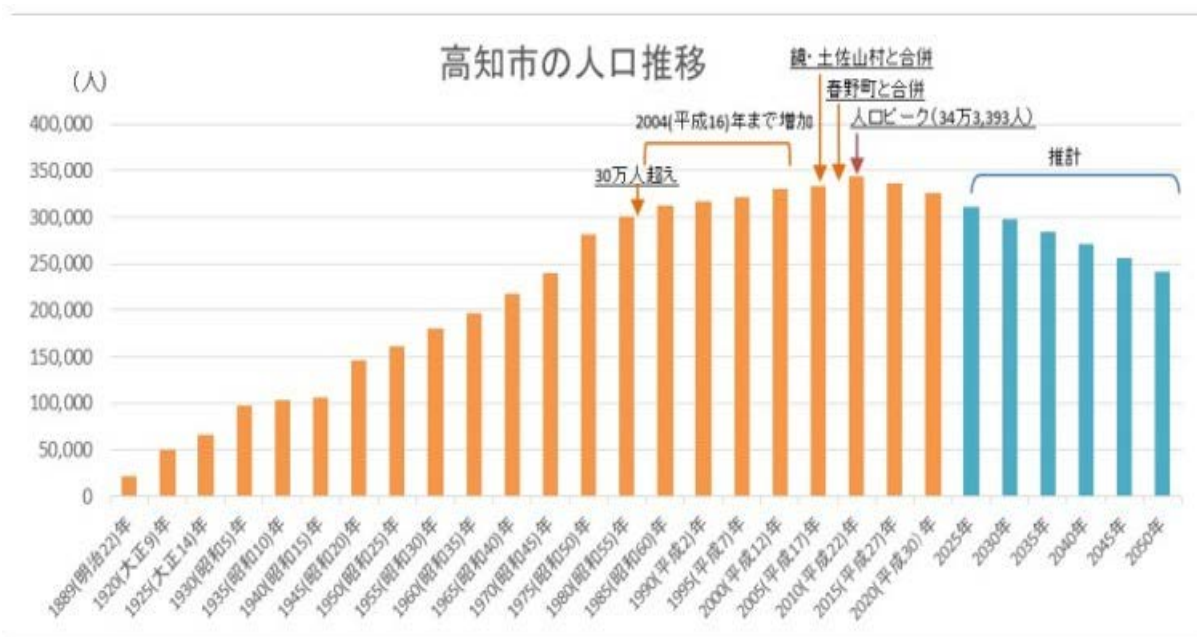
【意見】：地方公共団体運営の有効性、効率性、経済性等を総合的に考慮して改善することが望ましい事項

第2章 監査対象の概要

1 市の人口推移

(1) 高知市の人口

市の人口は、戦後の急速な増加により1980年に30万人に達し、1994年以後は約32～33万人で推移し、2004年まで増加傾向にあった。2005年に鏡村・土佐山村、2008年に春野町と合併し、2010年に343,393人（国勢調査）となりピークを迎えた。それ以降は減少傾向に転じており、推定結果として2030年には30万人を下回り、2050年には約24万1,500人まで減少すると示されている。



出典：高知市人口の推移，国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年12月推計）」

直近5年間の各年4月1日時点における高知市の住民基本台帳人口の推移は以下のとおりである。

【高知市の直近5年間の人口推移（住民基本台帳）】

各年4月1日現在

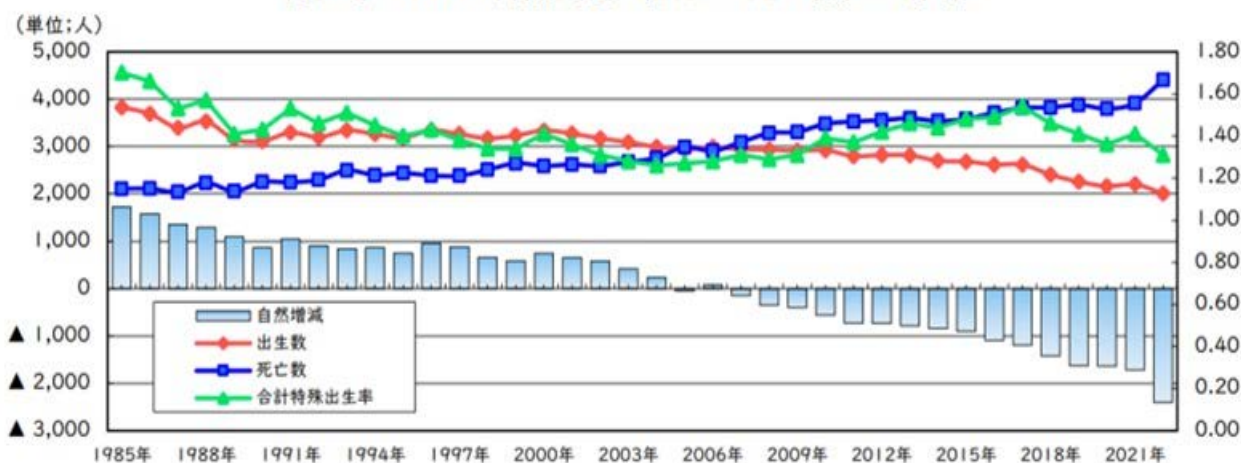
年次	世帯数 (世帯)	人口総数 (人)	備考
令和3年(2021年)	164,143	323,544	外国人世帯・人口を含む
令和4年(2022年)	164,084	320,722	外国人世帯・人口を含む
令和5年(2023年)	164,077	317,639	外国人世帯・人口を含む
令和6年(2024年)	163,985	314,116	外国人世帯・人口を含む
令和7年(2025年)	163,543	310,029	外国人世帯・人口を含む

「高知市の住民基本台帳人口」より抜粋

(2) 高知市の人口動態（自然動態と社会動態）

市の自然動態（出生・死亡に伴う人口の動き）は、2005年度にマイナス傾向となってからは、毎年マイナスが大きくなっている傾向にある。

高知市 人口の自然動態（出生・死亡数）の推移

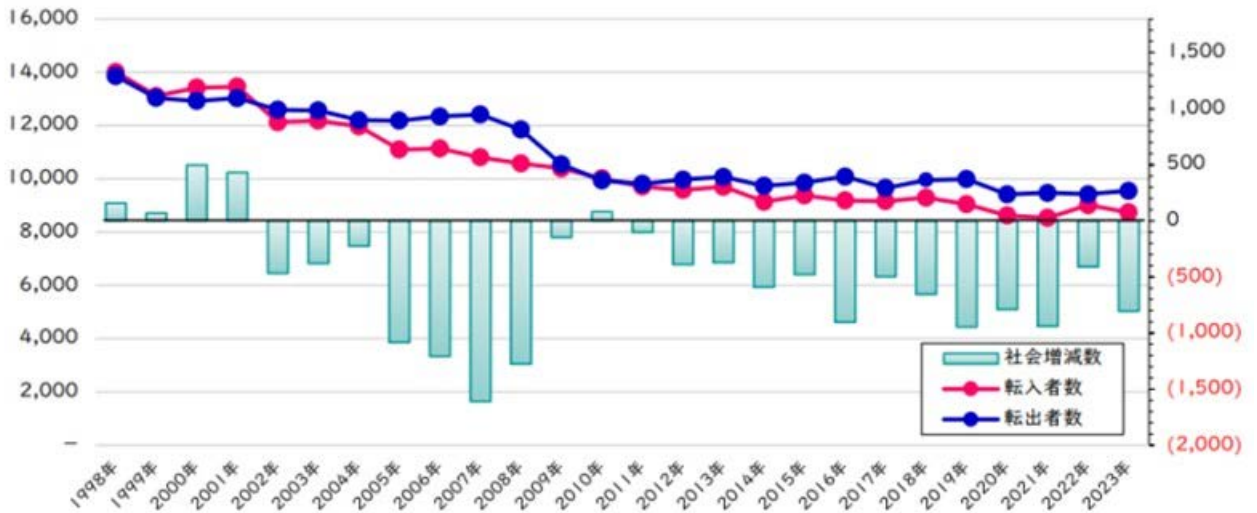


出典：第3期（2024～2028年度）高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2024（令和6）年3月高知市）

また、社会動態（転入・転出に伴う人口の動き）は一部増減があるものの、2002年度以降はほぼマイナスの状態となっている。

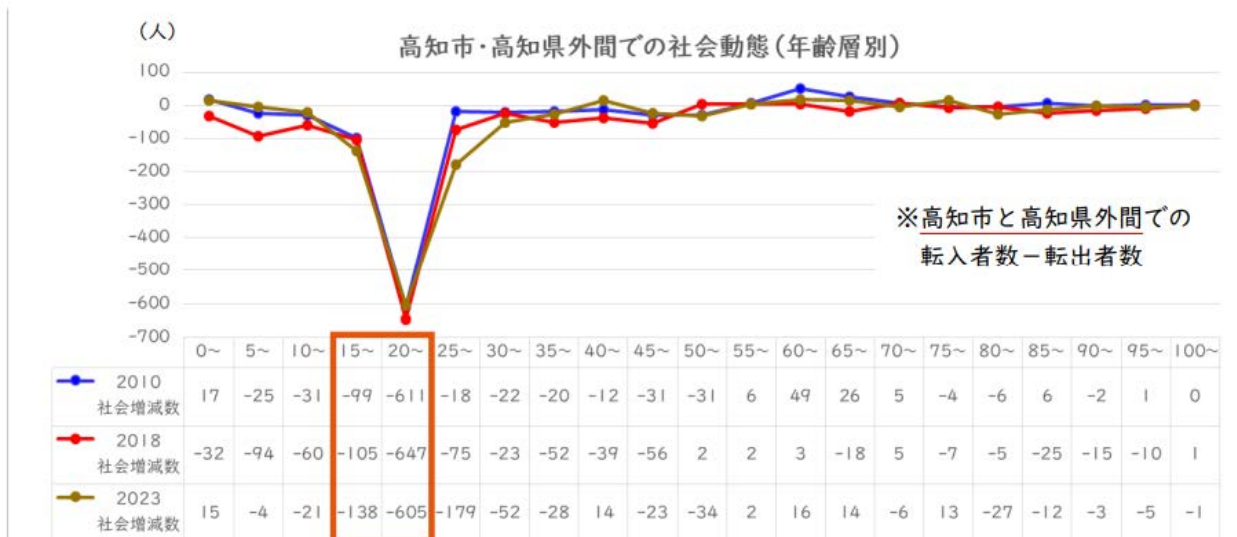
高知市 人口の社会動態の推移

(単位:人)



※社会増減数は転入者数から転出者数を減じたもの。
それ以外の「帰化」・「国籍喪失」等の社会増減数は除く。

年齢別の社会動態（高知市と高知県外間）では、以下のとおり、特に15歳～24歳までの転出超過が顕著であることが分かる。



出典：高知市住民基本台帳

自然動態、社会動態の両者が近年マイナス傾向にある中、市は人口総数の減少軽減のため、様々な移住・定住促進施策に取り組んでいる。

2 移住・定住施策の定義と目的

(1) 移住及び定住の定義

市において、「移住」及び「定住」に関する明示された定義は存在していない。一方で、「第3期高知市移住・定住促進計画」において、「移住者」は定義されており、以下となっている。

「移住者」

本市以外から本市へ住民票の異動を伴い転入した者

ただし、転勤や進学による転入者については、将来的には移住者となる可能性があるが、転入時点では、ある一定の期間で転出することが見込まれるため、除く

これは、高知県移住促進課が示す本県の統一的な見解に基づくものとなっており、高知県内の全市町村が同じ定義付けで運用を行っている。市は「移住者」の人数カウントの方法として、市役所の中央窓口センター及び各地域の窓口センターにおいて、通年、本市への転入届を提出した人に対して、属性等把握のための「転入者アンケート」を配布し、回収書類を基に、毎日、移住・定住促進課で回答結果の入力を行い、月・年度単位で移住者数を算出・集計している。

当該定義は他県において統一されているものがあるわけではないが、例えば、同四国内の徳島県では県民目安箱の質問に対する回答として「各市町村の転入届提出窓口で「転入状況アンケート」を実施し、「会社都合による転勤、進学、施設入所以外の理由で転入した」すなわち「自らの意思で、定住を目的に転入してきた方」を「移住者」として集計しています。」と公表している。これは、市の定義付けと類似している部分が見受けられる。

また、高知県内の須崎市では、「須崎市移住者又は移住希望者のための空き家活用促進事業費補助金交付要綱」の第2条（1）において「移住者 本市に住所を有して1年を経過しない者で、本市に住所を有する前に本市外に5年以上居住していた者」と定義しており、また、津野町の「津野町移住支援補助金交付要綱」では、「移住者とは、町内に住所を有して原則として1年を経過しない者で県外に1年以上居住していたもの。」と定義されている。これらは、市の定義する「移住者」と異なっているが、あくまで補助金交付の条件としての「移住者」の定義であると捉えられ、移住に関する施策における「移住者」の定義付けと必ずしも一致するものではないことから、県内における統一的な定義付けに関して疑義のあるものとは考えられない。

「移住」は、ターゲットの観点から、以下のパターンに大きく区分されている。

- ・ Uターン：移住者の移住先がもともと住んでいた場所
- ・ Iターン：移住者の移住先が住んだことがない場所
- ・ Jターン：移住者の移住先が住んだことのある場所の近く

「移住者」が定義されている一方で、「定住者」に関する定義はされていない。後述する定着率調査に当たっては、転入から2年経過した人を対象に「移住後の状況に関するアンケート調査」を行っている。

他自治体において、「定住者」の定義付けを公表しているところは多くなく、例えば鹿児島県霧島市では「霧島市移住定住促進に関する条例」の第2条（1）において「転入定住者 本市以外の市区町村から定住の意思をもって、この条例施行日以後に本市に転入し、本市の市民として初めて、住民基本台帳に記録された者（以下省略）をいう。」とされており、特段の期間的制約を課していない。また、高知県内の宿毛市では「宿毛市空き

家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例」の第2条（4）に「定住 永住することを前提として市の住民基本台帳に記載されることをいう。」との定義付けをしている。いずれも「定住の意思」「永住すること」といった客観的に測定不能な事象を定義付けしており、「定住」の定義付けの難しさが表れていると考えられる。すなわち、「移住」が移動を伴う動的な事象として客観的に観測可能であるのに対して、「定住」とは結果的にその地域に住み続けるという静的な事象であることから、一時的な観測が難しい性質を有していることに起因していると考えられる。しかしながら、本テーマの監査を進めるに当たって、「定住」は重要なテーマであり、市の調査において設けている「転入後2年」という期間をベースに確認を進めるものとする。

（2）移住及び定住促進の目的

市は、「第3期移住・定住促進計画」の「移住・定住促進の考え方」において、基本理念として「人口の社会増を目指して、新しい人の流れを生み出し、本市の活力とにぎわいを維持・発展させ、移住者や全ての市民にとって「住んでみたい・住み続けたいまち高知市」を実現することを目指します」と明記している。

すなわち、市における移住・定住促進の目的として、最終的に「住んでみたい・住み続けたいまち高知市」を置いている。「住んでみたい・住み続けたいまち高知市」の定義としては、行政のみならず、文化、産業、気候等といった様々な側面はあるが、素直に市民の満足度が高い市であると考えられる。

また、市はその目的の達成のため、基本方針に以下の4つを掲げている。

- ・ 「県外からの移住相談の増加」

- ・ 「県外からの移住者数の増加」
- ・ 「移住者の定着率の維持・向上」
- ・ 「若年移住者数の増加」

この基本方針の内容は、率直に市に興味を持ってもらい、移住してもらい、定住してもらおうというものである。また、若年移住者の設定は、「全国的な移動傾向や本市への移住者の属性等の分析結果を基にメインターゲットを設定し、ターゲットへの支援を拡充することで、移住定住の促進を図る」ことから、「メインターゲット」として、以下を設定している。

- ・ 対象年代：18 歳以上 34 歳以下
- ・ 居住地：東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）

メインターゲットの設定理由には、東京圏 20 代の地方移住関心の高まり、市への移住者のうち 20～30 代の割合が高いこと、若年層の移住がさらなる移住促進効果につながりやすいこと、東京圏の人口集中の傾向から PR 効果が見込みやすいことといった点が挙げられている。

（3）国の移住に関する方向性と移住の捉え方の変遷

現状、国は、地方創生を目的として、関心の高まっている地方への移住・定住を促進する方針をとっている。

そもそも移住促進の傾向は、1990 年代のバブル経済の崩壊による平成不況となった頃から見受けられる。国土庁が都市と農村の交流や地方定住促進を実施し、農林水産省が新規就農者の移住促進を後押しする制度を充実させ始めた。

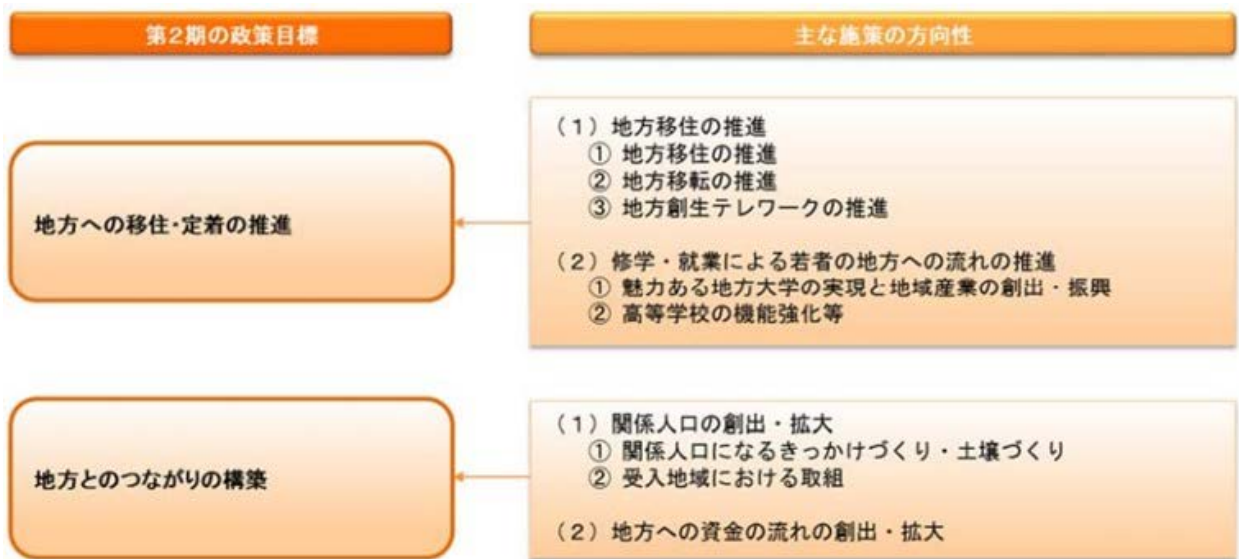
1990 年代末から 2007 年には、団塊の世代を中心とする中高年層の移住促進を軸に、国と地方自治体の連携した移住促進の実施体制が徐々に整ってきていた。1998 年に策定された国土総合開発計画「21 世紀の国土のグラ

ンドデザイン」において、多自然居住地域の創造に向けた中小都市等の整備のパートには、「UJI ターン者を含む多様な人材、地域固有の歴史的・文化的資源、豊かな自然環境、特色ある地域産業等を活用して、観光・リゾート都市、芸術・文化都市、伝統産業都市等、地域の魅力ある個性の創出や文化の香り高いまちづくりの推進を図る。」と記載されており、移住・定住を基礎とした計画が明確に盛り込まれていることがうかがえる。2007年には団塊の世代の大量退職が見込まれていたこともあり、リタイア後の地方への大量移住に焦点が当てられていたが、実際にそのような現象は起きなかった。

2000年代から2010年代には、移住のターゲットが団塊の世代から若者・子育て世代に変遷している。その背景には、日本全体の人口減少、災害に伴う地域を超えたつながりへの関心の高まり、「地域創生」としての地域貢献や地域活性化への意識の高まりといったことが挙げられる。「地域おこし協力隊」はこの時期にあたる2009年に総務省に過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、定住・定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を目的として制度化された。これには、過疎地域における「事業型支援」、補助金等の「財政的支援」ではなく「人的支援」がより有効になってきていることを裏付けている。

2014年、2015年には地方創生の基本方針の1つに「地方への人の流れをつくる」ことが掲げられ、国策としての移住促進が重要な取組の1つとして明記された。

「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、基本目標に「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」ことが掲げられており、「地方への移住・定着の推進」を第1の項目としている。



「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

そして2023年には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年から2027年までの5か年の新たな総合戦略として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、展開している。その中において移住による地方創生は主眼となっており、デジタル化によって様々な地方課題を解決することが方向性として挙げられている。「転職なき移住」といった、これまでの移住のハードルの解消を図ることも想定し、地方自治体と連携した移住促進を進めていく内容となっている。

上述のとおり、国は長期に渡って「地方創生」を特に重要な課題としてとらえ、様々な方向性の提示、施策の実施を重ねている。また、「地方創生」は、「出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること」を目的としている。これは、移住・定住の最終的な目的と重なっている。地方自治体における移住・定住促進の必要性はもちろんのこと、国の方針、方向性がこのように設定されている中、高知県、高知市の行政にお

いても、移住施策に対する課題感は大きく、国と統一感を持った目的達成のための施策の実施を避けられない。

1990年代から始まった移住に対する方向性、施策に関して、当初よりターゲットや内容は変化し続けている。移住・定住促進の施策は、日本の総人口の減少が問題視され始めて以降、「都市部へ流出によって減少する地方の人口を増やすための手段」としての要素が強かった。しかしながら、人口減少傾向が始まった2010年からすでに15年が経過し、全国的な人口減少の進行は止まらず常習化している。統計局の公表データに基づくと、毎年10月1日時点の日本の総人口の推移として、2010年の1億2,805万人以降、2024年まで日本の総人口は連続で減少し続けている。高知市の人口も同様に2010年の34万3,393人以降減少を続けている。総務省統計局の具体的な公表データは以下のとおりである。

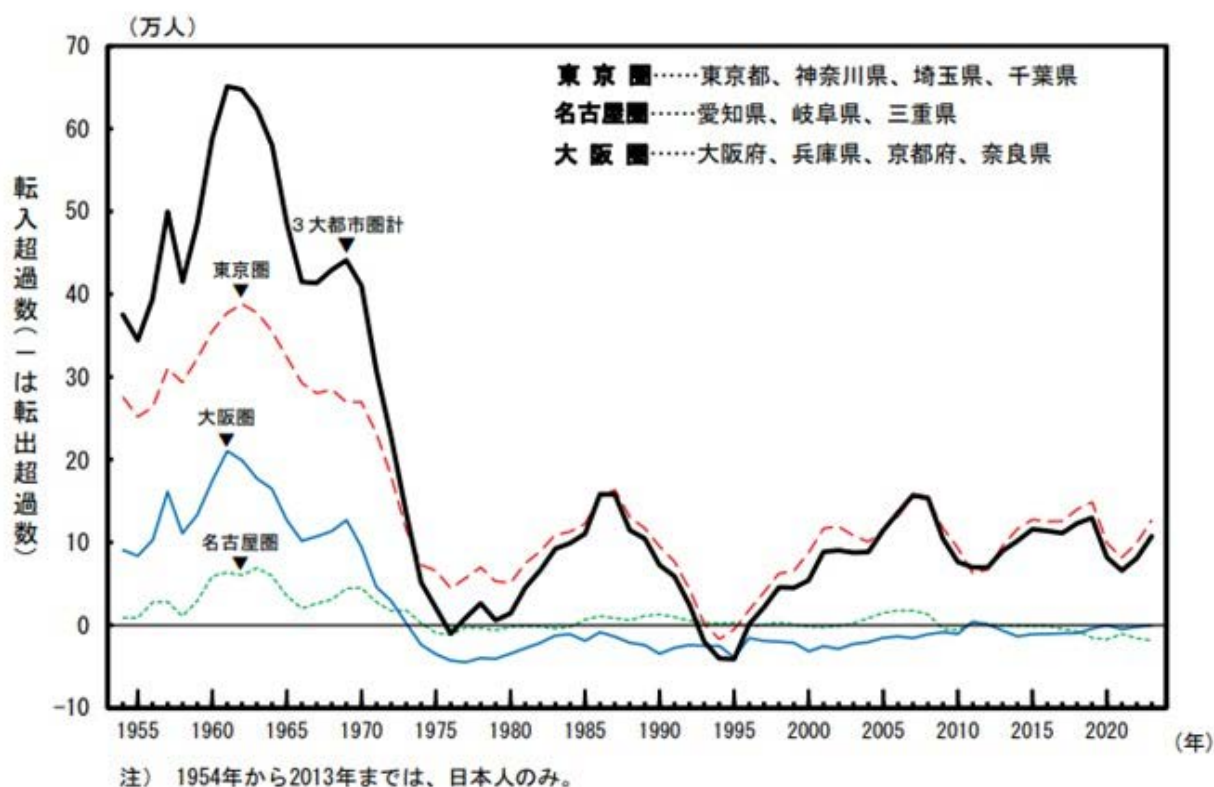
【日本の人口の推移 2005年～2024年】

年次	総人口						
	10月1日 現在人口	純増減 ¹⁾		自然 ²⁾ 増減	社会 ²⁾ 増減	外国人	
		増減数	増減率 ²⁾ (%)			日本人	外国人
2005年	127,768 ⁴⁾	-19	-0.01	9	-53	-103	50
2006	127,901	133	0.10	1	1	-60	61
2007	128,033	132	0.10	-2	4	-75	79
2008	128,084	51	0.04	-35	-45	-110	65
2009	128,032	-52	-0.04	-59	-124	-77	-47
2010	128,057 ⁴⁾	26	0.02	-105	0	4	-4
2011	127,834	-223	-0.17	-183	-79	-28	-51
2012	127,593	-242	-0.19	-201	-79	-23	-56
2013	127,414	-179	-0.14	-232	14	-23	37
2014	127,237	-177	-0.14	-252	36	-23	60
2015	127,095 ⁴⁾	-142	-0.11	-275	94	-1	95
2016	127,042	-53	-0.04	-296	134	-2	136
2017	126,919	-123	-0.10	-377	151	4	147
2018	126,749	-170	-0.13	-425	161	-3	165
2019	126,555	-193	-0.15	-485	209	1	208
2020	126,146 ⁴⁾	-409	-0.32	-501	42	21	21
2021	125,502	-644	-0.51	-609	-35	-7	-28
2022	124,947	-556	-0.44	-731	175	-16	191
2023	124,352	-595	-0.48	-837	242	2	240
2024	123,802	-550	-0.44	-890	340	-2	342

「総務省統計局人口推計（2024年10月1日現在）」より抜粋

一方で、都市部の転入超過数は「3大都市圏への転入超過数の推移」から継続的に増加し、都市部人口は維持されている状況にある。

【 3大都市圏の転入超過数の推移（1954年～2023年） 】



「住民基本台帳人口移動報告 2023年結果」より抜粋

上記に加えて、日本の2023年の合計特殊出生率は1.20と厚生労働省の「令和5年人口動態統計（確定数）の概況」にて公表されている。今後の地方における人口減少の加速は明らかであり、これを移住・定住促進施策のみによって対応するのはまったく現実的ではない。

人口減少が進む中、各地方自治体の移住・定住促進の施策の工夫も進み、国は様々な支援を交付金、人的支援制度等で行っている。そのような中で、結果的に都市部から流出した日本の人口を地方で取り合うような事態に陥っていることも見受けられる。情報化社会となった今、移住・定住促進の目的、地方行政の在り方、市民の満足といった様々な観点から、移住・定住施策にはより深い視点が必要となるフェーズに入ってきていると思

われる。また、移住促進には政府主導の側面があることから、移住促進に積極的になってきた各自治体の施策が、自ずと金太郎あめ化してしまうことも避けられない。

上記のような状況にあって、今後の移住・定住促進の施策において、「人口維持、増加のための手段」を主として他の自治体とゼロサムゲームをするのではなく、「必要最小限の社会・経済構造を維持するための選択的補強策」として、その自治体の特性にマッチするような特定年齢層・スキル層の定着支援策としての性格を強めていくことが求められているように考えられる。また、自治体の特性という部分には十分な熟慮が必要であるものの、さらに地方移住への思い、熱意が入ってこそ、移住を検討している層に対して影響を与えることができるとも考えられる。

本監査において、数値、金額を主としつつ、「移住・定住促進の目的」を意識し、本質的・根本的な部分を念頭に実施する。

3 移住・定住促進に関連する戦略と計画

(1) 移住・定住促進に関する国と県の動向

移住・定住促進施策は、市が独自で実施しているものもあるが、地方自治体のみで完結するものではなく、国、県の方針や施策に沿った形で、市として具体的な施策を実施している部分が多い。

国は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に地方において一定程度以上の人口を確保することが重要であるとの認識を示している。その取組方針「人の流れをつくる」では、【地方への移住・定住の推進】【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】【関係人口の創出・拡大等、二地域居住等の推進】等の各種施策の方向性が示されている。

高知県は、人口減少対策のマスタープランとなる「高知県元気な未来創造戦略」及び「高知県産業振興計画」を策定し、移住・定住に関する目標設定、施策実施をしている。また、令和6年5月には「高知県人口減少対策総合交付金」の創設しており、「一般社団法人高知県UIターンサポートセンター」では、移住コンシェルジュによる移住相談や就職支援等を行い、高知県・市町村及び関係団体のオール高知体制で、担い手確保策と移住促進策の推進に取り組んでいる。

(2) 関連する市の主な条例・規則等

- ・ 2011 高知市総合計画後期基本計画
- ・ 高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・ 高知市移住・定住促進計画
- ・ れんけいこうち広域都市圏ビジョン
- ・ 高知市まち・ひと・しごと創生本部設置規程
- ・ 高知市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

- ・高知市人口減少対策プロジェクトチーム設置要綱
- ・高知市地方創生移住支援金交付要綱
- ・高知市二段階移住支援事業費補助金交付要綱
- ・高知市 UI 孫ターン支援事業費補助金交付要綱
- ・高知市こうちらいふ体験滞在拠点づくり事業実施要綱
- ・高知市中山間地域暮らし体験滞在施設条例
- ・高知市中山間地域暮らし体験滞在施設条例の施行期日を定める規則
- ・高知市中山間地域暮らし体験滞在施設条例施行規則
- ・高知市よさこい移住応援隊員設置要綱
- ・よさこい移住記念品贈呈事業実施要領
- ・高知市地域おこし協力隊員設置要綱
- ・高知市地域おこし協力隊員起業・事業承継支援補助金交付要綱
- ・高知市地域おこし協力隊員家賃等補助金交付要綱
- ・高知市地域プロジェクトマネージャーの就業等に関する要綱

(3) 市の移住・定住促進に関する全体像

市の移住・定住促進に対する計画、戦略として、「高知市総合計画」、「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「高知市移住・定住促進計画」が挙げられる。それぞれの関係性は以下となっている。

■総合計画等の関係



「第3期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

市における最上位の計画である「高知市総合計画」では、自立の環 施策 52 に「新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進」が明記されている。そこには「森・里・海が都市部と共存する高知市全域に、幅広い世代の方がそれぞれの希望に応じた移住を実現するとともに、行政と地域が一体となって定住しやすい環境づくりを進め、移住者を含むすべての市民にとって「住んでみたい・住み続けたいまち」をめざします」と目的が掲げられている。

また、2025年3月に公表された「第3期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定める計画」である。当該戦略は、第2期の期間中であつたものの、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の公表に連動して、期間の再設定がされ、当該年月に公表されている。

当該戦略の基本目標 2 には「新しい人の流れをつくる」が掲げられており、その基本的方向性、数値目標、施策及び重要業績評価指標が示されている。「新しい人の流れをつくる」のパートに記載されている施策は以下のとおりである。

- ・ 移住促進と受入体制の強化
- ・ 居住環境の整備
- ・ 特色ある教育による地域の活性化
- ・ 若者の地元定着の促進

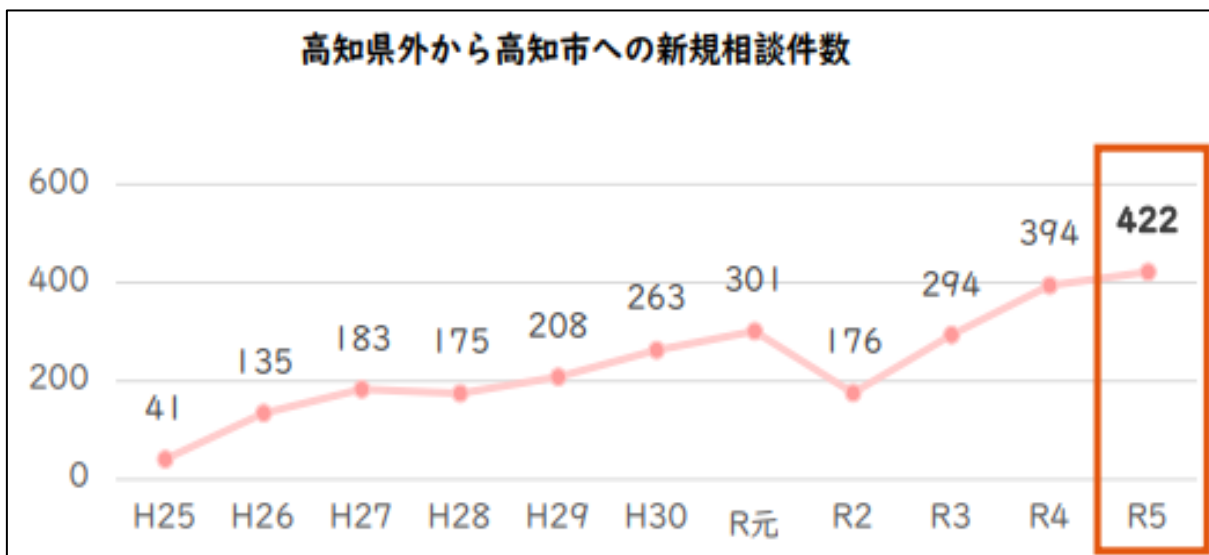
さらに、市は、移住・定住促進に関する具体的な計画として、2025 年～2028 年度を対象期間として「第 3 期高知市移住・定住促進計画」（以下、「第 3 期計画」という）を策定している。これは 2020 年～2024 年度を対象とした「第 2 期高知市移住・定住促進計画」（以下、「第 2 期計画」という）の計画期間終了に伴って、その結果を振り返った上で策定がされている。施策及び重要業績評価指標に関しては、「第 3 期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携されている。

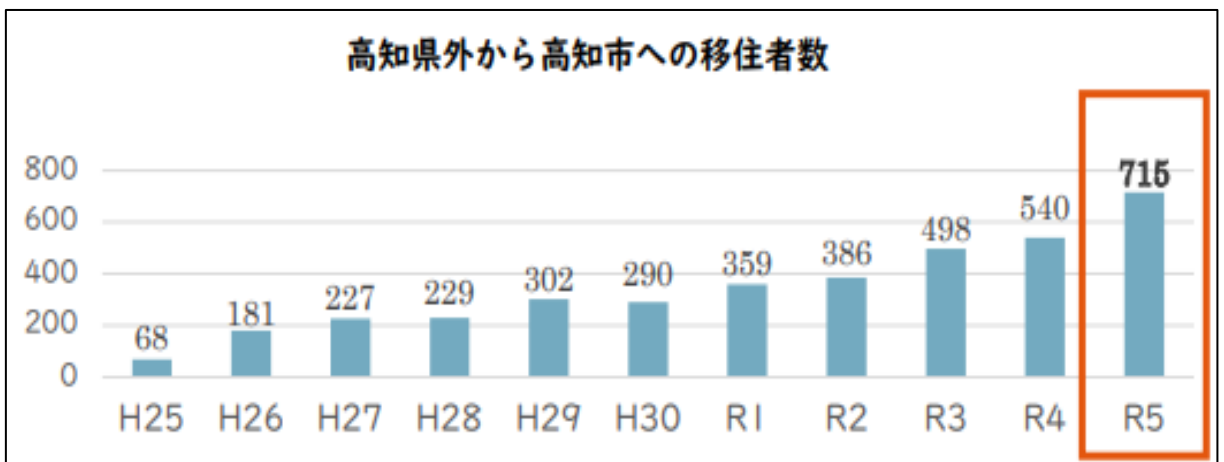
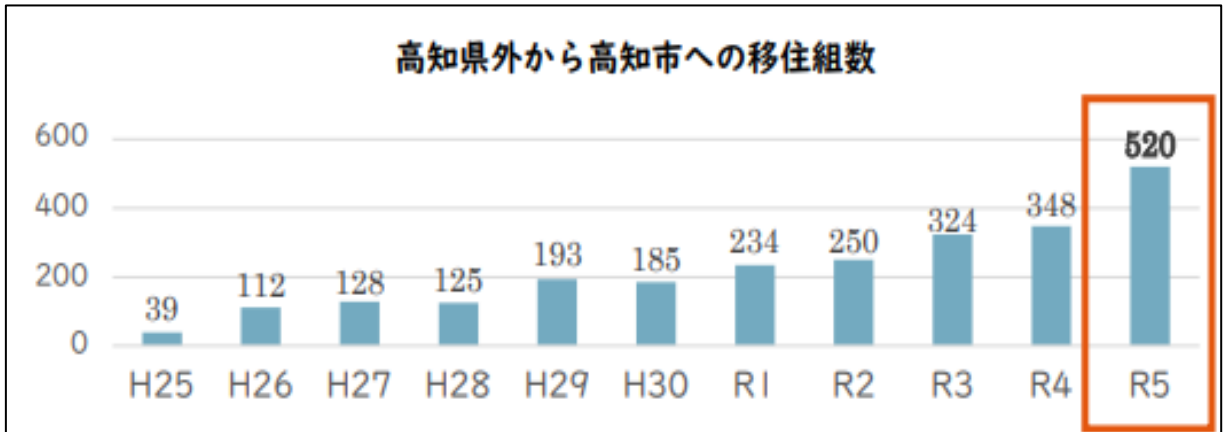
4 高知市における移住・定住の状況と取組

高知県は令和6年度の「県外から高知県への移住者数」が2,241人となり、2011年度の統計開始以降最多となったことを発表している。高知市における移住者数も同様に過去最多となっている。当該公表自体はポジティブな内容となっているが、取り巻く環境と市の取組の観点からの状況確認が必要である。

(1) 高知市の移住・定住の状況

市は移住促進を2014年度から取り組んでいる。2014年度から2023年度までの「高知県外から高知市への新規相談件数」「高知県外から高知市への移住組数」「高知県外から高知市への移住者数」の推移は以下のとおりである。





「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

上表のすべての項目において、毎年着実に増加している。移住者数に着目すると、2024年度は前年度の1.32倍となっている。

高知県の移住に対する需要に関しては、「ふるさと回帰支援センター」の公表している「移住希望地ランキング」が公表されているデータとして存在している。当該データにおける位置付けは以下のとおりである。

2023年			
順位	相談	順位	セミナー
1位	静岡県	1位	群馬県
2位	群馬県	2位	愛媛県
3位	栃木県	3位	和歌山県
4位	長野県	4位	新潟県
5位	宮城県	5位	長野県
6位	福岡県	6位	高知県
7位	北海道	7位	広島県
8位	山梨県	8位	福島県
9位	山口県	9位	北海道
10位	広島県	10位	静岡県
11位	和歌山県	11位	佐賀県
12位	福島県	12位	富山県
13位	富山県	13位	岩手県
14位	神奈川県	14位	栃木県
15位	千葉県	15位	熊本県
16位	岐阜県	16位	岡山県
17位	熊本県	17位	香川県
18位	兵庫県	18位	宮城県
19位	鹿児島県	19位	山口県
20位	茨城県	20位	石川県

2024年			
順位	相談	順位	セミナー
1位	群馬県	1位	群馬県
2位	静岡県	2位	福島県
3位	栃木県	3位	広島県
4位	長野県	4位	長野県
5位	福岡県	5位	和歌山県
6位	北海道	6位	山口県
7位	宮城県	7位	富山県
8位	山梨県	8位	愛媛県
9位	福島県	9位	北海道
10位	山口県	10位	静岡県
11位	広島県	11位	岩手県
12位	和歌山県	12位	山形県
13位	千葉県	13位	新潟県
14位	東京都	14位	熊本県
15位	富山県	15位	鹿児島県
16位	兵庫県	16位	栃木県
17位	神奈川県	17位	香川県
18位	鹿児島県	18位	高知県
19位	熊本県	19位	宮城県
20位	岐阜県	20位	青森県

「ふるさと回帰支援センター 2024年度移住希望地ランキング」より抜粋

「ふるさと回帰支援センター」への「相談」は、高知県はランキング外となっているが、「セミナー」への参加では過去3年間のいずれも20位以内にランクインしている。2022年は7位であり、上表のとおり2023年は6位、2024年は18位となっており、高知県に対する移住の興味は全国的に比較的上位にあることが客観的に見受けられる。

(2) 高知市移住・定住促進計画における取組

市は、第2期計画の全体像及びターゲットカテゴリーに合わせた施策イメージとして以下を公表している。



「第2期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

大きく7つの施策に区分されており、それぞれの詳細な取組に関しては以下のとおりである。

① 情報発信

- ・ 移住者相談会等の実施
- ・ インターネット等を活用した情報発信の充実
- ・ 移住・定住情報「暮らすにぼっちり通信」の定期発行
- ・ ふるさと納税者へのPR

② 移住体験・お試し滞在の充実

- ・ 移住ガイドツアー等の実施
- ・ お試し滞在施設の運営

③ UIJターンの推進

- ・ 三世代同居等Uターン支援

- ・ 地方創生移住支援事業
- ・ よさこい移住プロジェクト
- ・ 生涯活躍のまち推進
- ・ 地域おこし協力隊の導入
- ・ 大学等新卒Uターンの支援
- ・ 孫ターンの支援
- ・ その他の支援

④ 関係人口の創出

- ・ よさこいファンの拡大
- ・ NPO 法人土佐山アカデミーとの連携
- ・ 長浜・御豊瀬・浦戸地域との連携

⑤ 広域での連携

- ・ 二段階移住の推進（れんけいこうち広域都市圏）
- ・ まんなか移住の推進（高知市・南国市・香南市・香美市）

⑥ 定住に向けた支援

- ・ 移住者交流会の開催
- ・ 地域移住サポーターとの連携
- ・ その他の支援

⑦ 関連団体との連携

- ・ 高知県、県移住促進・人材確保センター
- ・ 生涯活躍のまち形成事業主体
- ・ NPO 法人土佐山アカデミー等の移住支援団体

- ・地域移住サポーター、よさこい移住応援隊
- ・産学官民との連携
- ・地域おこし企業人制度導入の検討

上記の「第2期計画」の期間が2024年度で終了し、2025年度からは「第3期計画」が開始されている。市が公表している第3期の具体的な施策の内容は以下のとおりである。

(1) 情報発信	① 移住相談会等の実施 拡充 ② インターネット等を活用した戦略的な情報発信 拡充 ③ 移住・定住情報「暮らすにぼっち通信」の定期発行 ④ ふるさと納税者へのPR ⑤ Uターンに関するPR NEW
(2) 移住体験・お試し滞在の充実	① 移住ガイドツアー等の実施 ② お試し滞在施設の運営 拡充
(3) UIJターンの推進	① 企業就職者への支援 → 新卒，転職，セカンドライフ
	② 三世帯同居等Uターン支援 → 子育て世帯・親世帯
	③ 孫ターン支援 → 孫世帯
	④ 若者支援 NEW → 34歳以下の若者
	⑤ 地方創生移住支援事業 → 東京23区在住者・在勤者
	⑥ よさこい移住プロジェクト → よさこい踊り子・関係者
	⑦ 地域おこし協力隊制度
	⑧ 地域プロジェクトマネージャー制度の導入 NEW → 3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域在住者
⑨ その他の移住に関連する支援	
(4) 関係人口の創出	① よさこいファンの拡大 ② 関係人口創出プロジェクト NEW
(5) 広域での連携	① 二段階移住の推進（れんけいこうち広域都市圏） ② まんなか移住の推進（高知市・南国市・香南市・香美市）
(6) 定住に向けた支援	① 移住者交流会の開催 ② 地域移住サポーターとの連携 ③ その他の支援
(7) 関連団体との連携	① 高知県，県UIJターンサポートセンター ② NPO法人土佐山アカデミー等の移住支援団体 ③ 地域移住サポーター，よさこい移住応援隊 ④ 産学官民との連携 ⑤ 市内宿泊施設 NEW

「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

第3期計画では、第2期計画の振り返りを行い、その結果を踏まえて策定がされている。計画における全体像及びターゲットカテゴリーに合わせた施策イメージに大きな変更はないが、一部施策においては、拡充及び追加が行われている。

第3期計画において拡充、追加がされた具体的な施策は以下のとおりである。

① 情報発信

- ・【拡充】 オンライン移住相談会を実施
- ・【拡充】 移住・定住関連ウェブサイト「こうちらいふ」リニューアル
- ・【新規】 市広報紙等にてUターン促進のPRを実施する

② 移住体験・お試し滞在の充実

- ・【拡充】 こうちらいふ体験滞在拠点「いっく」の居室増加

③ UIJ ターンの推進

- ・【新規】 UI ターンをする特定の若者に対して家賃補助等を支援
- ・【新規】 「地域プロジェクトマネージャー」制度を導入
- ・【新規】 仕事、暮らしに関する補助金、就学支援等を実施

④ 関係人口の創出

- ・【新規】 「ふるさとワーキングホリデー」の実施

⑤ 広域での連携※既存の施策を継続

⑥ 定住に向けた支援

- ・【新規】 資格取得の助成支援、業界研究ガイダンスの実施

⑦ 関連団体との連携

- ・【新規】ふるさとワーキングホリデー等のため、宿泊施設等と連携

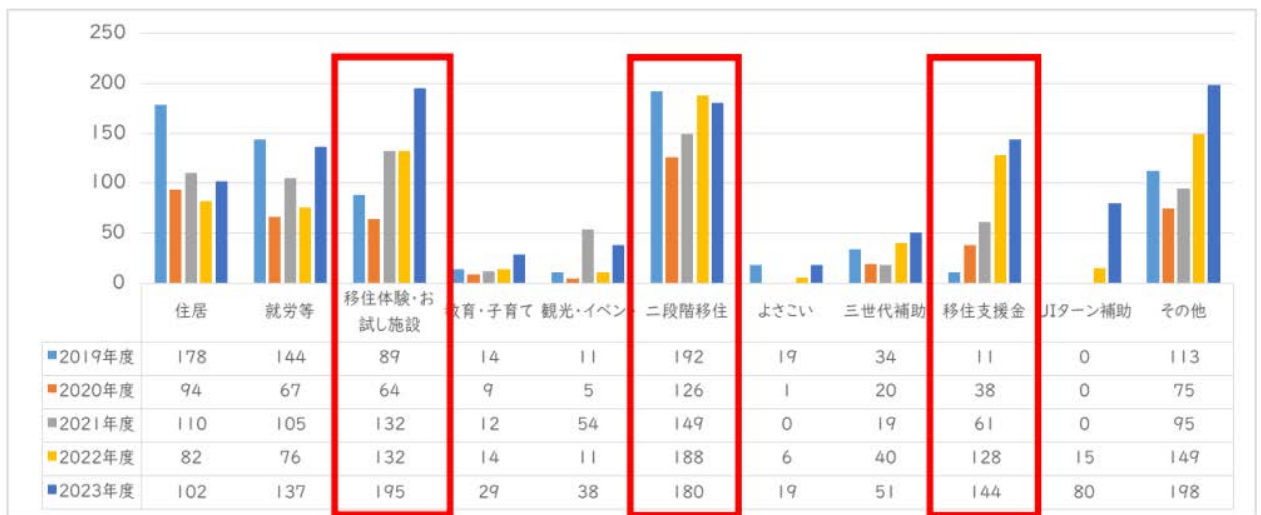
(3) 第2期計画の振り返り結果

市は第2期計画の振り返りを行い、第3期計画の施策の拡充、追加を行っている。

市において分析されている第2期計画の期間中の各種情報の分析及び施策の実施状況は以下のとおりである。以降のグラフ及び表は第3期計画より抜粋している。

① 移住相談内容の分析結果

2019年度から2023年度の移住相談内容の分析結果は以下のとおり。



相談内容としては、「移住体験・お試し施設」、「二段階移住」及び「移住支援金」に関する問合せが多い。そのうち、特に「移住体験・お試し施設」の項目の増加が大きく、2023年度の最終的な問合せ数は最も多くなっている。

② 転入者アンケートによる転入理由分析

市は、転入者に対して任意の「転入者アンケート」を実施しており、その中で、年齢、移住前居住地、移住者の出身地、家族構成、移住の理由等の調査を行っている。集計に当たっては、「移住者」の定義上、「異動・転勤」「入学・通学」を理由としているものは除かれている。

2019年度から2023年度の移住者の年齢層割合は以下のとおり。

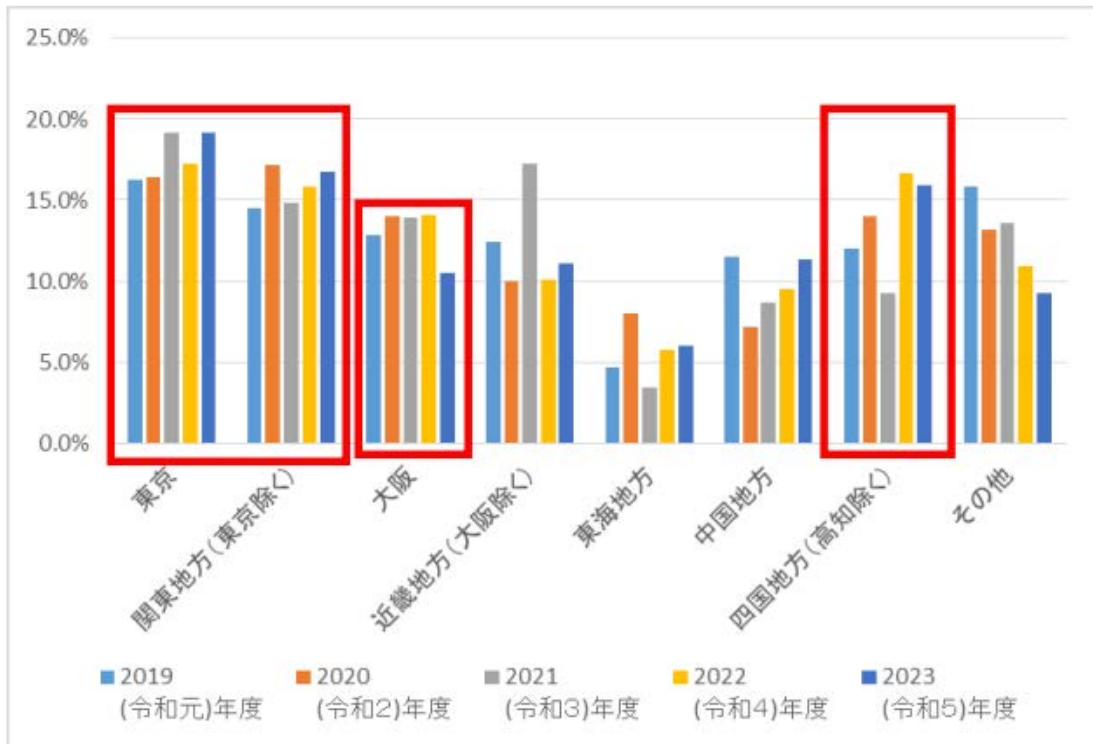
移住者の年齢層割合（2019～2023年度）



移住者の年齢層は20歳代が最も多く、次点で30歳代が多くなっている。40～60歳代以降は同程度の割合である。

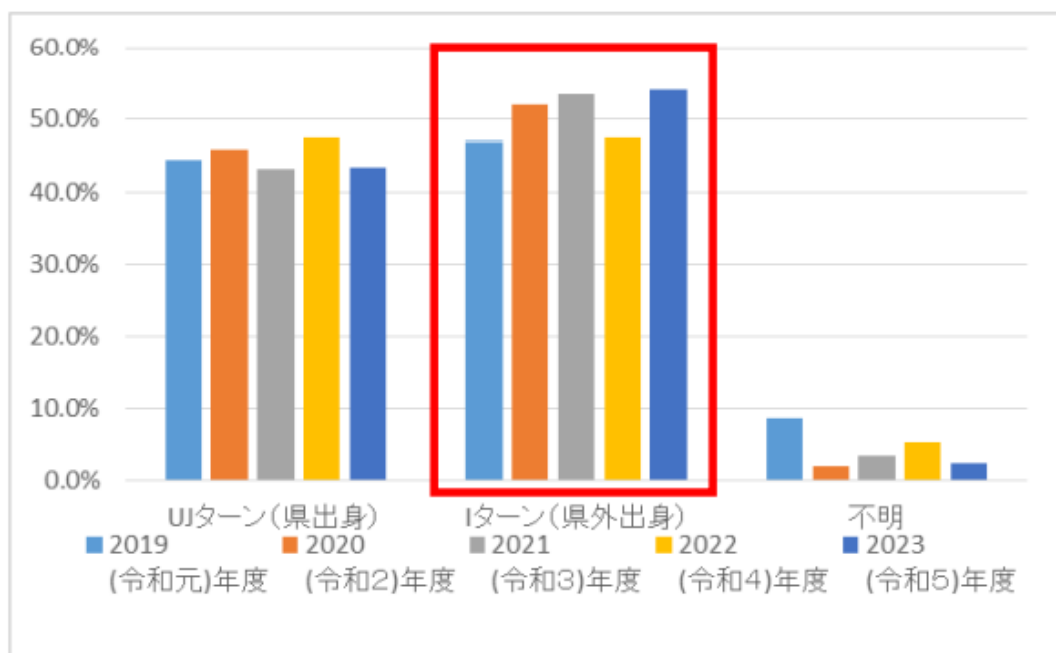
次に、2019年度から2023年度の移住者の移住前居住地の割合と、UIJの图案の割合は以下のとおり。

移住前居住地の割合（2019～2023年度）



移住前居住地としては、東京及び関東地方の割合が大きく、次点で四国地方が大きい。

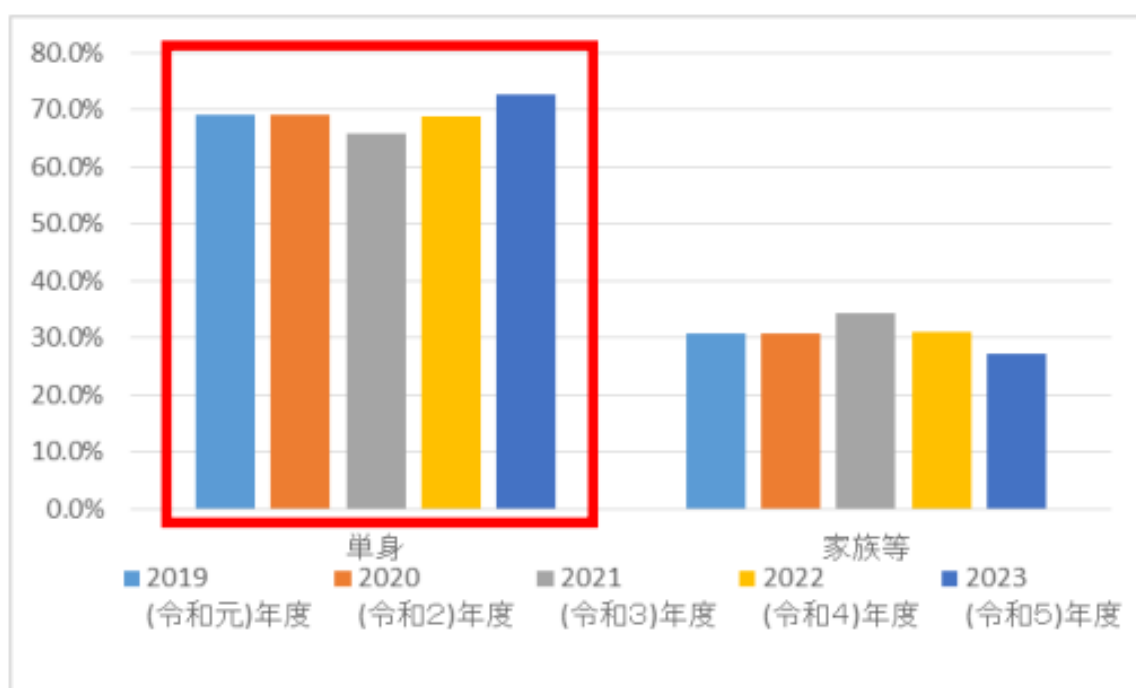
移住者の出身地の割合（2019～2023年度）



移住者の出身地の割合では、わずかに I ターンが UJ ターンより多いとの結果となっている。すなわち、高知県出身者より県外出身者の方が多く移住の魅力を感じていることが客観的に表れている。

2019 年度から 2023 年度の移住者の家族構成の割合は以下のとおり。

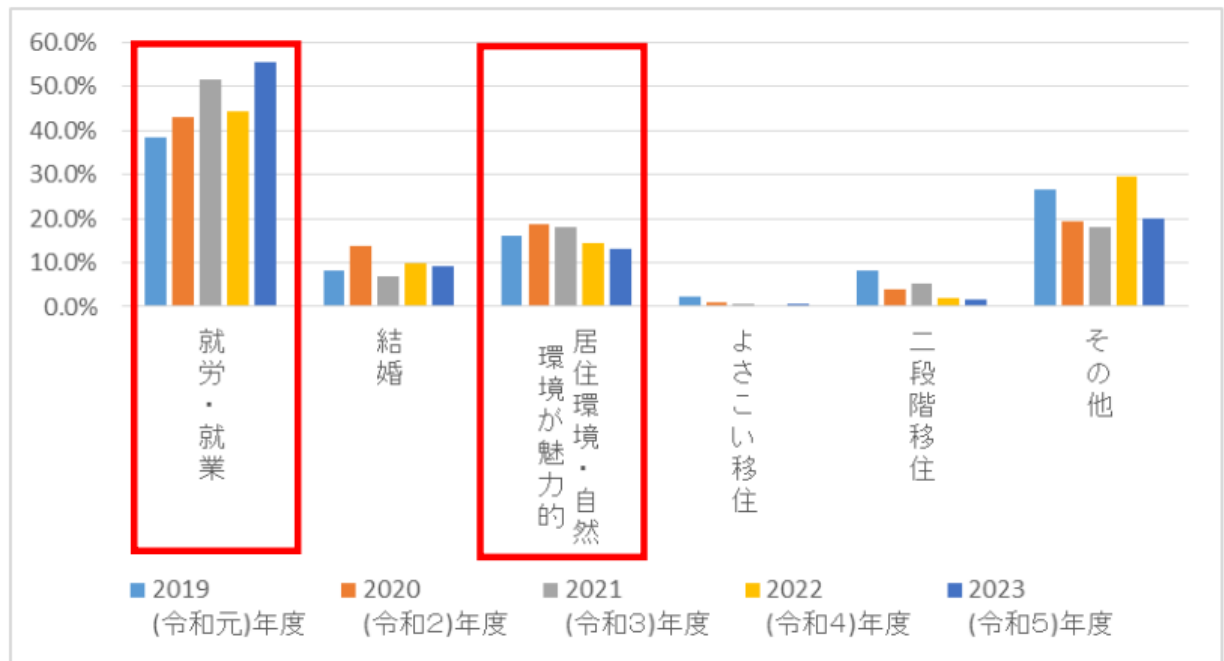
移住者の家族構成の割合（2019～2023 年度）



移住者の家族構成では単身が常に 6 割以上となっている。移住に当たって世帯全体で移ることは条件及び制約が増えることから、単身での移住者が多い結果に違和感はない。

そして、2019 年度から 2023 年度の移住理由の割合は以下のとおり。

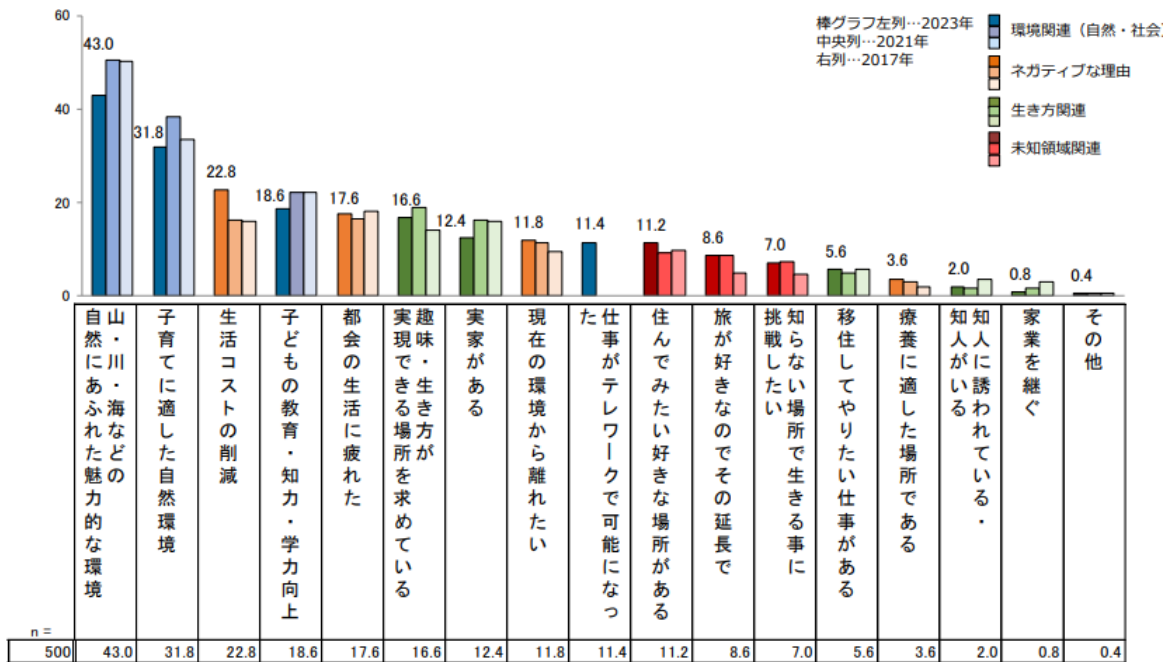
移住理由の割合（2019～2023 年度・高知市把握分）



移住理由は「就労・就業」が大きな割合を占めている。この結果に関して、集計上「異動・転勤」は除かれていることから、自ら高知市において「就労・就業」したい仕事を見つけた、高知市で創業・起業したいといった理由ととらえられることができる。次点は大きく差がついて「居住環境・自然環境が魅力的」となっている。移住促進のPRでは一般的に環境面を重視したアプローチが多いように見受けられるが、実際の移住理由では「就労・就業」よりかなり低い結果となっている。

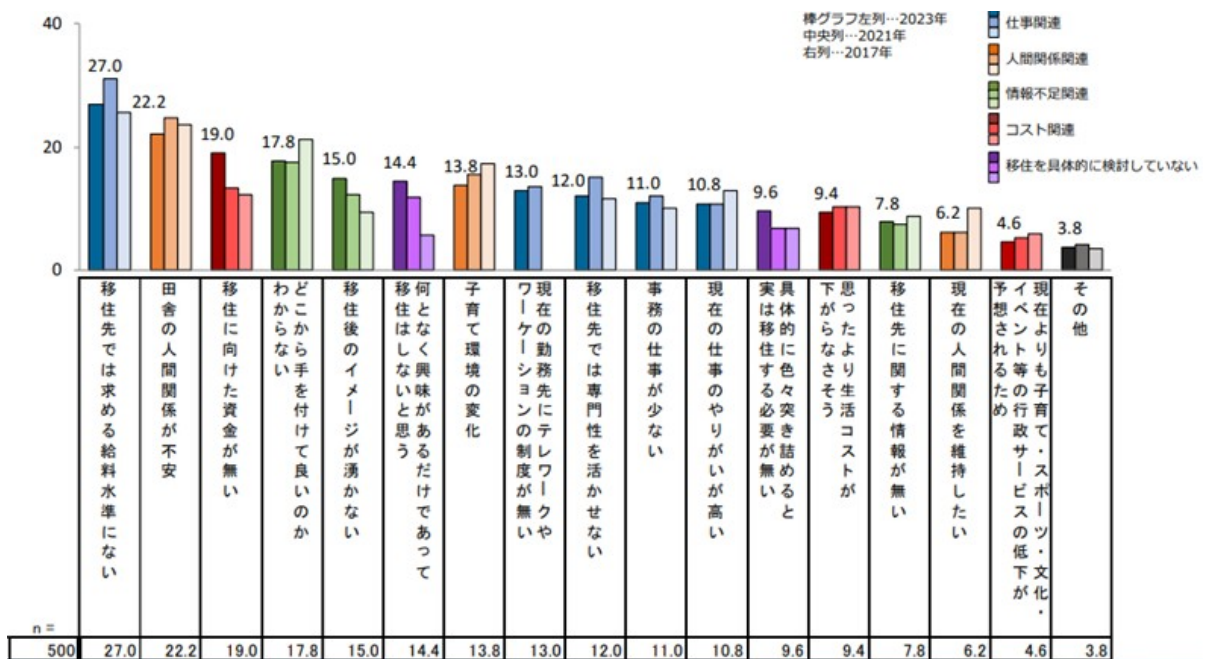
この点に関して、「公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構（JOIN）」が「アフターコロナの若者移住に関する調査」を行い、その結果レポート（2023年12月）を公表している。内容は、東京圏（東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県）に居住しており地方への移住に興味のある20～30代の既婚男女500人に対して、地方移住に興味のある理由をアンケート形式で行い集計している。結果は以下のとおり。

【移住に興味がある理由（複数選択）】



環境的な魅力、子育ての観点が高い割合を占めており、次点はネガティブな観点である生活コスト削減、都会の生活への疲弊等となっている。また、地方移住を妨げる要因としては、以下の結果となっている。

【地方への移住を妨げている大きな要因（複数選択）】

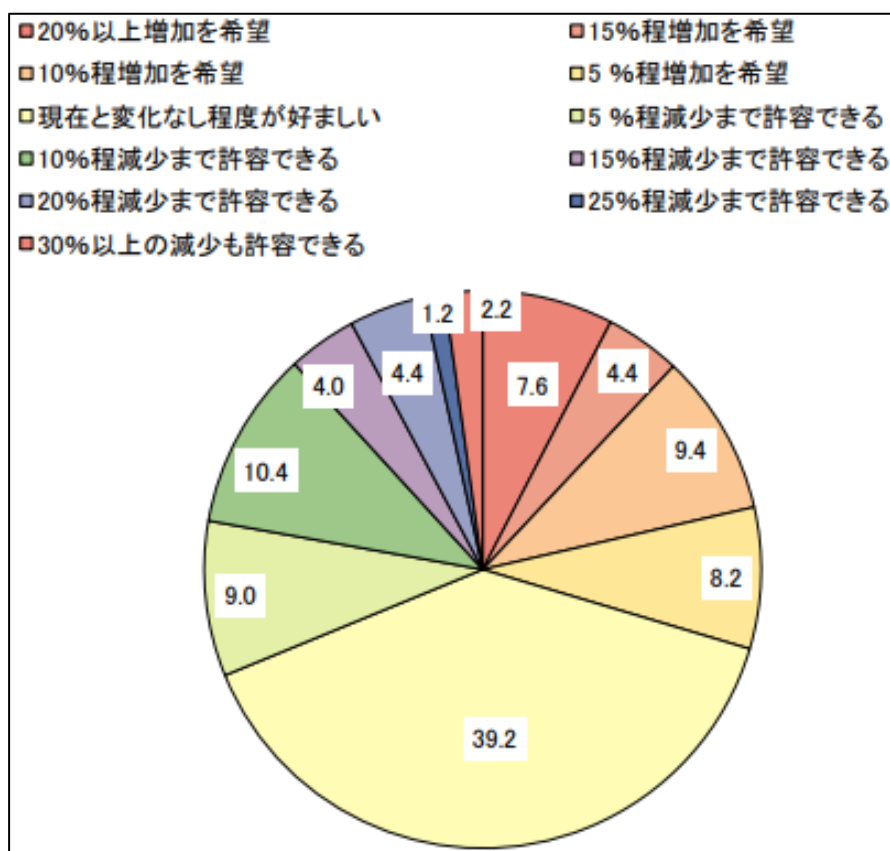


最も多いのは、給料水準に関するものであり、また、テレワークができない、専門性を活かさない、仕事のやりがいが少ない等の仕事関係の意見が多い。また、資金面の問題があること、「どこから手を付けてよいかわからない」といった移住のイメージを抱けないこともハードルとなっている。

市の分析結果とおおむね同様であるが、地方の環境的な魅力や都市圏のネガティブ要因の回避といった動機に対して、収入、仕事内容、キャリアといったハードルが高く、実際に移住を実行に移せないという構図が見受けられる。

給料水準に関しては、2023年の調査では行われていないが、2017年の一般社団法人移住・交流推進機構による「若者の移住」調査の結果レポートには以下の調査結果が示されている。

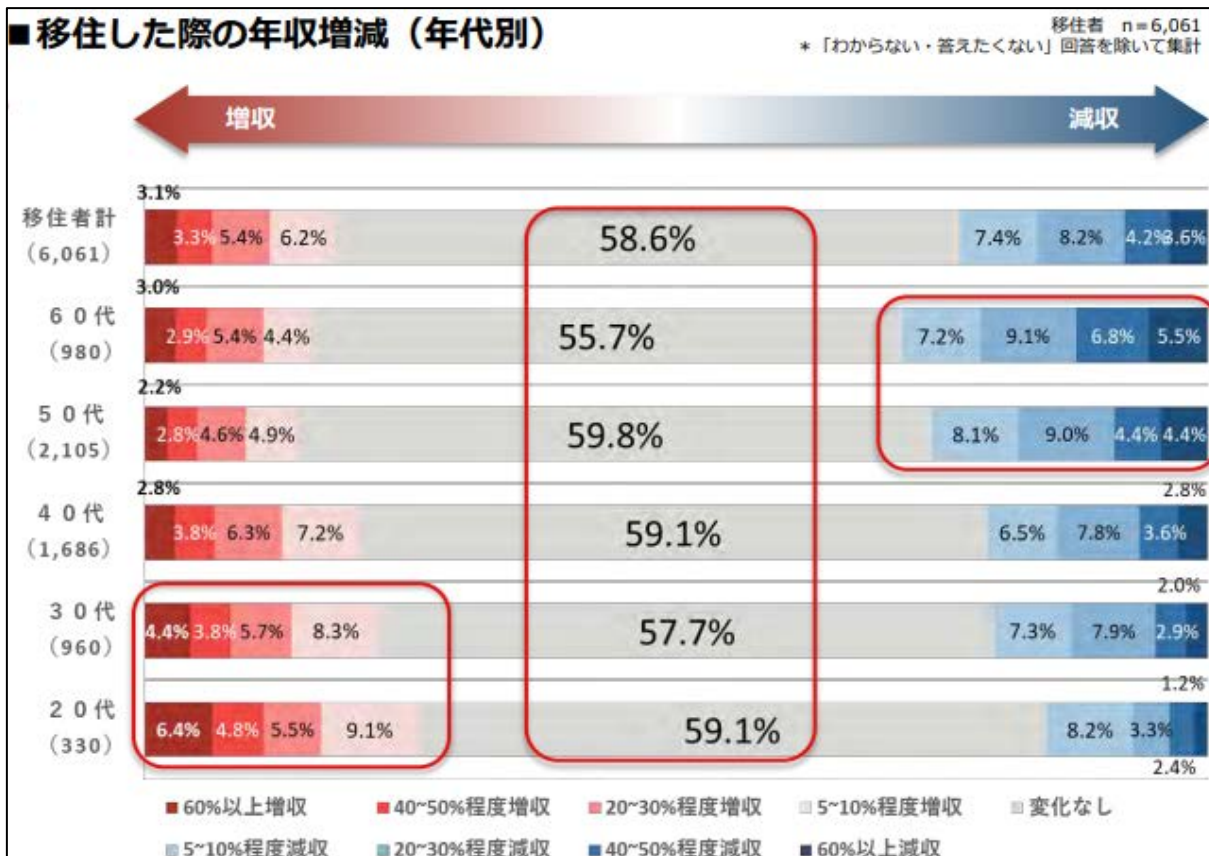
【地方移住する際の世帯年収の増加の希望範囲／減少の許容範囲】



「一般社団法人移住・交流推進機構 若者の移住調査」より抜粋

結果は「現在と変化なし程度が好ましい」が 39.2%と最も多くなっている。2017年の調査結果ではあるが、2023年の調査において「給料水準」が移住を妨げる要因の1位になっていることから、大きな変化はないと考えられる。地方都市の経済が東京圏より高くなることは稀であるにもかかわらず、移住希望者であっても世帯年収維持の要望が高いことを示している。移住を強く希望していない層においては、世帯年収が上がることを前提でなければ移住の選択肢は検討に上がらないであろうことが推察される。

当該結果への対応として、東京圏の世帯年収の維持に見合うような仕事の供給をするか、実際には生活コストが下がることから世帯年収が下がっても実質的な影響が薄いことを説明するかといった対応が挙げられる。パーソル総合研究所が行った「就業者の地方移住に関する調査報告書」（2022年3月）では、移住経験者の実際の年収増減の結果が集計されており、以下のとおりである。



結果として、約6割は年収の変動がなく、また、20代及び30代では増収している割合が2割以上存在している。この結果に対して、必ずしも移住したから年収が上がったわけではなく、上述で移住を妨げる要因となっていた給料水準のハードルを越えられた人が実際に移住を行っている裏付けであるにとらえることもできる。

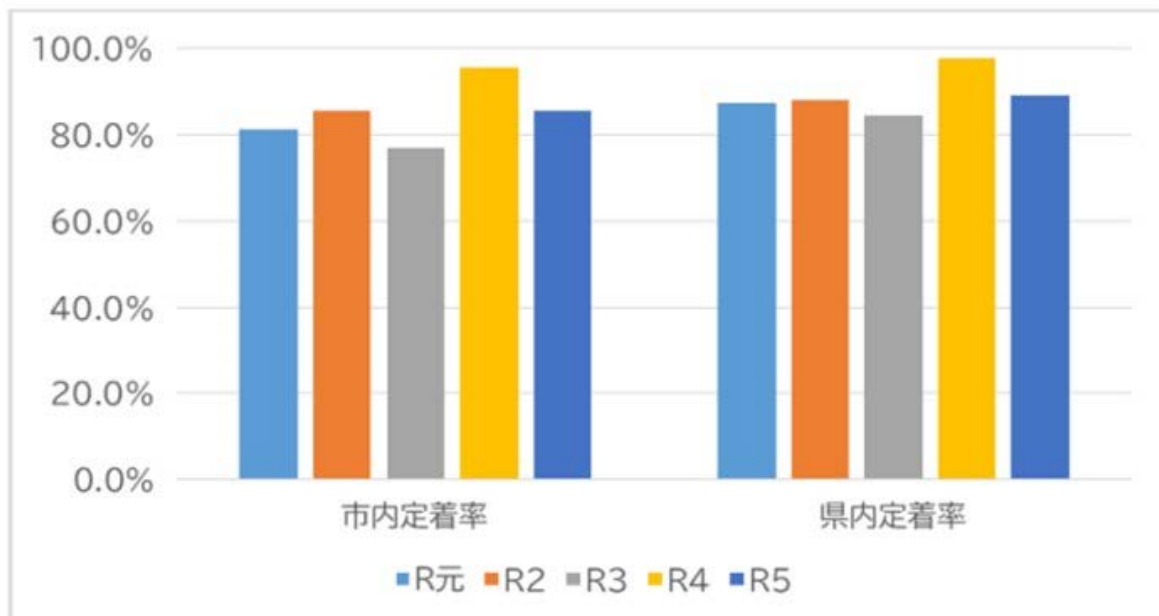
いずれにせよ、給料水準の問題解消が移住促進の根本的かつ重要な課題であると考えられる。

③ 定着率調査の分析

市は、移住者のうち、転入後2年経過した世帯に対して定住に関するアンケートを実施し、回収している。

定着率に関する結果は以下のとおりである。

定着率の割合（2019～2023年度・高知市把握分）



転入して2年経過後に市に居住している割合は2021年度を除いて80%を超えている。県内定着率で見るとすべての期間で80%を超えている。

④ 高知市の移住施策の分析

市は、上述した第2期計画の分析を踏まえて、以下の結果を導き出している。

- ・ 「移住体験やお試し施設」「補助金等」のニーズが高い
- ・ 移住者の年代は国内全体の傾向と同様である
- ・ 「単身者」「Iターン者」「就労・就業が移住理由」の割合が多い
- ・ 移住理由には「就労・就業」が最も多く、次いで「居住環境・自然環境が魅力的」となっている
- ・ 「関東地方（東京都を含む）」「四国地方（高知県を除く）」からの移住者が増加している
- ・ 定着率は移住後のミスマッチを防ぐために、支援施策の継続が重要

市は、当該分析結果を考慮して、第3期計画への反映及び実施を行っている。

5 施策の実施体制と関係部署

移住・定住促進に関する施策の推進に当たって、庁内組織である「まち・ひと・しごと創生本部」を設置している。

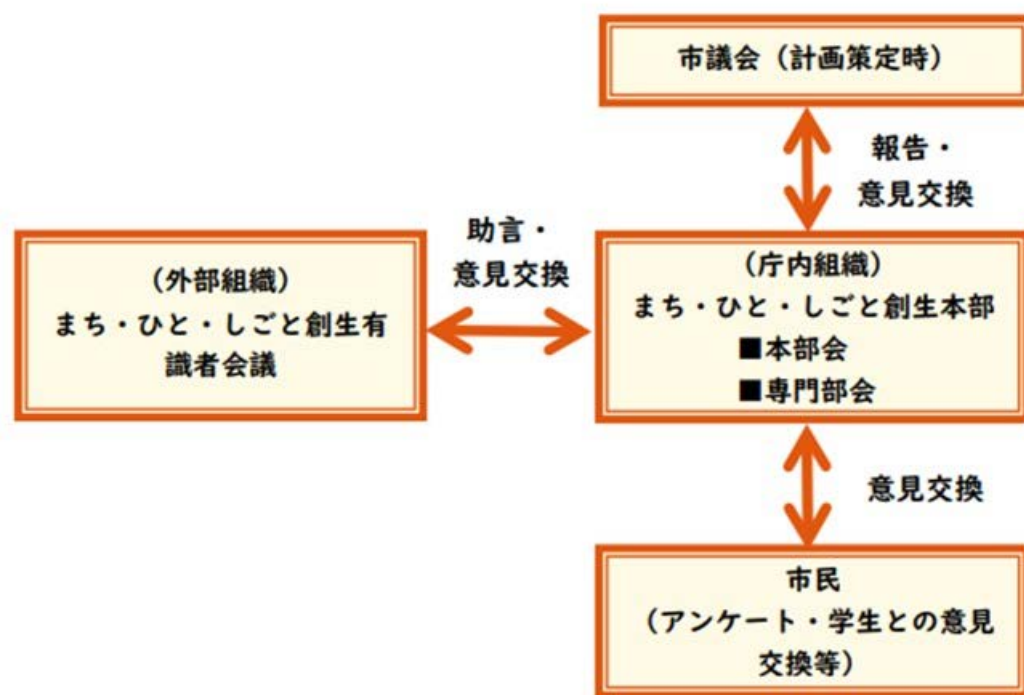
また、移住・定住促進の個別具体的な施策実施、相談対応等は「文化観光スポーツ部 移住・定住促進課」が所管課として実施している。なお、市としては、移住希望者や移住者に特化した施策のみならず、各部局における定住に向けた支援の一つひとつの積み重ねが、更なる移住促進につながるものと考え、全庁を挙げて移住・定住の促進に取り組んでいるものと認識している。

(1) まち・ひと・しごと創生本部

「まち・ひと・しごと創生本部」設置の目的は、「本市における少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を一体的に推進すること」とされている。本組織は、市長を本部長として、副市長及び各関係部の部長により構成されている。

また、客観的、専門的な意見を取り入れるため、住民をはじめ、産・官・学・金・労で構成する総合戦略の外部組織「まち・ひと・しごと創生有識者会議」の助言及び意見交換をする運営体制をとっている。「まち・ひと・しごと創生有識者会議」は、産業界関係者、行政機関関係者、学識経験者、金融機関関係者、労働団体関係者、マスメディア関係者等 15 名以内で構成されており、2024 年度のメンバーには高知商工会議所、高知県職員、高知大学、四国銀行等が実際に属している。

【まち・ひと・しごと創生本部の運営体制】



「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

計画の実効性を高めるため、総合戦略のスキームの中で、「まち・ひと・しごと創生本部」において、進捗管理を徹底していくとともに、「まち・ひと・しごと創生有識者会議」において効果検証を行い、着実な成果につながる体制をとっている。

(2) 庁内関係課

移住・定住促進に直接関連する施策の実施は、主に「文化観光スポーツ部 移住・定住促進課」が担当している。人員構成は、令和7年4月1日時点で全体8名、そのうち、地域プロジェクトマネージャー1名及び地域おこし協力隊1名が属している。地域プロジェクトマネージャーは従来地域おこし協力隊として勤務していた人員である。

また、「第3期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標2「新しい人の流れをつくる」に係る部署としては、以下が挙げられる。

- ・ 政策企画部 政策企画課
- ・ 総務部 人事課
- ・ 市民協働部 地域コミュニティ推進課
- ・ こども未来部 こども政策課
- ・ 農林水産部 鏡地域振興課、土佐山地域振興課
- ・ 教育委員会 学校教育課、青少年・事務管理課、商業高等学校

(3) 高知市人口減少対策プロジェクトチーム

(1) (2) の他、高知市人口減少対策プロジェクトチームが設置されており、チームの目的は「本市の実情に合った移住・定住促進や若者・女性の雇用の創出、結婚・子育て支援などの人口減少対策に総合的に取り組み、若年人口の増加につなげ、持続可能な人口構造へと転換を図るため」とされている。

所掌事項は、高知県人口減少対策総合交付金（連携加算型）を活用した事業に関すること、その他人口減少対策を効果的に進めるために必要な事項となっており、政策企画部副部長が委員長、こども未来部副部長が副委員長を務めるように定められている。所属に関しては、(2) に挙げている部署の他、さらに関係する部署が追加されて組織されている。

6 予算の推移と執行状況

「4 高知市における移住・定住の状況と取組」で述べたとおり、移住・定住促進の施策の実施範囲は広く、特に定住施策に関しては基本的に既存の市民と変わらない満足度の高い施策を実施していくとの方針がとられている。「移住促進」に関しては、「移住・定住促進課」の予算及び執行の状況により、個別に測定可能であるが、「定住促進」に関しては、所管課が広く分布しており、かつ、県外移住者のみに特定した予算を測定することは難しい状況にある。

移住・定住促進課（令和6年度までは「地域活性推進課」）における令和4年度から令和6年度における歳入と歳出の状況は以下のとおり。

【移住・定住促進課の歳入歳出の推移】

（単位 千円） 項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算	執行	予算	執行	予算	執行
歳入合計	19,998	18,303	37,363	31,743	24,331	14,387
歳出合計	283,278	263,503	129,712	103,927	122,609	97,128

また、市全体の歳入及び歳出に占める割合は以下のとおりである。

【高知市の歳入歳出の推移】

項目（単位：千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入合計	165,510,132	159,295,990	163,081,015
うち、移住・定住促進課の執行金額が占める割合	0.01%	0.02%	0.01%
歳出合計	162,979,477	158,278,510	161,832,607
うち、移住・定住促進課の執行金額が占める割合	0.16%	0.07%	0.06%

上表のとおり、移住促進施策を主に実施している移住・定住促進課における執行金額は、市全体に対して非常に少ない割合となっている。

7 高知市の主要な移住促進施策の概要

移住・定住促進の施策として数多くの施策が第3期計画に挙げられている。そのうち、主要な施策として、施策全体の中でも特に移住促進において重要な役割を果たしていると考えられ、その効果が測定可能、かつ、移住・定住促進課の予算執行状況の金額との結びつけが可能なものを抜粋し、以下記載する。

(1) 移住相談会の実施

移住相談会は移住の入り口であり、市に興味のある人、市と縁のある人が実際に移住してもらうための重要なアプローチ手段である。移住相談会は全国規模の移住フェアや高知県主催の相談会など、年に複数回、様々なタイミング、グループ、ロケーションで実施されている。令和4年度から令和6年度における相談会の実績は以下である。

項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	回数	相談者実績	回数	相談者実績	回数	相談者実績
相談会実績	10回	172組	9回	157組	12回	272組
		230名		219名		326名

移住相談会には移住・定住促進課の在籍者が参加しており、実施に当たっての給料、旅費等が予算執行として支出されている。令和4年度、5年度は東京、大阪のみでの実施をしていたが、令和6年度には相談会の回数、日数を増やすとともに、神奈川県において二段階移住イベントを開催したことにより、相談者実績が大きく増加している。

(2) お試し滞在施設の運営

お試し滞在施設とは、市への移住を検討している人が、実際に市の環境や地域との交流をして移住後の生活を体験してもらうことにより、お互いに良い移住となることを確かめるために使用される施設である。施設は中山間地域にある「しいの木」と市街地にある「いっく」の2拠点があり、前者は中山間地域に興味のある移住者の人に地域との交流を軸に体験してもらう役割を担っており、後者は市街地への移住に興味のある人あるいは後述する「二段階移住」の利用を検討している人に対して活用されている。滞在施設はそれ単体での活用のみならず、移住ガイドツアーの実施や、他市町村における体験ツアーへの参加といった活動と合わせて移住の検討を進めてもらうために活用されている。

それぞれの施設の利用の情報及び利用実績は以下のとおりである。

(a) かがみ暮らし体験滞在施設「しいの木」

場所：鏡地域(中山間地域)

利用可能期間：2泊から28泊

居室：2室

内装：調理・交流室・トイレは共用、家具・家電付き

利用実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	11世帯	9世帯	12世帯
移住につながった実績	0件	0件	1件

施設の外観及び内観



(b) こうちらいふ体験滞在拠点「いっく」

場所：一宮地域(市街地)

利用可能期間：1か月から6か月

居室：集合住宅4戸 ※令和7年3月より8戸に増室

内装：2LDK、家具・家電付き

利用実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	9世帯	11世帯	15世帯
移住につながった実績	高知市移住1件 県内二段階移住 2件	高知市移住1件 県内二段階移住 3件	高知市移住2件 県内二段階移住 4件

施設の外観及び内観



「いっく」は高知県の職員住宅の一部を賃借し、それをお試し滞在施設として活用している。賃借料見合いを利用者から回収しており、賃借料に関しての費用負担は生じていない。しかしながら、内装、家具、家電、修繕等は市の負担となっており、予算執行として支出されている。

(3) 補助金助成金の交付

移住促進に当たって、市はいくつかの支援制度として補助金、助成金の制度を整えている。具体的には以下のとおりである。

(a) 高知市 UI 孫ターン支援事業費補助金

UI ターン支援のため、転入費用に対する補助をする制度となっている。金額は子育て世帯 15 万円、それ以外は 10 万円であり、三世代同居等の要件を満たす場合や孫ターンに該当する場合には 5 万円の加算がある。

(b) 若年層向けの家賃補助

高知県外から本市へ UI ターンする 34 歳以下の若者で、県内企業等に就職し、5 年以上定住する意思がある方に対して市内の民間賃貸住宅の家賃の一部補助を行っている。

(c) 地方創生移住支援金

高知県に移住し、特定の就業をした移住者に対して、単身 60 万円、2 人以上の世帯 100 万円を支給する移住支援制度があり、これは高知県内すべての市町村において実施されている。さらに 18 歳未満の者を帯同する場合は 1 人につき 100 万円が加算される。国が 2019 年より地方自治体に対する支援として制度を作り、自治体の実施主体として実施している。支援金の財務的な負担は、国が 1 / 2、県が 1 / 4、市が 1 / 4 となっている。

(d) 二段階移住支援事業費補助金

市が行っている移住促進施策の1つである「二段階移住」に関する補助金である。「二段階移住」に要する費用として支給対象に該当する経費の一部を最大で24万円補助する制度となっている。

上記に関する令和6年度の支給実績は以下のとおりである。

項目（単位：千円）	令和6年度
UI 孫ターン支援事業費補助金	3,669
地方創生移住支援金	17,000
二段階移住支援事業費補助金	1,661

(4) 二段階移住の推進

「二段階移住」制度は、「れんけいこうち広域都市圏の取組」の一環として、高知県全体での移住者増加を促進するための施策である。「れんけいこうち広域都市圏の取組」とは、高知市に県内の人口・都市機能が一極集中しており、県内他市町村と経済的に相互補完関係にあることなどから、県内市町村それぞれと地方自治法に基づく連携協約を締結して、県全域で「れんけいこうち広域都市圏」を形成し、また、高知県とも連携協約を締結して強力な後押しを受けながら、一丸となって圏域の活性化及び人口減少の克服に取り組むことをいう。

施策の内容としては、移住希望者に他市町村へのアクセスに優れた高知市に一旦住んでもらい他市町村を巡ってもらい、他市町村への移住を促進するという制度である。制度の趣旨としては、直接過疎地や中山間地域への移住に不安を覚える対象者に対して、市街地である高知市に一段階目の移住をしてもらい、二段階目としてゆっくりと興味のある市町村への移住を検討してもらおうというものである。最終的に他市町村へ移住してもらおう

ことを目標としていることから、市としては直接的なメリットを享受できないように思われるが、高知は県全体で人口減少への対策を検討、対応しており、地域連携及び地域経済の観点からは、他市町村における経済の維持発展がハブとしての高知市にも返ってくることを考慮すると、一定の合理性はあると考えられる。また、二段階目の移住をやめて、高知市にそのまま移住する可能性もある。

二段階移住制度は他県においては実施されておらず、高知県特有の取組である。競争が激化している移住者争奪の状況において、他自治体への移住を促進するような取組は珍しく、個別の地方自治体ではなく高知県全体としてのアピール体制が有効に働く可能性を感じられる制度である。

二段階移住に関する過去3年間の新規相談件数、補助金交付決定件数、パスポート発行部数（利用世帯数）、移住組数は以下となっている。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二段階移住新規相談件数	132件	133件	138件
補助金交付決定件数	25件	14件	11件
二段階移住パスポート発行部数	34部	25部	26部
二段階移住組数	5組	3組	5組

(e) よさこい移住

高知の文化的な祭りである「よさこい祭り」と組み合わせた移住施策である。市の特性及び魅力が強く感じられる祭りであり、チーム制かつ他県からの参加が多いこと、関東圏での開催があることといった観点から関係人口が多く、移住との相性が良いと考えられる。市は「よさこい祭り」をきっかけに移住した人を「高知市よさこい移住応援隊」としてよさこい移住の支援を委嘱するとともに、「よさこい祭り」に合わせた移住のPR、よさこい体験の受け入れといった施策を実施している。

2024年4月時点の「高知市よさこい移住応援隊」は15名、よさこい体験に関しては、2005年度から2024年度までに17名の参加実績がある。

「よさこい祭り」は高知の貴重な観光資源であり、移住に直結するものではない。また、「高知市よさこい移住応援隊」の支援に関しても基本的にはボランティアで行われており、移住・定住促進課の予算執行において個別に支出されている経費はイベント経費、広告、記念品等の軽微なものに限られている。

8 施策の成果指標と評価方法

「3 移住・定住促進に関連する戦略と計画」において記載している市の戦略及び計画において、数値的な目標として重要業績評価指標（以下 KPI という。）が設定されている。また、「7 高知市の主要な移住促進施策の概要」で記載している各施策に対して、個別に KPI が設定され、目標達成のモニタリングとその改善思案がされている。

（1）2011 高知市総合計画後期基本計画

本計画の施策 52 に掲げられている成果指標は以下のとおりである。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
県外からの移住組数	県・市の移住担当窓口で把握する県外からの移住組数	234組 (令和元年度)	200組以上	200組以上
15歳から24歳までの県外への転出超過数	住民基本台帳上で把握できる15歳から24歳までの県外に対する転出入数	752人 (平成30年度)	225人以下	0人
定住意向率	市民意識調査で「高知市に住みつづけたい」と回答した市民の割合	90.8% (令和2年度)	100%	100%

「2011 高知市総合計画後期基本計画」より抜粋

いずれの指標も移住及び定住において、シンプルかつ測定可能な成果指標であり、違和感はない。

（2）高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第3期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標2「新しい人の流れをつくる」において掲げられている数値目標は以下のとおりである。

(1) 数値目標

数値目標	現状	目標
県外からの移住者数	540人 (令和4年度)	1,090人 (令和10年度)
15~24歳の県外への転出超過数	535人 (令和4年)	100人 (令和10年)

「第3期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

また、施策ごとに KPI が設定されており、移住・定住促進に直接関連する項目としては以下の2つが挙げられる。

⑤ 移住促進と受入体制の強化

⑤-1 移住支援の充実



KPI	基準値	目標値
県外からの移住相談件数	394件 (令和4年度)	570件 (令和10年度)

⑥ 居住環境の整備

⑥-1 定住しやすい環境づくり



KPI	基準値	目標値
移住者の定着率	95.6% (令和4年度)	100% (令和10年度)

「第3期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

(1) の総合計画と連携しており、より直近の数値に基づいた具体的な数値設定がされていることが見受けられる。

(3) 高知市移住・定住促進計画

第3期計画において掲げられている KPI は以下のとおりである。

<p><KPI①> 県外からの移住相談件数の増加 2023(令和5)年度の県外からの相談件数422件から、2028(令和10)年度には<u>県外からの相談件数570件</u>を目指します。</p>
<p><KPI②> 県外からの移住者数の増加 2023(令和5)年度の県外からの移住者数実績715人から、2028(令和10)年度には<u>県外からの移住者数1,090人</u>を目指します。</p>
<p><KPI③> 移住者の定着率^{*2}の向上 2021(令和3)年度の移住者が2023(令和5)年度に<u>市内に定着している割合85.5%</u>を向上させ、2028(令和10)年度には<u>移住後2年目の市内定着率100%</u>を目指します。</p>
<p><KPI④> 県外からの若年移住者数の増加 NEW 2028(令和10)年度には<u>県外からの若者(0~34歳以下)移住者数710人</u>を目指します。</p>

「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

①から③は(2)と同様であるが、④「県外からの若年移住者数の増加」は新規 KPI として設定されている。第2期計画では「15~24歳の県外への転出超過数の抑制」を KPI として設定していたが、「2 移住・定住施策の定義と目的」(2)に記載したとおり、第3期計画では若年層をメインターゲットとした施策の実行を計画に盛り込んでおり、KPI にその方向性を反映している。

なお、第2期計画において設定されていた KPI 及びその2023年度時点の実績は以下のとおりである。

KPI	基準値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	令和5年度 時点数値
①県外からの移住相談 の増加	263件	360件	422件
②県外からの移住組数 の増加	185組	200組以上	520組
③移住者の定着率の 維持・向上	100%	100%	85.5%
④15～24歳の県外へ の転出超過数の抑制	752人	300人	743人

高知市移住・定住促進課作成資料より抜粋

①及び②の指標に関しては、設定されている目標値を2023年度時点で上回ることができているが、③及び④は達成できていない。特に④に関しては基準値からの減少がほとんどなく、目標との乖離が大きい状況にある。

9 移住・定住促進における外部連携の状況

市は、移住・定住の促進に当たって、外部の様々な組織、機関、団体と連携をしている。具体的には以下が挙げられる。

- ・高知県移住促進課
- ・高知県 UI ターンサポートセンター
- ・高知家移住促進プロジェクト（KIP）
- ・高知県地域移住サポーター
- ・地域おこし協力隊ネットワーク（とさのね）
- ・高知市よさこい移住応援隊

（１）高知県移住促進課

高知県の移住促進の所管課であり、高知県全体への移住相談の支援を行っている。定期的な情報交換、移住・定住に関する意見交換、移住相談会の共同運営等での連携をしている。

（２）高知県 UI ターンサポートセンター

一般社団法人であり、高知県、市町村、各産業団体を構成員として設立されている。高知県への移住に当たっての相談及び就業サポート、高知県移住ポータルサイト「高知家で暮らす」の運営、求人マッチング、広域のPR活動といった移住・定住に関連する幅広い活動を実施している。

（３）高知家移住促進プロジェクト（KIP）

移住の受入れ、支援を行う民間団体で構成されたネットワークである。移住前の相談、移住後サポートを行っている民間団体の6団体と意見交換及び勉強会の開催等を実施している。

(4) 高知県地域移住サポーター

高知県より任命された個人及び団体が担っており、移住者の相談役として県の移住コンシェルジュや市町村の担当者・専門相談員とともに、移住者の定着支援のサポートを行っている。市が直接連携することは多くはないが、対象者の推薦は各市町村が行っている。

(5) 地域おこし協力隊ネットワーク（とさのね）

高知県内の地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊の任期終了者により構成され、協力隊に関連するネットワークの連携を深め、協力隊の活動を支援する団体である。移住者及び定住者に該当することから、市の移住・定住促進においても隊員の研修、情報交換及び自治体の支援活動での連携を図っている。

(6) 高知市よさこい移住応援隊

市の地域資源であるよさこい祭りとの関わりを目的に市へ移住を希望する人の移住前相談支援、移住後のフォローアップ等の支援を実施している団体である。市の施策の1つである「よさこい移住」の実施に当たって連携を図っている。

第3章 監査の結果及び意見

1 監査の結果及び意見の定義

本報告書は、地方自治法第252条の37第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、監査の結果に関しては、「結果」（本報告書では「指摘」と記載している。）及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、これらを次のように定義した。

【指摘】：法令、条例、規則等の形式的違反がある事項、又は形式的違反はないが、実質的な違反がある事項
若しくは、違法ではないが社会通念上、適切ではないと考えられる事項

【意見】：地方公共団体運営の有効性、効率性、経済性等を総合的に考慮して改善することが望ましい事項

2 監査の結果及び意見の一覧

「第4章 監査の結果及び意見（総論）」並びに「第5章 監査の結果及び意見（各論）」に記載した指摘事項は2件、意見事項は81件であった。うち、総論に関する指摘事項は2件、意見事項は5件である。

一覧は下表のとおりであるが、具体的な内容や記載の根拠については該当する個別の項目の本文を参照されたい。

第4章 監査の結果及び意見（総論）

No.	区分	項目
総1	意見	移住・定住の定義について
総2	指摘	移住者数のカウント方法の見直し
総3	指摘	転入者アンケートの回答割合の向上
総4	意見	中山間地域の移住に対する意識の情報収集
総5	意見	中山間地域に対する施策の区分
総6	意見	関連所管課との連携
総7	意見	未利用及び低利用土地の施策への活用

第5章 監査の結果及び意見（各論）

1 移住・定住促進施策の設定 KPI

No.	区分	項目
1	意見	相談件数の移住への貢献度の確認
2	意見	相談件数の目標値設定
3	意見	移住者数の増加の目標値設定
4	意見	移住者の定着率の定義付け
5	意見	定着率の測定方法
6	意見	移住者の定着率の目標値設定
7	意見	移住後の状況に関するアンケートのプロセス見直し
8	意見	KPIの達成状況に対する振り返り
9	意見	県外からの若者移住者数の目標値設定
10	意見	県外からの若者移住者数の測定方法
11	意見	質的 KPI の設定検討

2 移住・定住促進施策の予算と執行状況

No.	区分	項目
12	意見	補助金の予算と執行の乖離

3 移住者及び移住者候補に対するヒアリング・アンケート

No.	区分	項目
13	意見	定期アンケートの実施又は項目の追加
14	意見	行政によるフォローについて
15	意見	定住支援施策の利用度の低さ
16	意見	就労支援におけるワークライフバランス

4 移住促進施策の実施状況

No.	区分	項目
17	意見	相談会開催における慎重な選定
18	意見	SNS等の運用における管理体制
19	意見	移住促進施策としての位置付け（ふるさと納税者へのPR）
20	意見	短期滞在用の追加の検討
21	意見	「しいの木」の活用方法の検討
22	意見	移住支援金の返還確認と回収管理体制
23	意見	「関係人口」「二拠点居住」等の観点からの検討
24	意見	地域おこし協力隊の定住フォロー
25	意見	施策におけるKPI設定
26	意見	ふるさとワーキングホリデーと他施策の連携
27	意見	二段階移住の補助内容の見直し
28	意見	二段階移住プロモーション業務委託の見積書様式
29	意見	移住促進施策としての有効性（まんなか移住の推進）

5 定住促進施策の実施状況

No.	区分	項目
30	意見	「移住者交流会」の開催頻度、参加者数を増やす取組
31	意見	地域移住サポーターとの連携強化
32	意見	地域移住サポーターとの情報共有及び活動実績の把握

6 その他の移住・定住支援の取組の実施状況

No.	区分	項目
33	意見	無料職業紹介所の移住者支援の位置付け
34	意見	「UI ターンサポートセンター」との連携強化
35	意見	移住支援としての位置付け（こうち奨学金返還支援事業）
36	意見	移住支援としての位置付け（インターンシップ促進事業）
37	意見	移住支援としての位置付け（チャレンジショップ事業）
38	意見	移住・定住支援としての位置付け（就農支援事業、新規就農者育成総合対策）
39	意見	定住支援としての位置付け（資格取得支援事業）
40	意見	定住支援としての位置付け（業界研究ガイダンス）
41	意見	定住支援としての位置付け（とさっ子タウン）
42	意見	定住支援としての位置付け（街路市）
43	意見	移住支援としての有効性（空き家バンク）
44	意見	「空き家バンク」の対象地域の拡大
45	意見	地域における定期的・継続的な空き家の実態把握
46	意見	「空き家バンク」への登録を促す仕組み・制度の構築
47	意見	移住・定住促進課による「空き家バンク」所管課との連携強化

No.	区分	項目
48	意見	KPI 設定による施策の評価・改善
49	意見	移住支援としての位置付け（住宅耐震化推進事業）
50	意見	移住者が利用しやすい制度への見直し検討
51	意見	「移住者向け住宅」整備の検討
52	意見	定住支援としての位置付け（浄化槽設置に関する補助、水洗便所改造資金に関する助成）
53	意見	定住支援としての位置付け（家具転倒防止対策補助）
54	意見	定住支援としての位置付け（デマンド型乗合タクシー）
55	意見	定住支援としての位置付け（こうちこどもファンド）
56	意見	区域外就学制度を活用した「二地域居住」の検討
57	意見	移住支援としての位置付けと差別化（保育料の無償化）
58	意見	移住支援としての位置付けと有効性（子供医療費の助成）
59	意見	定住支援としての位置付け（病児保育事業）
60	意見	定住支援としての位置付け（ファミリーサポートセンター）
61	意見	定住支援としての位置付け（産後ケア事業）
62	意見	若年層に対する子育て支援の充実
63	意見	移住支援としての位置付け（高知市結婚新生活支援事業）
64	意見	定住支援としての位置付け（いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操、こうち笑顔マイレージ）
65	意見	定住支援としての位置付け（認知症カフェ）
66	意見	定住支援としての位置付け（高知市夏季大学）
67	意見	定住支援としての位置付け（市民スポーツレクリエーション祭）
68	意見	定住支援としての位置付け（あなたに届け隊出前講座）

No.	区分	項目
69	意見	定住支援としての位置付け（市民活動サポートセンター）
70	意見	定住支援としての位置付け（防災士の養成）
71	意見	移住・定住支援の取組の判定
72	意見	所管課における移住・定住支援の意識強化

7 他自治体における定住促進施策

No.	区分	項目
73	意見	施策に関する選択と集中
74	意見	関係人口に対するアプローチ
75	意見	住宅取得補助施策の検討
76	意見	住まい探しへの対応施策の検討

第4章 監査の結果及び意見（総論）

1 「移住」の捉え方に関して

本監査の対象とする「移住・定住促進施策」について、原則として、数値的根拠に基づいて確認を実施するものとしているが、社会学的な観点からの整理と検討の要素が一定必要であると判断し、「移住」の捉え方をここに整理する。

まず、市として「移住」の目的、最終目標を何としているかを明確にしておきたい。市は「移住」の目的、最終目標の明示をしていないが、「高知市移住・定住促進計画」の目的は、当該計画の中において、以下のとおり記載されている。

- 市の総合戦略の4つの基本目標のうちの一つである「新しい人の流れをつくる」取組として、移住者も含め、全ての市民が「住んでみたい、住み続けたい」と感じる高知市としていくために、地域社会・経済の活性化を図りながら、人口減少を克服することを目的とする、総合戦略を補完するための計画

上記で、「移住」促進施策は、地域活性化と人口減少の抑制が「目的」の取組であるように読み取ることができる。「移住」促進は人口減少の抑制のために実施すべきであり、そもそも人口減少は抑制すべきであるということになる。では、人口減少は抑制すべき事象であろうか。人口減少が続けば、自治体の人口はゼロとなり、最終的に消滅することとなる。そのため、人口減少は抑制すべきであるとの考えは当然である。一方で、人口減少の抑制を最終目標とすべきか、については議論の余地がある。

ここで、「雪かきで地域は育つ（2018年）」の著者上村靖司氏は、本著の中で以下のように述べている。

「果たして、人口減少が問題の本質なのでしょうか。衰退している地域の現実に目をつぶり、問題が起きれば他人事のように役所に陳述し、地域を持続していくんだという覚悟はなく、行動を起こすこともない。自分の生まれ育った地域に誇りを持たず、こんな不便な地域に未来はないと自虐的に自らを語る。本当の問題はそこにあったのではないのでしょうか」

人口減少が引き起こす、住民の「心の過疎化」が過疎地域における本質的な課題の一つとされることがある。「心の過疎化」への対応方法と解消状況のモニタリングは重要であるが、本監査はあくまで市の取組に対して財務的な観点を主眼として確認することを前提としているため、社会学的な観点から専門的なアプローチをするものではない。よって、本監査の対象範囲とはしないが、「移住」というテーマを取り扱う以上、本質的な課題及びその解消を自治体のみが負うべきではなく、市民としてどのように向き合うのかについてこそ、自治体の取組と同等又はそれ以上に重要であることを念頭に置いた上で監査を実施する。

また、移住促進施策の今後の位置付けに対する考え方についても整理しておきたい。人口減少が問題とされ始めて以降、「都市部へ流出していく地方の人口を増やすための手段」としての施策の要素が強かった。

2010年から15年が経過し、全国的な人口減少の進行は止まらず常習化し、都市部に流出した日本の人口を地方で取り合うような事態は、中長期的には地方の人口減少問題の本質的な解決に結びつかないことはもはや明らかである。そのような状況下において、今後の移住・定住促進施策は、従来の地方の魅力をアピールしていくことはもちろんのこと、「必要最小

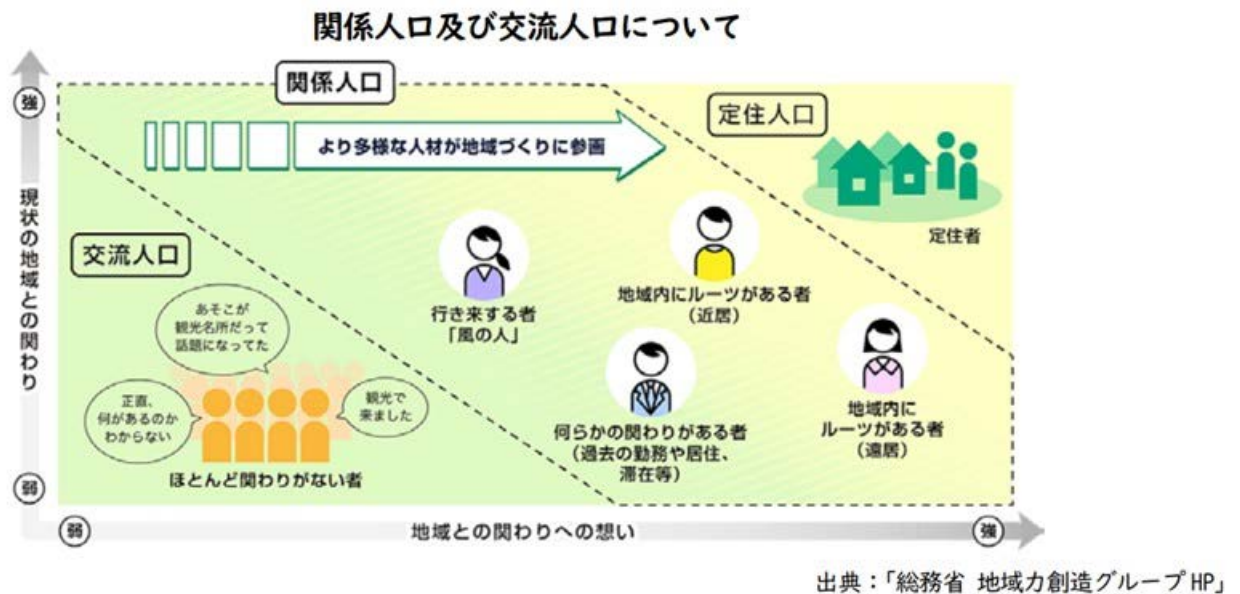
限の社会・経済構造を維持するための選択的補強策」として、特定年齢層・スキル層の定着支援策としての性格が強まっていくことが考えられる。

すなわち、より社会構造の変革と連携した形での移住・定住促進施策の表明とターゲットを明確化していくことが肝要となると考えられる。この観点から、ただ単に人口を増やすための手段として「移住」を考えるのではなく、マクロとミクロの両視点を保持し、かつ、社会情勢に沿った現実的な施策として機能するものであるかを念頭に監査を実施する。

2 「関係人口」からの検討

「移住」に関連する用語として。「定住人口」「関係人口」「交流人口」という用語がある。市は第3期計画において、「関係人口」「交流人口」を以下のように記載している。

- 「関係人口」：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々
- 「交流人口」：本市を観光で訪れたことのある方



「移住」をテーマとする上で、関連の深い「関係人口」の観点を外すことはできないため、本監査における「関係人口」の捉え方に関して整理をしておきたい。

総務省は「これからの移住・交流施策の在り方に関する検討会報告書—「関係人口」の創出に向けて—」を2018年に公表している。その中で、人口減少が進む地域において「関係人口」が地域づくりの重要な役割を担うとしている。当該報告書には、近年、自治体に移住・定住促進施策を進めてきた中で、定住をしない「関係人口」に対する期待が示されている。

「関係人口」の定義付けについて、市は上記としているが、「関係人口の時代」の著者である田中輝美氏は本著において、以下の定義としている。

- 「特定の地域に継続的に関心を持ち、関与するよそ者」
- 継続的なつながりを重視し、愛着を含んだ関心をもって、関与＝行動する新しい主体

市の定義との違いとして、「継続的」であること、「関心」を持っていることが具体的に示されており、この点は「関係人口」にアプローチする上で非常に重要な要素であると考ええる。

また、「関係人口」の重要性として、本著において様々な記載がされているが、中でも「移住の障壁」である「人間関係への不安」、例えば「人間関係に馴染めるか、移住者はよそ者扱いされそう」「コミュニケーションが密で疲れそう」という不安に対して、「関係人口」と協働している地域はよそ者を排除しないような、風通しの良い地域に見えて移住先として選ばれやすくなるという構図ではないだろうかとの論説が述べられている。「関係人口」との協働は、これからの「移住」の促進に当たって、重要な役割を果たすものであると考えられる。

加えて、本著では、「関係人口」との距離感に関する言及がされている。「関係人口」を単に「移住」「定住人口」の候補者のようにとらえられることがあるが、実際にはより複雑であり、丁寧な対応を要するものであると考えられている。本著では「関係人口」への対応に関して、具体的に以下の記載がされている。

- 関係人口の創出・拡大の最終目標を、定住人口の増加に置いてしまうケースは多い。否定はしないが、定住人口の増加「だけ」にならないことが重要だ。
- 関係人口が住民から言われて嫌だった言葉に着目したい。最も多か

ったのが「地域に骨を埋める覚悟はあるのか」だ。言われた関係人口は、みるみるうちに笑顔が凍った。

市は「関係人口」に対する施策を行っており、詳細は第5章の各論において後述するが、「関係人口」に関する捉え方として、以下を念頭において確認をする。

- ・ 「関係人口」は「移住」において重要な役割を担っており、施策の検討から外す合理的な理由はない
- ・ 「関係人口」は「定住人口」候補者ではなく、あくまで「関係人口」として、定義、ターゲット、役割を認識した上で、施策を検討、実施すべきである

3 市の移住・定住促進に関する有効性、経済性及び効率性

本章 1 及び 2 において、「移住」及び「関係人口」に関する本監査での捉え方を整理した。また、第 5 章の各論を述べる上で、第 2 章の概要を踏まえて市の移住・定住促進施策に係る全体像及び概要に対して、有効性、経済性及び効率性の確認を行い、次章の基礎としたい。項目は以下とする。

- ① 人口推移
- ② KPI の設定
- ③ 移住・定住促進施策
- ④ 移住・定住促進施策の執行額

① 人口推移

市の人口は近年急激に減少しており、現状のままであれば 30 万人を下回るのも時間の問題といえる。

【高知市の直近 5 年間の人口推移（住民基本台帳）】

各年 4 月 1 日現在

年次	世帯数 (世帯)	人口総数 (人)	備考
令和 3 年 (2021 年)	164,143	323,544	外国人世帯・人口を含む
令和 4 年 (2022 年)	164,084	320,722	外国人世帯・人口を含む
令和 5 年 (2023 年)	164,077	317,639	外国人世帯・人口を含む
令和 6 年 (2024 年)	163,985	314,116	外国人世帯・人口を含む
令和 7 年 (2025 年)	163,543	310,029	外国人世帯・人口を含む

「高知市の住民基本台帳人口」より抜粋

30 万人を下回った市としては、2023 年 11 月に秋田市、2025 年 2 月に久留米市がある。いずれも自然動態（出生減・死亡増）が主な原因となって

おり、少子高齢化が進み、高齢者の死亡数が出生数を上回る状況の抑制が大きな課題である。

移住の促進により、社会動態（転入・転出）として出生数を増加させられる世代の転入が増加すれば、結果として社会動態及び自然動態の改善につながる。

② KPI の設定

市は①の状況を踏まえ、第2期計画において、以下をKPIとして、移住・定住促進施策を推し進めてきた。

【第2期高知市移住・定住促進計画のKPI】

項目	目標値
① 県外からの移住相談の増加	360 件
② 県外からの移住組数の増加	200 組以上
③ 移住者の定着率の向上	100.0%
④ 15～24 歳の県外への転出超過数の抑制	300 人

また、第2期計画の期間終了に伴い、実績を振り返り、第3期計画を現在推し進めている。そのKPIは以下となっている。

【第3期高知市移住・定住促進計画のKPI】

項目	目標値
① 県外からの移住相談の増加	570 件
② 県外からの <u>移住者数</u> の増加	1,090 人
③ 移住者の定着率の向上	100.0%
④ 県外からの若者（0～34 歳以下） <u>移住者数</u> の増加	710 人

内容として、第2期計画より②と④が変更されている。

③ 移住・定住促進施策

市は②の KPI を達成するために様々な施策の実施をしている。移住促進としては、19 項目を実施している。

(1) 情報発信	① 移住相談会等の実施 ② インターネット等を活用した情報発信の充実 ③ 移住・定住情報「暮らすにぼっちり通信」の定期発行 ④ ふるさと納税者への PR NEW	
(2) 移住体験・お試し滞在の充実	① 移住ガイドツアー等の実施 ② お試し滞在施設の運営	
(3) UIJターンの推進	① 三世帯同居等Uターン支援	→ 子育て世帯・親世帯
	② 地方創生移住支援事業	→ 東京 23 区在住者・在勤者
	③ よさこい移住プロジェクト	→ よさこい踊り子・関係者
	④ 生涯活躍のまち推進	→ アクティブシニア
	⑤ 地域おこし協力隊の導入 NEW	} →若者世代
	⑥ 大学等新卒Uターンの支援 NEW	
	⑦ 孫ターンの支援 NEW	
	⑧ その他の支援 NEW	
(4) 関係人口の創出 NEW	① よさこいファンの拡大 ② NPO法人土佐山アカデミーとの連携 ③ 長浜・御畳瀬・浦戸地域との連携	
(5) 広域での連携	① 二段階移住の推進（れんけいこうち広域都市圏） ② まんなか移住の推進（高知市・南国市・香南市・香美市）	

定住促進としては以下の 3 項目を実施している。

(6) 定住に向けた支援	① 移住者交流会の開催 ② 地域移住サポーターとの連携 ③ その他の支援
--------------	--

また、移住・定住の全体を通して関連団体との連携を行っている。

(7) 関連団体との連携	① 高知県，県移住促進・人材確保センター ② 生涯活躍のまち形成事業主体 ③ NPO法人土佐山アカデミー等の移住支援団体 NEW ④ 地域移住サポーター，よさこい移住応援隊 ⑤ 産学官民との連携 ※総合戦略に記載 ⑥ 地域おこし企業人制度導入の検討 NEW
--------------	---

④ 移住・定住促進施策の執行額

市は③の移住・定住促進施策を実施する上で、予算を組み、執行している。移住に関する施策は、主に移住・定住促進課が執行しており、直近3年間の執行額は以下のとおりである。

【移住・定住促進課の歳入歳出の推移】

(単位 千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算	執行	予算	執行	予算	執行
歳入合計	19,998	18,303	37,363	31,743	24,331	14,387
歳出合計	283,278	263,503	129,712	103,927	122,609	97,128

また、市全体の歳入及び歳出と移住・定住促進課の占める割合は以下のとおりである。

【高知市の歳入歳出の推移】

項目 (単位：千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入合計	165,510,132	159,295,990	163,081,015
うち、移住・定住促進課の執行金額が占める割合	0.01%	0.02%	0.01%
歳出合計	162,979,477	158,278,510	161,832,607
うち、移住・定住促進課の執行金額が占める割合	0.16%	0.07%	0.06%

移住・定住促進課の執行額のうち、市全体の歳入・歳出に占める割合は極めて低く、「移住促進」に多額の支出を投じて実施しているという状況は見受けられない。むしろ直近3年間の推移としては、執行金額及び歳出に占める割合は低下傾向にある。なお、「定住促進」に関する執行金額は、各施策に関連する所管課に帰属しており、かつ、「移住者に対する金額」は区分されていないことから、定住促進施策の金額の推移は明確に把握できない。市民満足度の向上に重点を置いた行政サービス等への支出は定住促進に結びついているものであることから、移住に特化した施策と

比較して移住者を含めた住民全体への定住施策を広く実施する方針を優先しているにとらえることもできる。

以上、①から④に記載の内容から、市の人口推移の状況に対する移住・定住促進施策に関して、全体及び方向性として大きな違和感はない。

施策の有効性としては、人口総数の減少が加速しているものの、「移住者」数は着実に増加している状況にある。また、経済性及び効率性の観点からは、移住施策の予算及び執行の割合が極めて小さいが、適正な規模及び効率的な実施ができているか確認する必要がある。

これらの点に関して、本監査における個別の論点としてとらえ、「第5章 監査の結果及び意見（各論）」において確認した結果を述べる。

4 移住・定住の定義について

「第2章 監査対象の概要 2 移住・定住施策の定義と目的」に記載したとおり、市として「移住」及び「定住」に明確な定義を有していない。

大辞泉においては、それぞれの「用語」の意味は以下とされている。

- ・移住：他の土地に移り住むこと。特に、開拓・商売などの目的で、海外に居住地を変えること。
- ・定住：一定の場所に住居を構え、そこに住みつくこと。

上記はあくまで、一般的な用語としての定義であるが、「移住」の区分にはIターン、Uターン、Jターン等があり、それぞれの対象において効果的な施策は変わってくる。そのため、移住促進施策を検討し、推進していく上で市が「移住」をどのように捉えているかを明確にすることは重要といえる。第3期計画では新たにメインターゲットとして、対象年代を18歳以上34歳以下、居住地を東京圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）と設定されており、この点は非常に有意義であると考えられる。

「移住」の定義付けは「移住者」の定義につながる。また、移住促進施策は「移住者」となってもらうために実施されるものである。その基礎となる「移住」の定義を市としてどのように設定し、状況に応じて見直していくかは重要な課題といえる。

また、「定住」の定義に関して、「定住」は時間の流れを伴うものである。「移住」しただけでは「定住」といえず、たとえ長期間住居を構えていたとしても一旦その土地を離れてしまえば「定住」ではなくなってしまう。そのため、定義付けには期間的な割り切りが切り離せない。どのような期間が妥当であるかには判断の余地があり、過去の実績・分析等から妥

当な期間を検討し、「移住」との連携及び定住促進施策と適合するよう決定することが必要となる。

なお、市は「定住者」に関する定義も有していないが、「移住者の定着率」に関する定義は有している。「移住者の定着率」は「本市への移住者のうち、情報提供を希望している方が引き続き市内に居住している割合。本市が把握する二段階移住の対象者は除く。」とされており、KPIにも設定している。詳細は、各論において後述するが、これは高知県の要請により転入後2年間を経過した一部の転入者にアンケートを実施し、それを集計しているに過ぎない。そのため、市は厳密には「定着率」の定義をしているともいえないと考えられる。

(総1) 【意見】 移住・定住の定義について

有効性の観点から、市として、施策実施上の「移住」及び「定住」の定義を明確化することが望まれる。また、状況に応じてその内容を見直すことが望まれる。

5 移住者について

市は「移住者」を移住・定住促進計画において、「本市以外から本市へ住民票の異動を伴い転入した者（ただし、転勤や進学による転入者については、将来的に移住者となる可能性があるが、転入時点では、ある一定の期間で転出することが見込まれるため、除く）」と定義している。

移住者数のカウント方法は以下となっている。

- ①市に転入届を提出しに来た人に対して「転入者アンケート」を任意に回答してもらう
- ②「転入者アンケート」のうち、転入理由が「転勤」や「進学」であるものを除く
- ③KPIにおいては「県外からの」とされているため、県内他市町村からの転入を除く

集計方法に関して、一見問題ないように見えるが、「転入者アンケート」が任意であることによって、正確な移住者数が把握できていないという問題点がある。高知市の転入者数と「転入者アンケート」実施数の比較は以下のとおりである。

【「転入者アンケート」の回答率】

(単位：人) 項目	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
a. 高知市外からの転入者数※1	8,849	8,586	8,207
b. 「転入者アンケート」回答者数※2	859	1,435	1,636
b÷a「転入者アンケート」回答割合(%)	9.7%	16.7%	19.9%
c. 市の公表している「県外からの移住者数」	540	715	753

(単位：人)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
項目			
c÷a「県外からの移住者数」/高知市外からの 転入者数（％）※3	6.1%	8.3%	9.2%

※1 高知市の公表している住民基本台帳人口移動報告を年度に集計したもの

※2 高知市移住・定住促進課からの提供データを年度に集計したもの

なお、1世帯1回答だが、人数記載があるため、人数を集計している

※3 a.は高知市外からの転入であり、県外からの転入者数の集計ができないため、そのまま使用している

上表のとおり、「転入者アンケート」の回答率は上昇傾向にはあるものの、令和6年度の19.9%が最大である。すなわち、約8割以上の転入者に対してアンケートが回収できておらず、移住者かどうかの確認ができていないこととなる。

結果として以下の問題点があるといえる。

- ・ KPI に設定している「県外からの移住者数」が正確に把握できない
- ・ 移住者の傾向を把握・分析する上で十分な情報が収集できていない

1点目に関して、特に問題であり、KPIの達成状況がアンケートの回答率によって左右されてしまうということである。すなわちKPI達成のためのインセンティブが「移住者数を増加させる」ではなく「転入者アンケートの回答率を上げる」に置き換わってしまってもおかしくないということを意味する。現に、アンケート回答率が令和4年度から6年度まで10%で一定だったと仮定した場合、以下の表のように「転入者アンケート」回答者数は減少傾向となり、回答数を母数として算出する「県外からの移住者数」についても、結果として減少傾向となっていた可能性がある。

(単位：人) 項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a. 高知市外からの転入者数	8,849	8,586	8,207
b. 「転入者アンケート」回答割合 (10%)	10.0%	10.0%	10.0%
a×c 「転入者アンケート」回答者数	885	859	821

また、2点目に関しては、実施している移住促進施策がどのような効果を及ぼしているかを把握、分析する上で、対象となる「移住者」を正しく認識し、そこに対してアプローチをする必要がある。しかしながら、現状はそれに足る情報が収集できているとは言い難い。「転入者アンケート」に関する表の内容を組み替えて、潜在的な移住者数（推定値）を算出すると以下となる。

(単位：人) 項目	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
a. 「転入者アンケート」回答者数	859	1,435	1,636
b. 市の公表している「県外からの移住者数」	540	715	753
c=b÷a 「転入者アンケート」回答のうち、 「県外からの移住者数」の割合(%)	62.9%	49.8%	46.0%
d. 高知市外からの転入者数	8,849	8,586	8,207
e=c×d 「高知市外からの転入者数」から推 定される「県外からの移住者数」	5,563	4,278	3,777
e-b 潜在的な「県外からの移住者数」	5,023	3,563	3,024

上表の数値はあくまで推定値となるが、アンケート回答率が高い令和5年度、令和6年度においても「県外からの移住者数」の5分の1程度しか把握できていないことになる。

以上より、「移住者数」を正しく把握できているとはいえず、KPIの設定及び移住施策検討の観点から、その把握方法の見直しをすることが重要であると考えます。

把握の方法に関して、従来は窓口アンケートによる把握は行っておらず、ハガキを渡して返信してもらう方法であったが全く回収ができていなかったことから、把握方法に関して検討を重ね、最終的に現在実施している窓口でのアンケート形式に至っている。移住・定住促進課に対するヒアリングにおいて、窓口アンケートの強制はできず、任意にしかできないとの回答を受けているが、この点については、本当に強制あるいは強制力の高い任意にすることができないのかを改めて確認すべきであると考えます。

なお、以前から移動理由の把握に関する法令整備については、全国的な課題として見直しの要望が国に対して行われており、令和7年7月24日に実施された全国知事会においてその旨の記載がされているが、国において何ら対応がなされていない状況にある。住民基本台帳法上の転入届や転出届の届出に移動理由等を解明できる全国統一的な仕組みを構築することが現状実現されず、市において「アンケート方式」が継続採用されている背景がある。

移住・定住促進課は、転入届の手続を所管している課に対して、「転入者アンケート」の回収の重要性を説明し、毎年の回収結果及び窓口における意見等を共有している。このようにアンケートの必要性及び状況共有の場があり、移住・定住促進課として重要性の周知はしている。一方で、窓口業務におけるアンケート対応に時間を割くことは業務効率化と相反する

ことから、優先順位の向上等には様々な実務上の弊害があるのも事実である。また、移住施策を利用する人には必ず「転入者アンケート」に答えてもらうといった工夫はすでに実施がされている。

上記のような実務における改善・工夫はされているものの、実績として回答割合は2割程度にとどまっている。過去3年間で着実に回答割合は改善しているが、十分な水準に達しているとは思えない。加えて、「アンケート形式」である以上、回収率100%とならなければ完全な把握にはならないという非現実さもある。

本状況に関して、市として「移住促進」を重要課題として位置付けるのであれば、本事実に対し「移住者数」の把握方法を前提に、アンケート回収率の目標水準を定め、達成のため、所管課の努力に加え、全庁的に周知し、意識を強化すべきである。

(総2) 【指摘】移住者数のカウント方法の見直し

市として、移住者数のカウント方法の見直しを検討すべきである。「移住者数」は本監査のテーマにおいて、最重要の指標であり、有効性、経済性及び効率性を確認していく上で基礎となる指標である。「移住者数」算出は任意のアンケートを前提としているが、その回答割合が2割以下という不安定要素を含むことは、本監査における3Eの判断に影響を及ぼすことその他、新規施策の検討、施策の見直しにおいても影響を与え、公表事項として周知された際の市の移住に関するイメージにまで影響を及ぼすことになる。任意アンケートによるカウントが不適切とはいえないものの、その他の代替的方法がとりうるのかを関連する所管課を含めて改めて検討すべきである。

本監査における総論及び各論の3Eに広く影響を及ぼすことから、違法性はないものの、重要な要素であることを鑑みて指摘とする。

(総3) 【指摘】 転入者アンケートの回答割合の向上

(総2)において、任意の「転入者アンケート」方式を継続する場合には、現状の回答割合2割を向上させるための施策を行うべきである。理由は(総2)にも記載のとおり、本テーマの根幹に影響するものにある。移住・定住促進課における工夫が様々とられているが、それにも限度があることから、市として「移住促進」を重要と捉えているのであれば実績を正確に認識し、全庁的、トップダウン的な対応等による向上を図るべきである。(総2)と同様の理由により、指摘事項とする。

6 中山間地域における移住促進施策について

市は、市街地と中山間地域の区分を設けている。

それぞれの範囲を以下としている。

- ・ 中山間地域：鏡地域、土佐山地域、尾立、蓮台、重倉、久礼野、三谷、七ツ淵、柴巻、円行寺、宗安寺、行川、針原、上里、領家、唐岩
- ・ 市街地：中山間地域を除く地域

中山間地域は、主に市の北部に位置しており、特に鏡地域及び土佐山地域は最北部に位置し、市街地から離れているとともに山林の多い地域となっている。

【高知市の地域別地図】



「第二期高知市空家等対策計画」より抜粋

市の中山間地域の人口推移は以下のとおりとなっている。

各年4月1日現在 住民基本台帳

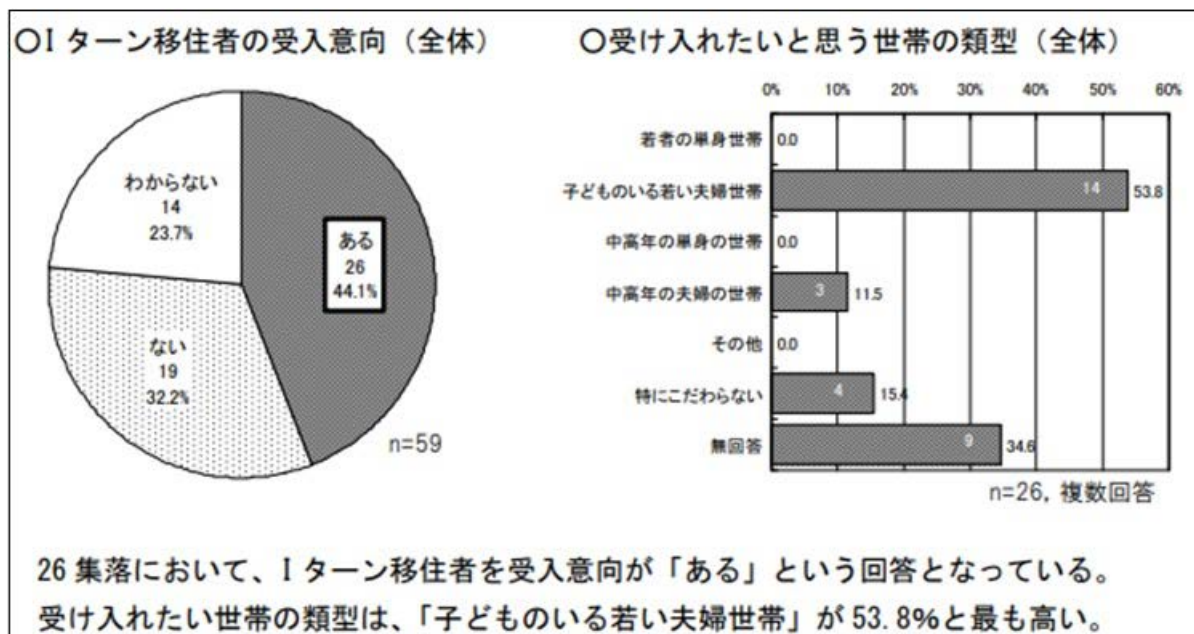
人口単位:人

	平成20年	平成25年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
②中山間地域人口	5,716	5,275	4,857	4,679	4,660	4,585	4,519	4,425	4,274
平成20年を100とした値	100.0	92.3	85.0	81.9	81.5	80.2	79.1	77.4	74.8
市全体人口における割合	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
年少(14歳以下)人口	587	475	432	425	410	405	392	354	323
中山間地域人口における割合	10.3%	9.0%	8.9%	9.1%	8.8%	8.8%	8.7%	8.0%	7.6%
老年(65歳以上)人口	1,760	1,812	1,936	1,920	1,919	1,933	1,941	1,712	1,682
中山間地域人口における割合	30.8%	34.4%	39.9%	41.0%	41.2%	42.2%	43.0%	38.7%	39.4%

「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

人口は継続して減少傾向となっており、近年は継続して65歳以上が約4割を占めている状況にある。

市は「高知市中山間地域実態把握調査」を平成25年7月から9月にかけて実施し、報告をしている。その中には人口減少の課題への対処として「移住」の取組が挙げられている。報告書のアンケート項目として、「移住の受入れに対する意向」があり、その結果は以下であった。



「高知市中山間地域実態把握調査 概要版」より抜粋

特に人口が少なくなっている地域において、外部からの「移住者」を受け入れることの敷居の高さは容易に想像できるが、その中でも人口減少を食い止めるため、44.1%が受入れの意向を示している。

上記の調査以降、直近での調査は実施されていないが、状況が改善することは考えづらく、むしろ悪化している可能性の方が高い。

当該中山間地域の課題に対して、本監査のテーマである「移住・定住促進施策」を見直すと、第2期及び第3期計画にて以下が挙げられている。

- ・ かがみ暮らし体験滞在施設「しいの木」
- ・ 中山間地域活性化住宅の整備
- ・ 空き家情報バンク制度
- ・ NPO 法人土佐山アカデミーとの連携

それぞれの施策に関しては各論で後述するが、高知県及び市として重要な課題である中山間地域に対してほとんど住宅のみの支援となっているように見受けられる。過疎化が激しい地域に対して、どのような方針及び施策をとるかは非常にセンシティブな論点であり、その対応に確たる正解はない。しかしながら、時間が経過するにつれて、「維持存続」をすることは難しくなっていく。市には中山間地域の各地区の方針を丁寧に確認し、移住施策の選択と集中をしていく義務があることから、移住・定住促進計画においてこの点が触れられていないことに疑問を覚える。

平成25年に実施されたような大規模調査が控えているのであれば、その情報を使用し、また、控えてないのであれば記載のNPO法人等と協力して、それぞれの方向性を決めるための情報収集をすべきである。

なお、市は「高知市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」を公表しており、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の

パートにおいて、「現況と問題点」「その対策」「事業計画」を記載している。その中に、意識調査や情報収集結果は含まれていない。

(総4) 【意見】 中山間地域の移住に対する意識の情報収集

市として、中山間地域の各地区における「移住」への意識・方向性の情報収集又は調査を行い、その結果に基づいた個別具体的な施策を検討することが望ましい。

(総5) 【意見】 中山間地域に対する施策の区分

市の公表しているホームページ及び印刷物等において、中山間地域に集中した項目としては「とさやまライフ」「かがみライフ」といった地域情報の発信にとどまっており、移住・定住促進施策に関する地域別アピールはされていない。しかしながら、中山間部における人口課題、空き家課題の深刻さは市街地に比べて重要性が増している状況にあり、市においても重要課題として認識しているところである。その解消のための施策の1つとして「移住促進」をとらえているのであれば、中山間地域向けの施策を明確に区分して情報発信されることが望ましい。すでに中山間地域に関連する個別施策はあり、中山間地域における過去調査に基づいた情報整理はされている状況にあることから、(総4)に記載の意見により追加施策と併せて中山間地域の移住促進施策をパッケージ化することは実現可能なものであると考える。

7 移住・定住促進施策における関連所管課の連携

移住・定住促進施策の実施に当たって、各所管課及び関連団体との連携は特に重要であることはいうまでもない。移住促進に関しては、移住・定住促進課が所管課として実施するものが多いが、仕事関係及び住宅関連においては、他の所管課の管轄となっており、また、高知県 UI ターンサポートセンターと連携する場合もある。また、定住支援として挙げている取組に関しては、ほとんどが移住・定住促進課以外が所管課となっている。

一般的に、行政において縦割りとなっていることは職務分掌の都合上、避けられない面はある。しかしながら、「移住者」にとっては移住にあたって関連する項目を広く知りたいが、所管課の把握は煩雑であり、実際には難しいと考えられる。その対応として、移住・定住促進課が窓口としての役割を担い、所管課間の連携をとることが重要となってくる。

現状、それが十分にできているか否かについて、客観的に示すことのできる根拠はない。詳細は各論において後述するが、移住・定住促進課が他所管課及び高知県 UI ターンサポートセンターからフィードバックをもらっていないこと、定住支援の取組において「移住者」の利用実績が把握されていないこと等より、「十分な連携」は足りていないと考えられる。

どこまでの連携が十分であるかについては、数値的に示すことができず、議論の余地があるが、少なくとも施策等の「移住者」利用状況と「移住者利用」につながらなかつたケースに関する情報収集はすべきである。

(総6) 【意見】 関連所管課との連携

移住・定住促進施策に関連する所管課に対して、施策への問合せ、問題点、施策の利用につながらなかつた理由等を適時に収集し、明文化した上で施策へ還元する体制の整備が望まれる。

8 遊休不動産の活用に関して

令和6年度の高知市包括外部監査は、「遊休資産等の財務事務の執行について」をテーマとして実施されている。その中において、未利用土地及び低利用土地に対して、今後の使用及び処分方法の検討状況の確認がされている。その中において、「移住促進施策」に関連する論点は述べられていない。また、本監査において、市の未利用及び低利用となっている土地を「移住」に活用するという内容は「御豊瀬小学校」の校舎を利用した地域おこし学校のみであり、それも移住促進施策からは外されている。

(7)に記載している市の内部連携は、あくまで施策実施しているものに限っているが、市の取組や資産を組み合わせる新たな施策を検討していくことは常に必要であり、その点が適切に機能しているかに対して疑問が残る。

例えば、市の未利用及び低利用土地のうち、長く処分が決まらないものに関して「移住者」が取得することに補助を行い、「移住者」が住宅を取得することは「定住」につながる。これは、空き家バンクの制度とは別であり、また、市の資産の有効活用にもなることから検討の余地はあると考えられる。

(総7) 【意見】未利用及び低利用土地の施策への活用

市の未利用及び低利用土地のうち、長く処分が決まらないものに関して「移住者」が取得することに補助する等の施策を実施することが可能かを検討することが望まれる。

第5章 監査の結果及び意見（各論）

本章では、本監査を実施した中で、有効性、経済性、効率性の観点から特に重要ととらえた内容の結果を個別具体的にまとめている。

また、自治体の作成資料、自治体へのヒアリング結果のみに情報が偏らないよう、移住者及び移住候補者に対してヒアリング及びアンケートを実施し、その結果をまとめている。

各論の項目は以下となっている。

1. 移住・定住促進施策の設定 KPI
2. 移住・定住促進施策の予算と執行状況
3. 移住者及び移住候補者に対するヒアリング・アンケート
4. 移住促進施策の実施状況
5. 定住促進施策の実施状況
6. その他の移住・定住支援の取組の実施状況
7. 他自治体における定住促進施策

1 移住・定住促進施策の設定 KPI

KPI とは Key Performance Indicator の略称であり、日本語では「重要業績評価指標」をいう。KPI は最終目標に向けた「中間目標」として、最終目標までのパフォーマンスの状況を測るために設定される。

市は「高知市移住・定住促進計画」において「本市の総合戦略の4つの基本目標のうちの一つである「新しい人の流れをつくる」取組として、移住者も含め、全ての市民が「住んでみたい、住み続けたい」と感じる高知市としていくために、地域社会・経済の活性化を図りながら、人口減少を克服することを目的とする」と記載している。この目的を達成するために

市は KPI を設定しており、第 2 期計画の KPI とその目標値及び実績値は以下のとおりであった。

【第 2 期高知市移住・定住促進計画の KPI】

項目	令和 5 年度 実績値	令和 6 年度 実績値	第 2 期計画 目標値
① 県外からの移住相談の増加	422 件	510 件	360 件
② 県外からの移住組数の増加	520 組	559 組	200 組以上
③ 移住者の定着率の向上	85.5%	94.3%	100.0%
④ 15～24 歳の県外への転出超過数の抑制	743 人	765 人	300 人

また、市の第 3 期計画の KPI 目標値は以下のとおりである。

【第 3 期高知市移住・定住促進計画の KPI】

項目	第 3 期計画 目標値
① 県外からの移住相談の増加	570 件
② 県外からの移住者数の増加	1,090 人
③ 移住者の定着率の向上	100.0%
④ 県外からの若者（0～34 歳以下）移住者数の増加	710 人

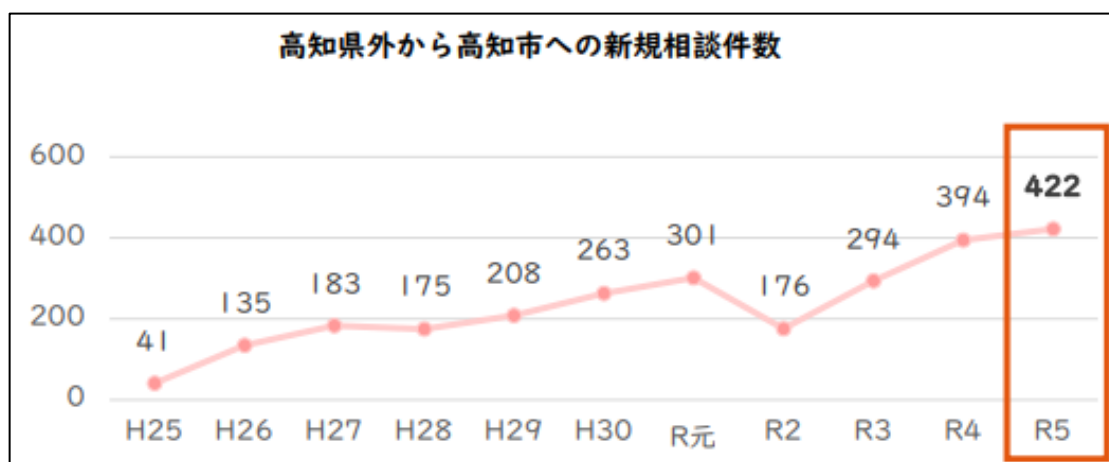
なお、監査の対象期間としては、基本的に第 2 期計画（2020～2024 年度）までとなるが、第 3 期計画（2025～2028 年度）に関しても、第 2 期計画の振り返りと実績に基づいた改善を含むため言及することとする。

（1）県外からの移住相談の増加

市は「県外からの移住相談件数」を KPI として設定している。

項目	令和5年度 実績値	令和6年度 実績値	第2期計画 目標値	第3期計画 目標値
県外からの移住 相談の増加	422件	510件	360件	570件

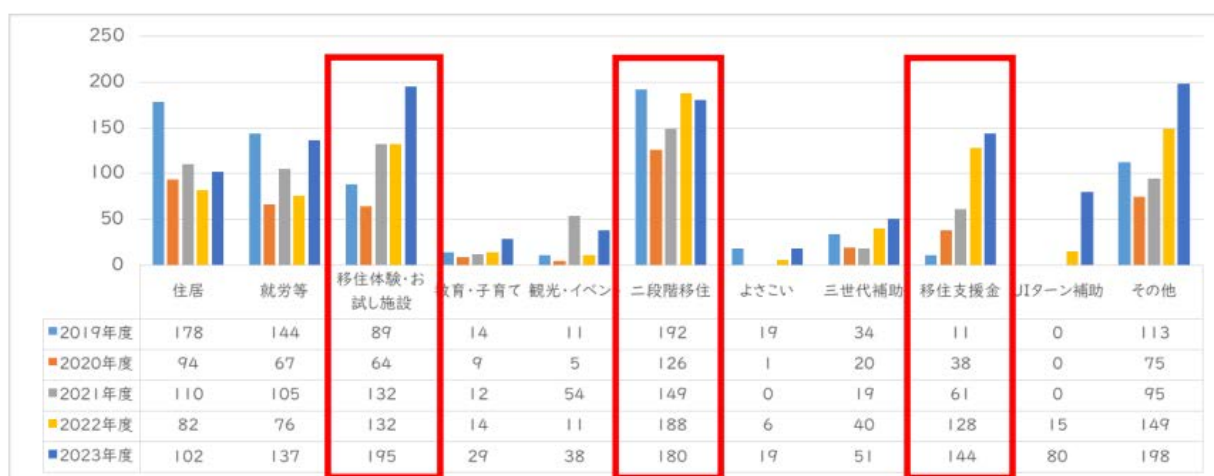
県外からの移住相談件数の推移は以下となっている。



「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

また、市は第2期計画の振り返りとして、相談件数に関する以下の集計及び分析をしている。

移住相談内容について（2019～2023年度）



「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

上記に加えて、相談手段に関する集計も可能となっており、その集計結果は以下のとおりである。

県外在住移住希望者からの新規相談件数（件）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	電話	44	52	34	50
2	面談	117	152	133	135
3	メール	23	31	21	67
4	イベント	101	145	224	238
5	オンライン	14	15	11	24
合計		299	395	423	514

高知市移住・定住促進課集計資料より抜粋

合計件数が第3期計画に記載されている新規相談件数と微少にずれているが、ほぼ一致している。内訳としては、イベント（相談会）の割合が高く、令和5年度及び6年度では約半数を占めている。次点は面談となっており、全体として相談会が重要な役割を担っていることが見受けられる。

【監査の結果及び意見】

KPIとしては、シンプルかつ客観的に測定しやすい項目であると考えられる。KPIの設定において、客観的な評価測定の観点から、数値化できるものを選定することが一般的であり、この点に関して有効性がある。

一方で、本KPIの懸念される事項に「相談件数と移住者数の関係性」がある。相談件数が増えれば、必ずしも移住者数が比例して増えるものではないということである。

例として、愛媛県が公表している市町村別の移住者数、移住相談数において、令和5年度の松山市の移住者数は2,994人であり、高知市の令和5

年度の移住者数 715 人の 4.2 倍に相当する。一方で、松山市の相談件数は 719 件と高知市の 1.7 倍にとどまっている。当該理由には様々な要素が関係していると考えられるが、地方の魅力、人口動態、経済状況、観光資源、移住・定住に関して公表されている情報及びその他の条件等から、相談をするまでもなく移住を決めている人数が少なくとも高知市より松山市の方に多く存在しているという事実があるといえる。

そのため、相談件数の増加は、高知市への移住に興味をもっている人数が増えるということと同時に、相談して悩みが解消しなければ移住を決められない人数が増えるということを否定できない。本来的には、相談をするまでもなく移住をしてくれることが最適であり、そのための地域的魅力、情報発信、移住後のビジョンの共有といった項目の充実があれば、相談件数の増加は移住者の増加と反比例する可能性すらある。

加えて、相談件数の目標値達成のみに目を向けた場合、相談以外での情報をあえて充実させないインセンティブが働くこと、何度も面談や相談会にきてもらい件数を増やすことといった、本来の移住者数の増加に紐づかない行動につながる可能性すらありうる。

以上より、相談件数の増加のみならず、相談からの移住を決定した人員までトレースすることが重要と考えられる。移住・定住促進課の集計した結果は以下のとおり。

【県外からの移住者組数のうち、相談を受けた組数】

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①高知県外から高知市への移住組数	348 組	520 組	559 組
②高知市への転入者アンケートにおいて、相談を受けたことがある組数	17 組	47 組	72 組
②÷① 相談を受けている割合	4.9%	9.0%	12.9%

移住・定住促進課集計資料より抜粋

上表の数値は、移住・定住促進課においてデータベースを有しており、すでに恒常的に集計されている。そのため、分析できる環境にある。②の「転入者アンケート」の回答率及び回答の正確性に依存することから、そちらが整った段階での正確な分析が望まれる。

【意見】相談件数の移住への貢献度の確認

有効性の観点から、KPI「相談件数の増加」に関して、相談件数のみでは、実質的な状況が把握できない可能性がある。そのため、相談者のうち、実際に移住者となった件数若しくは割合をサブのKPI若しくは補足情報として市の内部で同時に共有する体制とすることが望ましい。

また、目標値の設定方法を確認したところ、平成30年度から令和5年度までの相談実績を平均した件数を用いて算定されていた。

【第3期計画における相談数の目標値算出方法】

③相談実績

	相談件数	伸び数	伸び率
H25	41		
H26	135	94	229.3%
H27	183	48	35.6%
H28	175	-8	-4.4%
H29	208	33	18.9%
H30	263	55	26.4%
R元	301	38	14.4%
R2	176	-125	-41.5%
R3	294	118	67.0%
R4	394	100	34.0%
R5	422	28	7.1%
平均(H30～R5)		35.7	17.9%
		≒30	≒18%

高知市移住・定住促進課作成資料より抜粋

●シミュレーション

【前提】・これまでの相談実績をもとに、伸び幅を設定。

採用

案①平均値30件の伸び幅で試算

	相談件数	伸び幅
令和5年度(実績)	422	
令和6年度	450	28
令和7年度	480	30
令和8年度	510	30
令和9年度	540	30
令和10年度	570	30
令和11年度	600	30
令和12年度	630	30
令和13年度	660	30
令和14年度	690	30
令和15年度	720	30

案②平均割合18%の伸び幅で試算

	相談件数	伸び幅
令和5年度(実績)	422	
令和6年度	500	78
令和7年度	590	90
令和8年度	700	110
令和9年度	830	130
令和10年度	980	150
令和11年度	1160	180
令和12年度	1370	210
令和13年度	1620	250
令和14年度	1920	300
令和15年度	2270	350

※令和5年度実績422件≒420件を
発射台とし、そこから毎年の平均の伸
び数30件を積み上げた形で試算。

高知市移住・定住促進課作成資料より抜粋

客観的な数値を使用され、その算出方法はシンプルである。また、伸び幅は件数と伸び率のうち、保守的・現実的な方が選択されているように見受けられる。

恣意性が入らない面では合理性があるが、直近の相談手段の状況や件数の割合といった要因が考慮されておらず、施策の実施計画と併せた目標値になっているとは言い難いため、より詳細な目標値の算出方法の検討が望ましい。

【意見】相談件数の目標値設定

有効性の観点から、KPI「相談件数の増加」の目標値に関して、相談手段別の件数実績の情報があるにも関わらず、算出が相談数全体の過去伸び幅のみをみており、年度の要因や将来の計画は加味されていない。そのため、直近における相談会における相談件数の増加傾向にある事実、相談会の実

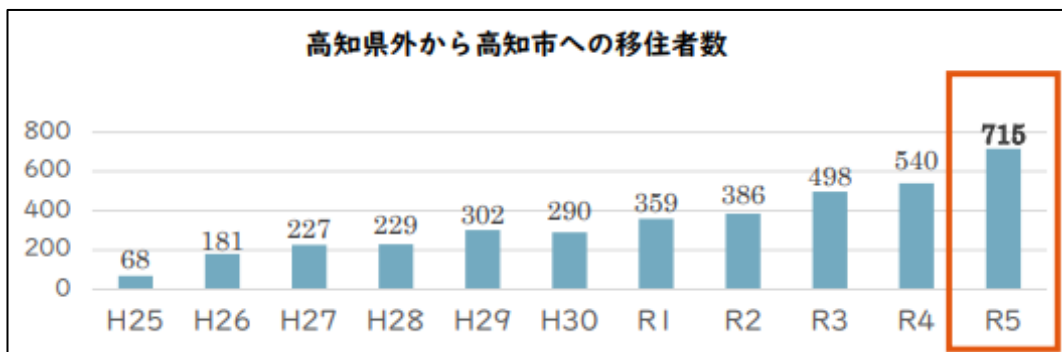
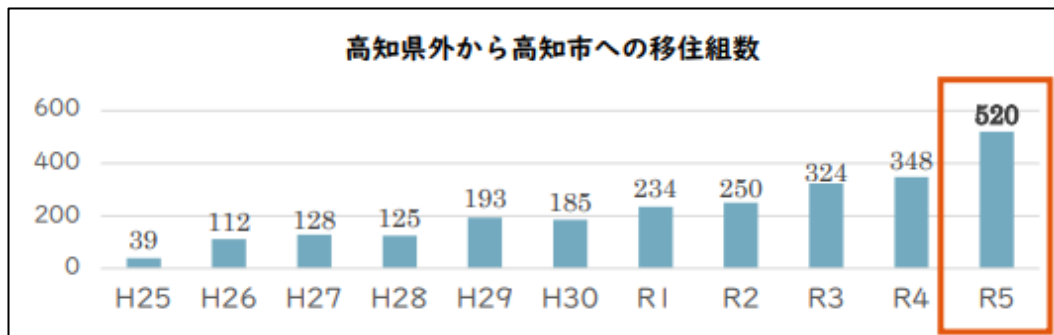
施回数増加を見込んでいる等の相談数に係る計画を適切に織り込んだ算出方法を用いることにより、過度に保守的な目標値とならないような体制の構築が望ましい。

(2) 県外からの移住組数の増加

市は「県外からの移住組数」をKPIとして設定していた。また、第3期計画からは、「県外からの移住者数」に変更している。

項目	令和5年度 実績値	令和6年度 実績値	第2期計画 目標値	第3期計画 目標値
県外からの 移住組数の増加	520組	559組	200組以上	-
県外からの 移住者数の増加	715人	753人	-	1,090人

移住組数及び移住者数の過去の推移は以下となっている。



「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

令和6年度の実績は、高知県の公表している「令和6年度 市町村別移住者数（県と市町村把握分）」より、559組、753人である。いずれの数値も令和5年度より増加している。

市は第3期計画の目標値として、過去の実績を用いて算出している。最終的に、毎年75人の増加を前提としての目標値となっている。伸び数と伸び率での算出をしているが、伸び数が選択されている。

【第3期計画における移住者数の目標値算出方法】

①移住実績

	移住組数	伸び数	伸び率	者数/組数	移住者数	伸び数	伸び率
平成24年度	21			1.7	36		
平成25年度	39	18	85.7%	1.7	68	32	88.9%
平成26年度	112	73	187.2%	1.6	181	113	166.2%
平成27年度	128	16	14.3%	1.8	227	46	25.4%
平成28年度	125	-3	-2.3%	1.8	229	2	0.9%
平成29年度	193	68	54.4%	1.6	302	73	31.9%
平成30年度	185	-8	-4.1%	1.6	290	-12	-4.0%
令和元年度	234	49	26.5%	1.5	359	69	23.8%
令和2年度	250	16	6.8%	1.5	386	27	7.5%
令和3年度	324	74	29.6%	1.5	498	112	29.0%
令和4年度	348	24	7.4%	1.6	540	42	8.4%
令和5年度	520	172	49.4%	1.4	715	175	32.4%
平均(H30~R5)		54.5	19.3%	1.5		68.8	16.2%
		≒50	≒19%				

(参考)人口ピジョン

	移住組数	伸び数	伸び率	移住者数	伸び数	伸び率
2015	130			222		
2016	147	17	13.1%	252	30	13.5%
2017	164	17	11.6%	282	30	11.9%
2018	181	17	10.4%	312	30	10.6%
2019	200	19	10.5%	340	28	9.0%

●シミュレーション

【前提】・これまでの移住実績をもとに、伸び幅を設定。

【参考】人口ピジョンでの目標数値 2015年130組/222人⇒2019年200組/340人 以後一定

採用

案①平均値50組/75人の伸び幅で試算

	移住組数	伸び幅	移住者数	伸び幅
令和5年度(実績)	520		715	
令和6年度	570	50	790	75
令和7年度	620	50	865	75
令和8年度	670	50	940	75
令和9年度	720	50	1,015	75
令和10年度	770	50	1,090	75
令和11年度	820	50	1,165	75
令和12年度	870	50	1,240	75
令和13年度	920	50	1,315	75
令和14年度	970	50	1,390	75
令和15年度	1,020	50	1,465	75

案②平均割合19%の伸び幅で試算

	移住組数	伸び幅	移住者数	伸び幅
令和5年度(実績)	520		715	
令和6年度	620	100	860	145
令和7年度	740	120	1030	170
令和8年度	890	150	1230	200
令和9年度	1060	170	1470	240
令和10年度	1270	210	1750	280
令和11年度	1520	250	2090	340
令和12年度	1810	290	2490	400
令和13年度	2160	350	2970	480
令和14年度	2580	420	3540	570
令和15年度	3080	500	4220	680

高知市移住・定住促進課作成資料より抜粋

【監査の結果及び意見】

本 KPI は、本監査テーマにおける最も基礎的かつ重要な参照数値であることから、KPI とされることは当然であり、その有効性があることは自明である。なお、「移住者数」の把握に関しては、総論で述べているため、本パートでは割愛する。

当該 KPI における課題としては、その数値目標の設定の難しさにある。設定方法としては、数パターン考えられるが、まずは、市として維持したい人口と減少人口の実績を差し引いて算出する方法である。市の人口推移（住民基本台帳に基づく）は以下のとおりである。なお、対象期間は、第 2 期計画の 5 年間及び令和 7 年 4 月 1 日としている。

【高知市の住民基本台帳人口の推移】

各年 4 月 1 日現在

年次	世帯数	人口総数	備考
令和 2 年	163,448	325,706	外国人世帯・人口を含む
令和 3 年	164,143	323,544	外国人世帯・人口を含む
令和 4 年	164,084	320,722	外国人世帯・人口を含む
令和 5 年	164,077	317,639	外国人世帯・人口を含む
令和 6 年	163,985	314,116	外国人世帯・人口を含む
令和 7 年	163,543	310,029	外国人世帯・人口を含む

高知市 HP より抜粋

上表から、世帯数及び人口総数の増減を集計した結果は以下となる。

【世帯数及び人口総数の増減推移】

年次	世帯数の増減	人口総数の増減	人口総数の増減率
令和 2 年	266	△2,577	-0.8%
令和 3 年	695	△2,162	-0.7%
令和 4 年	△ 59	△2,822	-0.9%

年次	世帯数の増減	人口総数の増減	人口総数の増減率
令和 5 年	△ 7	△ 3,083	-1.0%
令和 6 年	△ 92	△ 3,523	-1.1%
令和 7 年	△ 442	△ 4,087	-1.3%

世帯数は令和 2 年度及び 3 年度に増加傾向にあったが、その後は毎年度減少している。人口総数は毎年度減少しており、その減少率は上昇傾向にある。近年は、全国的に生涯結婚率が下がっており、世帯数ではなく、人口総数で見の方が、より実態に即した状況を把握できるように考えられる。その点、第 3 期計画より移住者数に KPI を変更していることに違和感はない。

直近の人口総数の減少数 4,087 人に対して、第 3 期計画の移住者数の目標値は 1,090 人である。人口総数に移住者の増加が含まれていることを考慮すると、人口減少を単純に移住者の増加のみで埋め合わせするには、大幅に不足しており、そもそも現実的でもない。

また、人口総数は単純に人数のカウントであるが、人口動態の観点からは、自然動態と社会動態があり、単純に減少している人口総数を埋め合わせれば良いというものではない。自然動態の観点からは、出生数と死亡数の関係性があり、出生数の要因となりうる移住者とそうでない移住者という区分がどうしても生じることとなる。そのため、移住者の性質が考慮されることはいうまでもない。当該方法によって、目標値を設定するには人口動態と統計学的な観点での算出が必要になるため、既存の数値のみで設定することには実務上難しい側面があると考えられる。

また、別の設定方法としては、他の自治体を参照することが考えられる。各地方自治体を確認したところ、公表されている情報において「移住者数」

の定義が統一されておらず、実際に「移住者数」として人数を公表している自治体は多くなかった。さらに、高知市と同規模の人口である 30 万人から 40 万人の全国の市町村を中心に確認としたが「移住者」を公表している自治体はほとんどなかった。

例えば、奈良市は人口総数 347,187 人（令和 7 年 1 月 1 日時点）と高知市と同規模であるが、「移住者」という公表はなく、「転入者数」と「転出者数」の比較による転入超過数を示している。また、高知市と同規模の自治体の中には、都市圏近郊の都道府県の 2、3 番手の自治体があり、当該自治体には都市圏へ転入ができなかった層が住居を構えるため、移住施策を積極的に実施する必要性が薄いケースも見受けられた。

上記より、数値的な側面のみを考慮して、他の地方自治体と単純比較し、目標値とすることは合理性が欠けており、実務上難しいと考えられる。

市は、KPI の目標値を過去の実績から実現可能な範囲を見据えて設定している。第 2 期計画における目標値の達成率は 280%と目標値を大幅に上回る結果となっており、第 3 期計画の目標値 1,090 人も達成可能性は高いと考えられる。

以上より、市の KPI「県外からの移住数」の目標値設定に関して、他の方法から検討をしたものの、現状の算出方法に対して明らかな違和感はない。しかしながら、総論で述べたとおり、「移住者数」のカウント方法にそもそも重要な問題を抱えている。「転入時のアンケート」回答率が大幅に改善した場合、「移住者数」は、移住促進施策と関係なく、「移住者数」を増加させることになる。よって、「転入時のアンケート」回答率という前提条件が不安定である以上、「転入時のアンケート」回答率の改善によ

る達成とならないよう、「転入時のアンケート」回答率を除外した目標値が測定できる体制を構築すべきである。

【意見】移住者数の増加の目標値設定

KPI「県外からの移住者数の増加」の目標値設定に関して、「転入時のアンケート」回答率を除外した場合の目標値への調整ができるようにすることが望ましい。すなわち、「転入時のアンケート」回収率が同水準であることを前提として、移住者数を増加させることが本質であり、目標値の設定では、回収率を一定として算出すべきである。従前どおり目標値の設定及び実績値に関して回収率を織り込んだ数値で継続するのであれば、補足情報として回収率を一定とした場合の調整後実績を算出し、実質的移住者数が増加しているかについて、推計値にはなるものの、参考として把握することが望ましい。

(3) 移住者の定着率

市は「移住者の定着率」をKPIとして設定している。

項目	令和5年度 実績値	令和6年度 実績値	第2期計画 目標値	第3期計画 目標値
移住者の定着率の向上	85.5%	94.3%	100.0%	100.0%

市は、移住者の定着率を以下のように算定している。

- ① 転入時に「転入者アンケート」(任意)に回答してもらう。
- ② 上記①の回答に住所の記載があった「県外からの移住者」に対して、2年経過後に「移住後の状況に関するアンケート」(以下参照)を送付する。これを定着率の分母とする。

③ 上記②のアンケートの回答を受け、住居が高知市内であれば定着率の分子とする

④ 上記③を②で除して移住者の定着率を算出する

【令和6年度に発送された移住後の状況に関するアンケート】

6地活第316号
令和6年12月25日

令和4年度に
高知市に移住された皆様へ

高知市長 桑名 龍 吾

移住後の状況に関するアンケート調査ご協力をお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、このたび高知県移住促進課から、下記のとおり令和4年度に高知県内に移住された皆様を対象としたアンケート調査の依頼がありました。
本アンケートの回答は任意ですが、主旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願いいたします。
なお、このアンケートは、令和4年度に高知市に転入された際に、転入者アンケートはがきにお答えいただいた方を対象にお送りしています。

記

- 1 アンケート内容
別紙「移住後の状況に関するアンケート（R6）」調査票のとおり
- 2 回答期限
令和7年1月20日（月）まで
- 3 回答方法
アンケートフォーム
右のQRコードを読み取り、回答をお願いします。



〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号
高知市 地域活性推進課 移住・定住促進室
TEL 088-823-8813 FAX 088-823-9382
E-mail kochi-life@city.kochi.lg.jp

なお、定着率の算定は、高知県からの依頼事項となっており、毎年度県に対して報告を行っている。他の県内市町村において同一の集計がされている。

定着率の推移は以下のとおりである。なお、期間は第2期計画の5年間としている。

【定着率の推移】

調査年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
移住年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市内定着率	85.7%	76.9%	95.6%	85.5%	94.3%

「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

各年度において定着率に増減の波があり、最低値は76.9%、最高値は95.6%である。なお、上表に記載していないが、平成30年度は100%を達成している。

【監査の結果及び意見】

KPIとして「移住者の定着率」を設定することは、測定可能な数値である点、移住という一時点ではなく、移住後の満足度を確認できること、結果として転出という人口総数減少が移住者からでていないことを確認できるといった観点から有効性があると考えられる。

市は、「移住者の定着率」の定義を「本市への移住者のうち、情報提供を希望している方が引き続き市内に居住している割合」としている。定着率の算出方法は上述しているが、この定義と算出方法が整合しているとは考えられない。なぜなら、「情報提供を希望している方が」の部分をもどのように捉えるかが非常に不明瞭であり、KPIの数値算出に当たって客観性を害していると考えられる。また、収集の要件として「2年」という期間を設定しているが、これはあくまで県からの依頼に基づいたものに過ぎず、

「引き続き市内に居住している」の定義をしているにもかかわらず、移住3年目、4年目の転出が多かった場合には把握できていない。総論の意見1にも記載のとおり、市としての「定住」に定義を明確にした上で、改めて「移住者の定着率」の定義を見直すことが望ましい。

【意見】 移住者の定着率の定義付け

「移住者の定着率」の定義に関して測定値と合わせるとともに、期間及び前提に関して毎期の見直しができる体制を検討することが望ましい。

また、「移住者の定着率」の集計の正確性に問題がある。総論に記載のとおり「転入者アンケート」の回答率が低く、回答率は市外からの転入者のうち、2割以下となっている。「移住後の状況に関するアンケート」は、「転入者アンケート」回答者のうち、住所を記載した組のみに発送されるため、ただでさえ少ない対象数がさらに絞られている。

加えて、「移住後の状況に関するアンケート」の回答率も低い状況にある。移住組数と「移住後の状況に関するアンケート」の発送数、「移住後の状況に関するアンケート」の回答組数の推移は以下のとおりである。

【移住後の状況に関するアンケートの発送率及び回答率】

調査年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
移住年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
移住組数 (移住者数)	185組 (290人)	234組 (359人)	250組 (386人)	324組 (498人)	348組 (540人)
移住後アンケート送付数	103組	132組	154組	185組	152組
回答組数	42組	39組	45組	55組	35組
移住後アンケート発送率	55.7%	56.4%	61.6%	57.1%	43.7%
移住後アンケート回答率	40.8%	29.5%	29.2%	29.7%	23.0%
$\frac{\text{回答組数}}{\text{移住組数}}$	22.7%	16.7%	18.0%	17.0%	10.1%

(高知市移住・定住促進課提出データを集計)

「移住後の状況に関するアンケート」の発送先からの回答は2～3割程度にとどまっている。「移住組数」に対して、最終的に定着率の確認ができてきているのは結果として1～2割程度であり、令和6年度の回答件数はわずか35件である。

さらに、アンケートの送付先は2年前に「転入者アンケート」に記載された住所であることから、すでに市外に転居している場合には手元に届く可能性が低くなる。アンケートの回答に特に謝礼などの誘因を設けておらず、回答するか否かは回答者の厚意によるものとなるため、回答する層としては、通常は高知市の生活に対する満足度が高く、行政の取組に対して好意的な「定住者」となる可能性が高いと考えられる。この点については客観的に検証する方法がないため、想定となってしまうものの、アンケ

ートが物理的に手元に届くか否かの問題も含め、概して転出者よりも市に定着している層の回答率の方が高くなり、結果、定着率が実際よりも高く算出されている可能性は否定できない。

なお、アンケートは世帯ベースで実施されていることから、「移住者数」の観点から測定する場合には、さらに回収率が低くなる。

以上より、調査の結果として集計値の網羅性、正確性に疑義があることから、KPI の達成確認の有効性に問題があると考えられる。アンケートにおいて確認できる情報には限界があり、現状の回答率では KPI の測定として十分な情報が集計できているとはいえない。行政として使用可能な情報から、前提を設けた上で集計方法を見直すことが望まれる。例えば、転入者氏名と住基データ等を活用して2年経過した転入者の情報を確認するといった方法が考えられる。

【意見】 定着率の測定方法

「移住後の状況に関するアンケート」とは別に、定着率の検証として住民票等のデータから、転入者の住居維持を確認する方法を採用することが望ましい。

KPI の目標値設定に当たって、目標値が 100%とされている点に有効性の観点から違和感を覚える。最終的な目標として 100%を目指すことは重要であると考えられるが、実現可能性として前提を持たない目標値 100%は異常値である。達成が現実的ではない KPI の目標値設定には、達成のインセンティブが働かず、達成の不正につながりやすい。特に現状の「移住者の定着率」の測定では、回答率が低いため、発送時点又は回収後に恣意

的に高知市外となっている対象者を外せば、定着率が大きく上がることになる。

「定着率」の適切な目標値の設定方法が課題となるが、その方法はあまり多くない。例えば、前年度の実績値を目標値にすることが想定されるが、次年度の達成をしやすくするため、あえて実績を落とす年度を生じさせることもありうる。「定着率」を KPI とする意義に立ち返ると、「定着・定住」してもらうことが人口動態の観点から重要であり、仮に移住者の満足度評価の確認を最重要項目とみるのであれば、本来的には「定着率」ではなく、「不満があつて転出した移住者数」を確認し、その理由を把握、分析、施策の改善へとつなげていくべきである。そのため、「定着率」の算出のみで終わっている現状の体制では KPI の役割は果たせておらず意義は薄い。定着率のフォローの観点から、例えば、移住から 1 年経過、2 年経過した移住者にサンプルで直接連絡し、移住後の生活に対する満足度や不満点を直接集める方法や住民票の変更により転出する際に「転出時のアンケート（移住者のみでも可）」を実施し、その中で市の不満や要望を回答してもらう方法が考えられる。これらの回答はたとえ少ないとしても原因把握の一端となるため、有効な手段となり得る。

なお、市は「二段階移住」を移住促進施策として実施しており、この施策が有効に働いている場合、県内の市外へ転出する人数が増えることになる。結果として、定着率は下がることになり、100%を達成することと「二段階移住」施策を推進することに矛盾が生じるが、この点は定着率の算定上、除くこととされているため、測定上の問題とはなっていない。

【意見】 移住者の定着率の目標値設定

有効性の観点から、「移住者の定着率」の目標値の設定方法と前提を明確にするとともに、そのフォロー体制を整備し、毎期の見直しが可能な KPI として機能するように検討することが望まれる。

【意見】 移住後の状況に関するアンケートのプロセス見直し

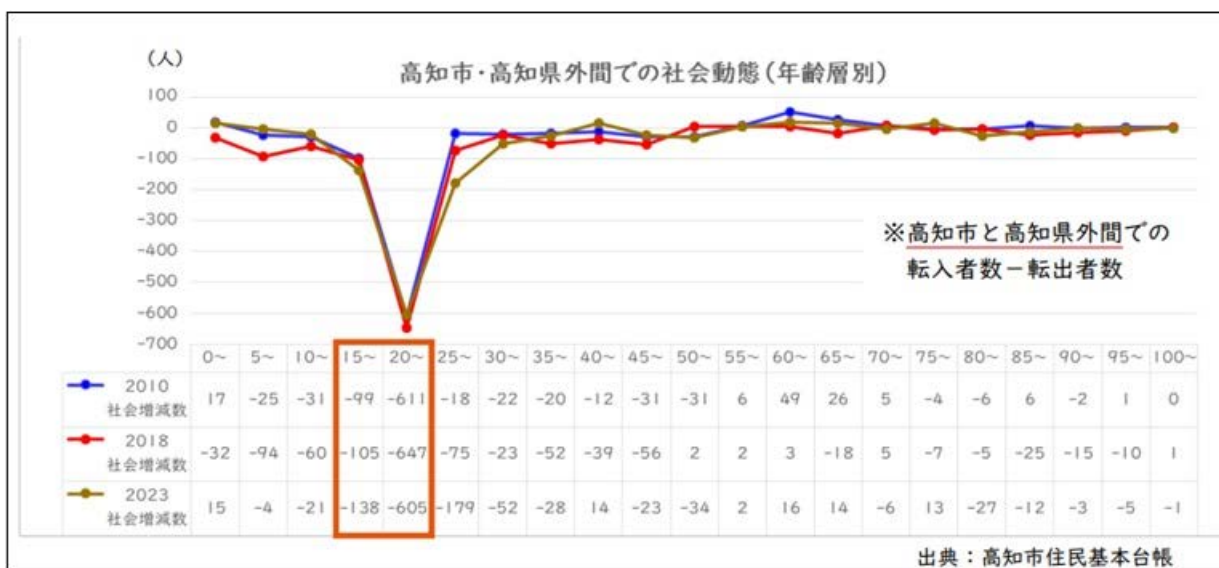
効率性の観点から、「移住後の状況に関するアンケート」の発送をし、回収、集計するというプロセスに工数を要しているにもかかわらず、その回収率に関して市が把握できていない移住者数まで捉えるとあまりに少なすぎるため、問題がある。根本的な原因は、総論に記載の「移住者数」の把握における任意アンケート回収率の問題に起因している。県の依頼に基づく実施であることから、実施方法の変更に関するハードルが高い場合には、根本的な問題として県と継続的に「移住者数」の把握の問題を含め、「定着率」把握の意義及び効率的な測定方法を協議し、市の貴重な人員リソースの効率化を図ることが望ましい。

(4) 15～24 歳の県外への転出超過数の抑制

市は「15～24 歳の県外への転出超過数の抑制」を KPI として設定していた。第 3 期計画からは「県外からの若者（0～34 歳以下）移住者数の増加」に変更されている。

項目	令和 5 年度 実績値	令和 6 年度 実績値	第 2 期計画 目標値	第 3 期計画 目標値
15～24 歳の県外への転出超過数の抑制	743 人	765 人	300 人	-
県外からの若者（34 歳以下）移住者数の増加	-	-	-	710 人

第2期計画における結果として、KPI「15～24歳の県外への転出超過数の抑制」の目標値300人を下回ることができず、2010年以降、毎年15～24歳の県外への転出は約700人の転出超過となっている。KPIの目標値は計画最終年度の令和6年度時点において達成できていないこととなる。第3期計画で公表されている「高知市・高知県外間での社会動態（年齢層別）」は以下のとおりである。



「第3期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

第3期計画からは、移住促進施策のメインターゲットとして「18歳以上34歳以下の東京圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）の居住者」に設定し、KPIを第2期計画までの転出者の抑制から、34歳以下の層の増加に優先度合を変更している。

【監査の結果及び意見】

KPIとして「15～24歳の県外への転出超過数の抑制」が設定されていた点は、測定可能な数値である点、社会動態の推移及び人口総数の維持に関して重要性が高い点からは違和感はない。

上記の年齢層別社会動態グラフをみても、15～24歳の転出超過は他の年齢層と比較して明らかに大きく、15～24歳の県外への転出超過を抑えることができれば人口維持に大きくつながることは一目瞭然である。しかしながら、「15～24歳の県外への転出超過数の抑制」のためにどのような施策を実施したのか、効果的な施策はあったのか、振り返りとしてどのような次善策が検討されたのかという観点に関して、第3期計画の「第2期計画での取組の振り返り」には全く記載されていない。また、「第3期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「これまでの振り返り」にも具体的な施策やその結果としての次善策の記載はされていない。なお、第3期計画の「高知市の転入・転出の状況」のパートのPointとして、「20～24歳の転出超過数が最も多く、2023年の15～24歳までの若い世代の転出超過数は743人となっており、若者の転入促進に関する取組を強化する必要がある。」と記載されており、継続して課題認識はされている。

設定したKPIの毎期の改善が見られず、達成目標から大きく乖離しているにもかかわらず、具体的な施策及び施策の効果等の分析が示されていない点にはプロセス上の問題があると考えられる。日本国内の都市圏以外の自治体において、15～24歳の年齢層が転出超過となっていないところは珍しく、それを防ぐ効果的な手段がほとんどないことは容易に想定されるが、たとえそのような事実があったとしても、「達成できなくて当然である」という結果とするのであれば、KPIを設定する意味がなく、目標値として現実的な人数への補正及び効果のあった施策、なかった施策を明確に整理し、次につなげるべきである。

【意見】KPIの達成状況に対する振り返り

有効性の観点から、KPIとして設定されている項目の達成状況に対する振り返りを実施し、適宜方針及び目標値の見直しをできる体制を構築する

ことが望まれる。KPI すべてに該当する内容であるが、特に第3期計画のKPIとした「県外からの若者（0～34歳以下）移住者数の増加」について検討が望ましい。

また、第3期計画のKPIである「県外からの若者（0～34歳以下）移住者数」に関しても同じ状況とならないか危惧される。「住民基本台帳人口移動報告 年報（実数）」において、年齢層別の高知市からの転入者数及び転出者数（県内別市町村への移動を含む）を集計及び確認した。当該データより外国人を含む34歳以下の市外からの転入者数、転出者数、転出超過数の集計結果は以下のとおりである。

【高知市外からの転入者数、転出者数、転入超過数、順位（34歳以下）】

（単位：人） 項目	令和4年 1月～12月	令和5年 1月～12月	令和6年 1月～12月
高知市外からの転入者数 （34歳以下）	5,405	5,100	4,651
高知市からの転出者数 （34歳以下）	-6,106	-6,119	-6,112
高知市の転出超過数 （34歳以下）	-701	-1,019	-1,461
34歳以下転出超過数順位 （全国市町村）	61位	36位	14位

「住民基本台帳人口移動報告 年報（実数）」より集計

上表のとおり、他の市町村から高知市への34歳以下の転入者数は年間で約4～5千人であり、一方で転出者数は約6千人である。結果として、転出超過数が直近の令和6年では1,461人となっている。年間の転出超過数は令和4年から増加傾向にあり、全国の市町村内において、その転出超

過数の順位が上昇している。転出超過数の順位は絶対数での比較であり、市町村の規模は加味されていないことから、高知市と規模の大小に関係なく比較している。その中で、14位になっているということは、各県の県庁所在地の中で比較した場合、上位に位置していることを意味する。他自治体の傾向を把握する観点から、令和6年の年間の転出超過数の15位までの順位を集計した。結果は以下のとおりである。

【令和6年内の市町村別34歳以下の転出超過数順位表】

(単位： 人) 順位	市町村名	34歳以下の 転出超過数	34歳以下の 転入者数	34歳以下の 転出者数
1位	福山市	-2,751	6,857	-9,608
2位	成田市	-2,264	5,520	-7,784
3位	豊橋市	-1,922	6,735	-8,657
4位	岡山市	-1,815	19,615	-21,430
5位	北九州市	-1,809	24,711	-26,520
6位	知多郡	-1,787	3,462	-5,249
7位	神戸市	-1,759	43,752	-45,511
8位	広島市	-1,720	36,260	-37,980
9位	富里市	-1,718	1,722	-3,440
10位	南区（愛知県）	-1,683	8,373	-10,056
11位	八街市	-1,679	1,359	-3,038
12位	那覇市	-1,645	8,418	-10,063
13位	長崎市	-1,496	6,795	-8,291
14位	高知市	-1,461	4,651	-6,112
15位	長生郡	-1,421	793	-2,214

「住民基本台帳人口移動報告 年報（実数）」より集計

上位の自治体に一定の法則性があるようには見えず、自治体の規模に大きな偏りは見受けられない。県庁所在地が数市含まれているが、例えば 13 位の長崎市は長崎県の県庁所在地であり、2023 年の人口は 40.9 万人と高知市と近い状況にあるとみることができる。

当該事実において、「県外からの 34 歳以下の移住者数」を KPI とした際に、その人数を 710 人とすることに有効性はあるかが問題となる。

上表はあくまで高知市外からの 34 歳以下の転入者数であることから単純な比較はできない。しかしながら、転入者数は令和 4 年の 5,405 人から令和 6 年の 4,651 人と 754 人減少している。今後も同様の推移をする場合には、対象世代の維持を充足できない可能性がある。

市の目標値設定は、KPI として設定している「県外からの移住者数」の目標値が 1,090 人のうち、65%が 34 歳以下であると推定して算出したものである。65%の妥当性については、令和 6 年の「住民基本台帳人口移動報告 年報 年齢（5 歳階級）、男女別他市区町村からの転入者数－全国、都道府県、市区町村」のデータを集計したところ、高知市外からの転入者数のうち、34 歳以下の占める割合は 61.3%であったことから、大きな乖離は見られなかったが、今後の割合減少によっては目標値の達成は困難となる可能性がある。

加えて、市は当該 KPI の把握方法として「転入者アンケート」に年齢を記入してもらう様式に令和 7 年 4 月から変更している。総論で述べたとおり「転入者アンケート」には回答の回収率に問題があることから、回収率が低い場合には、当該 KPI の達成状況が正確に把握できない可能性がある。

【意見】 県外からの若者移住者数の目標値設定

有効性の観点から、第3期計画におけるKPI「県外からの若者（0～34歳以下）移住者数」の目標値に関して、基礎となる情報（特に34歳以下の占める割合）に関して改めて検証し、目標値の見直しをすることが望まれる。

【意見】 県外からの若者移住者数の測定方法

有効性の観点から、KPI「県外からの若者（0～34歳以下）移住者数」の実数把握の方法に関して明確ではなく、「移住者数」のカウントと同様の問題を解消できる体制の整備が望ましい。

（5） 質的 KPI の検討

上記（1）から（4）まで、市が設定しているKPIの確認を行った。いずれも数値的に測定可能なKPIとなっていた。しかしながら、「移住」というテーマにおいて、量的なもののみで測定することが適切であるかについて疑義がある。

「数字とファクトから読み解く地方移住プロモーション」の著者である伊藤将人氏は、自治体に自助努力や自主・自律を要求する地方創生に基づく量的KPIの弊害に対して、本著の中で以下のように述べている。

- ・ 公正で持続可能な移住促進を実現していくために提案するのは、「人口・人数重視のKPI」から、「主観的な幸福や満足感を問うKPI」への転換です。

具体的な指標としては以下が挙げられている。

- ・ 移住後の幸福度（Well-Being）
- ・ 移住後の地域での暮らしの満足度
- ・ 定住意向を有する人の定住意向度
- ・ 移住支援施策や相談体制への満足度
- ・ 移住前や移住時の不安や懸念の解消度

上記のような質的 KPI を把握する具体的な方法は別途検討が必要であるが、量的な観点しか設定されていない市の KPI に対して、このような質的な KPI を設けることは非常に有意義であると考えられる。例えば、市への移住を検討している層が「移住者数の多さ」と「移住者の満足度の高さ」のどちらを優先してみたいと思うかを考えても、その重要性がうかがえる。

「第 4 章 監査の結果及び意見（総論）」に記載した「関係人口」に関しても同じ観点が示されているとともに、質的な KPI の測定及び情報収集には、満足度を向上させた事項、不満につながっている事項が具体的に確認できることから施策の調整にも直結する。施策効果の影響か、外的要因によるものかを確認できない量的 KPI を設定するより有効性が高い可能性がある。

【意見】 質的 KPI の設定検討

有効性の観点から、質的な KPI を設定し、それを把握できる体制の検討及び構築に関して検討することが望ましい。

2 移住・定住促進施策の予算と執行状況

「第2章 監査対象の概要 6 予算の推移と執行状況」に記載したとおり、「移住・定住促進課」の歳出は市全体の歳出と比較して1%にも満たないほど少ない。本監査においては、金額的な重要性は少ないものの、市の移住・定住促進計画の達成と支出の関連性を明らかにする上で、支出の具体的な用途を有効性、経済性及び効率性の観点から確認する。なお、実際には「移住・定住促進課」以外の所管課において、移住・定住促進に影響するものがあること、特に移住に関しては観光関連の支出が大きく影響していることが挙げられるが、本監査における対象の区分が不明瞭になることを防ぐため、本論点では「移住・定住促進課」に焦点を当てた確認をする。

(1) 移住・定住促進課の歳出

移住・定住促進課の直近3年間の歳出の費目別内訳は以下のとおり。

(単位：千円) 項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算	執行	予算	執行	予算	執行
一般管理費	49,319	46,397	49,067	47,339	53,661	53,388
企画費	60,116	50,637	68,903	47,620	68,948	43,740
地域活性推進費	173,843	166,469	11,742	8,968	0	0
歳出合計	283,278	263,503	129,712	103,927	122,609	97,128

※千円未満は四捨五入している

各費目について、以下詳細を確認する。

一般管理費

一般管理費の執行金額内訳は以下となっている。

(単位：千円) 科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
報酬	1,735	1,980	2,242
給料	19,833	21,669	24,106
職員手当等	16,275	16,111	18,397
共済費	8,503	7,579	8,643
旅費	50	-	-
一般管理費合計	46,397	47,339	53,388

一般管理費のうち、ほとんどは給料及び職員手当等であり、「移住・定住促進課」（令和6年度以前は「地域活性推進課」）所属の市職員及び相談員の人件費が計上されている。集計対象人数は約7人であり、令和6年度における1人当たり年間支出金額は単純平均で7,627千円である。

【監査の結果及び意見】

市の公表している平成31年4月1日時点における全職員の平均月額給料は315,850円であり、それに期末手当・勤勉手当（約4.5か月）を加味すると5,212千円となる。一般管理費には純粋な給料に加えて、職員手当、職員共済等が含まれていることを加味すると、一般管理費が金額的に大きすぎるということはない。

また、所属している人員数には、市がどの程度「移住・定住促進」に注力することを考えているかが表れていると考えられる。人員数の比較及び検証に関しては、移住・定住促進に対する自治体のスタンスが異なっていること、所管している課の名称が自治体によって異なることから客観的な

比較が難しい。しかしながら、参考として、内閣府の発行している「令和4年度 移住・定住施策 優良事例集」及び総務省の発行している「「地方への人の流れの創出」に向けた 効果的移住定住推進施策 事例集（2021年3月）」を確認したところ、高知市と同規模の人口を有する自治体では以下の体制となっていることが記載されている。

令和4年度 移住・定住施策 優良事例集

- ・ 青森県八戸市（人口22万人）

広報統計課の課内室であるシティプロモーション推進室（5名）が移住関連施策を進めている。そのうちの2名が移住担当となっている。

「地方への人の流れの創出」に向けた 効果的移住定住推進施策 事例集（2021年3月）」※人口15万人以上の自治体、順序は掲載順

- ・ 青森県 弘前市（人口約17万人）

企画部企画課（人口減少対策担当4名、東京事務所4名）

- ・ 栃木県 栃木市（人口約16万人）

都市整備部住宅課定住促進課係（人数記載なし）

- ・ 福井県 福井市（人口約26万人）

未来づくり推進局移住定住推進室（室長1名、担当2名）

- ・ 広島県 福山市（人口約47万人）

企画財政局企画政策部企画政策課。移住担当は兼任で1名が移住相談を受けている。その他3名の職員が兼任で人口減少に関する事業を担当。

- ・ 新潟県長岡市（人口約27万人）

組織体制の記載なし

情報が限定的なため、上記のみで比較することの有効性は低いものの、参照した事例集に記載されている他の中小規模の自治体を含めて検討した場合、所管課全体は4～6名、担当は1～4名といった傾向が見受けられた。そのため、高知市の移住・定住促進課の人員配置はこの範囲内にあることから、他の自治体に対して明らかに多い又は少ないという状況にはないと考えられる。

一般管理費における予算と実績の差異については、令和4年度において約6%の乖離があるものの、それ以後はほぼ予算通りの執行となっている。

企画費

企画費に関して、大区分での内訳は以下となっている。

(単位：千円) 項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算	執行	予算	執行	予算	執行
移住に関する負担金 補助及び交付金	26,278	20,645	39,886	23,234	46,007	24,710
移住に関するPR等 の委託料・役務費	19,854	17,987	12,915	10,955	9,299	8,298
滞在施設の賃貸・維 持等に係る費用	3,804	3,324	5,356	4,299	8,114	6,191
地域おこし協力隊の 報酬・手当等	6,234	6,233	7,153	7,124	3,313	3,284
相談会に係る旅費等	2,366	1,517	2,014	1,422	1,940	1,114
その他	1,581	930	1,578	586	275	143
企画費 合計	60,117	50,637	68,903	47,620	68,948	43,740

内訳として最大の費目は「移住に係る負担金補助及び交付金」である。

「移住に係る負担金補助及び交付金」の令和6年度の執行では、地域創生移住支援金の支出が17,000千円と最も多く、次いでUI孫ターン支援事業補助金が3,669千円となっている。また、高知県UIサポートセンター負担金の1,000千円が含まれている。また、予算に対する執行金額の割合は令和4年度：78.6%、令和5年度：58.3%、令和6年度：53.7%と低くなっており、予算と実績の乖離が大きくなっている。補助金の予算設定は、前年度実績及び申請傾向等に基づいて、翌年度分の補助見込件数・金額を算出しているとなっている。

「移住に関するPR等の委託料・役務費」が次に大きく計上されており、令和6年度の委託費の執行金額には、二段階移住プロモーション業務委託5,280千円その他、移住定住PRグッズ制作委託料、サイト保守費用等が支出されている。二段階移住に関する予算及び執行金額は令和4年度から減少傾向にあり、これは政策的なものである。また、令和6年度の役務費の執行金額は約1,000千円であり、その内容はよさこい移住PR、二段階移住PR及び地域おこし協力隊募集等の広告となっている。

「滞在施設の賃貸・維持等に係る費用」は、主にお試し滞在施設に関する使用料及び賃借料、需用費である。こうちらいふ体験滞在拠点「いっく」は令和7年3月に部屋数を4戸から8戸に増室している。部屋は高知県から賃借しているが、期間に賃借料の増加はないものの、備え付けの家具、電化製品、備品等の手配で需用費が約2,616千円支出しており、令和4年度及び令和5年度と比較して増加している。部屋数増加に伴い、今後の支出額は増加傾向となることが想定される。

「地域おこし協力隊の報酬・手当等」は、移住促進に係る企画に携わっている地域おこし協力隊の人員に対する報酬手当等である。令和6年度の執行額は、移住定住促進プロモーション担当の1名分となっている。従来は、移住者支援の側面があった「長浜・御豊瀬・浦戸地域振興業務」担当の地域おこし協力隊2名分を本課において執行していたが、令和6年度より地域振興の側面を加味して、本課の執行から外れたことから、令和6年度の執行金額は令和4年度及び令和5年度と比較して減少している。

「相談会に係る旅費等」は、主に移住フェア実施のための対応人員の旅費である。相談会の実施回数は、「第2章 監査対象の概要 7 高知市の主要な移住促進施策の概要」に記載しているとおり増加傾向にあるため、本来は旅費等の金額はそれに比例して増加するはずではあるが、航空費の事前予約等といった経費削減努力により、執行金額の低減が図られている。

【監査の結果及び意見】

「移住に係る負担金補助及び交付金」に関して、高知市地方創生移住支援金、高知市UI孫ターン支援事業費補助金、高知市二段階移住支援事業費補助金から、サンプルを各3件抽出し、支給要件検討資料を確認した。確認結果として、いずれも要件に沿った補助金の支給がされており、プロセスにおいて齟齬は見つからなかった。

また、一般社団法人高知県UIターンサポートセンター会費については会費規程に従い、UIターンサポートセンターからの請求書に基づき支払われていることを確認した。

高知市地域おこし協力隊員家賃等補助金に関して、1名分の支給を申請書、添付書類、通知等を確認し、要綱に沿った運用であることを確認した。

【意見】 補助金の予算と執行の乖離

補助金に関して、令和5年度及び6年度の予算と執行の乖離が大きく生じている。補助金の性質上、予算オーバーによって、要件を満たしている対象者が受領できない状況があるため、その回避が重要であることは理解できる。また、補助金の執行額は直近3年間で増加傾向にあることから、予算確保の重要性が増しているように見受けられるが、財務の観点からは、過去の件数実績及び一定の前提に基づいて乖離率を低くすることが望まれる。

「移住に関するPR等の委託料・役務費」に関して、歳出の8割を占めている高知市二段階移住プロモーション業務委託業務に係る支払までの手続き確認を行った。高知市二段階移住プロモーション業務委託業務に係る支払は令和6年7月23日に締結された契約に基づく支払であり、令和7年3月31日までの期間に対する対価支払である。

委託内容は広告運用等の戦略的情報発信・ポータルサイトの誘導業務や漫画コンテンツ制作等の二段階移住新規相談を増やすための独自提案業務、効果検証及び改善報告業務である。当該業務委託は平成30年度から年度単位で実施しているものであるが、全ての年度において同じ民間会社に委託されている。契約に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用により、随意契約をしている。

契約業者の選定方法は、プロモーション活動全般にわたって、スキルやノウハウを保有する民間業者等から提案を受けた方法により業務を実施することで、自前で行う以上の効果が期待できると判断し、毎年度、「公募型プロポーザル方式」が採用されている。公募参加者に対して条件や、選定基準、企画提案書作成要領等は事前に「令和6年度高知市二段階移住プロモーション業務に関する公募型プロポーザル募集要領」において詳細開

示されており、令和6年度には4社の応募があった。

選定手続きとして、選定委員会を設置の上、委員会審査を経て、受託候補者として選定された業者との間で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約により契約が締結される。

本監査において、上記の流れに沿って、対象となる証憑を確認し、内容として齟齬のないことを確認した。また、平成30年度以降において、公募型プロポーザル方式であるにも関わらず、同じ民間業者が選定されていることに関して、仕様書、審査委員、応募者数の観点からヒアリングを行ったが、いずれにおいても、不合理な点はなく、「二段階移住」という高知市独自の取組を深く理解し、適切にプロモーションできる業者を選定した結果であるとの回答に対して有効性はあると判断した。また、年度で選定業者が変更された際の懸念として、運用の円滑な継続についても、完了報告に次期以降に取り組むべき課題が含まれており、それに基づいて実施計画を立てるとの運用がされており、適切なフォローがされている。

「滞在施設の賃貸・維持等に係る費用」のうち、「使用料及び賃借料」に関しては、行政財産目的外使用料として高知県へ支払いを行っており、使用している部屋及び駐車場ごとに単価/日×使用日数の金額を市が計算及び集計し、高知県宛てに最終的に実績報告されている資料を確認した。

また、「需用費」に関しては、約3,000千円がお試し滞在施設「いっく」に関連する費用で電化製品、空調機器、その他物品購入費等であり、従来の4戸から、令和7年3月より8戸に増室したため、備品の取得をしている。取得金額の大きいものをサンプルにて、請求書との整合性確認を行ったが特段の問題は発見されなかった。

「相談会に係る旅費等」は、相談会の実施回数増加に対して、金額は減

少傾向にあり、削減努力がされていることが分かる。また、明細を入手し、うち、金額の大きい「東京都 高知暮らしフェア 2024 夏への出展」に関する経費 184,200 円に関する経費申請書類の照合を行った。結果として、証憑及び出納までにおいて齟齬はなかった。

また、令和 7 年 12 月 14 日に東京にて開催された「高知暮らしフェア 2025 冬」の現地に赴き、フェアの実状を確認した。高知市以外にも多くの高知県内市町村が参加しており、なかでも高知市のブースは盛況であった。高知市ブースでは、移住・定住促進課職員を中心に参加者へ丁寧に説明していることを確認した。

上述に記載しているものを含め、本監査において、申請から出納まで確認を行ったサンプルの一覧は以下のとおり。

サンプルの抽出は、すべて令和 6 年度であり、各科目の明細を入手の上、金額上位のもの、明細通査の上、定例でないと思受けられるものを抽出している。

サンプル数：21 件

うち、負担金補助及び交付金：11 件

旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料：10 件

※高知市二段階移住プロモーション業務委託は別途実施

節名	細節名	執行日	金額（円）	件名
負担金補助 及び交付金	交付金	令和 6 年 9 月 9 日	4,000,000	高知市地方創生移住支援金
負担金補助 及び交付金	交付金	令和 6 年 5 月 21 日	2,000,000	高知市地方創生移住支援金
負担金補助 及び交付金	交付金	令和 6 年 6 月 25 日	2,000,000	高知市地方創生移住支援金

節名	細節名	執行日	金額（円）	件名
負担金補助 及び交付金	補助金	令和6年 5月31日	220,000	高知市二段階移住支援事業費補助 金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和6年 6月12日	220,000	高知市二段階移住支援事業費補助 金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和6年 6月12日	220,000	高知市二段階移住支援事業費補助 金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和7年 3月24日	195,000	高知市UI孫ターン支援事業費補 助金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和6年 7月11日	150,000	高知市UI孫ターン支援事業費補 助金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和6年 11月18日	150,000	高知市UI孫ターン支援事業費補 助金
負担金補助 及び交付金	補助金	令和7年 4月16日	550,000	高知市地域おこし協力隊員家賃等 補助金交付決定について
負担金補助 及び交付金	負担金	令和6年 6月28日	1,000,000	令和6年度一般社団法人高知県UI ターンサポートセンター会費
旅費	普通旅 費	令和6年 7月26日	184,200	6/29～7/1 東京都 高知暮 らしフェア2024夏への出展
需用費	消耗品 費	令和7年 3月19日	1,490,720	高知市こうちらいふ体験滞在拠点 「いっく」電気製品
需用費	消耗品 費	令和7年 3月12日	303,600	高知市こうちらいふ体験滞在拠点 「いっく」ダイニングテーブルセ ット

節名	細節名	執行日	金額（円）	件名
需用費	建物修繕料	令和7年 1月8日	275,000	高知市こうちらいふ体験滞在拠点「いっく」空調機器及び温水洗浄便座移設業務
需用費	印刷製本費	令和7年 2月28日	167,200	こうちらいふPRクリアファイル
委託料	広告料	令和7年 2月26日	440,000	「るるぶFREE高知2025年1月号」への広告掲載及び契約締結について
委託料	広告料	令和7年 1月31日	110,000	「JOIN移住・交流&地域おこしフェア2024」スペシャルPRプランの申込料（12/7～12/8）
委託料	広告料	令和6年1 2月24日	99,000	高知新聞社求人情報「Qbo」広告掲載業務について
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	令和7年 1月31日	264,000	「JOIN移住・交流&地域おこしフェア2024」ブース出展に係る使用料（12/7～12/8）
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	令和6年 10月24日	121,000	「第20回ふるさと回帰フェア2024」への出展について

いずれのサンプルにおいても、運用との齟齬は発見されなかった。

地域活性推進費

地域活性推進費は、集落活動センターにおける活動費用、御豊瀬地域における地域活性化を目的とした取組に係る支出費用である。集落活動セン

ターにおける活動費用は、具体的にはセンターの改修工事及び消耗品、施設保守等といったセンター維持・運営に係る支出である。また、御豊瀬地域における地域活性化の取組費用は、旧御豊瀬小学校の校舎を活用した地域おこし学校「こうちみませ楽舎」の運営であり、「こうちみませ楽舎」とは、「地域おこしやまちづくりをみんなで楽しみながら学び、そこから生まれたアイデアをカタチにする「学び」と「実践」の学校」をコンセプトに大人が参加する地域おこしのプロジェクトである。その主な支出としては、コーディネート業務、クラス実施の委託費、授業に使用される消耗品、印刷費、その他機械保守、施設警備等の費用等である。令和2年にプレ開校して以降、現在まで運営が継続している。

令和4年度は「梅の木集落活動センター」の改修に124,324千円が支出されていたため、金額が大きくなっていた。令和5年度は、集落活動センターの改修関係が落ち着き、支出が減少している。そして、令和6年度からは、移住・定住促進課の業務を移住・定住促進に集中するため、南部地域活性化事業を「地域コミュニティ推進課」に移管しており、両活動が地域コミュニティ推進課に移っている。

(2) 移住・定住促進課の歳入

移住・定住促進課の直近3年間の歳入は以下のとおりである。

(単位：千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
項目			
地方創生移住支援事業費負担金	9,000	12,975	12,750
移住・定住促進費雑入	1,404	1,353	1,637
移住・定住促進事業補助金	3,850	2,557	-
UIターン等支援事業補助金	32	89	-
三世帯同居等Uターン支援事業補助金	500	500	-
集落活動センター推進交付費	862	12,587	-
高知まんなか移住推進事業補助金	24	25	-
電気料収入(集落活動センター)	-	399	-
ガス料収入(集落活動センター)	-	7	-
長浜・御豊瀬・浦戸地域振興計画推進事業費補助金収入	2,631	1,000	-
	18,303	31,492	14,387

歳入は、歳出に紐づくものが多く、主に地方創生移住支援事業費補助金及び県有施設「いっく」の利用料収入で構成されている。

令和6年度は令和5年度まで計上されていた集落活動センター推進交付金は所管課が変更されたため、移住・定住促進課の歳入には計上されていない。また、移住・定住促進事業補助金、UIターン等支援事業補助金、三世帯同居等Uターン支援事業補助金については、高知県人口減少対策総合交付金に統合された影響で政策企画部政策企画課が所管となったことからなくなっている。

地方創生移住支援事業費負担金

令和6年度は1,275万円計上されている。これは、県と市が協働で実施する内閣府所管の地域再生計画及び新しい地方経済・生活環境創生交付金で位置付けた事業のうち、市町村が行う地方創生移住支援事業に要する経費に対して、県が高知県移住支援事業負担金交付要綱に基づき補助するものであり、事業経費のうち4分の3が高知県から交付されている。合計16組に対して高知市が1,700万円の高知市地方創生移住支援金の支給を決定しており、そのうち1,275万円を高知県が負担している。いずれも県からの負担金交付決定通知書に基づいた金額が歳入として計上されている。

移住・定住促進費雑入

お試し滞在施設「いっく」の入居者からの使用料収入である。使用料は必ず前納となっており、入居予定者は、入居前までに振込にて前納している。原則として、毎月25日までに翌月分を納入することとしているが、利用開始月のみ利用開始日の7日前までに納入となっている。なお、自己の都合により、入居期間を短縮した際に、前納分の還付はできないため、入居者にも説明している。また、現金で受領することはない。

【監査の結果及び意見】

歳入に関しては、令和6年度は2項目とシンプルになっており、いずれも歳出に紐づいていた。

地方創生移住支援事業費負担金は、移住・定住促進課のみで決まるものではなく、市全体の歳入の按分である。また、「いっく」居住者からの使用料は、移住・定住促進課の独自管理である。そのため、入金までのプロセスヒアリングと明細から抽出したサンプルに関する証憑の確認を行った。書面及びシステム上の処理が適切に処理されていることを確認した。

(サンプル対象)

執行日：令和6年9月24日 金額：36,657円

内容：こうちらいふ体験滞在拠点「いっく」2号室利用料金 令和6年
10月2日～令和6年12月1日分

なお、回収リスクに関するヒアリングを実施したが、本監査の実施時点までにおいて、過去滞納となった記録はないとのことであった。

(3) 移住・定住促進課の予算の執行事務に関して

(1) (2) のとおり、移住・定住促進課の財務事務の執行において、歳入及び歳出の各科目のプロセス及び具体的な関連書類をサンプルベースで確認したが、運営との不一致は発見されず、実務上の問題点はなかった。具体的な移住・定住促進施策の有効性、経済性、効率性に関しては、各論において個別に後述する。

3 移住者及び移住者候補に対するヒアリング・アンケート

本監査の実施に当たって、高知市からの提出資料及び統計データ等の客観的に測定可能な情報に基づいて確認及び検証を進めることに加え、実際の移住者及び移住候補者に対してヒアリング又はアンケートを実施し、外部からの恣意性のない情報として、各種データの裏付けや方向性の確認等のため収集している。

ヒアリング又はアンケートの対象者及び実施内容は以下のとおりである。

- ・地域おこし協力隊に対するヒアリング
- ・移住者交流会参加者に対するアンケート
- ・よさこい移住者に対するアンケート
- ・お試し移住施設「いっく」利用者に対するアンケート

それぞれに関して、決して対象数は多くないものの、協力いただいた移住者及び移住候補者の方々は、移住及び定住に通常以上の意識を向けられているため、非常に貴重な内容であると考えられる。

(1) 地域おこし協力隊に対するヒアリング

対象者は現在の地域おこし協力隊及び元地域おこし協力隊 6名

① 対象の選定理由

市の地域おこし協力隊を対象とした理由は以下のとおりである。

- ・県外からの移住者であることが明確であること
- ・ヒアリング実施の調整が相対的に容易であること

- ・行政に関連するミッションが設定されており、ミッション遂行の過程において移住・定住に対する考えを強く持っている可能性が高いこと

②ヒアリングの実施方法及び質問

ヒアリングは対面で実施した。1名当たりの時間は約30分程度とし、事前に質問事項を通知した上で、口頭にて実施した。

内容は基本事項5項目及び質問事項21項目とし、質問事項の大区分は以下のとおり。

- ・ミッションに関して
- ・地域おこし協力隊となった経緯、任期終了後のビジョン
- ・市の移住・定住に関する施策の利用状況等
- ・市への移住・定住に関する考え

結果を取りまとめる上では、選択肢形式とすることも検討したが、監査側の恣意性によって回答の自由度が損なわれる恐れがあることから、質問事項は置きつつも、意見交換の要素を強く意識してヒアリングを実施した。

基本事項及び質問事項は以下のとおりである。

基本情報
ご年齢
出身地
前居住地
前職の業種
着任年月日

No.	質問事項
1	現在のミッションはどのようなものですか？
2	以下のいずれのタイプに該当しますでしょうか？ ①「地域おこし協力隊」に興味があり、その中から高知市を選んだ ② 高知市へ移住したいと思い、仕事として「地域おこし協力隊」を選んだ ③その他
3	(①の場合) 他に候補となった地域はどこですか？その中から、なぜ高知市を選びましたか？
4	(②の場合) なぜ高知市へ移住したいと思ったのですか？ 仕事として「地域おこし協力隊」を選んだのはなぜですか？
5	移居前、高知市に関する情報や「地域おこし協力隊」に関する情報はどこで入手していましたか？
6	高知市の移住・定住に関する情報発信は、他の地域・自治体と比べて充実したものだと思いますか？ どのような点が充実していて、どのような点に改善の余地があると思いますか？
7	ミッションの遂行にあたり、市役所職員から仕事面でのフォローはありますか？ また、コミュニケーションは円滑に行えていますか？
8	仕事面のみならず、生活面などで市役所からのどのようなサポート・フォローはありますか？
9	他の協力隊(同地域及び他地域)との定期的なコミュニケーションの機会はありますか？ また、どのようなコミュニケーションを取ることが必要と感じますか？
10	高知市での生活は、移住前に想像していたものと比べてどうですか？ 実際に暮らしてみて、良かった点・違っていた点・困っている点などを教えてください。
11	地域の方との関係はどうか？ 地域行事への参加等、地域の方とコミュニケーションを取れる活動はありますか？
12	「移住者交流会」に参加していますか？ (Yes)「移住者交流会」は移住者が定住するための施策として有効だと思いますか？ (No) 参加しない具体的な理由があればご教示ください
13	「地域移住サポーター」との交流・関与はありますか？ (Yes) 具体的にどのような交流を行い、どのような支援を受けていますか？ (No) 交流・関与の無い具体的な理由があればご教示ください
14	移住者が「定住」するための高知市の施策として、何か知っている取組はありますか？ (「移住者交流会」・「地域移住サポーター」以外)
15	協力隊卒業後のビジョンはどのようなものでしょうか？ 協力隊卒業後も高知市に住み続けたいと思いますか？
16	協力隊卒業後に向けて、不安に感じている点はどこですか？ その不安に対し、市役所などの公的機関からのサポートは期待できそうですか？
17	身近な方で移住を考えている方に、高知市への移住を勧めたいと思いますか？ 勧めたい、勧めたくない理由をご教示ください。
18	身近でない方で移住を考えている方に、高知市への移住を勧めたいと思いますか？ 勧めたい、勧めたくない理由をご教示ください。
19	移住者の立場から、移住者が定住するにあたり、大きなハードルとなることは何だと思いますか？ また、高知市は、それに対して有効なサポートを提供してくれていると感じますか？
20	その他、移住・定住に関連する事項で高知市に今後期待することはありますか？
21	協力隊目線で今後このようなミッションがあればいいな、もしくは必要だなと感じるミッション内容はありますか？

③ ヒアリング結果

ヒアリング結果の要約は以下のとおりである。

・基本事項

ヒアリング対象者の年齢は 20 代から 50 代まで、出身地は高知県以外、前居住は都市圏の割合が高く、職業や経歴に特定の偏りはないといった性質であった。

・ミッションに関して

ミッションは、募集を行った市の所管課によって設定されたものであり、すべて行政に関連するものである。ミッション内容に個別具体的、詳細な設定はされておらず、一定の幅を持たせており、それにより応募者の幅を広げ、応募者のスキルをうまく活用できる配慮をしている。

・地域おこし協力隊となった経緯、任期終了後のビジョン

市への移住を希望して、仕事として「地域おこし協力隊」の選択した方、「地域おこし協力隊」を希望し、ミッション内容から市への移住となった方の両者が存在していた。また、任期終了後のビジョンに関しては、各人ごとに異なっており、ミッション内容は任期終了後の収入に紐づくわけではなく、週 4 日の就労日を除いた時間に個人として任期終了後の収入確保のための模索していく仕組みとなっている。そのため、副業が認められており、実際に副業収入を得ている協力隊員が存在していた。

・市の移住・定住に関する施策の利用状況等

地域おこし協力隊には家賃補助の制度があり、賃貸の場合には家賃補助の制度を利用するのが通常となっているため、移住のハードルを下げる効果があると考えられる。一方で、住居は自身で探して決めなければならない、市街地には賃貸物件が相当数あるが、中山間での活動を要するミッションである場合には、賃貸物件の数は乏しく、移住に当たって弊害となる可能性がある。この点、今後の協力隊員の増加、ミッション内容の幅の拡大を見込んでいる場合には、協力隊員用の住宅借上げを含めた柔軟な対応をしていくことの検討が考えられる。なお、地域おこし協力隊はUI孫ターン補助金、移住支援金、二段階移住補助金といった補助金制度を活用できないため、この点のコメントはなかった。

また、「移住者交流会」は半数程度認知されていたが、参加している方は多くなく、また、「地域移住サポーター」に関しては、ヒアリング対象者の市役所内勤務が多い都合上、関与することはほとんど見受けられなかった。

・市への移住・定住に関する考え

移住のハードルとして、仕事、環境、住居、交通手段、アクセスといったものがある中で、本ヒアリングにおいては、地域おこし協力隊としての収入が3年間担保されていることから仕事面での不安は挙がらなかった。また、環境面に関しても市職員と連携して勤務することから、ハードとしての認識は薄かった。住居面に関しては、上述のとおり、市街地における賃貸をする場合には大きな問題はないが、中山間への移住を希望した際には、賃貸物件が不足しており、また、空き家バンクの活用も十分ではない状況にあることから、ハードルになっている可能性がある。交通手段の面では、市街地に主要な施設が集約されていることから、自転車のみでの生活で不自由することは少ないものの、近郊や県内の各所へ赴くには自動車

がないと不便なことが多いとの意見が挙がっていた。この点は市に限ったことではなく、他の地方都市でも同様の事象と考えられる。アクセス面では、大阪までは自動車で4時間程度、東京には飛行機で飛行時間90分程度となっており、都市部へのアクセスに非常に不便があるというほどではないとの意見がおおむねであった。

ヒアリングを通して、全体として地域おこし協力隊と移住の組合せにより、移住に当たっての大きなハードルを感じているとのコメントは薄く、市民の人当たりの良さに対する好意的なコメントが多く見受けられた。

(2) 移住者交流会参加者に対するアンケート

対象者は令和7年度に実施された「移住者交流会」の参加者 9名

① 対象の選定理由

「移住者交流会」は、参加者が移住者であることから、対象とした。

② アンケートの実施方法及び質問

アンケートは市職員から配布を行い、基本的にその場で回答、回収をしている。特に事前の通知はしていない。

内容は基本事項4項目及び質問事項30項目とし、質問事項の大区分は以下のとおり。

- ・ 移住前の動機と経緯
- ・ 支援制度・行政対応
- ・ 生活実感と地域への定着度
- ・ 就労・生計面
- ・ 今後について

アンケート形式のため、可能な限り選択肢形式とし、一部のみ自由記載の方式とした。基本事項及び質問事項は以下のとおりである。

移住形態	移住	Uターン	その他 ご記入ください⇒
ご年齢	代		
世帯の有無	あり	なし	
移住歴		年	

ご質問		選択肢			コメント枠
1. 移住前の動機と経緯					
1-1	高知市への移住を決めた理由を教えてください。				
1-2	検討されていた他の移住候補先との違いを教えてください。				
1-3	移住にあたって一番不安だったことを教えてください。	仕事	住居	環境	
2. 支援制度・行政対応					
2-1	移住にあたって、支援制度（例：支援会、住宅紹介）を利用しましたか？	Yes		No	
2-2	移住にあたって、市役所・相談窓口などの対応はいかがでしたか？	良かった	どちらとも いえない	良くなかつ た	
2-3	移住後、仕事や生活面などに関し、市役所など公的機関からのフォローはありましたか？	Yes		No	
2-4	定住支援である以下の制度を利用または取組に参加したことがありますか？	利用・参加した ことがある	知っているが、利 用・参加したこと はない	知らない	
2-5	2-4で利用または参加したことがあるものに○をつけてください。 ① 浄化槽設置に関する補助の利用 ② 家具転倒防止対策に関する補助の利用 ③ 水洗便所改造資金に関する助成の利用 ④ デマンド型乗合タクシーの利用 ⑤ 病児保育事業の利用 ⑥ ファミリー・サポート・センター事業の利用 ⑦ 産後ケア事業の利用 ⑧ いきいき・かみかみ・しゃましゃま百歳体操への参加	⑨ 認知症カフェへの参加 ⑩ こうち笑顔マイレージへの参加 ⑪ 高知市夏季大学への参加 ⑫ 市民スポーツレクリエーション祭への参加 ⑬ あなたに届け隊出前講座への参加 ⑭ 市民活動サポートセンターの利用 ⑮ 防災士資格の取得支援の利用			
2-6	高知市が発信する移住者向けの情報をホームページやSNS等で定期的にチェックしていますか？	Yes		No	
2-7	移住・定住情報「暮らしにぼっちり通信」を読んだことがありますか？	Yes		No	
2-8	他にあったらよいと思う支援があれば教えてください。				

3. 生活実感と地域への定着度				
3-1	実際に暮らしてみて良かったことを教えてください。			
3-2	実際に暮らしてみて困ったことを教えてください。			
3-3	地域の方と交流するような場、イベントに参加することはありますか？	Yes		No
3-4	「地域移住サポーター」の存在を知っていますか？	Yes		No
3-5	「地域移住サポーター」との交流・関与はありますか？ (「Yes」の場合)具体的にどのような支援を受けましたか？	Yes		No
3-6	3-5で「Yes」と答え方は、具体的にどのような支援を受けましたか？			
3-7	「移住者交流会」や「地域移住サポーター」の存在は、高知市に住み続ける移住者の方にとって、重要な役割があると感じますか？	Yes	どちらとも いえない	No
3-8	「高知市に根を下ろした」と感じる瞬間はありますか？	Yes	どちらとも いえない	No

4. 就労・生計面				
4-1	現在のお仕事や収入に関してどのように感じますか？	満足	どちらとも いえない	不満
4-2	移住時の仕事探しの際に重視したポイントを教えてください。(複数回答可)	収入	仕事内容	ワークライフ バランス
4-3	移住時の仕事探しや創業・起業で苦労されましたか？	Yes	どちらとも いえない	No
4-4	移住時の仕事探しで市役所やUターンサポートセンターなどの公的機関の支援を受けましたか？	Yes	どちらとも いえない	No
4-5	最終的に、現在の仕事はどのようにして見つけることができましたか？			

5. 今後について				
5-1	引き続き、高知市に住み続けたいと考えていますか？ またその理由を教えてください。	Yes	どちらとも いえない	No
5-2	5-1で回答した(Yes/どちらともいえない/No)の理由を教えてください。			
5-3	高知市に住み続けるにあたり、不安に感じていることは何ですか？			
5-4	同じように移住を考えている方に、高知市を勧めようと思いますか？ またその理由を教えてください。	Yes	どちらとも いえない	No
5-5	5-4で回答した(Yes/どちらともいえない/No)の理由を教えてください。			
5-6	高知市に今後どのようなことを期待していますか？			

③ アンケート結果

・基本情報

アンケート回答者の基本情報は以下のとおりであった。

移住形態：移住 2、Uターン 3、転勤 4

年齢：20代 1、30代 4、40代 4

世帯有無：単身 7、世帯 2

移住歴：1年未満 7、1年以上 1

本アンケートでは、市が「移住者」としてカウントしていない転勤の方を含んでいるが、移住に対する意見として有用であると判断し、集計に含めることとした。

・移住前の動機と経緯

移住動機は、知人の有無や配偶者の出身地となっており、Uターン理由は、子育てや従来からUターンを予定していたとなっていた。

不安要素に関しては、回答は以下のとおりであった（複数回答、無回答あり）。移住・Uターンの方は仕事、転勤の方は環境に対して不安を感じているとの偏りが見られた。

1-3	移住にあたって一番不安だったことを教えてください。	仕事 3	住居 1	環境 6
-----	---------------------------	---------	---------	---------

・支援制度・行政対応

市の移住支援制度及び行政対応への回答は以下であった。

2-1	移住にあたって、支援制度（例：支援金、住宅紹介）を利用しましたか？	Yes 0		No 9
2-2	移住にあたって、市役所・相談窓口などの対応はいかがでしたか？	良かった 2	どちらとも いえない 7	良くなかった 0
2-3	移住後、仕事や生活面などに関し、市役所など公的機関からのフォローはありましたか？	Yes 2		No 7
2-4	定住支援である以下の制度を利用または取組に参加したことがありますか？	利用・参加した ことがある 1 産後ケア	知っているが、利 用・参加したこ とはない 1	知らない 7
2-6	高知市が発信する移住者向けの情報をホームページやSNS等で定期的にチェックしていますか？	Yes 5		No 4
2-7	移住・定住情報「暮らすにぼっち通信」を読んだことがありますか？	Yes 5		No 4

移住支援制度の利用者はおらず、市及び相談窓口に関しては「どちらともいえない」が多く、市からの移住後のフォローは少ないとの結果となっている。定住支援は1名利用があったが、ほとんどは施策自体を知らないとの回答をしている。

また、情報発信に関しては、半数がホームページ、SNS 及び「暮らしに
ぼっち通信」をチェックしているとの回答をしている。

自由欄回答では、移住時の案内の不足が挙げられていた。

・生活実感と地域への定着度

生活してよかった点は、食事関係や人間関係が多く挙げられており、悪
かった点では、移動面、気候が特に多く挙げられていた。

また、それ以外の回答は以下のとおりであった。

3-3	地域の方と交流するような場、イベントに参加することはありますか？	Yes 3		No 6
3-4	「地域移住サポーター」の存在を知っていますか？	Yes 2		No 7
3-5	「地域移住サポーター」との交流・関与はありますか？ (「Yes」の場合) 具体的にどのような支援を受けましたか？	Yes 2		No 7
3-7	「移住者交流会」や「地域移住サポーター」の存在は、高知市に住み続ける 移住者の方にとって、重要な役割があると感じますか？	Yes 7	どちらとも いけない 2	No
3-8	「高知市に根を下ろした」と感じる瞬間はありますか？	Yes 4	どちらとも いけない 3	No 2

イベントへの参加は半数以上が参加しておらず、「地域移住サポーター」
の存在や交流は2名に限られていた。しかしながら、このような取組自体
には好意的な印象の回答となっている。「高知市に根を下ろした」と感じ
るか否かに関しては1年未満の参加者が多かったものの、Yes との回答が
約半数となっていた。

・就労・生計面

就労・生活面における回答は以下のとおりであった（無回答あり）。

4-1	現在のお仕事や収入に関してどのように感じますか？	満足 2	どちらとも いけない7	不満 0
4-2	移住時の仕事探しの際に重視したポイントを教えてください。（複数回答可）	収入 1	仕事内容 1	ワークライフ バランス5
4-3	移住時の仕事探しや創業・起業で苦労されましたか？	Yes 2	どちらとも いけない4	No 3
4-4	移住時の仕事探しで市役所やUターンサポートセンターなどの公的機関の支援を受けましたか？	Yes 2	どちらとも いけない1	No 6

仕事、収入面での不満はなく、仕事選びに際して重視したポイントは「ワークライフバランス」が最も多かった。仕事探し及び創業への苦労に関しては、偏りはなく、移住施策及び関連団体の利用は少なかった。

最終的に現在の仕事を見つけることとなったきっかけは、インターネット、SNS、斡旋サイトといった一般的な回答であった。

・今後について

今後に関する回答としては以下となっている。

5-1	引き続き、高知市に住み続けたいと考えていますか？ またその理由を教えてください。	Yes 6	どちらとも いけない3	No 0
-----	---	----------	----------------	---------

半数以上が Yes と回答しており、前向きな回答が多い結果となっている。その理由としては、Uターン者は地元であること、移住者はもっと高知を知りたいといった回答が挙がっていた。一方で、不安な点としては、災害面及び生活面の心配が挙がっていた。

また、移住を検討している方への推奨としては、以下の回答となっていた。

5-4	同じように移住を考えている方に、高知市を勧めようと思いますか？ またその理由を教えてください。	Yes 7	どちらとも いけない2	No 0
-----	--	----------	----------------	---------

好意的な回答が多く、その理由としては、住みやすい、人が温かい、自然が豊かといったコメントが挙げられていた。

最後に、高知市への期待としては、移住者の増加及び人口流出の抑制、高知の魅力発信の推進、防災に関するコメントが寄せられていた。

(3) よさこい移住者に対するアンケート

対象者は「よさこい移住」をされ、市のよさこい祭りの広報に協力されている方 6名

① 対象の選定理由

「よさこい移住」者は、移住者であり、市の移住施策「よさこい移住」に関連する方であるとともに、移住を推進する意識が強いことが想定されるため、対象とした。

② アンケートの実施方法及び質問

アンケートは市職員から連絡を行い、QRコード等での電子的な回答、回収を実施した。特に事前の通知はしていない。

内容は基本事項4項目及び質問事項33項目であり、基本的に「移住者交流会の参加者アンケート」と同様である。追加した事項は以下の3項目のみである。

- ・「移住者交流会」が開催されていることはご存知ですか？
- ・「移住者交流会」に参加されたことはありますか？
- ・「移住者交流会」に参加してみたいですか？

③ アンケート結果

・基本情報

アンケート回答者の基本情報は以下のとおりであった。

移住形態：移住6

年齢 : 20代1、30代3、40代以上2

世帯有無 : 単身5、世帯1

移住歴 : 3～6年未満3、10年以上2

・移住前の動機と経緯

移住動機は、すべてよさこい祭りへの参加に関するものがあり、それに付随して、人の温かさ等が挙げられていた。よさこいがきっかけのため、他の地域への移住は検討されていない。

移住に当たっての不安要素としては、仕事が最も多かった。

1-3	移住にあたって一番不安だったことを教えてください。	仕事 3	住居 1	環境 2
-----	---------------------------	---------	---------	---------

・支援制度・行政対応

支援制度・行政対応の回答は以下となっていた。

2-1	移住にあたって、支援制度（例：支援金、住宅紹介）を利用しましたか？	Yes 0		No 6
2-2	移住にあたって、市役所・相談窓口などの対応はいかがでしたか？	良かった 2	どちらとも いえない3	良くなかった 1
2-3	移住後、仕事や生活面などに関し、市役所など公的機関からのフォローはありましたか？	Yes 1		No 5
2-4	定住支援である以下の制度を利用または取組に参加したことがありますか？	利用・参加した ことがある 2	知っているが、利 用・参加したこ とはない 1	知らない 3
2-6	高知市が発信する移住者向けの情報をホームページやSNS等で定期的にチェックしていますか？	Yes 5		No 1
2-7	移住・定住情報「暮らすにぼっち通信」を読んだことがありますか？	Yes 4		No 2

移住支援制度の利用実績はなく、フォローの実感もないとの回答が多かった。定住支援では、「市民活動サポートセンターの利用」「防災士資格の取得支援の利用」の利用が挙げられていた。情報発信に関しては、よさこい祭りとも関係があるため、チェックしている割合が多かった。

あったらよいと思う施策としては、住宅補助関係のコメントが寄せられていた。

・生活実感と地域への定着度

生活実感に関して、暮らしてみてよかった点には、「よさこい祭り」はもちろんのこと、食事、人の温かさといったコメントが挙げられていた。一方で、暮らしてみて困った点には、アクセスや移動面、気候といった点が挙げられていた。

また、地域への選択肢での回答は以下のとおりであった。

3-3	地域の方と交流するような場、イベントに参加することはありますか？	Yes 5		No 1
3-4	「移住者交流会」が開催されていることはご存知ですか？	Yes 6		No 0
3-5	「移住者交流会」に参加されたことはありますか？	Yes 5		No 1
3-6	「移住者交流会」に参加してみたいですか？	Yes 5		No 1
3-4	「地域移住サポーター」の存在を知っていますか？	Yes 2		No 4
3-5	「地域移住サポーター」との交流・関与はありますか？ （「Yes」の場合）具体的にどのような支援を受けましたか？	Yes 0		No 6
3-7	「移住者交流会」や「地域移住サポーター」の存在は、高知市に住み続ける移住者の方にとって、重要な役割があると感じますか？	Yes 5	どちらとも いけない1	No 0
3-8	「高知市に根を下ろした」と感じる瞬間はありますか？	Yes 3	どちらとも いけない2	No 1

地域のイベントへの参加意欲は高く、「移住者交流会」の認知度及び参加も積極的な回答となっていた。「地域移住サポーター」に関しては、認知度は低く、交流・関与のあるという回答はなかった。

「高知市に根を下ろした」と感じるか否かに関しては、Yesが多いものの、Noという回答もあった。

・就労・生計面

就労・生計面における選択肢の回答は以下のとおりである（複数回答、無回答を含む）。

4-1	現在のお仕事や収入に関してどのように感じますか？	満足 2	どちらとも いけない3	不満 1
4-2	移住時の仕事探しの際に重視したポイントを教えてください。（複数回答可）	収入 2	仕事内容 2	ワークライフ バランス5
4-3	移住時の仕事探しや創業・起業で苦労されましたか？	Yes 1	どちらとも いけない2	No 3
4-4	移住時の仕事探しで市役所やUターンサポートセンターなどの公的機関の支援を受けましたか？	Yes 1	どちらとも いけない1	No 4

仕事・収入に関しては「どちらともいけない」が最も多く、仕事探しの際に重視したポイントは「ワークライフバランス」の選択が多かった。仕事探しは苦労をしている回答は少なく、市及び関連団体を通じた支援の利用も少なかった。

・今後について

今後についての選択肢の回答は以下のとおりであった。

5-1	引き続き、高知市に住み続けたいと考えていますか？ またその理由を教えてください。	Yes 4	どちらとも いけない2	No 0
-----	---	----------	----------------	---------

今後も市に住み続けたいか否かに関しては、Yes の回答多く、No の回答はなかった。その理由には「よさこい祭り」が多く挙がっていた。不安に感じている点では、防災、物価高、賃金、子育て支援と様々なコメントが寄せられていた。

また、市を他の移住候補者に推奨するか否かについては、以下の回答であった。

5-4	同じように移住を考えている方に、高知市を勧めようと思いますか？ またその理由を教えてください。	Yes 5	どちらとも いけない1	No 0
-----	--	----------	----------------	---------

回答としては好意的な意見が非常に多く、「よさこい」はもちろんのこと、環境や住みやすさといったコメントが理由とされていた。

最後に今後の市に期待することとしては、「移住に関する取組をもっとしていればうまく活用できていたかもしれない」、「高知の魅力の情報発信を増やして観光客を増やしてほしい」といったコメント及び移住者の確保、賃上げ、里山保護、効率的な行政との声が寄せられていた。

(4) お試し移住施設「いっく」利用者に対するアンケート

対象者はお試し移住施設「いっく」利用者 12名

① 対象の選定理由

お試し移住施設「いっく」の利用者は、少なくとも高知県又は市への移住に興味を持っている層が利用していると考えられるため、その検討に当たってどのようなことを感じ、考えられているかは貴重な情報となるため、対象とした。

② アンケートの実施方法及び質問

アンケートは市職員から連絡を行い、紙面又はQRコード等での回答、回収を実施した。特に事前の通知はしていない。

内容は基本事項2項目及び質問事項20項目であり、「移住者交流会の参加者アンケート」をベースとし、移住者候補用に調整を行っている。質問事項の大区分は以下のとおり。

- ・ 動機と経緯
- ・ 行政の支援体制
- ・ 「いっく」の生活
- ・ 就労
- ・ 今後について

アンケート内容は次のとおり。

ご質問		ご回答			
1. 動機と経緯					
1-1	移住先として高知を考えた理由を教えてください。				
1-2	他の移住候補先と比較して、高知の良かった点を教えてください。				
1-3	移住に当たって、一番不安なことを教えてください。	仕事	住居	環境	
2. 行政の支援体制					
2-1	市役所・相談窓口などの対応はいかがですか？	良かった	どちらとも いえない	良くない	
2-2	仮に移住された場合、仕事や生活面などに関し、公的機関からのフォローを想定されていますか？	Yes		No	
2-3	高知市が発信する移住者向けの情報をホームページやSNSなどで定期的にチェックされていますか？	Yes		No	
2-4	移住・定住情報「暮らしにぼっち通信」を読んだことはありますか？	Yes		No	
3. 「いっく」での生活					
3-1	「いっく」で暮らし始めて良かったことを教えてください。				
3-2	「いっく」で暮らし始めて困ったことを教えてください。				
3-3	「いっく」の料金に関してどのように感じますか？	利用しやすい	どちらとも いえない	No	
3-4	「いっく」の暮らしは高知への移住検討に役立っていると感じますか？	Yes	どちらとも いえない	No	
3-5	「いっく」の暮らしで改善してほしいことがあったら教えてください。				
4. 就労					
4-1	仮に移住された場合、収入の予定はすでにありますか？	Yes		No	
4-2	4-1が「はい」の場合、次のどのケースに該当しますか？	転職	企業、創業	地域おこし協力隊	その他
4-3	4-1が「いいえ」の場合、仕事探しで公的機関の支援を受けていますか？	Yes		No	
4-4	高知での仕事探しの際に重視するポイントを教えてください。	収入	仕事内容	ワークライフ バランス	
5. 今後について					
5-1	上記の他、高知市への移住に当たり、不安に感じていることを教えてください。				
5-2	高知に今後期待することがあれば教えてください。				

③ アンケート結果

・ 基本情報

アンケート回答者の基本情報は以下のとおりであった。

年齢 : 30代4、40代2、50代以上6

世帯有無 : 単身7、世帯5

・ 動機と経緯

高知に興味を持った動機及び他の地域と比べてよかった点としては、自然の豊かさ、食事が最も多く、その他に人柄、親族・知人がいることという回答となっていた。

不安なこととしては、以下の回答となっていた。

1-3	移住に当たって、一番不安なことをお教えてください。	仕事 4	住居 4	環境 4
-----	---------------------------	---------	---------	---------

結果はすべて同数と利用者の境遇及び状況に偏りは見られなかった。

・ 行政の支援体制

行政の支援体制に対する回答は以下となっていた。

2-1	市役所・相談窓口などの対応はいかがですか？	良かった 9	どちらとも いえない 2	良くない 1
2-2	仮に移住された場合、仕事や生活面などに関し、公的機関からのフォローを想定されていますか？	Yes 8		No 4
2-3	高知市が発信する移住者向けの情報をホームページやSNSなどで定期的にチェックされていますか？	Yes 8		No 4
2-4	移住・定住情報「暮らすにぼっち通信」を読んだことはありますか？	Yes 8		No 4

市及び相談窓口の対応には好意的な回答が多く、仮に移住した場合には、公的機関からのフォローを期待している数が多かった。また、情報発信に対してもチェックしている数が半数以上となっていた。

・ 「いっく」の生活

「いっく」の生活においてよかった点には、空港・駅へのアクセスの便利さ、生活インフラが整っていること、公園・田んぼ等があり治安も良いといったコメントが挙げられていた。一方、困ったこととしては、車がないと移動範囲が限られること、虫が出ることや住宅設備に関すること、外の電車や動物の音が大きいこと等が挙げられていた。

また、料金面及び移住検討への貢献に関する回答は以下となっていた。

3-3	「いっく」の料金に関してどのように感じますか？	利用しやすい 12	どちらとも いえない 0	No 0
3-4	「いっく」の暮らしは高知への移住検討に役立っていると感じますか？	Yes 11	どちらとも いえない 1	No 0

利用料金はすべて「利用しやすい」となっており、移住検討にもほぼすべての方が「役立っている」と回答している。

改善を希望することとしては、備品関係の管理及び事前確認に関するコメント、利用時の市の定期的なフォロー、その他草木・虫の対策といったコメントが寄せられていた。

・就労

料金面及び移住検討への貢献に関しては、以下の回答となっていた。

4-1	仮に移住された場合、収入の予定はすでにありますか？	Yes 6		No 6	
4-2	4-1が「はい」の場合、次のどのケースに該当しますか？	転職 1	企業、創業 2	地域おこし協力隊 0	その他 3
4-3	4-1が「いいえ」の場合、仕事探して公的機関の支援を受けていますか？	Yes 2		No 4	
4-4	高知での仕事探しの際に重視するポイントを教えてください。	収入 2	仕事内容 4	ワークライフバランス 5	

収入の予定は半数が Yes となっていた。その内訳としては、転職、創業の他、自営、農業パート、年金であった。また、収入の予定がない方に関しては、公的機関での仕事探しの支援を受けていない数が多かった。

仕事探しに際して重視するポイントとしては、「ワークライフバランス」が最も多く、「仕事内容」も同程度に多い回答となっていた。

・今後について

高知市へ移住する場合に不安なことには、防災関係、交通利便性、住居、子育て環境に対してのコメントが寄せられていた。

最後に、高知市に今後期待することとしては、仕事・産業の創出、交通手段の利便性向上、観光及び1次産業の活性化、住居環境の整備、子育て

環境（特にスポーツ）の整備等、移住候補者ごとの要望が挙げられていた。
また、地域の独自性を貫いてほしいという声もあった。

【監査の結果及び意見】

上述のとおり、本監査では4種のヒアリング及びアンケートを実施した。

- ・地域おこし協力隊に対するヒアリング 6名
- ・移住者交流会参加者に対するアンケート 9名
- ・よさこい移住者に対するアンケート 6名
- ・お試し移住施設「いっく」利用者に対するアンケート 12名

実施に当たっては、対象者の方の協力と所管課による協力がなければ成立しないものであり、貴重な情報である。統計上は母集団が少ないととらえられるかもしれないが、いずれの回答も市の移住・定住促進施策の今後を検討する上で重要な情報である。そのため、本監査に限らず、今後の判断材料及び定期的な情報の収集の事例として活用していただきたい。

【意見】 定期アンケートの実施又は項目の追加

現状、移住後の情報収集は、移住して2年経過した方に対して行っているアンケートのみであり、その回収数も少ない。本監査において実施したヒアリング及びアンケートの対象及び項目を参考に、移住者に対して移住後半年から1年程度のタイミングでヒアリング及びアンケートを実施し、移住者の観点からの市の魅力、不満点を把握し、その結果に基づいて施策の見直し、新規の施策検討につなげることが望まれる。

また、今回のヒアリング及びアンケートの結果から読み取れる部分として、パートごとに確認を行った。

・ 動機と経緯

動機としては、自然の豊かさ、食文化、人柄が多く、これらが高知市の長所であることは自明である。また、「よさこい祭り」という独特の祭典があり、この点を移住に当たって推進することとの不整合はなかった。

移住に当たっての不安要素として仕事、住居、環境の選択では、総合的には、仕事 10、住居 6、環境 12 と環境が最も多かった。環境として、地域住民及び移住者同士が交流できる場の提供の重要性がうかがえる。一方で住居に関しては、地域おこし協力隊のヒアリングにもあったが、比較的心配する声は多くなかった。

・ 行政の支援

行政の対応として、市及び相談窓口には中立的な意見が多く、フォローの有無には否定的な回答が多かった。加えて、定住施策に関する認知度及び利用度は低いと言わざるをえない結果であった。

情報発信に関しては、いずれのアンケートでも半数以上の活用がみられたため、移住者の情報源として一定機能していることが確認できた。

【意見】 行政によるフォローについて

公的機関への生活及び仕事面へのフォローの要望が多い一方で、実感しているとの回答は少なかった。過度に移住者及び移住検討者をもてなす必要はないものの、行政への期待に対して満足度が低いことは事実である。当該事実に対して、「フォロー」として情報発信と連動した施策の強調、ニーズの情報収集を強化することが望まれる。

【意見】定住支援施策の利用度の低さ

アンケートの結果、定住施策に関して利用されていない回答が多かった。後述するが、そもそも「移住者」に特定した施策は「移住者交流会」しかなく、その他の施策は高知市民として必要となった場合に機能するものである。そのため、移住者が使用していない結果は不自然ではないが、「移住」というバックグラウンドに着目した定住支援策が「移住者交流会」を除いて、実質的にない点に関しては検討が望まれる。

・生活面、定着度

生活面では、良かった点に動機でも挙げられていた自然の豊かさ及び食文化が多かったため、高知市の長所を改めて補強する根拠になっている。困った点には、郊外へのアクセス、県外へのアクセスといった交通面及び防災関連が多かった。この点は、移住に限らず重要な課題であるため、本監査での詳細なコメントは控えるが、移住を阻害する要因になっていることの認識自体は重要であるといえる。

「移住者交流会」に関しては、認知度は少なくないが、参加者自体は多くない状況にあった。アンケートにおいて役立つものであるとの回答が多かったことから、重要な役割を担っているといえる。

一方で「地域移住サポーター」に関しては、ヒアリング及びアンケートのいずれにおいても認知度及び活用率は低かった。制度は県のものであることから本監査の対象ではないが、市は定住支援策として掲げている。「土佐山地域」「重倉・久礼野地区」「秦・七ツ淵地区」といった市街地以外のみに所在しているため、アンケート対象者のほとんどが市街地に居住していることを念頭に置くと、アンケート結果に違和感はないが、重要な役割を担っている制度として、有効な活用策の検討が望まれる。

また、「高知に根を下ろした」と感じるかどうかという感覚的な項目をあえて入れたが、その結果としては、Yes 7、どちらともいえない 5、No 3（移住者交流会、よさこい移住者アンケートのみ）と Yes が多いものの、それ以外の回答も少なくはなかった。移住から定住に移行させていくことの難しさがこの結果からうかがえる。移住者が高知市をふるさとと感じてもらえるようにすることは、市の定住支援施策の検討においても外せない課題であるといえる。

・就労・生計面

仕事及び収入の満足度では、満足 4、どちらともいえない 7、不満 1（移住者交流会、よさこい移住アンケート）と中立的な結果となっていた。一方で仕事選びの際に重視するポイントはワークライフバランスが圧倒的に多かった。移住候補者に対するアンケート結果も同じ傾向にあったことから、移住促進における就労において、ワークライフバランスに対する要望にどこまで答えられるかは重要といえる。

また、就労への苦勞に関しては否定的な意見が多く、市の就労支援及び UI サポートセンターの利用度は多くないとの回答結果となっている。

【意見】 就労支援におけるワークライフバランス

移住者の就労支援に関するニーズとして、ワークライフバランスが重要であるが、この点に関する特段のアプローチはされていない。仕事探しにおいて、様々な要件があり、「ワークライフバランス」の捉え方も一様とはいえないが、その中でも「ワークライフバランス」を求める移住者にマッチするような候補を事前に用意し、素早く答えられるような体制を UI サポートセンターと連携して構築することに関して検討が望まれる。

・今後について

「引き続き高知に住み続けたいか」の質問への回答は Yes 10、どちらともいえない 5、No 0（移住者交流会、よさこい移住アンケート）と、好意的な回答が多かった。移住者自身が選択して決めた住居地であり、現在も居住していることから、市を好ましく思うのは当然であるが、同じような思いを抱く移住者が増加していくことが望まれる。

好意的な回答をしつつも、移住関係、防災関係、子育て関係の細やかな意見が出ているため、本監査のアンケート結果を貴重な意見として施策検討に役立てていただきたい。また、移住候補者のコメントも同じく貴重であり、1次産業の活性化、子育て関連の情報発信といった部分については検討されたい。

4 移住促進施策の実施状況

市は、移住促進施策として様々な施策を実施している。第3期計画に記載されている移住無関心層から移住検討層に対する施策として、以下が挙げられている。

(1) 情報発信	① 移住相談会等の実施 拡充 ② インターネット等を活用した戦略的な情報発信 拡充 ③ 移住・定住情報「暮らすにぼっち通信」の定期発行 ④ ふるさと納税者へのPR ⑤ Uターンに関するPR NEW																	
(2) 移住体験・お試し滞在の充実	① 移住ガイドツアー等の実施 ② お試し滞在施設の運営 拡充																	
(3) UIJターンの推進	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 954 983 987">① 企業就職者への支援</td> <td data-bbox="991 954 1445 987">→ 新卒, 転職, セカンドライフ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 999 983 1032">② 三世帯同居等Uターン支援</td> <td data-bbox="991 999 1445 1032">→ 子育て世帯・親世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1043 983 1077">③ 孫ターン支援</td> <td data-bbox="991 1043 1445 1077">→ 孫世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1088 983 1122">④ 若者支援 NEW</td> <td data-bbox="991 1088 1445 1122">→ 34歳以下の若者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1133 983 1167">⑤ 地方創生移住支援事業</td> <td data-bbox="991 1133 1445 1167">→ 東京23区在住者・在勤者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1178 983 1211">⑥ よさこい移住プロジェクト</td> <td data-bbox="991 1178 1445 1211">→ よさこい踊り子・関係者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1223 983 1256">⑦ 地域おこし協力隊制度</td> <td data-bbox="991 1223 1445 1256" rowspan="2">→ 3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域在住者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1267 983 1335">⑧ 地域プロジェクトマネージャー制度の導入 NEW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1346 983 1379">⑨ その他の移住に関連する支援</td> <td data-bbox="991 1346 1445 1379"></td> </tr> </tbody> </table>	① 企業就職者への支援	→ 新卒, 転職, セカンドライフ	② 三世帯同居等Uターン支援	→ 子育て世帯・親世帯	③ 孫ターン支援	→ 孫世帯	④ 若者支援 NEW	→ 34歳以下の若者	⑤ 地方創生移住支援事業	→ 東京23区在住者・在勤者	⑥ よさこい移住プロジェクト	→ よさこい踊り子・関係者	⑦ 地域おこし協力隊制度	→ 3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域在住者	⑧ 地域プロジェクトマネージャー制度の導入 NEW	⑨ その他の移住に関連する支援	
① 企業就職者への支援	→ 新卒, 転職, セカンドライフ																	
② 三世帯同居等Uターン支援	→ 子育て世帯・親世帯																	
③ 孫ターン支援	→ 孫世帯																	
④ 若者支援 NEW	→ 34歳以下の若者																	
⑤ 地方創生移住支援事業	→ 東京23区在住者・在勤者																	
⑥ よさこい移住プロジェクト	→ よさこい踊り子・関係者																	
⑦ 地域おこし協力隊制度	→ 3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域在住者																	
⑧ 地域プロジェクトマネージャー制度の導入 NEW																		
⑨ その他の移住に関連する支援																		
(4) 関係人口の創出	① よさこいファンの拡大 ② 関係人口創出プロジェクト NEW																	
(5) 広域での連携	① 二段階移住の推進（れんけいこうち広域都市圏） ② まんなか移住の推進（高知市・南国市・香南市・香美市）																	

上記のカテゴリごとに各施策の具体的な内容の確認を行った。

(1) 情報発信

① 移住相談会等の実施

市は、2014年度より本格的に移住促進に取り組んでおり、総合戦略の基本目標の1つである「新しい人の流れをつくる」ことを目的として「県外からの移住相談件数の増加」をKPIの1つとして設定している。

市が移住相談を受ける経路には「面談」「メール」「電話」「オンライン」「イベント」があり、イベント・面談といった対面による相談割合が大きい傾向にある。直接的な歳出を伴う「イベント」は、移住検討者から対面で相談を受ける「移住相談会」を主に東京・大阪で開催している。

直近3年間におけるイベント別の相談件数は以下の【主な事業実績】のとおりとなっている。

(i) 県外在住者からの新規相談件数(件)及び割合(%)

内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①面談	152 38.5%	133 31.4%	135 26.3%
②メール	31 7.8%	21 5.0%	67 13.0%
③電話	52 13.2%	34 8.0%	50 9.7%
④オンライン	15 3.8%	11 2.6%	24 4.7%
⑤イベント	145 36.7%	224 53.0%	238 46.3%
①-⑤合計	395	423	514

移住・定住促進課より受領の資料に基づき監査人作成

(ii) イベント別における県外在住者からの新規相談件数内訳(件)

イベント内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
JOIN 移住・交流&地域おこしフェア	39	41	21
高知暮らしフェア夏(東京)	18	16	32
高知暮らしフェア冬(東京)	17	19	30
高知暮らしフェア冬(大阪)	6	21	24
高知暮らしフェア夏(大阪)	-	13	26
ふるさと回帰フェア	14	-	22
よさこい移住大学訪問プロジェクト	-	34	-
四国暮らしフェア(東京)	7	11	12
中国四国もうひとつのふるさと探しフェア in 大阪	9	13	6
ハタカラキャラバン	-	-	26
おいでや! いなか暮らしフェア	8	2	9
高知まんなか暮らしのぶっちゃけジモトーク	-	19	-
仁淀川流域移住交流会「ええんかい仁淀川」	-	15	15
いなスタ	11	-	-
ターズカフェ3	11	-	-
高知まんなか移住体験ツアー	-	5	5
移住相談会&交流会 幡多×移住×起業=∞ in 大阪	-	10	-
高知市出張相談会(東京)	-	5	3
地域おこし協力隊体験ツアー	-	-	4
ハタカラオンライン移住体験ツアー	2	-	-
その他	3	-	3
合計	145	224	238

移住・定住促進課より受領の資料に基づき監査人作成

(iii) イベント出展に係る費用

イベント出展に係る主な費用は旅費となっており、各年度のイベント出展に係る旅費実績は以下となっている。

令和4年度：約1,412千円

令和5年度：約1,347千円

令和6年度：約1,092千円

【監査の結果及び意見】

令和7年11月に総務省が公表している「令和6年度における移住相談に関する調査結果」によると、全国的に移住相談件数は増加傾向にあり、令和6年度における移住相談件数は過去最多の433,810件となっている。また、令和3年度以降、コロナ渦による影響が緩和されていくにしたがって、相談件数に占めるイベントの割合が増加してきていることから今後もこの傾向が継続すると想定される。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数(件)	315,744	291,082	323,931	370,332	408,435	433,810
内、相談窓口(件)	242,118	262,206	285,448	305,056	329,776	336,034
内、イベント(件)	73,626	28,876	38,483	65,276	78,659	97,776
相談窓口割合(%)	76.7%	90.1%	88.1%	82.4%	80.7%	77.5%
イベント割合(%)	23.3%	9.9%	11.9%	17.6%	19.3%	22.5%
増加率：						
相談件数(件)	+5.9%	▲7.8%	+11.3%	+14.3%	+10.3%	+6.2%
内、相談窓口(件)	+9.1%	+8.3%	+8.9%	+6.9%	+8.1%	+1.9%
内、イベント(件)	▲3.4%	▲60.8%	+33.3%	+69.6%	+20.5%	+24.3%

※移住相談窓口による相談件数は、面談のほか、電話やメール等での相談を含む。

総務省「令和6年度における移住相談に関する調査結果」より監査人作成

高知市単体において、前述の「県外在住者からの新規相談件数」に占めるイベントの割合は他の相談経路と比較して高い傾向にあり、直近では過半数を占めていることから、全国的な傾向と一致している。

加えて、一般的に1度の移住相談会への参加で移住を決断する参加者は少ないことから、人口の集中する都市部においての開催が多い移住相談会への出展を通じて、移住検討者との接点増加を図ることは理にかなっているといえる。

以上、令和6年度において、移住相談件数が過去最多を記録しており、移住相談件数に占めるイベントの割合が全国及び高知市において同様に増加傾向にある点を踏まえると、人口密集地である都市部での開催が多い移住相談会への出展には有効性があり、実施増加は合理的であると考えられる。

一方で、市の相談会に関する予算金額は年々減少傾向にある。相談会の実施回数を維持又は増加させつつ、予算金額を減少させることには限界があり、今後も予算の減少が継続する場合には、相談会の実施回数の減少が見込まれる。移住を検討している者のうち、1度の移住相談会への参加で移住を決断する参加者は少ないことから、実施回数の減少が移住者の減少要因となることが想定される。また、経済性、効率性の観点については、移住の決定を特定の出展イベントに紐づけすることができないため、実施した相談会から総合的に検討する必要がある。この点、経済性及び効率性を高めていくため、来場者が多いイベントと高知に興味を持っている層へのピンポイントのイベントのどちらを優先するかは実績を踏まえて慎重に判断する必要がある。

なお、イベントの中で「高知暮らしフェア」のような高知県の他の市町村との共同出展によるイベントについては、県の中核都市である高知市の

出展は避けられない状況にあり、経済性、効率性の観点のみでの要否判定はできないものがあることも考慮しなければならない。

【意見】 相談会開催における慎重な選定

将来的に相談会実施の予算を減少させることは、全国的な傾向から、移住者の減少につながる要因となりうるため、出展するイベントの選定、効率的な支出の方法、他の自治体との連携、市の施策と組み合わせた実施といった観点から慎重に検討されることが望まれる。

② インターネット等を活用した戦略的な情報発信

市は現在インターネット等を活用した戦略的な情報発信として以下の取組を行っている。

媒体種類	項目	発信主体	主な発信内容
Instagram	暮らすにぼっちり 高知市移住・定住	移住・定住促進課	移住者インタビュー、 イベント情報、お勧め スポット等の情報
Instagram	こうち二段階移住	移住・定住促進課	高知県全体の自然風景 や食、歴史、文化、暮ら し、イベント等の情報
Instagram	よさこい移住	よさこい移住 応援隊	よさこい移住者目線の 暮らし、イベント情報
Facebook	こうちらいふ	移住・定住促進課	イベントや就職相談会 に関する情報
LINE	高知市移住・定住 促進課	移住・定住促進課	暮らすにぼっちり通信 の発行、イベントの通 知等
YouTube	こうち二段階移住 公式チャンネル	移住・定住促進課	二段階移住プロモーシ ョンに関する情報
HP	二段階移住特設サ イト	移住・定住促進課	二段階移住に関する制 度、利用者のインタビ ュー、PR コンテンツ
HP	こうちらいふ	移住・定住促進課	移住・定住に関する網 羅的な情報
HP	高知家で暮らす。	移住・定住促進課	本市の移住・定住に関

媒体種類	項目	発信主体	主な発信内容
			する網羅的な情報
HP	ニッポン移住・交流ナビ JOIN	移住・定住促進課	移住関連イベント、地域おこし協力隊募集情報
HP	SMOUT	移住・定住促進課	移住関連情報、イベント情報、地域おこし協力隊募集情報
ハンドブック	こうちらいふ	移住・定住促進課	移住・定住に関する情報や移住者へのインタビュー等に関する情報
定期刊行物	暮らすにぼっちり通信	移住・定住促進課	移住・定住情報等のまとめ

上記媒体の運用について、有償による外部委託は行われていない。

また、ターゲット層は「移住無関心層～移住関心層」であり、更新頻度は不定期となっている。定期刊行物である「暮らすにぼっちり通信」については2か月に1回程度の発刊がされている。

直近3年間の本情報発信に関する歳出は以下となっている。

施策名（単位：千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二段階移住プロモーション	14,039	8,209	5,629
移住PR動画制作・広告	2,874	-	-
移住スカウトサービス SMOUT	660	660	660
こうちらいふ HP	110	404	110
LINE	-	17	66
総計	17,682	9,289	6,464

移住・定住促進課より受領の資料を監査人集計

【監査の結果及び意見】

直近3年間のインターネット等を活用した情報発信に関する歳出は年々減少傾向にある。なお、二段階移住プロモーションについては(5)広域での連携①二段階移住の推進(れんけいこうち広域都市圏)にて後述する。

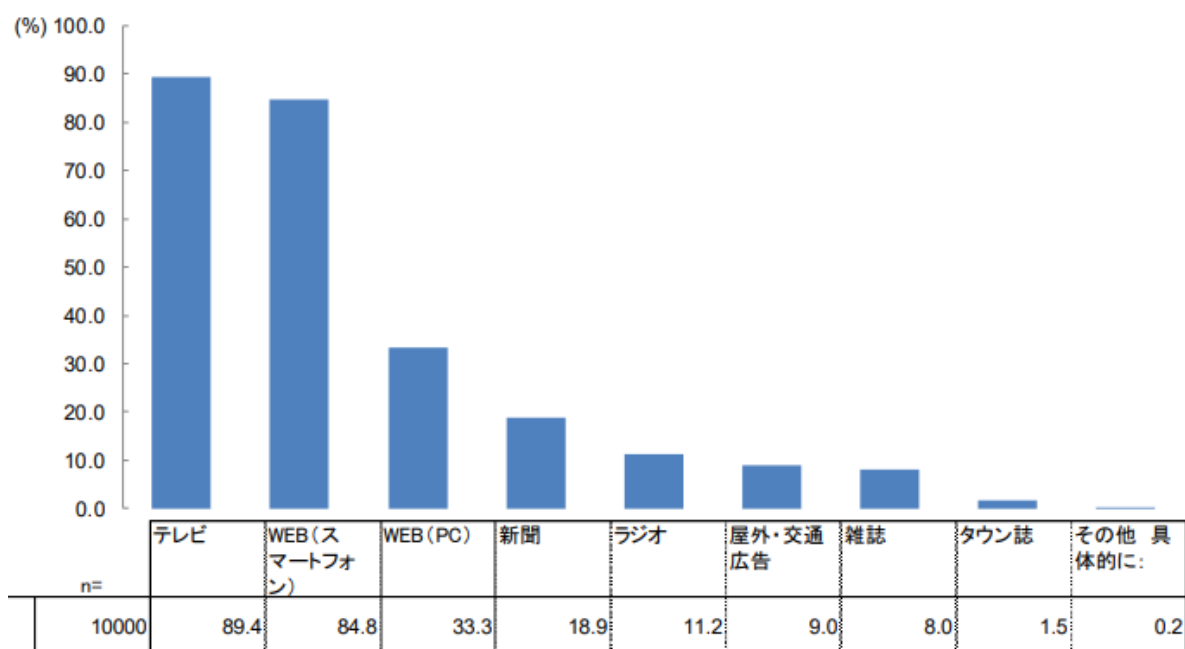
一方で、市における県外からの新規相談件数及び移住者数は、以下のとおり増加傾向にある。

内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県外在住者新規相談件数(件)	395	423	514
移住者数(人)	540	715	753

移住を検討している層は、移住した際のイメージを固めていく過程において、移住の検討期間に渡って複数の情報源を検索・閲覧することが通常想定される。検索・閲覧のきっかけとなる事由は様々あるが、先述の相談会を例に挙げるならば、その前後のいずれにおいてもきっかけになりうる。インターネット等を活用した情報発信は、きっかけのあった移住検討者に情報を提供することになり、移住検討者はそこから得た情報から自身の希望との合致や懸念の払しょくをしていくことになる。そのため、インターネット等を活用した情報発信が移住促進のために有効であることはいうまでもない。

また、情報発信の手段に関しては、内閣官房が令和2年に実施している「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」_問16「あなたが日常の生活でよく見たり、聞いたりするメディアを3つまでお答えください。」では、テレビに次いでWEB(スマートフォン)の割合が高い結果となっている。

3-23 日常接触メディア



内閣官房「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」より

市がWEBを活用した情報発信を進めている方向性に違和感はない。

上記より、インターネット等を活用した情報発信は移住を検討している層に有効であり、近年の情報化社会において、移住を検討するための情報がインターネット上で開示されていない場合には検討対象から外されてしまう可能性があるため、必要不可欠ともいえる。また、経済性、効率性の観点からは、特段大きな支出が執行されていないため、特段の問題は見受けられない。

実際の運用面において、Facebook「こうちらいふ」の最終投稿日が2024年5月1日、Facebook「こうち二段階移住」の最終投稿日が2025年3月13日となっており、情報発信手段として利用されていないように見受けられた。閲覧をした移住検討層に対して、移住施策に取り組んでいない印象を与えかねないため、この点に関しては改善対応が必要と考えられる。

【意見】 SNS等の運用における管理体制

今後の利用予定が無いツールに関しては、プロフィール欄や固定投稿にて「情報更新を停止している」旨を明記のうえ、ダイレクトメッセージを受け付けない設定を行うことや、アカウントの非公開及び削除をする等の管理を行う体制を整えることが望ましい。

③ 移住・定住情報「暮らすにぼっちり通信」の定期発行

市は、移住・定住に関連するイベントなどの情報や、魅力的な風景・食の紹介、土佐弁講座など、本市への移住・定住を後押しするような情報をまとめた「暮らすにぼっちり通信」を定期的に発行し、SNS やホームページなどを通じて発信している。

「暮らすにぼっちり通信」は平成 30 年 4 月より発行が開始され、25/12-26/1 月号までに合計 64 回発行されている。発行主体は「移住・定住促進課」となっている。

令和 4 年度から令和 6 年度における、移住者交流会参加者において実施されたアンケートの回答結果では、移住者交流会の参加のきっかけを「暮らすにぼっちり通信」と回答している方が、累計 46 名の回答者の内、28 名の約 61%にのぼっていた。

「暮らすにぼっちり通信」に関する歳出は、主にホームページや SNS を通じて発行しており、印刷発行は少量でありことから「暮らすにぼっちり通信」単独での予算執行は発生していない。

【監査の結果及び意見】

「暮らすにぼっちり通信」は、移住を検討している層にはもちろんのこと、市の移住者に対しても情報を発信しているコンテンツである。この点は、後述する定住につながる要素として重要であるといえる。また、閲覧

に関しては、本監査において実施したアンケートの回答として、「暮らすにぼっちり通信」を閲覧している方の数が以下となっていた。

- ・よさこい移住者：6名中4名
- ・お試し滞在施設「いっく」利用者：6名中5名

上記に加えて、令和7年8月23日に実施された移住者交流会参加者では9名中5名の方が閲覧していた。「暮らすにぼっちり通信」が移住を検討している層及び移住者の情報源の1つとなっていることが客観的に捉えられるため、有効性があると考えられる。また、作成にあたって特段の歳出が発生していないことから、経済性、効率性のある施策といえる。

④ ふるさと納税者へのPR

市は、本市へのふるさと納税実施者が、少なからず本市に対する関心を有しているという想定のもと、本市へのふるさと納税実施者に対し、本市の魅力や移住関連イベントの案内等をチラシやメールマガジンにより紹介し、継続的な関係性を構築していくことで、関係人口の拡大や将来的な移住・定住を図っている。

移住施策として、個別に歳出を伴うような内容はなく、ふるさと納税者に対するダイレクトメールにおいて、「移住」関連の情報を文字ベースで提供する程度である。

【監査の結果及び意見】

本施策は「外商支援課ふるさと納税推進室」との協業によるものである。「移住・定住促進課」としての予算執行はなく、内容としてはダイレクトメールの中に、「移住」に関連する項目を記載してもらっている程度のため、

移住促進施策といえるほどではない。

一方で、一般的にふるさと納税実施者は当該地域に一定の関心を有している「関係人口」と位置付けられることがある。高知市に魅力を感じてふるさと納税をする層はもちろんのこと、市のふるさと納税品に興味があつてふるさと納税をした層に対しても、「関係人口」としての親和性は高く、移住定住促進施策と相性は良いと考えられる。

本施策を移住促進施策の1つとして位置付けることに関して、現状の実施内容に有効性があるとはいえないが、「関係人口」として積極的に関与をする動線として非常に重要であり、今後の移住促進施策の検討に当たって、取扱いを検討することが望まれる。

【意見】移住促進施策としての位置付け

現状の内容では、移住支援施策として有効に機能しているとはいえない。今後、「関係人口」と関連して移住支援施策を検討していく中で、ふるさと納税者に対するアプローチを検討することが望まれる。

⑤ Uターンに関する PR

本施策は、主に市広報紙「あかるいまち」を通じて、市の移住・定住施策について幅広く情報発信を行うことで、Uターン者数の増加を図っている。本広報紙は、市に関して広く様々な情報を記載しているものであり、「移住」に関する情報のみを発信しているわけではない。また、高知市内においてのみ発刊されている。

「あかるいまち」におけるUターンのPRは、市に在住し、親族等が県外に居住している方を対象に、Uターンに関連する移住促進施策を発信し、親族等がUターンする検討のきっかけとなることを意図している。

歳出に関しては、「あかるいまち」は定期的に発刊されており、一部ページのみを特集として、「移住・定住促進課」が作成した記事を記載するものであることから、人件費を除いて「移住・定住促進課」として特段の歳出は生じていない。

【監査の結果及び意見】

本施策は、間接的にUターンを誘引する施策であり、その効果の確認は非常に難しい。

しかしながら、Uターン者の増加に当たって、親族からの積極的な受け入れが効果的であることはいうまでもない。施策の内容自体の効果は市の広報紙の一部のみであるため、影響力に疑義があるが、他の促進施策にはない層へのアプローチであり、その有効性がないとはいえない。また、歳出を伴っていないことから、経済性、効率性に問題はない。

(2) 移住体験・お試し滞在の充実

① 移住ガイドツアー等の実施

市は移住前に地域を理解し、生活面でのギャップを少なくするために、市への移住希望者の意向に合わせ、市内施設の見学やまち歩きなど、本市の魅力をオーダーメイド形式にて紹介する「暮らすにぼっちガイドツアー」を実施している。

本施策は、定期的に行っているものではなく、希望に応じて時期及び内容を調整し、「移住・定住促進課」の職員が直接ガイドを実施している。そのため、歳出は人件費及び移動費となるが、移動費は公用車で行うことから、基本的に本施策個別の歳出は生じていない。

【監査の結果及び意見】

本ガイドツアーは、移住検討の初期段階において実施されることが一般的とのことであった。移住検討者が、実際に現地に赴き、相談会における説明や情報発信の内容のみでは分からない空気感を味わい、実際に移住した際のイメージをより固めてもらうための重要な施策である。ガイドツアーは、お試し滞在施設の利用者も利用可能であり、居住生活と併せて仮移住を堪能することができる。ガイドツアーを通じて、希望者の移住に対する悩みや不安を対面にて直接的に解消若しくは軽減することも期待でき、移住促進としての役割は重要であり、有効性はあるといえる。

また、本施策個別の歳出はなく、実質は主に市職員の人件費となっている。経済性、効率性の観点からは、オーダーメイド形式ではなく、大人数に対して、決まったツアープランを組むことも想定されるが、年間十数件程度となっている状況で、希望者の意向に沿わないツアーは逆効果になりうることを考えると、現状の施策における経済性、効率性は一定あるものと考えられる。

② お試し滞在施設の運営

市は、試験的移住のため、「第2章 7 高知市の主要な移住促進施策の概要（2）」に記載しているとおり、以下の施設を運営している。

- ・こうちらいふ体験滞在拠点「いっく」
- ・中山間地域暮らし体験滞在施設「しいの木」

施設の運営状況及び移住促進に対する有効性について、以下確認を行った。

こうちらいふ体験滞在拠点「いっく」

「いっく」は、市の中心部に位置しており、市が実施する移住施策の1つである「二段階移住」推進の一環として、市に加えて他の県内市町村も移住先として検討している県外在住者に対し、交通の利便性のよい高知市を拠点に移住希望先での仕事や住まい探しを行ったり、地域での暮らしを直接体験することができるお試し滞在施設として設けられている。

本滞在施設に関する利用要件は以下のとおりである。

- ・対象者：高知県内への移住を検討している高知県外在住者
- ・滞在期間：1か月以上6か月以下の、1か月単位での利用
- ・使用料金：月額35,000円程度（共益費、水道光熱費別）
- ・室数：集合住宅8戸（令和7年3月より4戸から8戸へ拡充）

歳入・歳出等に関する実績は以下のとおり。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入(千円)	1,404	1,352	1,637
歳出(千円)	1,339	1,311	4,636
利用世帯数(世帯)	9	11	15
市内移住実績(世帯)	2	3	4
他市町村へ二段階移住(世帯)	1	1	2
県内移住率(%)*1	33.3%	36.4%	40.0%
部屋稼働率(%)	83.2%	80.1%	77.5%

*1 (市内移住実績(世帯)+他市町村へ二段階移住(世帯)) ÷ 利用世帯数(世帯)で算出

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

歳入の主な内訳は施設利用者から徴収する使用料である。歳出は、本施設が高知県の所有する県職員住宅の一部を借用していることから、主に高知県に支払う使用料となっている。

令和4年度及び5年度では歳入と歳出がおおむね同額となっているが、令和6年度では、令和7年3月に4戸拡充に伴う家具・家電等の備品購入に2,624千円、部屋移動に伴う備品運搬費用に321千円が生じたことによって歳出額が増加している。なお、当該臨時要因に基づく歳出を除いた場合、令和6年度においても歳入と歳出はおおむね同額となる。

(ii) 利用世帯数の滞在月別内訳

施設利用者の滞在月数及び利用後の移住実績内訳は以下のとおり。

利用後の状況	滞在月数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
県内移住世帯	1か月	-	1	1	2
	3か月	2	-	-	2
	4か月	-	1	1	2
	5か月	-	1	2	3
	6か月	1	1	2	4
県内移住世帯 合計		3	4	6	13
県内移住世帯 平均滞在月数(月)		4.0	4.0	4.5	4.2
非移住世帯	1か月	1	2	4	7
	3か月	1	-	-	1
	4か月	1	2	1	4
	5か月	1	2	1	4
	6か月	2	1	3	6
非移住世帯 合計		6	7	9	22
非移住世帯 平均滞在月数(月)		4.2	3.7	3.4	3.7
利用世帯 合計		9	11	15	35
利用世帯 平均滞在月数(月)		4.1	3.8	3.9	3.9

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

【監査の結果及び意見】

お試し滞在施設は、他自治体でも多く採用されている移住促進施策である。先述のガイドツアーと併せて、市の生活を体験し、移住後のイメージを固めてもらう上で重要な施策である。本滞在施設は、市の中心部に位置しており、高知市への移住体験をすることができ、また県内の各市町村へのアクセスもしやすいため、機能性は高いといえる。

直近3年間の利用世帯数に対する、県内への移住者数は平均して36.6%であり、過年度累計60組の利用世帯数に対しては26組(43.3%)が県内へ移住している。利用者の3分の1以上が移住していることから、客観的にも効果が出ている。なお、参考までに、同様にお試し住宅制度を運用している北海道上士幌町の平成28年度におけるお試し住宅利用者の移住割合は29.7%であったが、これを上回っている。同町は平成17年よりお試し住宅の運用を開始し、平成28年度において、8棟のお試し住宅を保有、累計1,000人以上の受け入れを行っている自治体である。

以上より、施策の効果としても有効性があるものといえる。

また、令和4年度から6年度の各年度の歳出と歳入は、臨時的な要因を除いておおむね同額となっている。臨時的な要因の理由も、利用希望者の増加に伴って、戸数を増加させたことに起因していることから、将来の効果に見合う投資といえ、経済性、効率性に問題はないといえる。

上記の他、戸数を増加したことに伴って、すべての使用条件を同一とするかについて検討の余地があると考えられる。戸数増加の理由は、利用希望者の増加である。すなわち、利用者の滞在期間が長くなる程、機会損失が生じる可能性がある。本滞在施設が、県職員住宅の一部を借用している都合上、増加数には限度があることから、その効率的な利用の検討は必至である。

公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構が 2019 年度に実施した「移住体験施設実態調査」の調査研究報告書によると、移住体験施設利用者の平均滞在日数を「1 か月未満」と回答した自治体が全体の 68.8%を占める結果となっている。

平均滞在日数	回答数	割合
1 週間未満	127	26.8%
1 週間以上 2 週間未満	82	17.3%
2 週間以上 1 か月未満	117	24.7%
1 か月以上半年未満	106	22.4%
半年以上	26	5.5%
不明	15	3.2%
計	473	100.0%

公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構「2019年度移住体験施設実態調査調査研究報告書」より監査人作成

一方で、「いっく」利用者の移住実績からは滞在期間が「3 か月以上」の割合が大きくなっており、移住・定住促進課としては6 か月～1 年の長期滞在への需要が大きいとの認識をしている。

さらに、上述の北海道上士幌町の事例によると、「北海道十勝・上士幌町移住促進サイト」に掲載されている 10 軒のお試し住宅を、短期滞在用（1 週間以上～1 か月程度）と中長期滞在用（1 か月以上～1 年程度）に 5 軒ずつ割り当てていることが確認できる。

上記より、短期滞在用として数戸設けることによって、機会損失となってしまう層を減らすことができる可能性がある。戸数の増加直後のため利用実績がないこと、条件を分けて募集することによって管理工数及び負担が生じることから、慎重に検討することが望まれる。

【意見】短期滞在用の追加の検討

8戸のうち、一部の部屋の滞在可能期間上限を「短期滞在用」として設定することによって、移住実績の向上に結び付く可能性があるため、実績を踏まえて検討されることが望まれる。

中山間地域暮らし体験滞在施設「しいの木」

「しいの木」は、高知市の鏡地域に位置し、中山間地域にある。本施設は、市の中山間地域における市民の自主的なコミュニティ活動を支援するとともに、本市への移住・定住を希望する者と中山間地域の住民との交流を深めることにより、中山間地域への移住・定住を促進し、もって中山間地域の振興を図ることを目的とした中山間地域暮らし体験滞在施設である。

具体的な利用要件は以下のとおりである。

・対象者：

- ① 市の区域外に住所を有し、本市への移住を希望している者
- ② 日本国内において居住している者
- ③ 中山間地域の住民と円滑かつ積極的に交流を持てる者

・滞在期間：最短2泊から最長28泊まで

・使用料金：

- ① 宿泊料：2泊まで3,300円/1室、以降1泊ごとに1,100円/1室
- ② 調理・交流室：430円/1時間

なお、「宿泊料」には「調理・交流室」の使用料が含まれている。

・室数：2室

本施設の管理所管課及び予算執行は「鏡地域振興課」であり、歳入及び歳出並びに利用・移住に関する実績は以下のとおりである。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用世帯数(世帯)	11	9	12
年間稼働率(%)	25.9%	13.6%	15.3%
移住実績(世帯)	-	-	1
歳入(千円)	111	141	80
歳出(千円)	1,515	1,683	2,073

利用状況は、過去3年間において、毎月1件以下である。また、移住実績は、令和6年度の1件のみである。

歳入は利用者からの使用料であり、一方で、歳出には維持のための各種費用が生じており、歳出が歳入を大きく上回っている。

【監査の結果及び意見】

本施設は「いっく」と同様に移住者のお試し滞在施設であるが、「いっく」と異なり、中山間部に位置していることから、いわゆる「田舎暮らし」を体験したいという希望者の需要のために用意されている。その意味では、内容自体は有効であるといえる。

本施設の所管課は、鏡地域を管轄している「鏡地域振興課」となっているが、上表のとおり、直近3年間の年間稼働率は非常に低く、歳入に対して歳出が大幅に超過しており、かつ移住者実績も乏しい状況にある。原因として、そもそも高知市への移住希望者は市街地への移住希望している層が多く、「田舎暮らし」を希望している層が少ないことにある。「田舎暮らし」を希望している層は、県内の他市町村に直接赴くから、「二段階移住」制度を活用して「いっく」を利用しているケースが多い。

そのため、施設の意義は理解できるが、お試し滞在施設としての役割を十全に果たせているとはいえず、有効性、経済性、効率性のいずれからも問題があると考えられる。

今後も本施設をお試し滞在施設として活用するのであれば、その利用実績を向上し、財務的負担を減らす施策を検討すべきである。そのため、「鏡地域振興課」と「移住・定住促進課」が連携して取り組む必要性がある。

【意見】 「しいの木」の活用方法の検討

「しいの木」に関して、利用実績の低さ、財務負担の大きさから、お試し滞在施設としての役割を改めて検討すべきである。総論に記載のとおり、中山間地域への移住施策が明確になっていない点から、今後もお試し滞在施設として活用するのであれば、他施策との連携、PRの強化等が急務である。また、お試し滞在施設としての活用が難しい場合には、外部団体等への貸付・売払等といった歳出超過の解消に関する取組を含めて、「鏡地域振興課」と「移住・定住促進課」が連携して検討すべきである。

(3) UIJ ターンの推進

- ① 企業就職者への支援
- ② 三世代同居等Uターン支援
- ③ 孫ターン支援
- ④ 若者支援

市は、本市への移住・定住の促進を図るため、本市への移住希望者に対して「高知市 UI 孫ターン支援事業費補助金」を交付している。

本制度は、令和6年度において高知県各課が市町村に対して実施していた各種補助が廃止となり、「高知県人口減少対策総合交付金」へと事業統合

されたことを契機に同年度より施行されており、それ以前は「高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金」及び「高知市UIターン等支援事業費補助金」として運用されていた。

本制度における「補助対象経費」は、以下となっている。

- ・ 転入に係る荷物の運搬に要する費用（中略）
- ・ 定住に係る費用で、「不動産取得時の建物に係る登録免許税(中略)」又は「住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料(中略)」に係る費用
- ・ 住宅に係る賃借料（補助対象者が若者に該当(中略)する場合に限る）

※ 令和7年4月1日以後に本市へUIターンを行っており、かつ本市への転入日において満34歳以下である者。

また、支給額に関しては、基本となる支給要件に加え、複数の加算要件を設定し、該当する要件の種類及び数に応じて支給額が加算されていく仕組みとなっている(最小金額10万円～最大金額35万円)。なお、主な支給要件及び加算要件は以下の通りである。

(i) 支給要件

移居前：

- ・ 本市へのUIターンを予定している
- ・ UIターン前に本市移住・定住促進課へ移住相談をしている

移住後：

- ・ 本市への転入時において、補助対象者又はその配偶者が、本市が指定する移住等に関するアンケート調査に回答している
- ・ 高知県に本店若しくは主たる事務所又は支社等を有する事業者（国及び地方公共団体を除く。）に、就職・転職している（転勤、出向又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること）

- ・正社員（期間の定めがなく、かつ、1週間の所定労働時間を20時間以上とする雇用契約により雇用されている者をいう。）として勤務している
- ・勤務先が支社等（高知県に本店若しくは主たる事務所を有していない企業）となる場合は、高知県内への勤務地限定型社員として採用されている

その他：

- ・市税の滞納なし／5年以上本市へ定住する意思あり／暴力団等の該当なし／日本の国籍を有する者、在留資格を有する者又は特別永住者のいずれかに該当する
 - ・高知市 UI 孫ターン補助金・高知市地方創生移住支援金・高知市二段階移住補助金・高知市新生活支援事業費補助金を受給していない
 - ・国、他の地方公共団体又は就職・転職先の企業等から移住・定住に係る費用補助や手当等を受けていない
 - ・高知市での居住期間が転入日から起算して1年以内である
- ※本市への転入日に満18歳以下の子ども（出産予定を含む。）を扶養し、同居している

支給額

- ・「※」の支給要件を除いた支給要件を全て満たしている場合：10万円
- ・「※」を含む全ての支給要件を満たしている場合：15万円

(ii)加算要件

(a)孫ターン加算

加算要件：

- ・(i)で支給要件を満たしている
- ・補助対象者及びその配偶者が本市に居住したことがない（Iターン）
- ・補助対象者又はその配偶者の祖父母のいずれかの住民登録が現に本市にあり居住している

加算額：

加算要件を全て満たす場合、(i)での支給額に加えて+5万円の加算

(b)三世帯同居等加算

加算要件：

- ・(i)で「※」を含む全ての支給要件を満たしている
- ・補助対象者又はその配偶者の親の住民登録が、現に本市にある
- ・以下のいずれかに該当する
 - (α)上記の親世帯と同一の住宅に住所を有し居住する（同居）
 - (β)上記の親世帯の住宅と隣接する敷地にある住宅に住所を有し居住する（隣居）
 - (γ)上記の親世帯と子育て世帯の住宅間の直線距離がおおむね2k m以内（近居）

加算額：

加算要件を全て満たす場合、(i)での支給額に加えて+5万円の加算

(c)若者加算

加算要件：

- ・令和7年4月1日以後に本市へUIターンを行っており、かつ補助対象者が転入日において満34歳以下である

加算額：

(i)での支給額に加えて、(i)「※」の要件に該当しない場合は+5万円の加算、(i)「※」の要件を満たす場合は+10万円の加算

(iv) 返還要件

- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- ・「高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則」第4条各号のいずれかに該当することとなった場合
- ・補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他要綱に基づく命令に違反したとき

(v) 実績

本施策に関する歳出、歳入は以下のとおり。

項目（単位：千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳出			
UI 孫ターン支援事業費	-	-	3,699
三世代同居等Uターン支援事業費	1,488	1,249	-
UI ターン等支援事業費	92	179	-
歳入			
UI 孫ターン支援事業費	-	-	3,699
三世代同居等Uターン支援事業費	500	500	-
UI ターン等支援事業費	32	89	-
実質市負担額			
UI 孫ターン支援事業費	-	-	-
三世代同居等Uターン支援事業費	988	749	-
UI ターン等支援事業費	60	90	-

移住・定住促進課より受領の資料に基づき監査人作成

UI 孫ターン支援事業費は、原則として全額「高知県人口減少対策総合交付金」にて賄われ、市の負担額は発生しない。ただし、令和7年度より「若者支援」のため、新たに追加された「若者加算部分」については市が支給額の1/3の額を負担し、残りの2/3を県が負担している。

【監査の結果及び意見】

本施策は、UI 孫ターンに該当し、各種要件を満たした場合に移住・定住に関連する経費に対する補助金を支給するものである。補助対象経費は、引っ越し費用、賃借のための仲介手数料、賃借料の一部等であり、移住者の実質的な金銭的負担を緩和する効果がある。ターゲットとしている関東都市圏からの引っ越し費用が決して安価ではないことから、本施策の存在は重要であり、施策内容の有効性はあると考えられる。また、その支給実績に関しては、直近の令和6年度は3,699千円の支給がされており、本施策の利用が見受けられる。令和7年度においてもすでに多数の申請が行われているとの報告を受けており、移住者の増加と併せて本施策の有効活用がされていることがうかがえる。

加えて、条件等の詳細は異なるものの、他の自治体の多くが類似の制度を導入していることから、有効性があると考えられる。他の自治体における補助金の例について後述する。

経済性、効率性に関しては、令和6年度より開始したUI 孫ターン支援事業費補助金は、「若者加算部分」を除いて「高知県人口減少対策総合交付金」にて全額が賄われており、市単独で施策を実施するより少ない負担で、移住者の初期費用負担軽減に寄与することができている。そのため、本施策は経済性、効率性の観点において問題ないといえる。

【他市町村の事例】

本施策と類似する施策について、高知県のまんなか4市(高知市、香美市、南国市、香南市)の比較は以下となっている。

香美市	南国市	香南市
類似の支援金を設けていない	① 年齢(39歳以下)や子育て世帯に該当するか等、一定の条件を満たす世帯に対し、上限30万円の範囲内で引越しに伴う業者による荷物運搬に係る経費を補助 ② ①以外のUターン者及び二段階移住について、単身世帯は3万円、2人以上世帯は5万円を上限に引越しに伴う業者による荷物運搬に係る経費を補助	Uターン者(上限額5万円)及び二段階移住者(上限額3万円)に限定 のうえ、引越しに伴う業者による荷物運搬に係る経費を補助

上記3市と比較した場合、高知市の制度は補助対象経費及び支給対象者の範囲が広く、支給条件に該当する場合の最低補助金額も10万円からとなっていることから、他の3市より相対的に充実した補助内容になっていると考えられる。

⑤ 地方創生移住支援事業

本事業は国において、東京一極集中を是正し、東京圏からの UIJ ターン促進及び地方の担い手不足解消を目的として「地方創生移住支援事業」が創設されたことを受け、高知県が本事業を活用し、「高知県地方創生移住支援事業」として実施している事業の一環である。

事業の概略としては、東京 23 区在住者又は東京圏から 23 区への通勤者が、本市へ移住し、県が開設・運営するマッチングサイトに掲載されている中小企業等の求人により就業又は起業等を行った場合に、移住者の世帯状況に応じた額を「高知市地方創生移住支援金」として支給する。

主な支給要件等は以下のとおりである。

(i) 支給要件

移住元の要件：

- ・ 移住する直前 10 年間のうち、通算 5 年以上、「東京 23 区内に在住」又は「東京圏から東京 23 区内に通勤している」
- ・ 移住する直前に、連続して 1 年以上、「東京 23 区内に住んでいる」又は「東京圏から東京 23 区内に通勤している」
- ・ 高知市への移住を予定しており、移住前に高知市移住相談窓口（移住・定住促進課）に移住相談をしている。

※東京圏：東京都（23 区以外）、埼玉県、千葉県、神奈川県（条件不利地域を除く）

移住後の要件：

就業の場合

- ・ 高知県マッチングサイト「高知求人ネット」に支援金の対象として掲載された求人に応募し就職

- ・ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業
- ・ 就業先に5年以上勤務する意思あり 等

テレワークの場合

- ・ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住しており、かつ本市において週20時間以上テレワークを実施
- ・ 勤務日数の1/5を超えて所属先企業等へ行かず、本市において業務にあたっている
- ・ 法人の代表者、役員等又は個人事業主ではない等

本市認定関係人口に該当する場合

- ・ 本市への移住前において、関係人口要件のいずれかに該当
- ・ 本市への移住後に、農林水産業に従事している等

起業の場合

- ・ 高知県地域課題解決起業支援事業費補助金の交付決定を受けている

その他の要件：

- ・ 5年以上定住の意思あり／県税・市税の滞納なし／移住前居住地の市町村税の滞納なし／移住等に関するアンケート調査（転入者アンケート）に回答済み 等
- ・ 高知市での居住期間が1年以内
- ・ 支援金の支給対象となった場合、5年間、毎年3月に現況届出書を提出することができる

(ii) 高知市認定関係人口の要件

移住元の要件：

高知市への移住前において以下のいずれかに該当する。

- ・ 本市が主催するガイドツアー又はふるさとワーキングホリデーへ参加したことがある者
- ・ 本市が設置するお試し滞在施設(しいの木又はいっく)を利用したことがある者
- ・ 本市にふるさと納税を行ったことがある者
- ・ 本市に居住経験がある者

移住後の要件:

高知市で農林水産業へ就業し、次のいずれかに該当する。

企業等へ就職

- ・ 高知市に本店又は主たる事務所を有し農林水産業を営む事業者に正社員として就業し、かつ農林水産業に従事している

自営

- ・ 土地や設備等を取得(賃貸借を含む)し、高知市において農林水産業を自ら営んでいる
- ・ 自営のための長期研修を受講していない

親元で就業

- ・ 家業等を継承するため、高知市において親元で農林水産業に従事している

その他の要件:

- ・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴う転入ではない

(iii) 支給金額

- ・ 単身の移住者:60万円
- ・ 2人以上の世帯の移住者:100万円
- ・ 帯同する18歳未満の者1人につき:+100万円を加算

(iv) 返還要件

全額を返還：

- ・ 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合
- ・ 申請日から3年を経過する前に本市から転出した場合
- ・ 「高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則」第4条各号のいずれかに該当することとなった場合
- ・ 就業の場合、申請日から1年を経過するまでに職を辞した場合
- ・ 起業の場合、高知県創業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合
- ・ 現況届出書等の書類提出がない場合又は市長が行う調査等を拒否した場合等で支援決定者が市内に居住していることの確認ができない場合

半額を返還：

- ・ 申請日から3年以上高知市に居住し、申請日から5年以内に高知市から転出した場合

(v) 支給実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数(世帯)	13	15	16
歳出(千円)	12,000	17,300	17,000
内、市負担額(千円)	3,000	4,325	4,250

移住・定住促進課より受領の資料に基づき監査人作成

歳出に関して、市の負担額は支給額の1/4であり、残りの1/4は県、2/4は国の負担額となっている。市は3/4を県に請求をしている。

【監査の結果及び意見】

本施策は、先述の UI 孫ターンの補助金と併せて移住支援施策において歳出金額が特に大きい主要な施策である。国の施策である地方創生に則って、施策の設計、実施がされており、令和 7 年 3 月末に国が公表している地方創生移住支援事業の令和 6 年度における交付実績によると、東京都・神奈川県・大阪府を除く全ての道県において支給実績が確認できる。また、同様に国が令和 7 年 4 月 1 日に公表している「令和 7 年度「地方創生移住支援事業」実施都道府県・連携市町村一覧」では、高知県内の全ての市町村の本施策の実施を確認できる。そのため、施策内容自体の有効性に疑義はない。支給実績は過去 3 年で十数件あり、金額は予算上限まで支給されていることから、利用面における有効性もあると考えられる。

また、市の負担は「支給額の 1 / 4」までとなっていることから、経済性、効率性もあると考えられる。

本施策は、支給金額が大きく、返還要件が付されていることから、債権管理、債権回収の観点に留意が必要であると考えられる。「高知県地方創生移住支援事業等実施要領第 5_(2)移住支援金の返還_ウ 債権の管理」において、当該移住支援金の債権管理は「移住支援金を支給した市町村」が行う旨が定められていることから、支給済み補助金が返還要件に抵触した場合の回収リスクは市が負っている。

令和 7 年度において、返還要件に該当するケースが 2 件発生しており、いずれも全額回収済みとなっているものの、今支給件数が増加傾向にあることから、返還要件に該当するケースの増加が想定される。返還を受けた 2 件に関しては、いずれも受給者からの自主申告によるものとなっており、市が先行して把握していたものではない。

市の返還要件に関する運用体制としては、現況届を受給者から年 1 回提

出してもらい、要件への抵触の有無を確認することを予定している。しかしながら、返還要件に抵触するということは、すでに市から移転していることと同義であり、直接的なコミュニケーションがとりづらい状況となることから、債権回収の滞留が生じた場合の負担が懸念される。加えて、現況届を提出した直後に転出する場合は、意図的か否かにかかわらず生じうるため、現況届のみでの適時の確認は難しい。公金という性質から、回収に当たってはマイナンバー等を活用することによって後追いが難しいわけではないと考えられるものの、回収に係るコストが問題であり、弁護士等の費用の他、そもそも移住促進として実働すべき人員が、移住につながらない回収作業に追われること自体が損失であるといえる。

上記より、支給時における返還義務の説明徹底はもちろんのこと、例えば、転出データへのフラグ付け等のシステムの対応、支給方法として分割・後払いを採用することが考えられる。

本施策の趣旨から考えると、移住時における様々な費用負担の補填として、補助金が当てられると想定されるため、移住時に一括支給されることが受給者にとって好ましいことはいうまでもない。分割・後払いの採用によって、市としては、一定の返還・回収に係るリスクを低減できるメリットがあるが、受給者にとっては通常不利に働くと考えられる。しかしながら、補助金の支給方法の違いで移住をやめることや他の自治体に流れていくことは、通常のケースであれば想定しづらく、そのような移住者はかえって返還義務に抵触する可能性も高い。また、「移住」だけでなく「定住」まで考えるのであれば、分割によって、定住のインセンティブが高まり、移住してきてよかったと実感できる回数が多くなることも考えられる。そもそも移住時の負担を軽減することは他の補助金でも手当されており、本支援金のみで充足する必要性もない。

地方創生移住支援事業は 2019 年から全国的に始まり、2022 年に不正受

給等の問題から現況把握の実施について言及されている。直近では、支給から5年を経過する受給者が増加しており、返還要件への抵触確認と回収管理が今後本格的に問題となりうるため、上述の例を含め、他自治体の対応を参考にしながら、コストのかからない管理体制を構築することが望まれる。

【意見】 移住支援金の返還確認と回収管理体制

本支援金について、返還要件に抵触するケースへの対応強化が望まれる。抵触の把握方法を多角的に用意するとともに、回収コストを要する場合の想定、体制整備、分割・後払い等による事前の対応等の検討が望まれる。

⑥ よさこい移住プロジェクト

よさこい移住とは、よさこい祭りを愛する人たちの「高知に住みたい」をサポートする制度である。

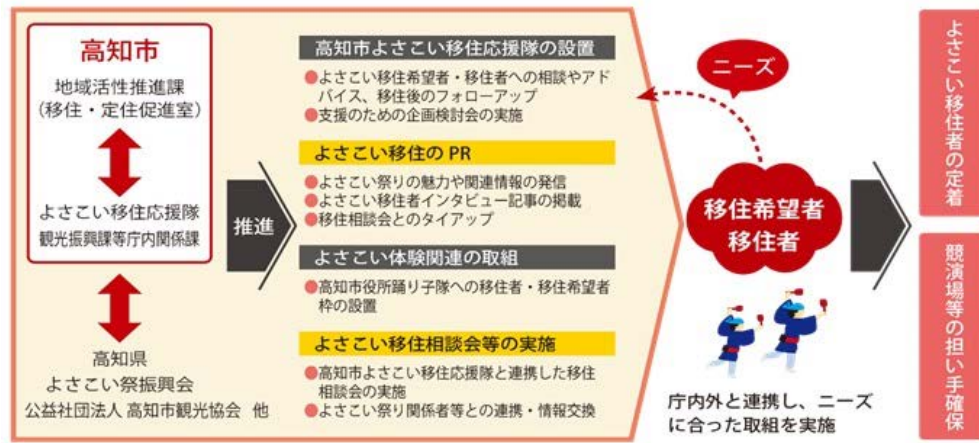
市はよさこい祭り参加チームへ実施したアンケートによって、よさこい祭りをきっかけとした移住者や、移住検討者の継続的な存在及び練習の度に来高する県外参加者の存在を把握したことをきっかけに、平成26年度より「よさこい移住応援隊」を結成し、よさこい移住を推進してきた。

よさこい移住応援隊の主な活動内容は「高知市よさこい移住応援隊員設置要綱」2条により、

- ①よさこい移住希望者のよさこい移住に関する相談及びアドバイス
- ②移住後における日常的な相談、アドバイス等のフォローアップ
- ③その他よさこい移住に関して必要な支援活動

と定められており、当該活動は無報酬で行われる。

【よさこい移住の概要図】



「第2期高知市移住・定住促進計画」より抜粋

本施策の令和6年度の主な実施内容は、以下のとおり。

- ・ メディア等を活用したPR活動（ラジオ、雑誌）
- ・ 図書館におけるよさこい移住PRパネル展示(28日間)
- ・ 高知市役所踊り子隊の移住希望者・移住者枠の募集(計3名の参加)
- ・ 土佐学生よさこい大会のステージにてよさこい移住をPR
- ・ よさこい移住PRポスターの制作
- ・ よさこい移住者に対して記念品贈呈企画を実施(申請人数27名)

過去3年間の本プロジェクトによる、移住者及び歳出は以下となっている。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
移住者数(人)	2	18	17
歳出(千円)			
広告料	132	231	457
イベント出展旅費	256	178	33
イベント事務委託料	420	-	-
記念品制作委託	-	152	-
その他	57	62	55
計(千円)	864	623	545

よさこい移住者の本格的な把握は令和5年度から行われているため、令和5年度より急増している。また、歳出金額は減少傾向にあり、イベント、広告、記念品といったPR活動に対して毎年検討し、実施されている。

【監査の結果及び意見】

本施策は、市の代表的な祭りである「よさこい祭り」と移住を結び付けたものである。令和7年8月に開催された「よさこい祭り」は参加チーム190チーム、参加者数約1万8千人と規模が大きく、うち69チームが県外からの参加と、県外との交流が盛んにおこなわれる点に特徴がある。県外チームには大学生のチームも多く、若年層がいること、県内チームでも県外に住んでいる親族が一時的にUターンして参加することから、よさこい祭りの参加者層が移住のメインターゲット層と合致している。そのため、「よさこい祭り」と「移住」の組合せには合理性があると考えられる。しかしながら、「移住」には、仕事・暮らし・住まいの要素が優先され、「よさこい祭り」のみを理由に「移住」を決意する人数を増やすことは難しいと考えられる。施策設計として、「よさこい祭り」への参加と「移住」への誘因を金銭的な施策によって、結びつけることは、他の移住促進施策と「よさこい祭り」の参加者それぞれの観点からバランスを考慮しなければならない。そのため、現状の実施内容はボランティアに近いPR実施にとどまっているが、「高知市よさこい移住応援隊」の力強い努力によって当該施策が推し進められている。本施策を「移住」に直接結びつけることは難しい側面があるが、「関係人口」「二地域居住」の観点からは、親和性が高いと考えられるため、今後の施策検討において重要な要素を有していると考えられる。

また、類似施策の調査を行ったところ、地域の伝統行事を絡めた取組として、青森県弘前市が 2022 年より実施している関係人口創出プログラム「Entre!ねふたコース」(2025 年 5 月時点弘前移住情報サイト)や、全国阿波踊り「連」関係人口化事業「TOKUSHIMA-REN プロジェクト」(2020 年 1 月時点総務省 HP)といった取組はあったものの、明確に「移住促進制度」として位置付けている他の自治体は見受けられなかった。

以上より、施策の内容として独自性があり、移住に近い部分での親和性があり、今後の市の施策検討に当たって有益であるとの観点から、有効性はあると考えられる。

歳出に関しては、過去 3 年間で金額は大きくなく、減少傾向となっており、特にイベント出展に関連する歳出の減少が顕著となっている。令和 5 年度より開始したよさこい移住記念品贈呈企画によって歳出が生じているが、よさこい移住者として令和 5 年度において 18 名、令和 6 年度において 17 名が把握できており、移住者の増加につながっている。そのため、経済性、効率性の観点からも問題はないと考えられる。

株式会社四銀地域経済研究所が実施した 2023 年「第 70 回よさこい祭り」に関する調査によると、「よさこい祭り」の経済波及効果は 79 億 1,816 万円と推計され、同年に徳島市において実施された「阿波踊り」の経済波及効果 24 億 9,340 万円(徳島市公表)の約 3 倍以上の経済波及効果を有していると報告されている。市にとって、「よさこい祭り」が貴重な観光資源であることは、経済的な効果からも明らかであり、市は令和 6 年度当初予算では、移住定住施策の枠組み外の予算において、「よさこい祭り補助」として 14,000 千円が計上されている他、中心市街地活性化計画推進事業の一環として、「高知よさこい情報交流館運営事業」として 36,629 千円が計上されているなど、「よさこい祭り」を多面的に支援している。一方で、

市が公表している「令和6年度～令和10年度観光振興計画」によると、「よさこい祭り」の運営にあたって「競演場・演舞場での人材や運営費の不足」といった課題が継続的に存在していることが確認できる。

移住促進施策における「よさこい移住」の予算は決して多くはないが、「関係人口創出」「二拠点居住」等を進めることによって「よさこい祭り」の担い手確保や運営費不足の課題の解消につながる可能性があり、相互補完的な観点から、観光と移住の連携の強化が望まれる。

【意見】 「関係人口」「二拠点居住」等の観点からの検討

重要な観光資源である「よさこい祭り」に関して、観光施策や産業施策等と連携の上、移住促進施策として改めて設計を検討するとともに、「関係人口創出」「二拠点居住」といった新しい要素と組み合わせて実施を進められる体制の検討が望まれる。

⑦ 地域おこし協力隊制度

「地域おこし協力隊」は、2009年度から総務省が実施する制度であり、各自治体の委嘱を受け、任期である1年から3年の間、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。

市は本制度を令和4年度より導入しており、「高知市地域おこし協力隊設置要綱」第1条において、地域おこし協力隊は、「人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・

定着を図るため、地域力の維持・強化に資する各種地域協力活動に係る業務に従事するもの」と定められている。以下、具体的な活動内容である。

- ・ 地域行事や地域コミュニティの維持に関する活動
- ・ 地域住民の生活支援に関する活動
- ・ 地域資源の発掘及び活用に関する活動
- ・ 地域間交流及び他地域からの移住促進に関する活動
- ・ 農林水産業及び地産地消・地産外商に関する活動
- ・ 観光交流事業に関する活動
- ・ 環境保全事業に関する活動
- ・ その他地域力の維持・強化に資する活動

また、「高知市地域おこし協力隊員受入の手引き」において、地域おこし協力隊員が市での生活状況や地域協力活動の内容等を積極的に情報発信することにより、市への移住検討者が移住を検討するための具体的かつ有益な情報を得ることにつながるなど、新しい人の流れを生み出すことと、移住者ならではのヨソモノの視点やワカモノの新しい視点を活用し、重点的に取り組むべき所管事業に地域おこし協力隊員を配置しているとされている。

募集・採用までの過程としては、移住・定住促進課から庁内各課に対して地域おこし協力隊受入希望調査を行い、予算査定を経てミッション策定を行い、募集・お試し体験プログラム・面接を経て任用・委嘱を行う流れとなっている。

直近3年間の地域おこし協力隊採用人数及び活動内容は以下のとおりである。

令和4年度：長浜・御豊瀬・浦戸地域振興計画の推進 2名

(内2名、令和6年度をもって任期満了し、現在地域プロジェクトマネージャーを担当中)

令和 5 年度：鏡坂口・柿ノ又地区における鳥獣対策支援等 1 名

令和 6 年度：移住・定住促進プロモーション業務 1 名

令和 7 年度：街路市の活性化推進 1 名

地域スポーツ振興 1 名

中小企業支援コーディネーター 1 名

歳出実績(単位:千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
報酬	4,842	5,164	2,235
職員手当等	574	937	559
共済費	817	1,023	493
家賃等補助金	1,150	1,200	550
お試し体験ツアー運営料	-	215	259

移住・定住促進課より受領の資料から監査人集計

【監査の結果及び意見】

国が公表している報告書である「地域おこし協力隊の隊員数等について」によると、令和 6 年度の地域おこし協力隊の導入自治体及び隊員数は増加傾向にあり、導入自治体は前年度から 12 団体増の 1,176 団体(受入可能自治体 1,461 団体の約 80%)、隊員数は前年度から 710 名増の 7,910 名となっている。都道府県別の内訳を確認すると、全都道府県が本制度を導入しており、隊員数が最も多い北海道で 1,307 名、次いで長野県が 545 名となっている。高知県は全国で 7 番目に多い 289 名となっている。

また、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間に任期が終了した隊員 8,034 名の内、約 68.9%にあたる 5,539 名が同じ地域に定住している。

以上、本制度の導入自治体が多数を占め、導入自治体数及び隊員数は年々増加傾向にある点や、任期終了後の隊員の約7割が定住している点を踏まえると、本制度の導入は有効性があると考えられる。

また、本制度は国の特別交付税が主な財源となっているため、市の負担を小さくしながら、多種多様なバックグラウンドを持った移住者を雇用できる点で経済性のある施策であるといえる。

加えて、市独自の取組として、「採用後のミスマッチ」を防ぐことを目的に外部委託業者と連携の上、採用選考の過程において「お試し体験プログラム」への参加を必須とし、着任後の定住率向上を図っている点において、協力隊制度導入による施策の有効性向上に寄与していると考えられる。

地域おこし協力隊員の任期は、都道府県自治体における正職員や会計年度任用職員とは異なり、上限が3年間となっている。そのため、隊員は着任当初より「任期満了後の仕事の確保」という課題を抱えており、本課題の払拭が任期満了後の定住に大きく関わっている。市は令和4年度に協力隊制度を導入したばかりであり、令和6年度末時点において任期満了者が2名と少ないものの、そのうち2名が「地域プロジェクトマネージャー」に就任し、引き続き市の業務にあたるなど、現段階では施策導入による移住・定住促進施策としての有効性がうかがえる。

また、市は、隊員に対して採用時点から様々な情報提供をすることにより、卒業後のなりわいを着任当初から意識してもらえるよう支援している。市としては、隊員の卒業後の仕事を行政が主体的に決めるものではなく、隊員の意思に基づき定住につながるような体制を講じていくとのスタンスに基づいて支援に取り組んでいる。このような現状の市の支援体制、スタンスに対しても違和感はない。

しかしながら、本監査において実施した地域おこし協力隊員に対するヒアリングにおいて、卒業後の仕事の確保に一定の不安を感じている隊員が

殆どであったのも事実である。現職の協力隊員が任期期間内に域内で仕事を確保し、任期満了後の定住につながれば、以後着任する隊員の定住、移住検討者の決断の後押しとなり、移住・定住促進施策としての有効性が向上すると考えられるため、市として今後増加するであろう地域おこし協力隊員に対する支援の継続と卒業後の定着のための体制強化が望まれる。

【意見】 地域おこし協力隊の定住フォロー

地域おこし協力隊員の定着は重要な課題であることから、今後の増員に対し、現状の支援を維持・強化し、卒業後に定着した元隊員との連携も活用する等、移住・定住促進としての側面を無駄にしないような工夫の検討が望まれる。

【他の自治体の事例】

卒業した地域おこし協力隊員を含む、他地域からの移住者の受け皿確保の手段の1つとして、令和元年12月に公布、令和2年6月施行の「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく「特定地域づくり事業協同組合制度」が挙げられる。

特定地域づくり事業協同組合は、中小企業や農林水産業者等が連携して設立する事業協同組合であり、当該組合が職員を「無期限雇用の正社員」として雇用し、組合員である事業者へ、季節毎の需要に応じて派遣することで、複数の仕事を組み合わせながら年間を通じた就労が可能となる制度である。

対象となる市町村は「人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断」とされており、令和7年12月1日時点において計138市町村において135組合が設立されている。高知市に近似する規模の自治体の山口市、松江市にも組合が確認できる。

商工総合研究所が 2023 年 8 月に公表している調査研究論文「特定地域づくり事業協同組合制度の現状と課題-事例研究を通して-」によると、本制度導入に伴う主なメリット・デメリットはおおむね以下の事項となっている。

メリット：

- ・季節ごとの労働需要を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、安定した給与水準と社会保障を確保が可能となり、地域内外の若者等の移住・定住促進につながる。
- ・国からの交付金及び特別交付税により、市町村の実質負担を運営経費全体の 8 分の 1 にまで軽減しながら雇用の受け皿を生み出せる。
- ・特例措置により、市町村の実質負担を通常は許可が必要な労働者派遣事業が、都道府県への届出で実施可能となる。

デメリット：

- ・手厚い財政支援に依存する部分が多く、補助金が途切れた後の組合の持続可能性が課題であり、補助金依存度を下げするための独自事業の確立が急務となっている。
- ・派遣労働者の人数が少なく安定的な事業収益の確保が多くの組合で課題となっている。
- ・地域差があるものの、派遣事業に馴染みのない一次産業や観光業等が基幹構成員であり、趣旨や目的の理解が進まず発起人や組合員の確保に苦労した地域が多くみられ、商工会議所などと連携した地域の理解の醸成が重要となる。

- ・移住定住施策の一環であり、都市部の派遣会社と違い人数が少ないことから派遣先とのミスマッチ防止や地域への定着支援の工夫が重要となる。
- ・市町村の負担は政策的に軽減されているものの、予算との兼ね合いから派遣労働者を増やす際の人件費負担が事業拡大の制約となる場合がある。
- ・認定を受けるための膨大な書類作成や、労働者派遣法に準じた煩雑な手続きが必要であり、事務局にかかる負担が非常に大きい
- ・地域の実情に応じた多様な仕事を組み合わせるための企画力や調整力が必要。

高知県内においては既に東洋町、四万十市、安田町、馬路村、土佐町において計5件の組合が設立されており、高知市の人口減少地域における今後の人手確保及び移住促進の手段としても有効となり得ることから選択肢の1つとして視野に入れておく意義があると考えます。

⑧ 地域プロジェクトマネージャー制度の導入

地域プロジェクトマネージャー制度は、地方自治体が地域活性化のための「重要プロジェクト」を実施する際に、行政・地域・民間及び外部専門家等の関係者間の橋渡しを行いながら現場責任者としてプロジェクトを推進する「ブリッジ人材」を任用する制度である。地域プロジェクトマネージャーには、地域の実情を理解し、専門的な知識や経験を活かしてプロジェクトチームをまとめ、目標達成に向けた計画を策定・実行することや、地域のニーズに応じた施策を提案し、関係者との信頼関係を築くことが求められている。

地域プロジェクトマネージャーは、地方自治体ごとに2名までの採用が可能となっている他、地域要件として地域おこし協力隊同様、「生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させた者」とされている。

しかし例外として、

- ・プロジェクトを実施する市町村において過去に地域おこし協力隊員、地域おこし企業人又は地域活性化起業人として活動した経験があり、かつ、任用時に当該市町村に生活の拠点があるとともに当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者
- ・プロジェクトを実施する市町村以外の市町村において過去に地域プロジェクトマネージャーとして活動した経験があり、かつ、任用時にプロジェクトを実施する市町村に生活の拠点があるとともに当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者

も特別交付税措置の対象とする旨が「地域プロジェクトマネージャー推進要綱第3条(1)④」により定められている

なお、地域プロジェクトマネージャーと地域おこし協力隊のおおまかな

違いとして、地域おこし協力隊の方が採用の間口が広いのに対し、地域プロジェクトマネージャーはより専門的なスキルを要求されることから、役割の責任度合いや報酬が、地域プロジェクトマネージャーの方が大きくなっている。

市は、令和7年度より地域おこし協力隊の任期満了者2名が地域プロジェクトマネージャーとして任用されており、業務内容は以下となっている。

長浜・御豊瀬・浦戸地域振興業務

- ・長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクトに係る今後の構想の企画立案及び実施
- ・長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクトに関係する利害関係者（地域住民・行政・地域おこし協力隊・民間企業等）との連絡調整及びマネジメント
- ・長浜・御豊瀬・浦戸地域振興プロジェクトをミッションとする地域おこし協力隊の指導育成
- ・その他、本プロジェクトの推進に当たって市長が特に必要と認める業務の実施

関係人口創出プロジェクト

- ・関係人口創出プロジェクトに係る今後の構想の立案及び実施
- ・関係人口創出プロジェクトに関係する利害関係者（移住希望者・民間企業・地域住民・行政・地域おこし協力隊等）との連絡調整及びマネジメント
- ・関係人口創出プロジェクトにおけるコア事業となる「高知市ふるさとワーキングホリデー制度」の導入及び実施に係る進行管理全般
- ・その他、本プロジェクトの推進に当たって市長が特に必要と認める業務の実施

【監査の結果及び意見】

本制度は地域おこし協力隊と同様、国の特別交付税が主な財源となっているため、市の負担を小さくしながら高度専門人材を雇用できる点で経済性のある施策である。

また総務省 HP によると、本制度は令和 6 年度において、104 市町村にて 114 名が採用されており、高知県内では 7 市町村が導入している。高知市は令和 7 年度より本制度の導入を開始しているため、過去実績がない状況であるが、既にプロジェクトマネージャー主導による移住促進施策の一環である「関係人口創出プロジェクト」における市の新たな取組として、「ふるさとワーキングホリデー」の運用が始まる等、重要なプロジェクトが始動していることから、移住・定住促進施策としての有効性が認められる。

さらに、地域おこし協力隊卒業者がプロジェクトマネージャーに就任しているため、地域おこし協力隊としての活動期間中に築いた人脈や知識、経験をプロジェクトマネージャーの業務に活かすことが出来る点において効率性を有していると考えられる他、現役協力隊員や市への移住検討者に対する相談役となり得る観点から移住促進施策全般の有効性向上にも寄与していると考えられる。

⑨ その他の移住に関連する支援

市は上記の他、「仕事」「住まい」「暮らし」の観点から様々な移住支援の取組を第 3 期計画に記載し、実施をしている。内容は「6 その他の移住・定住支援の取組の実施状況」にて後述する。

(4) 関係人口の創出

① よさこいファンの拡大

「(3) ⑥よさこい移住プロジェクト」の記載内容を参照。

② 関係人口創出プロジェクト

市は、関係人口創出プロジェクトとして、新たに「ふるさとワーキングホリデー」の実施を決定した。ふるさとワーキングホリデーは、地方自治体がプログラムを企画・実施し、それに対して総務省が特別交付税措置による財政支援や、専用ポータルサイトや SNS の運用等を通じた広報支援を行う制度となっている。

市が本制度を活用する目的は、県外在住者が高知市に一定期間滞在の上、受入企業先で働きながら、県内での生活体験や地域住民との交流等を通じて現地の魅力を知ってもらい、UI ターン就職に向けた意識を高めることにある。また、併せて参加者を高知ファンから移住関心層へと意識を高め、本市への移住のすそ野を広げることを狙っており、令和7年度より事業を開始している。

なお、主なターゲットとして、東京圏在住の18～34歳以下の移住に興味がある又は移住を検討している者を想定している。

本制度導入による効果として、「参加者」にとっては、本市移住に係る検討機会の創出となる他、「受入事業者」にとっては人手不足解消や、将来の顧客獲得、人材確保への寄与が見込まれ、「高知市」にとっては移住相談件数の増加、市内観光消費創出、移住候補者の創出、移住者増加等が見込まれる等、三方良しの事業となることを見込んでいる。

本施策は令和7年度からの開始(実施期間:令和8年2月25日から3月10日)となっており、本監査時点で5社が受入れ企業として高知市HPに掲載されている。

また、ふるさとワーキングホリデーに係る特別交付税措置の対象経費の1団体当たり上限額は以下となっている。

15,000千円 + 5千円 × 全参加者の延べ滞在日数 ※30日を限度

すなわち、市の歳出は、参加者の移動手段としてチャーターするバス代や市独自に開催する交流イベントの傷害保険料等、限定的となっている。

【監査の結果及び意見】

総務省が運営する「ふるさとワーキングホリデーポータルサイト」によると、令和7年3月時点におけるふるさとワーキングホリデーの参加者は全国累計約5,900人、参加者の満足度は99%、再訪意向は97%、定住率は約2.9%(約169名)となっており、令和6年度における本制度実施自治体は66団体となっている。また本制度実施自治体は制度開始以後、増加傾向にあり、施策内容として、客観的に有効性があるといえる。

また、本施策の実施に当たっては、国からの特別交付税措置を受けられることができるため、市の負担は少なく、市に関心のある県外在住者の訪問を促すことが出来ることから、経済性を有していると考えられる。

施策開始の初期段階であることから、今後の参加者のプログラム終了後の動向や受入先企業への影響等について効果検証が必要であると考えられる。しかしながら、現状において特段の目標値、KPIは設けられていない。

【他の自治体の事例】

岐阜県白川町では、特定地域づくり事業協同組合の1つである「白川ワークドット協同組合」によってふるさとワーキングホリデーが運営されて

おり、本プログラムの実施によって、移住希望者のハードルを下げる効果に加え、ふるさとワーキングホリデー参加者や町内外の若者が運営する「オンラインコミュニティ」によって関係人口創出の効果を得ている。

また、鳥取県では、ふるさとワーキングホリデー参加者と受入れ団体・参加者同士が SNS 等を通じて交流を継続している事例がある。

さらに、北海道釧路市では、ふるさとワーキングホリデー参加者が UIJ ターンを実施する際には「UIJ ターン支援金」の年齢制限条件を撤廃するといった取組が行われている。

【意見】 施策における KPI 設定

ふるさとワーキングホリデーを実施している他の自治体では、KPI を設定しているケースがある。例としては「目標参加者数」「再訪意向率」「参加者満足度」「地域への関心度向上率」といった数値目標であり、関係人口創出が主であるものの、「移住」につなげる観点からも数値的な収集をすることは有意義である。他自治体における実施件数が多いことから、比較可能性もあり、プログラム内容や運営全般に関する改善の促進及び成果の把握のため、今後の KPI 設定の検討が望まれる。

【意見】 ふるさとワーキングホリデーと他施策の連携

本施策の体験時における熱量や記憶を維持する機会を作り、一過性の参加者として終わらせないよう、高知との継続的な関与者を増加させていくことが本質にある。そのため、市に興味を持ってくれた参加者に「また訪れたい」「コミュニケーションを継続して取りたい」と思われるような施策になるよう他の施策との組合せ、工夫を行っていくことが望まれる。

(5) 広域での連携

① 二段階移住の推進（れんけいこうち広域都市圏）

「二段階移住」とは、いきなり過疎地や中山間地域へ移住することに不安を覚える高知県内への移住希望者が、一旦市街地である高知市に移住・滞在を行い（一段階）、市内を滞在拠点としながら、自分に合った他の県内市町村への移住（二段階）を検討することができる制度である。

市は高知の中心として、高知県としての移住を促進する観点から、二段階移住に関して補助をする制度を設けている。

当該施策は他県での実施は見られず、高知市独自の施策である。平成29年度に二段階移住推進を目的としてお試し滞在施設「いっく」を開設、平成30年度より「二段階移住支援事業費補助金」制度として開始し、現在まで実施を継続している。

補助要件は「二段階移住支援事業費補助金交付要綱」に定められており、以下のとおりとなっている。

(i) 補助対象者

補助対象者は以下のとおりとなっている。

補助対象者

高知県内での二段階移住を目的に、一段階目となる高知市内で1か月以上の建物賃貸借契約を締結する予定のある方で、以下の全ての要件を満たす方です。

- (1) 高知県外在住の方で、高知県内での二段階移住を検討している。
- (2) 二段階移住先の検討のため、高知市を除く県内市町村の移住相談窓口を3か所以上巡ることができる。
- (3) 高知県が実施する「高知家で暮らし隊」の会員である。
- (4) 二段階移住の目的が「転勤」または「入学・通学」ではない。
- (5) 生活保護法等による住宅に係る公的扶助を受けていない。
- (6) 過去にこの補助金を受けたことがない（同居者を含む）。
- (7) 過去に高知市地方創生移住支援金、高知市UI孫ターン支援事業費補助金または高知市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたことがない（同一の世帯に属する者を含む）。
- (8) 高知市税を滞納していない。
- (9) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に該当しない。
- (10) 二段階移住のPR活動・アンケートに協力できる。
- (11) 二段階移住の検討状況について、高知市に定期的に報告ができる。

高知市二段階移住 HP より抜粋

(ii) 補助対象経費

補助対象経費は以下の①・②となっている。

①引越し関連費用

一段階目となる高知市で、1か月以上の建物賃貸借契約を締結した物件に入居する場合、「1か月分の家賃」「初期費用（礼金・仲介手数料・家賃保証料・鍵交換料・その他これに類するもの）」「引越しに係る荷物運搬料」

②レンタカー費用

二段階移住の相談を行うために、高知市を除く県内市町村の移住相談窓口を巡る際に使用するレンタカー利用料

(iii) 補助金額

①引越し関連費用

a: 高知市を除く県内市町村の移住相談窓口で3か所以上相談をした場合：上限20万円

b: aのうち、「安芸地域」「嶺北地域」「高幡地域」「幡多地域」のいずれかの市町村を1か所以上含む場合：上限22万円

②レンタカー費用

上限2万円(実費)

(iv) 補助申請の流れ

補助申請の流れは以下となっている。なお、補助金交付請求時には、高知市を除く県内市町村の移住相談窓口を巡り、高知市が発行した「すてっぷ移住パスポート」にスタンプを3個以上受領の上、高知市に実績報告書を提出する必要がある。

補助申請の流れ



高知市二段階移住 HP より抜粋

また、二段階移住支援に関する事業実績は以下のとおりとなっている。

(i) 利用実績と KPI

本施策の相談件数、パスポート発行部数、移住達成組数は以下のとおり。

【利用実績】

利用実績内訳	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規相談件数(件)	132	133	138
KPI	※	108	108
KPI 達成率	※	123.1%	127.8%
パスポート発行部数(部)	34	25	26
内、いっく利用者発行部数(部)	9	11	15
KPI	※	58	58
KPI 達成率	※	43.1%	44.8%
二段階目の移住達成組数(組)	5	3	5
KPI	※	7	7
KPI 達成率	※	42.9%	71.4%

移住・定住促進課より受領の資料を監査人集計

※令和4年度の KPI に関しては、累計値にて設定されているため、単年度での KPI 達成率算定はされない。令和4年度までの累計実績及び KPI 達成率は以下のとおりである。

- ・新規相談件数累計：実績値 506 件／目標値 490 件（達成 103.3%）
- ・パスポート発行部数累計：実績値 189 部／目標値 185 部（達成率 102.%）
- ・二段階目の移住達成組数累計：実績値 27 組／目標値 60 組（達成率 45.0%）

(ii) 二段階移住者の滞在場所

市は「二段階移住者」の定義を明確に設けておらず、「二段階移住パスポート」発行部数を集計対象母集団としている。当該母集団には、「二段階移住支援事業費補助金」の申請者に加え、当該補助金の申請対象外である「いっく利用者」も含まれている。「いっく利用者」が含まれている理由は、「二段階移住パスポート」に県内各地域に関する情報が掲載されていることから、参考情報になるものとして配布している。

「二段階移住者」の内訳と移住達成組数は以下のとおりとなっている。

【二段階移住者の内訳】

対象者	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助申請者（世帯）	25	14	11
いっく利用者（世帯）	9	11	15
パスポート発行部数計	34	25	26

【二段階目の移住達成組数】

対象者	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助申請者（世帯）	5	2	4
いっく利用者（世帯）	-	1	1
二段階目の移住達成組数計	5	3	5

移住・定住促進課より受領の資料を監査人集計

お試し滞在施設「いっく」の戸数は需要に合わせて増加傾向にあり、直近3年間における「二段階移住支援事業費補助金」の申請者が減少傾向にある中、いっく利用者数が増加傾向にあることから、二段階移住者の集計対象に占めるいっく利用者の割合は増加傾向にある。

(iii) 歳入・歳出等に関する実績

歳入・歳出	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入（千円）	3,387	2,286	2,391
歳出（千円）*1	17,465	12,361	8,479
① 予算現額（千円）	8,150	7,616	7,441
② 執行額（千円）	4,837	2,272	2,202
予算執行率（%）②÷①	59.3%	29.8%	29.6%

*1. 歳入額（補助金による）を含む、「いっく」に係るものを除く

移住・定住促進課より受領の資料より監査人作成

(iv) オンラインコンテンツに関する実績

市は「二段階移住」に関する情報発信のため、「二段階移住特設サイト」を作成・運営しており、当該サイトへの誘導を目的として動画、漫画、ゲーム、SNS等でコンテンツを作成している。コンテンツごとのアクセス数は以下のとおりである。

なお、SNS（Instagram）のインプレッション数は過去90日間の閲覧しかできず、期間を通じてのアクセス数は不明であるため、除外している。

a. 二段階移住特設サイト及び動画

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ホームページ			
二段階移住特設サイト 全ページビュー数(回)	405,747	496,470	648,303
二段階移住特設サイト 相談フォームからの問い合わせ件数(件)	12	5	2
動画_視聴回数(回)			
正直すぎる移住相談員【こうち二段階移住 PR 動画 vol.5】	43,297	584	279
#田舎暮らしは甘くない【こうち二段階移住 PR 動画 vol.2】	4,083	2,542	1,120
一段階告白/二段階告白【こうち二段階移住 PR 動画 vol.4】	1,108	812	498
#田舎暮らしは甘くない～TURNS ツアーこうち2019【こうち二段階移住 PR 動画 vol.3】	963	398	360
【こうち二段階移住 PR 動画】下調べもせずに憧れと勢いだけで地方移住決めた夫婦の話、聞く？	953	288	118
こうち二段階移住「ハタカラ」オンライン移住体験ツアー！	439	76	34
こうち二段階移住「ハタカラ」オンライン移住体験ツアー	129	101	33
TURNS プロデューサー堀口氏と高知市岡崎市長が対談	60	20	9
計	51,032	4,821	2,451

b. (参考) 二段階移住ゲームサイト表示回数

	2024年1月～12月	2025年1月～12月
全ゲーム Total(回)	21,187	2,559

c. (参考) 参照元 URL 別誘導先コンテンツ表示回数の一部抜粋 (回)

ページ参照元 URL/誘導先コンテンツ	25/08	25/09	25/10	25/11
Google	520	375	394	315
田舎暮らしは甘くない こうち二段階移住	239	168	179	130
こうち二段階移住 ～愛のある移住のかたち。～	156	104	99	106

ページ参照元 URL/誘導先コンテンツ	25/08	25/09	25/10	25/11
KOCHI 7 ARTISANS こうち二段階移住 ～愛のある移住のかたち。～	117	95	106	76
Yahoo	97	94	68	62
田舎暮らしは甘くない こうち二段階移住	58	49	31	31
KOCHI 7 ARTISANS こうち二段階移住 ～愛のある移住のかたち。～	26	22	26	21
こうち二段階移住 ～愛のある移住のかたち。～	13	21	11	8
高知市公式サイトトップページ	70	56	5	-
僕たちの二段階移住がうまくいかないわけがない 特設サイト こうち二段階移住	70	56	5	-
高知市移住情報サイト「こうちらいふ」	49	15	39	25
こうち二段階移住 ～愛のある移住のかたち。～	49	15	39	25
Instagram	68	37	4	15
こうち二段階移住 ～愛のある移住のかたち。～	68	37	4	15

上記 a、b、c の表：移住・定住促進課より受領の資料を監査人集計

【監査の結果及び意見】

本施策は、県全体で移住者を増加させるという構想のもと実施されている、他県には見られない特徴的な施策である。他自治体が同県内でも移住者を取り合う状況の中、市は積極的に同県内の他市町村への移住を促進する方針をとっている。施策内容は、高知市から別市町村への移住を促進しているものであるが、県全体への移住をサポートするために一旦高知市に移住してもらうという建付けがあるため、高知市への移住促進も担っていると見える。そのため、移住促進施策としての有効性はあるといえる。

しかしながら、本施策の実績数を示す「二段階移住パスポート」の発行部数は、直近3年間において伸び悩んでおり、令和6年度は発行部数の目標値58部に対し実績26部と、達成率が44.8%に留まっている。また、二段階移住の達成組数の実績は過去3年間で3～5件と多いとはいえない。

上記より、施策自体の有効性は認められるが、実績が伴っておらず、移住促進施策として有効に機能しているとは言い難い。

また、歳出面に関しては、二段階移住支援事業費に関する予算執行率が直近2年間で30%を割っている状況にある。予算との乖離もさることながら、実績が伴っていない状況からは、経済性、効率性に疑義があるものと考えられる。

市はこの状況の主な原因を「認知不足」であるとして、改善策・対応方針に更なるプロモーション強化を挙げている。しかしながら、二段階移住特設サイトの全ページビュー数は過去3年間で増加しており、相談件数も同期間において微増している。よって、原因の本質は「認知不足」ではなく、制度の利便性の問題にある可能性がある。

本施策の補助対象経費は、引っ越し関連費用として引っ越し費用の他、1か月分の賃料となっている。建物賃貸借契約を結ぶ場合の一般的な契約期間は2年間であり、契約期間内又は入居から一定期間を経ずに解約する場合は短期解約違約金が発生することが多い。比較的短期間のお試し滞在のために自ら不慣れな土地の賃貸物件を探し、賃貸借契約を締結し、生活に必要な家具家電等の調達を行うことは、実施に当たってそれなりの負担を要することが想定される。マンスリーマンションの賃貸が想定されているが、必ずしも合致する条件が見つかるとは限らない。

また、現状二段階移住のターゲット層は20歳代から40歳代とされているが、1段階目としてお試し移住している高知市に1か月以上滞在するためには、時間的・経済的・家庭的な要因をクリアする必要があり、対象となる母集団が大きいとはいえない。

このような状況下において、更なるプロモーションの維持・強化が、利用者数の増加につながることは疑義があり、ターゲット層に絞って利用しやすい補助内容を追加するといった検討が必要と考えられる。

【意見】二段階移住の補助内容の見直し

本施策の実績が減少傾向にあることから、移住促進施策として維持する場合、補助内容の見直し検討が望まれる。補助の柔軟性の観点から、例として、以下のような内容が考えられる。

- 一般的に敷金及び礼金が発生しないマンスリーマンションの利用を想定し、現状「1か月分以上」に限定している賃料補助を、1か月以内（例えば2週間）の場合にも適用できるようにする。
- 高知市周辺のホテル・旅館等の施設と連携し、連携先への滞在期間に応じた条件を設定のうえ滞在費の補助を行う。具体的には、1か月単位ではなく、宿泊日ベースでの補助をできるようにする。

二段階移住に係るコンテンツに関しては、上表に誘導先コンテンツ表示回数を記載しているが、毎月の誘導数として多いとはいえ、全体的に減少傾向が見受けられる。

各種サイトに係る Google アナリティクスレポートの抽出・分析・提出に関しては、毎年の随意契約としてホームページ保守・更新を委託している委託業者に対して依頼している。分析の切り口は様々あることから、全ての詳細情報を集計することは現実的ではなく、市が内部で検討した項目として主要なコンテンツ別、地域別、エンゲージメント率等を指定して分析・抽出の依頼をしている。また、随意契約とは別に、公募型プロポーザル方式で選定された二段階移住プロモーション業務において、新規のコンテンツを作成し、そのプロモーション効果を測定する上で Google アナリティ

クスレポート等の抽出・分析を選定業者が行っている。分析結果に関しては、最終の結果報告書において報告されているが、業務実施途中においても市と月1程度の定期的な打ち合わせを行い、誘導実績、傾向分析結果の共有と方向性の確認等が行われている。

そのため、誘導数自体は多いとはいえないものの、プロモーションによる新規コンテンツに関する誘導分析及び適時の共有はされており、その後の継続的なモニタリングも内部における検討に基づいて実施されているため、有効性、効率性、経済性に大きな問題はない。

「令和6年度高知市二段階移住プロモーション業務に関する公募型プロポーザル募集要領（以下、募集要領）」における提案時の提出書類に「業務工程表」及び「業務参考見積額」を挙げており、いずれも様式は自由とされている。

本監査において、令和6年度の提案者の各提出書類を確認したところ、様式の指定がないため、各事業者の定型フォーマットとなっていた。内容として不十分と判断されるほど簡易的なものはなかったものの、開始時期・納品時期のみが記載された簡易な「業務工程表」及び、業務仕様書に記載の業務内容に沿った、大まかな各種業務内容及び金額のみが記載された「業務参考見積書」が一部存在していた。

デジタル庁が令和7年3月に公表している「調達手続マニュアル（資料編）資料34 プロポーザル型企画競争マニュアル」_7. 企画競争実施のための調達手続_⑨ 価格（見積書）の妥当性の検証_（留意事項）によると、「企画競争の実施にあたり（中略）本来であれば、価格の積算をチェックして、積算が過大になっている部分について価格を下げさせることなど交渉により（中略）有利な価格での調達となるような制度や体制を構築すべきであるが、現行では、短期間での交渉やPJ担当者による正確な価格の算出ま

でを実現することは困難な場合が多いことが推測される。そのため、現状においては、企画提案を受ける際に詳細な見積書の提出を義務付け、作業内容、工数、単金等、その見積金額が、契約を締結するに当たり妥当か否かについて確認するまでが現実的な対応として考えられよう」とされている。

本施策の仕様書では、PR 内容まで明確に決められているわけではなく、実施にあたっては不透明、不明瞭な点が多く、柔軟に対応する場面が想定され、緻密な積算見積書との相性は良くない。しかしながら、様式をまったくの自由としてしまうと、最低限必要な情報の把握すらできない見積書を認めることとなってしまうため、自由形式に関しては一定の制約を設けることが望まれる。

【意見】二段階移住プロモーション業務委託の見積書様式

本施策の公募提出書類である業務参考見積書について、自由様式を前提としつつも、市として必要と認められる粒度での記載を要するものとし、適切に見積書の内容確認及び提案者間の比較ができるよう見積書の形式の検討が望まれる。

② まんなか移住の推進（高知市・南国市・香南市・香美市）

「まんなか移住」とは程よい田舎でありながら、商業施設や公共交通が整っている、高知県中心部4市「高知市・南国市・香美市・香南市」への移住をいい、平成21年4月より国が開始した制度である「定住自立圏構想」を機に開始した施策である。

首都圏等の移住希望者の中には、まずは「交通の便がよい」地域であることを条件としている希望者も多い。その点、高知県中央部に位置する4

市（高知市・南国市・香美市・香南市）は、高速道路や主要幹線道路・鉄道・空港など交通網の結節点に当たる地域である。よって、これらに移住・定住促進に係る優位性の一つとして4市が連携の上、「まんなか移住」として県外での移住相談会の合同開催・出展、移住体験ツアーの実施などを行っている。

なお、移住体験ツアーに関しては、上記4市が持ち回りで事務局を担当し、事務局を中心として年1回移住体験ツアー等の企画及び実施を行っており、その際の移動に係るバス代等の経費は4市で負担している。

計画として、「まんなか移住相談会の開催」を毎年1～2回、「まんなか移住体験ツアーの開催」を毎年1回と設定されている。

過去3年間における実績は以下のとおり。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
移住体験ツアー歳出（千円）	50	52	196
移住体験ツアー開催回数（回）	1	1	1
移住体験ツアー参加組数（組）	不明	9	8
移住体験ツアー参加人数（人）	12	10	13
移住者実績（人）	1	-	-

【監査の結果及び意見】

本施策は、高知市を含む4市で実施される施策である。近隣市で連携して施策を実施することによって、単独で施策するのに対して様々なメリットを享受することを意図していると考えられる。

具体的な実施内容は、主として移住体験ツアーである。4市のいずれか、又は複数に興味のある層が一挙に4市のことを知ることができるという、参加者・4市いずれにもメリットがあるものと見受けられる。

移住体験ツアーは、過去3年にわたって各年1回開催されており、参加者はいずれも10名程度である。移住者の実績としては、令和4年度1名のみ把握されている。相談会の実績と同様に、本施策のみで移住を決定するものではないため、移住実績のみをもって有効性を把握すべきではないものの、そもそも実施回数、参加者数が多いとはいえない。目標値に関しては、移住者相談会の開催、移住体験ツアーの開催の回数に関しては設定されているものの、具体的な参加人数、参加者のうち、実際に移住に繋がった人数等の設定はされていない。具体的な目標値がなく、実績値の少なから移住促進施策として有効に機能しているとは考えられない。

歳出は、最低限での運用になっているように見受けられるが、「移住体験ツアー」は4市が連携して、前年度からイベントの日程調整、予算要求を行ったうえで、月1回程度の打ち合わせを経て実施されている。その工数を考慮すると、4市職員が割いた時間に対して効果があがっているようには見受けられない。そのため、経済的、効率的な観点からも疑義があるように見受けられる。

【意見】移住促進施策としての有効性

本施策の移住促進施策としての位置付けが不明瞭であり、目標値として、参加人数、実際に移住に繋がった参加者数等の設定もされていない。また、事務局を4市持ち回りで行っていることから、主導的な立場で進めることも難しい。結果として、4市が他3市に気を使い実質的な施策とならない可能性を含んでいる。そのため、本施策の目的と目標値を明確にし、4市の持ち回り運営の体制の見直しを含め、移住促進施策と機能するよう3市で認識のすり合わせを行うことが望まれる。

5 定住促進施策の実施状況

市が、定住促進施策として第3期計画に記載しているものは、以下となっている。

(6) 定住に向けた支援	① 移住者交流会の開催 ② 地域移住サポーターとの連携 ③ その他の支援
--------------	--

3項目と少ないが、「その他の支援」には「仕事」「住まい」「暮らし」に区分して多くの施策が挙げられている。

上記のカテゴリごとに各施策の具体的な内容の確認を行った。

① 移住者交流会の開催

移住者は、移住先の土地に知り合いが少ない、又は同じ境遇の知り合いがないケースが多く、孤立感から定住を断念してしまうことが懸念される。そこで、市では、移住者を対象として「移住者交流会」を開催し、移住者同士の交流を深めてもらうとともに、その地域での体験イベントを通じて、地域の魅力を知ってもらうきっかけ作りをしている。

対象者は、高知市への移住者であり、転勤や通学による転入者も参加可能としている。

参加募集はホームページ、SNS、広報紙「ぼっちり通信」による告知で行われている。

令和6年度における告知文書及び直近3年間における開催実績に関する情報は以下のとおりである。

【令和6年度 第3回 移住者交流会の告知文書】

令和6年度 第3回
高知市移住者交流会
in オキヤクバ
nansui
令和7年2月7日(土)
13:00～15:00

今回の移住者交流会は高知市内で開催します！
上町にリニューアルオープンしたhotel nansuiの1F会場で
モルックを通して移住者同士の交流を深めましょう。

対象 高知市へ移住された方
転居中等で転入された方もご参加いただけます。

定員 15名
※定員を超える申し込みがあった場合は抽選
(お参加の方を優先させていただきます)

参加費 無料
※会場で飲食物を購入していただくことは可能です。

申込方法 申込フォーム(QRコード)
または
電話でお申込みください。
【申込締切日】
令和7年1月27日(月)17時15分 ▲申込フォーム

集合場所 hotel nansui 1F オキヤクバ
(高知市上町1丁目7番12号)
【参加のご注意】
駐車場は近隣のコインパーキングまたは
公共交通機関をご利用の上お越しください。

【参加する皆さまへのお願い】
●記録・広報用として、動画や写真を撮影させていただきますので
ご了承ください。
●各自は、体調の悪い方や酔いがある方の参加はご遠慮いただく場合
があります。
●交流会の内容は、一部変更となる可能性があります。

当日のスケジュール
13:00 参加者集合
13:05 オリエンテーション
13:10 hotel nansui 紹介
13:15 交流会
・参加者自己紹介
・モルックのルール説明
・チーム分け
・モルック開始
14:50 アンケート記入等
15:00 終了(予定)
15:00- 終了後もオキヤクバの通常営業中は
ご自由に滞在可能です

「モルック」とは？
フィンランドのカレリア地方の伝統ゲーム
「kyrkkiキークキ」を基に、1996年に開
発されたスポーツです。地面に立てられた
木のピン(スキュトル)を、木の棒(モルッ
ク)で倒して点数を競います。

先に30点ピッタリの得点をした方が勝ち！

高知市地域活性推進課 移住・定住促進室
〒780-8571 高知市上町5丁目1番45号 本庁舎4階
Tel (088) 823-8813 Fax (088) 823-9382
E-mail kochi-life@city.kochi.lg.jp
高知市の移住・定住に関する情報は [こちら](http://www.city.kochi.lg.jp)をご覧ください

【各年度の開催内容と参加人数】

開催回	内容	参加人数
令和4年度 第1回	四方竹の収穫（七ツ淵）	8組 11名
令和5年度 第1回	ホテル観賞（久礼野）	8組 11名
令和5年度 第2回	土佐山学舎の生徒による おもてなし企画（土佐山）	3組 3名
令和5年度 第3回	凧づくり・凧あげ（仁ノ）	4組 7名
令和6年度 第1回	ホテル観賞（久礼野）	9組 18名
令和6年度 第2回	交流企画（土佐山）	5組 9名
令和6年度 第3回	モルック体験（ホテル nansui）	3組 7名

「移住者交流会」の開催に当たっては、必要な消耗品や備品・会場等の賃借料のほか、イベント講師への謝金などの経費が発生する。講師謝金の金額は、「高知市報酬並びに費用弁償条例」における単価である日額7,200円を基準とし、実施内容に応じて謝金額に係る意思決定を行っている。

直近3年間の「移住者交流会」開催に係る歳出内訳は、下表のとおり。

(単位：円)

支出項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講師謝金	7,200	44,400	24,400
消耗品	2,728	-	3,138
賃借料(※)	4,400	-	55,100
参加者傷害保険料	-	-	1,060
合計	14,328	44,400	83,698
開催1回あたり 平均経費額	14,328	14,800	27,899
参加者1人あたり 平均経費額	1,303	2,114	2,462

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

各年度ともに、開催1回当たりの平均経費額は14,000～28,000円程度、参加者1人当たりの平均経費額は1,300～2,500円程度となっている。参加者からはイベント内容により1人当たり1,000～1,500円の参加費を徴収する場合があるが、これは食事代やお土産代などの実費相当分として徴収しているものであり、これらに対する支払いは上表の支出には含まれていない。したがって、上記金額が定住促進目的で開催する「移住者交流会」に係る経費の純額である。

「移住者交流会」開催後には、参加者にアンケートの記入を依頼している。直近3年間のアンケート結果から、「移住者交流会」に参加したきっかけと満足度をまとめると、以下のとおりである。なお、アンケートの提出は任意であることなどから、参加者の人数（組数）とアンケートの回答数は必ずしも一致しない。

【「移住者交流会」に参加したきっかけ】

媒体	人数（件数）
ぼっちり通信（情報誌・ウェブサイト掲載）	29件 63%
こうちらいふ（ウェブサイト）	2件 4%
SNS（フェイスブック・インスタグラム・LINE）	4件 9%
その他（市役所・知り合いからの紹介等）	11件 24%
計	46件

移住者交流会アンケート結果より集計

アンケートの回答46件のうち、63%が「ぼっちり通信」から開催情報入手し、申し込みを行っていた。次点は、移住・定住促進課からの直接の案内や、知り合いからの紹介で参加をした方が24%となっており、直接の案内・紹介による参加は令和6年度以降に増加している。ウェブサイト「こうちらいふ」やSNSを通じての参加は合わせて13%と少なかった。

【「移住者交流会」の満足度】

満足度	人数（件数）
とても満足	1件
満足	40件
やや満足	4件
その他（無回答）	1件

移住者交流会アンケート結果より集計

満足度に関しては、アンケート 46 件のうち、45 件がおおむね「満足」したという回答結果であった。さらに詳細な感想コメントをみると、純粹に「企画が楽しかった」という感想のほか、「地域の方と交流が出来て良かった」という感想や、「地域の魅力を知れて良かった」という感想も多くみられた。

【監査の結果及び意見】

移住者が、移住先の土地で良好な人間関係を築くことが出来ず、結果として短期間のうちにまた別の土地へ転出してしまうというケースは全国で多くみられる。特に、働き盛り世代や児童・学生などは、職場や学校で新たな人間関係を築くことも可能であるが、主婦やリタイア後の世代など特定のコミュニティに属さない移住者の場合は、新たな土地で人間関係を構築することは難しく、孤独に陥りがちである。また、職場や学校などのコミュニティでの新たな人間関係が、必ずしも良好なものになるとは限らない。

その点で、移住者が地元の方及び移住者同士で交流する場を提供する「移住者交流会」は、定住支援施策として非常に有効な取組である。実際、参加者に対するアンケート結果において、「移住者交流会」に「満足」しているという回答が非常に多くみられ、移住者同士の交流を深めてもらうとともに、その地域での体験イベントを通じて、地域の魅力を知ってもらうきっかけ作りをするという目的は達成できていると思われる。

開催に伴うコストは、1 回当たりの平均経費額が 30,000 円以内、参加者 1 人当たりの平均経費額も 2,500 円以内と、比較的 low コストで大きな成果を上げられており、有効性・効率性・経済性のいずれの観点からも合理的な施策であるといえる。「移住者交流会」は、今後も継続して積極的に取り組むべき定住支援施策であると考えられる。

一方で、「移住者交流会」の開催頻度や参加者の人数には改善の余地がある。令和5年度及び令和6年度は年3回の開催で計20～30名程度が参加しているが、せっかく参加者の満足度も高い有効な施策であるところ、市の把握している移住者数700人規模に対して参加者が5%程度というのは、多いとはいえない状況である。移住者のうち、交流を求めている層がどの程度いるのか不明な中で、市としての予算にも限りがあることから、不用意に広げることは適切といえないが、人数が増えるようであれば、1人あたりのコストを下げたイベントを企画するといった工夫はできることを考慮すると、認知度を上げ、交流の機会を増やすことが優先度として高いと考えることもできる。

参加人数を増やすとの観点からは、「移住者交流会」の告知方法に改善の余地があると考えられる。アンケート結果から、参加者の大部分は「ぼっち通信」の告知を見て参加している。しかし、情報誌やウェブサイト上での告知は、あくまで受動的な告知方法に過ぎず、これらの情報を定期的に確認していない移住者の目には留まらない。実際、本監査における移住者に対するアンケート、ヒアリングにおいて、「移住者交流会」の存在はほとんど認識されていなかった。

【意見】 「移住者交流会」の開催頻度、参加者数を増やす取組

「移住者交流会」は、移住者の定住支援施策として有効な取組の一つと考えられることから、費用対効果を勘案した上で、開催頻度の増加や参加者の人数を増やす募集・告知方法の工夫が望まれる。

「移住者交流会」の開催頻度を増やし、例えば2か月に1回程度実施するなど、常に次回を開催会を案内できる状態にしておけば、転入時に窓口で直接案内することが可能となる。また、直近で転入した移住者には、直

接案内文の郵送、電話、ショートメッセージ等による案内をすることも考えられる。実際、令和6年度以降は移住・定住促進課からの直接の案内や、知り合いからの紹介で参加をした方の人数が増加している。移住・定住促進課からのコミュニケーションの一環として、移住者に対し少なくとも1度は直接「移住者交流会」の案内を行う機会を設けるなど、能動的に告知を行うことが、参加者の人数を増やす有効な方法であると考えられる。

② 地域移住サポーターとの連携

市は、移住者、移住希望者の様々な不安や心配ごと等の解消に向け、地域情報の提供や、移住者の身近な相談役として、高知県が委嘱する「地域移住サポーター」を中心とした移住者受入側の人材を養成し、受入体制の強化を図っている。

「高知県地域移住サポーター委嘱要領」の第1条の目的では「本県へ移住してきた方や移住を希望している方の様々な不安や心配ごと等の解消に向けて、県や市町村と連携して地域の情報の提供やアドバイス等を行っていただく「地域移住サポーター」を、県から委嘱することにより、この活動を通じて移住者の受け入れや定住を支援していくことを目的とする。」とされている。当該目的のため、第2条においてサポート活動の内容は以下とされている。

サポーターは、市町村との連携のもと次のようなサポート活動をボランティア（報酬を得ない。）により行う。

- (1) 移住者や移住希望者からの相談に対するアドバイス
- (2) 移住の下見や体験ツアー、移住者交流会等への協力
- (3) 移住して間もない方の見守りや困りごと等の相談に対するアドバイス
- (4) その他、空き家や仕事など移住促進に関連する情報の市町村への提供

上記に基づいて、市は地域移住サポーターと連携した活動を行っている。

市は、移住・定住の促進と交流人口の拡大を進めている地域から講師を招き、必要となる知識や考え方等を学ぶとともに、課題を共有し、解決方法を探る研修会を実施している。また、積極的に移住者の受け入れに取り組んでいる先進地域を訪問して実例を学び、移住者受入体制強化に関するアイデア等を検討する等の取組を行っている。

令和6年度に市では計14名の地域移住サポーターが活動を行っている。なお、各地域移住サポーターの担当地域は以下の通り中山間地域に居住する者で構成されており、市街地には配置されていない。

担当地域	人数
土佐山地域	5名
久礼野・重倉地域	7名
七ツ淵地域	2名
計	14名

各地域移住サポーターの活動実績の詳細についてヒアリングを行ったところ、移住・定住促進課と地域移住サポーターが顔を合わすのは年に1度の情報交換会の場のみであり、日常的な情報交換や報告・連絡などのやり取りは行われていないとのことであった。また、各担当地域への移住を希望する方から相談があった場合、移住・定住促進課と地域移住サポーターが連携して対応することとなっているが、活動実績などは特に記録・保存されておらず、事実及び内容を客観的に確認することはできなかった。

【監査の結果及び意見】

市の地域移住サポーターは、中山間地域にのみ配置され、市街地には配置されていない。市街地での生活は都市部での生活と大きく変わるものではなく、その土地特有の生活環境の難しさなどもあまりないため、中山間地域に絞って地域移住サポーターを配置する方針に不合理はない。

中山間地域は、市街地と比べて、共同集落的な性質が濃く移住者受入側の地元の方との関係性が難しく、生活に不便な点が多く都市部とは生活様式を大きく変える必要がある。その中で、移住後の人間関係構築への不安は移住・定住に至る高いハードルである。実際、移住後に地域にうまく適応できず、定住に至らなかった移住者は多いと思われる。

この点、地域移住サポーターのように、地域に身近で相談できる存在がいれば移住者にとっては非常に心強い。また、移住者と受入側の地域をつなぐ架け橋として、地域を活性化させる重要な役割を担う存在になり得る有意義な制度である。

しかしながら、現在のところ、地域移住サポーターと移住・定住促進課との間で日常的な報告・相談・協議等のやり取りは行われておらず、地域移住サポーターの活動実績なども特に記録・保存されていないため、移住・定住促進課がその具体的な活動を把握できていない。連携としては、①に述べた移住者交流会の実施への協力はあるものの、それ以外の活動として移住者の受入体制の強化に向けて、行政と地域移住サポーターが連携して定住支援の取組を行っているとはいえない状況である。

その背景として、市では地域移住サポーターと連携するに当たって、地域移住サポーターの担当地域に移住希望者及び移住者が存在する場合には、連携する事項が出てくると考えられるが、現状そのような需要が少ないため、連携も少ないとの認識であった。

また、本監査において移住者に対するアンケート及びヒアリングの結果、地域移住サポーターの存在を「知っている」と回答した者は21名中7名であった。そのうち地域移住サポーターと「交流・関与がある」と回答した者は1名のみであった。本アンケート及びヒアリングの対象が移住者交流会の参加者、よさこい移住者、地域おこし協力隊など、一般的な移住者と比べて行政の移住・定住への取組に関与が深い移住者であるにもかかわらず、地域移住サポーターの存在を「知っている」者は約30%、「交流・関与がある」者が約5%というのは、非常に少ない結果といえる。地域移住サポーターは中山間地域にのみ配置されているため、「交流・関与がある」者が少数なのはやむを得ないが、「知っている」者の数も少なく、移住・定住を促進するための施策として移住者にあまり認知されていないことが伺える。

「地域移住サポーター」は、定住支援において重要な役割を担っていることは上述のとおりであるが、そもそも県の制度であり、無報酬となっていることから、市から積極的に様々な業務を依頼し、負担を強いることが難しいというのも実情である。

しかしながら、中山間部の移住者の生活状況や相談内容、地域における課題や問題点、空き家や仕事に関する情報などを調査・記録し、移住・定住促進課に定期的に報告するなど、常に行政と連携できる人員の有無は、中山間部の移住・定住支援の実施に当たって雲泥の差である。行政側は、そのような情報に基づいて、必要な対応の指示や施策の実施を検討するなどの活動につなげることができ、中山間部における移住・定住支援体制は大きく強化される。

総論で述べている中山間部における移住施策の方向性が不明瞭である以上、「地域移住サポーター」との連携度合を決めることは難しいが、方向性の決定と併せて有効活用を改めて強く意識することが望まれる。

【意見】 地域移住サポーターとの連携強化

地域移住サポーターは、県の委嘱により市と連携して定住促進のサポート活動を行うこととされている。サポート活動には明確に「空き家や仕事など移住促進に関連する情報の市町村への提供」の項目も記載されている。一方で、市と地域移住サポーターの連携は年1回の定型的な情報交換と移住者交流会のサポートにとどまっており、「定住促進施策」として有効とはいえない。そのため、「地域移住サポーター」との連携を強化することが望まれる。例えば、総論に記載の中山間部における移住促進を進める場合に、現地の具体的な情報として、住民の要望、空き家の状況、就労可能な仕事、その他移住者が定住する際に留意すべき仕事・住まい・暮らしに関する事項を挙げてもらうこと等を依頼し、情報共有を図ることが考えられる。

【意見】 地域移住サポーターとの情報共有及び活動実績の把握

現状、地域移住サポーターの活動実績を記録・保存しておらず、移住・定住促進課において具体的な活動内容を把握していない。県の委嘱であるため、地域移住サポーターは直接的な活動に対する責任を有しているものではないが、現地の現状を把握し、移住検討者に説明する上で、地域移住サポーターと適時に情報共有し、活動内容を把握の上、記録として残しておくことが望まれる。

③ その他の定住に関連する支援

市はこの他に「仕事」「住まい」「暮らし」の観点から様々な定住支援の取組を第3期計画に記載し、実施をしている。内容は「6 その他の移住・定住支援の取組の実施状況」にて後述する。

定住促進の施策として、第3期計画に挙げられているのは、「移住者交流会の開催」と「地域移住サポーターとの連携」の2つであった。うち、「地域移住サポーターとの連携」に関して、市として主体的に活用できる余地が少なく、有効とはいえない状況にあった。そのため、実質的に「移住者交流会の開催」のみが有効に機能していることになるが、予算及び参加者が多いわけではないことは上述のとおりである。

市の「定住促進施策」自体が有効に機能しているかについて疑問が生じるが、実際に他自治体の「定住促進施策」を調査したところ類似の状況が見受けられた。「定住促進」「定住支援」の施策として多く挙がるものは「住宅取得補助金」「空き家改修補助金」「定住により土地建物を無償譲渡施策」といった住居に関するものであり、それ以外は交流会や相談サポートといったものであった。「住宅取得補助金」に関しては、後述する。

上記より、「定住促進施策」として独立して成立するものは限られており、市の現状への大きな違和感はない。市は「定住に関連する支援」として様々な取組を挙げており、次パートにて市民全体に対する取組の中で、移住者に関連する取組をどのように捉えているか、また工夫されているかを確認する。

6 その他の移住・定住支援の取組の実施状況

市は、「4 移住促進施策の実施状況」「5 定住促進施策の実施状況」に記載の施策の他、移住・定住に関連する支援の取組を「仕事」「住まい」「暮らし」の区分から第3期計画に記載している。市の移住・定住促進に関する方向性、実施状況を把握する上で、これらの取組についても確認を行う。

「仕事」「住まい」「暮らし」に関する移住・定住支援の取組を検証するに当たって、各取組が「移住者が高知市に移住し、定住することを支援することに関連しているか」との観点から有効性・効率性・経済性を確認する。すなわち、取組として広く高知市民全体の生活満足度の向上に資するようなものであったとしても、移住・定住支援としての関連性が薄い場合には有効性ではないと考える。

市民全体の生活満足度を向上させる取組であれば、結果的に定住につながる、すなわち定住支援といえるという観点もあるが、当該観点に基づいた場合、市民に対するすべての行政施策や市民サービスが定住支援に該当してしまうため、監査の範囲の制約上、あくまで移住者を支援できていることが明確であるという前提で監査を実施している。

また、経済性、効率性の観点からは、移住者の利用実績が把握できない取組について、歳出に対して移住者に関する金額が把握できないため、評価する上での基本的な情報が不足しているものとして検討不可としている。

(1) 「仕事」に関する移住・定住支援の取組

「仕事」に関する市の取組は、以下のとおり。

区分	移住支援の取組	定住支援の取組
仕事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料職業紹介所 ・ こうち奨学金返還支援事業 ・ インターンシップ促進事業 ・ 高知市職員採用試験 (UIJ ターン枠) ・ こうち空き店舗等情報発信事業 ・ 空き店舗活用創業支援事業 ・ チャレンジショップ事業 ・ 就農支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者育成総合対策 ・ 資格取得支援事業 ・ 業界研究ガイダンス ・ とさっ子タウン ・ 街路市への出店

a. 高知県における「仕事」の問題

地方には「仕事が無い」といわれている。国土庁（1979年）、日経産業消費研究所（1990年）、大正大学地域構想研究所（2017年）のいずれの調査においても、「仕事さえあれば都市部ではなく地方に住みたい」と回答する人の割合は約40～50%となっており、すなわち「仕事が無いから地方には住めない」ということを意味していると考えられる。約50年前から、「仕事」が地方移住・定住のネックとなっているといえる。

しかし、地方には本当に「仕事が無い」のであろうか。例えば、地方における雇用機会の不足を裏付ける客観的データとして、厚生労働省「一般職業紹介状況（令和7年7月分）」に基づいて都道府県別の有効求人倍率に着目する。有効求人倍率（就業地別）は全国平均で1.22倍に対し、高知

県は 1.14 倍で、確かに全国平均を下回る数字となっている。有効求人倍率の上位・下位の都道府県は以下となっている。

【都道府県別の有効求人倍率（就業地別）】

上位 3 都道府県			下位 3 都道府県		
順位	都道府県	倍率	順位	都道府県	倍率
1	福井県	1.89	45	福岡県	1.06
2	富山県	1.69	46	北海道	1.05
3	香川県	1.63	47	大阪府 神奈川県	1.04

厚生労働省「一般職業紹介状況（令和 7 年 7 月分）」より集計

上表の通り、有効求人倍率（就業地別）の上位 3 都道府県は、福井県、富山県、香川県となっている。福井県の人口は約 74 万人であり、人口約 65 万人の高知県と大きく変わらない。また、高知県の隣県である香川県が 3 位に入っている（なお、同じく隣県の愛媛県は 1.55 倍で 5 位である）。

一方、下位 3 都道府県は大阪府及び神奈川県、北海道、福岡県となっている。いずれも地方都市ではあるが、大阪市、横浜市、札幌市、福岡市などの大都市（いわゆる都市部）を抱える自治体である。ちなみに、東京都の有効求人倍率は 1.09 倍で、全国平均を下回っている。

このデータだけをみると、地方には「仕事が無い」という主張は必ずしも正しいとはいえない。全国平均（1.22 倍）を下回る高知県（1.14 倍）でも、東京都（1.09 倍）や大阪府（1.04 倍）より高い有効求人倍率となっているのである。また、「第 3 期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より、高知県における過去の有効求人倍率の推移をみても、平成 27 年以降、おおむね 1 倍を上回る数値を記録しており、少なくとも求職者数を上回る求人数があることを意味している。さらに、「一般社団法人 高知県 UI

ターンスポートセンター」が運営する「高知求人ネット」においても、令和6年度の有効登録者数（求職者数）が1,021人に対し、企業の新規求人登録件数は1,621件となっており、求人の数が求職者数を大きく上回っている。若年人口の減少に伴い、働き手はむしろ都市部よりも不足傾向にあり、実際に監査人の周囲でも、「（働く）人がいない」という経営者・事業者の嘆きが聞こえてくる。すなわち、高知市は「量的」には決して「仕事が無い」状況にはない。これに反して、高知市をはじめとする地方で「仕事が無い」といわれる理由は、「同じ仕事でも給与が低い（条件が悪い）」、「希望する内容の仕事が見つからない」という、「質的」な問題に起因することが考えられる。

給与額等の条件は、都市部と比べると大きなハンデがあるが、それを移住・定住支援施策として解決することは難しい問題である。しかしながら、都市部と比べると多少条件が悪くとも、高知市で生活するには必要十分な条件の良い求人を探す支援をすることはできる。また、仕事内容について、移住者の経験や希望に沿った仕事を見つける支援をすることは可能である。問題は、そのような少しでも条件の良い、希望する内容の仕事を探す手段が少ないことにある。すなわち、地方では、企業や事業者と求職者をマッチングさせる仕組みが都市部に比べて整備されていないという点に課題があると考えられる。

企業や事業者の立場からすると、求める能力・経験を有する人材が応募してこない。他方、求職者の立場からすると、これまでの能力や経験を活かせる仕事、若しくは移住先でやってみたいと考える仕事が見つからない。「量的」に仕事はあるにもかかわらず、「仕事が無い」と感じられる状況は、このマッチングがうまくいっていない可能性を示唆している。

都市部では、転職の際に「転職エージェント」に仲介を依頼し、自らの希望・能力・経験が最も活かせる企業や事業者を紹介してもらう形で転職

活動を行うことが一般的となっている。企業や事業者側からすると仲介の手数料が発生することとなるが、求める人材を効率よく見つけ、早期の採用に結び付けるという意味で合理的であり、求職者側からしても、求人票などを頼りに闇雲に応募するよりも、自らの希望に近い企業や事業者を早期に高い確率で見つけられる可能性が高くなる。

高知市においても、この「転職エージェント」のように企業や事業者と求職者を効果的かつ効率的にマッチングさせるシステムを構築できれば、移住者がより条件の良い、希望する仕事に就くことができ、高知市に定住する可能性がより高くなると考えられる。

b. 高知市における就労支援

本監査において調査した限りにおいて、主に高知県内の企業や事業者と求職者のマッチングさせるサービス（移住者や移住希望者がインターネット等を窓口として容易にアクセスできるもの）を事業として提供している民間事業者は存在していない。もちろん、大手上場会社の運営する転職エージェントが高知県内企業の案件を取り扱う可能性が無い訳ではないが、そのような大手の転職エージェントは都市部の比較的規模の大きな企業を中心となるため、高知県内の企業や事業者の紹介はかなり限定的となり、「量的」にも「質的」にも十分カバーされているとは言い難い。また、公的な就労支援機関として「ハローワーク」が存在しており、地方では主な転職活動の手段となっているが、「ハローワーク」は基本的に求人紹介としての機能が主であり、支援内容は定型的・画一的なもので、担当者がエージェントとして企業や事業者と求職者のマッチング、交渉、転職活動のサポートなどを積極的に行うものではない。もちろん、「ハローワーク」は無料で気軽に利用できるというメリットがあり、求人の「量的」な側面

は十分にカバーされるが、「質的」な部分まで多くを期待できるものではない。

そのため、市の就労に関して、「質的」な部分を担保できる求職者のマッチング支援が必要とされていると考えられる。

c. 高知市の主要な取組

市は、移住者の就労支援に関し、主に以下の取組を行っている。

- ・「無料職業紹介所」への登録・支援
- ・「一般社団法人 高知県 UI ターンサポートセンター」の紹介・連携
- ・ウェブサイト「こうちらいふ」での情報提供

無料職業紹介所への登録・支援（移住支援）

市は、「無料職業紹介所」を設置し、就労支援員及び高知市就労促進アドバイザーが求職者に対する職業紹介やカウンセリング等の支援を行っている。「無料職業紹介所」での就労相談は、求職者又はその家族等であれば誰でも無料で受けることができる。「無料職業紹介所」は予約制であり、1時間程度の面談時間で求職者の状況や希望を聞きながら職業紹介を行うが、面談時間内であれば、履歴書や職務経歴書の作成支援、面接に向けたアドバイス、適職診断、不安や悩み事相談など、その時の状況に応じたきめ細やかな就労支援サービスを受けることができる。

就労支援員は、「未就職者の就労支援に対し理解と情熱を有し、かつ、心身ともに健全である者で、キャリア・コンサルタント等の就労支援に関する相談業務に5年以上従事した経験を有する者」を資格要件とし、求職者の適職診断、就職先斡旋、履歴書等の書き方指導や面接練習など就職活動に関する支援を行うことを具体的な役割としている。市では、令和7年

10月現在、1名の就労支援員が会計年度任用職員として就労支援業務に従事している。

一方、就労促進アドバイザーは、市における求職者等に対する就労を支援するために必要な情報、知識、人材等を得ることを目的として設置されるもので、「無料職業紹介所」の事業の運営や就労支援員へのアドバイス等を行うことを具体的な役割としている。就労促進アドバイザーの報酬は無報酬であり、1名の就労促進アドバイザーに業務の委嘱を行っている。

「無料職業紹介所」の移住支援施策としての側面としては、移住後1年を経過した移住者に対する就労支援となる。移住前から移住後1年以内は、後述する「一般社団法人 高知県 UI ターンサポートセンター」による就労支援を受けられるため、移住者は基本的にこちらの支援を受けることになる。

令和4年度以降における、「無料職業紹介所」への相談者数及び就職者数は以下のとおりとなっている。なお、()内の数字は移住者の相談者数及び就職者数である。

年度	A. 相談者数	B. 就職者数	就職成功率 (B ÷ A)
令和4年度	312人 (8人)	59人 (1人)	19% (13%)
令和5年度	365人 (2人)	56人 (0人)	15% (-)
令和6年度	372人 (0人)	61人 (0人)	16% (-)
過去3年間の 実績累計	1,049人 (10人)	176人 (1人)	17% (10%)

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

また、令和4年度以降における「無料職業紹介所」の歳出実績は以下のとおりである。コストの主な内訳は、就労支援員の人件費となっており、就労支援員の人数に変化はないが、勤勉手当の支給、給与金額のベースアップなどにより、その金額は過去3年間で増加傾向にある。

年度	人件費 (就労支援員)	消耗品費	計	就職者一人当 たりコスト
令和4年度	2,878千円	10千円	2,888千円	49千円
令和5年度	3,108千円	6千円	3,114千円	56千円
令和6年度	3,819千円	10千円	3,829千円	63千円

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

【監査の結果及び意見】

「無料職業紹介所」には、年間300人を超える求職者が就職相談に訪れているが、相談者のうち実際に就職につながったのは、毎年60人前後となっており、就職成功率は毎年20%未満にとどまっている。そのうち、移住者に対する支援実績は、過去3年間で就職につながった相談者が1名のみであり、直近の令和6年度においては相談者数・就職者数ともにゼロとなっている。

「無料職業紹介所」の就労支援を受けるのは移住後1年を経過した移住者となり、ほとんどの移住者が他の就労支援を活用して仕事を決めた上で移住することを前提とした場合、「無料職業紹介所」における移住者の利用が多くないことに異常性はない。また、「無料職業紹介所」の運営において、移住者の利用を積極的に増加させるインセンティブもない。本施策はあくまで、市民全体への支援をするものである、その意味では有効といえるが、移住者に特化した有効性はないと考えられる。

また、過去3年間において、年間300～400万円程度の運営コストが発生しているが、相談者数・就職者数ともにほとんど増加していないにもかかわらず、歳出額は毎年増加傾向にあり、経済性及び効率性の観点から、実績に対して高い成果を挙げているとは考えられない。

【意見】 無料職業紹介所の移住者支援の位置付け

「無料職業紹介所」を移住支援施策として掲げているが、移住者に対する実績が少なく、移住者に特化した内容があるわけではないため、現状は移住支援施策として有効に機能しているとは考えられない。移住支援施策として機能を持たせるのであれば、本施策の所管課と移住・定住促進課で協議の上、他支援施策の連携等による移住者に着目した取組とすることの検討が望まれる。

「一般社団法人 高知県 UI ターンサポートセンター」の紹介・連携

「一般社団法人 高知県 UI ターンサポートセンター」（以下、「UI ターンサポートセンター」）は、高知県、市町村及び関係団体との連携協調のもと、移住促進及び各産業分野の担い手確保を図る取組等を通じて、地域の活力の維持や発展に寄与することを目的に、平成29年7月に「一般社団法人 高知県移住促進・人材確保センター」として設立され、令和5年4月に「一般社団法人 高知県 UI ターンサポートセンター」へと名称変更されている。「UI ターンサポートセンター」では、移住者の就労支援として、高知県内での就職を希望して「高知求人ネット」に登録した求職者に対し、独自で収集した人材ニーズに加え、ハローワークや福祉人材センターなどの有する求人情報も活用して人材のマッチングを行っている。

市は、「UI ターンサポートセンター」と連携しており、市内への移住・就労希望者から相談があった際に、「UI ターンサポートセンター」の紹介を行っている。また、「UI ターンサポートセンター」とは、日常的な情報

共有に加え、定期的な情報交換会・研修会等の開催、移住相談会開催に係る支援等、多岐にわたる恒常的な連携を行っている。

「UI ターンサポートセンター」は市の内部機関ではなく、本件監査対象外であるため、その事業の実施状況に関する評価・検証は行わない。参考として、近年の人材マッチングの実績は以下のとおりとなっている。

年度	職業紹介の 申込者数	就職（マッチング）件数	
		県全体	うち高知市
令和5年度	296人	103人	57人
令和6年度	261人	85人	44人

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

歳出に関しては、年間100万円の負担金を「UI ターンサポートセンター」に対して支払っている。

【監査の結果及び意見】

高知県では、「UI ターンサポートセンター」が高知県における仕事、暮らし・住居等に関して広域的にワンストップでの支援を行っていることから、市としても同組織に施策対応を委ねる点には合理性がある。

「UI ターンサポートセンター」における人材マッチングの実績は、求職者数に対する就職件数が3割程度となっており、マッチングしなかった7割程度の求職者は仕事が見つからなかったことを理由として移住を保留又は断念している可能性がある。本監査において「UI ターンサポートセンター」自体の移住支援としての有効性までは対象としないが、「UI ターンサポートセンター」は移住者に集中した就労支援を行っており、移住支援として重要な役割を担っている。

移住・定住促進課と「UI ターンサポートセンター」の連携状況に関して、現状は日常的な情報共有を行っているとのことであるが、市が「UI ターンサポートセンター」を紹介した移住者の就業結果等に関するフィードバックは行われていない。すなわち、仮に「UI ターンサポートセンター」を通じた就職活動がうまくいかず、移住を断念した者がいたとしても、市はそれを把握しておらず、そのため、仕事が見つからない理由に対して、市としての状況把握、知見の共有、市による新規施策の検討といった活動につながらないことから、改善の余地があると考えられる。

移住支援として、より高い成果を求め、「UI ターンサポートセンター」に対するより一層の連携・働きかけと、移住希望者の就業支援に関する共同での取組を促進することが望まれる。

歳出に関しては、年間負担金のみであり、「UI ターンサポートセンター」からの結果報告はなく、市としての評価尺度も有していないことから、金額の妥当性評価はできない。それでも、市、所管課及び「UI ターンサポートセンター」の活動内容からして、明らかに高額ということはないため、経済性及び効率性に明らかな問題は見受けられない。

【意見】 「UI ターンサポートセンター」との連携強化

「UI ターンサポートセンター」に関して、第3期計画上、施策には挙げられておらず、関連団体として取り上げられている。しかしながら、実際には、移住時の職探しをほぼ一手に引き受けており、移住における「仕事」の重要な役割を担っていることに疑いはない。それにも関わらず、単なる連携機関として、仕事探しの要望があった際に紹介をしているにとどまっている。

今後は移住支援の一環として、「UI ターンサポートセンター」からの移住者の仕事探しに関連する詳細な結果を求めるとともに、移住につながら

なかったケースの分析と対策につなげられるよう、具体的な情報提供の推進と相互連携の体制の強化をすべきである。

ウェブサイト「こうちらいふ」での情報提供

市は、ウェブサイト「こうちらいふ」において、就職に関する情報提供を行っている。「こうちらいふ」は、市への移住・定住を支援するための情報サイトであり、市の仕事・住居・暮らしに関して様々な情報を提供している。仕事に関しては、前述の「高知求人ネット」へのリンク先、「高知市職員採用試験情報」の掲載、「地域おこし協力隊」の募集情報、「企業説明会／採用（就職）面接会」の開催情報、前述の「無料職業紹介所」の案内、「ハローワークインターネットサービス」へのリンク先など、就職に関する様々な情報を一覧で掲載している。

直近3年間における「こうちらいふ」へのアクセス数は下表のとおりである。なお、「こうちらいふ」は「仕事」に関する情報のほか、「住居」や「暮らし」に関する情報、その他の移住・定住に資する様々な情報が掲載されているため、サイトへアクセス者のすべてが「仕事」に関する情報を検索している訳ではない。また、移住者に限定したアクセス実績は収集することが困難であり、不明である。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アクセス数	41,775	49,494	52,674
前年比	+832	+7,719	+3,180
日平均アクセス数	114	136	144

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

また、令和6年度における「こうちらいふ」運営コストは印刷製本費とメンテナンス料で27万円程度であった。

【監査の結果及び意見】

ウェブサイト「こうちらいふ」の就職に関する情報提供は、あくまで求職者の自主的な行動をサポートするためのものであり、直接的な就労支援とはなっていない。しかしながら、サイト上には、現在、市の就労支援に関する情報が網羅的に掲載されており、求職者は当サイトを訪れることにより効率的に情報を入手することが可能となっている。アクセスの実績に関しても、活用されていることが分かり、増加傾向にあることから、仕事を求めている移住検討者の一助になっていると考えられ、一定の有効性はあると考えられる。

また、サイトに係るコストに関しても少額であり、経済性、効率性における問題点は見受けられない。

d. 「仕事」に関するその他の取組

こうち奨学金返還支援事業（移住支援）

本事業は、若者の県内企業等への就職及び定着を促進し、将来における県の産業を担う人材の活躍を支援するため、「大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、当該大学等を卒業後に高知県内において就業する者」に対し、企業等とともに当該奨学金の返還を支援する事業である。本事業は高知県の事業であるが、市においては、市内に居住する者に対して上乘せ支給を行っている。支援期間は最大6年間となっており、返還が必要となる奨学金の貸与を受けている学生、卒業生等のうち、県から登録を受けた企業等に正規雇用で就職し、高知市内に居住する者を対象に、年間返還額のうち最大3分の3又は最大6分の5の支援をするものである。

本事業は令和6年度からの新規事業であり、過去実績はない。また、令和7年度の利用実績は令和7年12月時点において無い。なお、令和7年度就業者を対象とする登録企業は72社となっている。

【監査の結果及び意見】

奨学金返還支援事業は他の多くの自治体においても実施されている制度であるが、移住・定住の直接的な誘因事項になるとは考えられない。しかしながら、高知県内の大学等に在学している県外出身者が、一定期間を過ごした高知という土地に魅力を感じている場合に、引き続き高知県内で就職をし、定住するという選択を行う後押しになることは十分に考えられる。通学のため県外から移り住んだ者は、市の「移住者」としてはカウントされないが、卒業後に引き続き県内で就職することにより「定住者」となる可能性が高い。大学等で学んだ優秀な人材を高知県内及び高知市内に引き留め、又は呼び込み、定着させるための施策として、有効性はあると考える。

経済性及び効率性の観点では、現時点において移住者をはじめ利用実績が挙がっていないため確認できないが、登録企業は70社を超えており、事業が周知されるに伴い、施策としての効果は上がってくるものと思われる。今後、事業の利用促進に向けた取組を強化し、登録企業及び利用者の数を増加させることが望まれる。

【意見】移住支援としての位置付け

本事業において、「移住」に特化させている項目はないため、移住支援として疑義があり、移住支援の該当性に関して見直しが見られる。

移住支援とする場合、県外出身者を意識した対象者への説明、利便性向上に向けた情報収集を行う等、具体的な移住支援とすることが望まれる。

インターンシップ促進事業（移住支援）

本事業は、就業体験を通じて求職者の職業選択能力及び就業意欲の向上と事業者の人材確保を図るため、インターンシップの実施を促進することを目的に、高知市内の中小企業者等がインターンシップを実施する際に係る費用の一部を補助する事業である。

特定の中小企業者又は小規模企業者を対象に、インターンシップを行う場合（日数等の要件あり）、交通費、宿泊費、保険料、報酬、事業経費、コンサルティング費及びシステム改修費等の経費を補助対象経費として3分の2まで補助するものである。

本事業は、令和6年度から開始されており、開始初年度における利用実績は無かった。令和7年度においては、令和7年12月時点において、3社・29名の交付決定を行っている。当該29名のうち、移住者が何名含まれるかについては、令和7年度末の実績報告まで把握することはできない。

【監査の結果及び評価】

インターンシップは、学生等の求職予定者にとって就職前に就業体験の機会を得ることができるとともに、事業者にとっても優秀な学生と早期に接触でき人材の確保につながる、採用のミスマッチを軽減できるなどのメリットがある。一方で、実習生の受け入れには時間的・費用的なコストが掛かるというデメリットが存在する。市は本事業によって、インターンシップに掛かる経費について、補助率3分の2の補助金を交付し、デメリットの軽減を図っている。

インターンシップを実施することで、市内外に居住する就業意欲のある優秀な人材との接触・確保につながる可能性があるという点で、実施事業者にはメリットが大きく、人材が県内企業に就職すれば市の定住につながるという意味で移住・定住支援施策として一定の効果があるといえる。

【意見】移住支援としての位置付け

本事業において、「移住」に特化させている項目はないため、移住支援として疑義があり、移住支援の該当性に関して見直しが望まれる。

移住支援とする場合、県外出身者の多い会社、移住との親和性の高い業種等を意識した情報収集を行い、定期的に移住・定住促進課と所管課間において協議し、移住支援につなげていくことが望まれる。

高知市職員採用試験（UIJ ターン枠）（移住支援）

市は、高知県外に本社を置く企業及び高知県外の地方公共団体等で、事務・土木・建設・電気等、一定の職務経験がある 59 歳以下の者を対象に、UIJ ターン枠での職員採用試験を実施している。

直近 3 年間の採用予定人数、受験者数及び最終合格者数は以下のとおり。

年度	採用予定人数	受験者数	合格者数	倍率
令和 4 年度	11 名 + 若干名	39 人	4 人	9.75 倍
令和 5 年度	12 名程度	45 人	7 人	6.43 倍
令和 6 年度	10 名程度	55 人	5 人	11.0 倍

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

【監査の結果及び意見】

本施策は、UIJ ターンの希望者に対し、市役所職員としての就業機会を提供するものであるが、直近 3 年間の採用実績が示すとおり、倍率は非常に高くなっている。いずれの年度も合格者数は採用予定人数を下回っており、単に移住希望者に就業機会を提供するだけでなく、受験者の中から、予定人数ありきの採用をしているものではないことが見受けられる。

採用人材は、単に移住・定住者数を増やすという表面的な効果にとどまらず、行政側の人員として市政をより良くし、活性化させる可能性を秘め

ているといえる。採用の枠は限られることから、当該制度により多数の移住・定住者を獲得することは困難であるが、県外での経験や能力に優れた人材を毎年一定数受け入れる取組は、移住・定住支援として有効性があると考えられる。

一方で、UIJ ターン枠を設定することで、一般の高知市民の採用枠が減少することに対する懸念が生じる。この点、UIJ ターン枠は、元來時限の制度であったところ、若年人口の減少などに伴う一般採用枠での応募者の減少傾向を受けて継続しているものである。もちろん、移住者であっても一般採用枠で応募することは可能であるが、一般採用枠は原則 30 歳以下など比較的若年者の採用を前提としており、社会人経験者である移住者にとっては利用しにくい面がある。そこで、年齢制限を 59 歳以下まで拡大した UIJ ターン枠を設定し、即戦力となるような人材を募集している。すなわち、UIJ ターン枠は一般採用枠での募集を量的・質的な両面で補完するものとなっており、これにより高知市民の就労機会が減少するなどの弊害は生じていない。

以上より、移住支援として市自ら就労支援として枠を設けるとともに、一般採用枠とのバランスをとった制度となっており、移住支援において有効であると考えられる。

こうち空き店舗等情報発信事業、空き店舗活用創業支援事業、チャレンジショップ事業（移住支援）

（こうち空き店舗等情報発信事業）

本事業では、市が運営するウェブサイト「こうち創業 village」において、空き店舗情報、創業（出店）支援情報、チャレンジショップ情報、出店者募集イベント情報、ビジネス系セミナー情報などを掲載し、発信して

いる。市の移住情報サイト「こうちらいふ」に空き店舗情報としてリンクされている。

(空き店舗活用創業支援事業)

本事業は、中小企業者として事業を営もうとする個人又は法人を対象に、高知市内の商店街及び中心市街地への新規創業、事業拡大に伴う出店に際して、下表のとおり店舗賃借料の一部を補助する事業である。事業認定を受け、認定申請日又は交付申請日から起算して過去3年以内に市に移住してきた移住者に対しては、店舗賃借に係る仲介手数料の一部についても補助が行われる。

出店場所	事業区分	補助対象 経費	補助率		補助 限度額
			通常枠	若年層枠 (※)	
中心商店街	新規創業	6ヶ月分の 店舗賃借料	2/3	3/4	月額10万円
	事業拡大	3ヶ月分の 店舗賃借料			
中心商店街を 除く商店街	新規創業	6ヶ月分の 店舗賃借料	2/3	3/4	月額8.5万円
	事業拡大	3ヶ月分の 店舗賃借料			
商店街を除く 中心市街地	新規創業	6ヶ月分の 店舗賃借料	1/2	2/3	月額5万円
	事業拡大	3ヶ月分の 店舗賃借料			

※ 認定申請日時点での年齢が満34歳以下の者

(チャレンジショップ事業)

チャレンジショップとは、1つの店舗を2～3の事業者でシェアしながら、本格的な開業の前に一定期間試験的な開業ができる施設である。市では、中心商店街にある京町商店街でチャレンジショップを展開し、その運営等に係る費用の一部を補助している。京町商店街のチャレンジショップでは、1店舗あたり約6坪のスペースを、12ヶ月の期間にわたり、月額12,500円で利用することができる。

各施策の利用実績は以下のとおりである。

(こうち空き店舗等情報発信事業)

令和6年度におけるウェブサイトの閲覧数は、目標値62,400ビューに対し、実績値60,244ビューであった。移住者のみの数は不明である。

また、令和6年度における歳出額はホームページ保守料とページ新設費用で37万円程度である。

(空き店舗活用創業支援事業)

令和6年度における利用実績は以下のとおりであった。

項目	利用件数	家賃補助額	仲介手数料 補助額
事業全体	15件	2,574千円	-
うち移住者実績	5件	632千円(3件)	460千円(5件)

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

上表の移住者実績5件のうち、3件は令和7年度に家賃補助を実施する予定となっている。

また、本事業の補助金交付事業者のうち、現時点における事業の継続率は以下のとおりとなっている。

対象年度	交付 事業者数	営業中 事業者数	事業継続率
事業開始以降の累計 (平成 26 年度～令和 6 年度)	130	83	64%
直近 5 年間 (令和 2 年度～令和 6 年度)	61	46	75%
直近 3 年間 (令和 4 年度～令和 6 年度)	29	27	93%

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

移住・定住支援施策として、移住者に対する支援と実績把握を開始したのは令和 5 年度以降である。令和 5 年度以降の移住者に対する交付事業者数は 7 事業者であり、当該 7 事業者は現時点において全て事業を継続している。

(チャレンジショップ事業)

令和 6 年度において、3 枠に対して、3 件の利用があった。利用者が移住者か否かについては、所管課において情報を有していない。

過去のチャレンジショップ利用者のうち、市が把握している限りにおいて、チャレンジショップ後に自店舗で事業を開業した者が 22 事業者、開業に至らなかった者が 21 事業者となっており、開業率は 51% である。開業後の事業の継続状況に関して市は把握していない。なお、本事業にかかる令和 6 年度の収支は以下のとおり。

【収入（①）】	
家賃収入	319,000 円
【支出（②）】	
賃金	2,316,000 円
共済費	360,988 円
使用料及び賃借料	4,200,000 円
役務費（回線使用料）	90,816 円
委託料（ネット広告費）	385,000 円
水道光熱費	353,865 円
【純支出額（①－②）】	▲7,387,669 円

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

【監査の結果及び意見】

移住者の中には、企業等への就職ではなく、移住を機に起業して自営業者として生計を立てていきたいと考える者が一定数存在する。特に、地方都市では、首都圏などの都市部と比較して店舗賃借料等の経費が少なく済む場合が多く、類似店舗数の観点から相対的に競争の激しさは高くない環境であるため、起業にチャレンジしやすい環境が整っていると見える。起業志望の移住者にとって、本3施策のような店舗等の開業を支援する制度の存在は、市への移住、起業・開業、そして定住を促す誘因となり得るものである。

（こうち空き店舗等情報発信事業）

ウェブサイト「こうち創業 village」上に空き店舗情報や出店者募集イベント情報をはじめ、起業を支援する制度の情報などが掲載されており、起業志望者に有用な情報が入手できるよう整えられている。また、市の移

住情報サイト「こうちらいふ」にリンクが公開されており、移住者向けにも発信されている。そのため、市で開業して生計を立てたいと望む移住者に対して有用な情報提供がされている。

(空き店舗活用創業支援事業)

令和6年度の利用実績15件のうち5件が移住者によるものである。移住者の利用実績の把握は令和5年度以降のみであるが、令和5年度以降の利用7事業者の全てが現時点で事業を継続しており、移住者の仕事に関する移住・定住支援施策としては一定の成果を上げているものと考えられる。全利用者の事業継続率も直近5年間で75%、直近3年間では93%となっており、店舗等の開業支援施策としては有効に機能しているといえる。また、令和6年度実績に基づく支援1件あたりの補助金額は、家賃補助と仲介手数料補助を合わせて約30万円程度となっているが、令和5年度以降で支援した移住者は全て高知市で事業を継続、すなわち高知市での移住生活を継続しており、空き店舗活用による地域経済活性化という制度本来の目的に加えて、移住・定住支援施策としての経済性、効率性も認められるものとする。

(チャレンジショップ事業)

3枠の店舗はすべて活用されているものの、所管課において利用者が移住者に該当するかの情報を有していない。また、移住者に限らず過去の全利用者のうち、チャレンジショップ後に自店舗での開業につながった割合は約半数にとどまっており、そもそもチャレンジショップが開業支援のための施策として有効に機能しているとは考えられない。また、歳出に対して移住者に限定できないため、移住支援施策としての経済性及び効率性は評価できない。

【意見】移住支援として位置付け

チャレンジショップ事業に関して、「移住」に特化させている項目はないため、移住支援としての位置づけに疑義があり、移住支援の該当性に関して見直しが望まれる。

チャレンジショップ事業を移住支援とする場合、起業・創業を希望している移住者に対して、魅力的な内容となるよう、移住利用者の利便性につながるような要件を追加する等、移住・定住促進課と所管課における検討が望まれる。

就農支援事業（移住支援）、新規就農者育成総合対策（定住支援）

（就農支援事業）

一定の要件を満たす新規就農者や農家子弟が農業生産に必要な能力を身につけるための研修を受ける場合及び経営開始時に、区分に応じた補助金を交付する国の事業である。就農に向けて補助金の認定を受けるためには、「産地提案書」に基づく就農希望者の受入れと計画に沿った一定期間の研修受講が必要となる。

（新規就農者育成総合対策）

一定の要件を満たす次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、経営開始時の資金の交付や機械導入費等への支援を行う国の事業である。条件に応じて、就農準備資金、経営開始資金、青年等就農資金が支給される。

各施策の利用実績は以下のとおり。

（就農支援事業）

令和6年度の利用実績は計3名であり、うち2名はUターン移住者であった。令和7年12月時点において、全員が農業を継続している。また、令和7年度の利用見込は計2名であり、うち1名がUターン移住者である。

(新規就農者育成総合対策)

直近5年間における新規就農者育成総合対策補助金の受給者数及び補助金額は以下のとおりである。なお、移住者の利用実績は不明である。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	32人	28人	21人	15人	11人
補助金額	35,332千円	25,706千円	28,142千円	19,104千円	20,388千円
1人あたり 補助金額	1,104千円	918千円	1,340千円	1,274千円	1,853千円

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

上表の令和6年度の受給者11人に関して、令和7年12月時点において、受給者の全員が農業を継続中となっている。

【監査の結果及び意見】

市は一次産業である農業が盛んな地域であるが、高齢化等により担い手不足の状況となっており、新たな担い手の育成が重要な課題となっている。そのため、国は新規就農者育成総合対策として、補助金の交付や無利子での融資など、若年層の就農を促す制度を設けている。

移住者の中には、いわゆる「田舎暮らし」を志向し、農業をはじめとした一次産業に従事することを希望する者が存在する。そのような移住者に対して、就農支援事業及び新規就農者育成総合対策事業によって、就農時に要する資金等を支援することで、移住者の新規就農と市への定着を促す効果が想定される。

両取組は、国の制度として若年層の新規就農を促すための農業振興施策であり、移住者にとっても市で新規就農を目指して研修、そして独立開業するにあたり利用可能な制度として整備されており、移住者の就労支援施策として一定の効果は認められる。

しかしながら、あくまで国の事業を基礎としたものであり、市独自の農業振興ではなく、特に移住者を対象とした要素があるわけではない。すなわち、同支援事業を実施する他の自治体との差別化ができていない。

移住就農を推進する観点からは、「独立就農しやすい土地」として、全国の中から高知市が選ばれる必要があるが、現状の就農支援事業の利用者にIターン移住者はいない。

移住就農を後押しする市独自の施策は特になく、直近年度にIターンでの移住就農者を獲得できていない現状を鑑みると、市の挙げている就農支援事業及び新規就農者育成総合対策事業による移住・定住支援は、他自治体と横並びの取組に過ぎず、有効に機能しているとは認め難い。

【意見】移住・定住支援として位置付け

各取組はいずれも「移住、移住者の定住」に特化させている項目はなく、他自治体との差別化もされていないため、移住・定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

市は一次産業が重要な産業であり、食に関しては観光にも深く関連している。また、移住者がワークライフバランスを考慮する上で、一次産業を選択するケースが一定想定されることから、独自施策とすることの必要性に関して、移住・定住促進課及び所管課において協議・検討が望まれる。

【他の自治体の事例】

大分県豊後高田市では、就農予定時の年齢が原則49歳以下で、市外から移住し、豊後高田市での新規就農を目指して市が認定する新規就農サポーターのもとで研修を受ける移住就農者に対して、研修期間中の家賃の半額を助成する新規就農者家賃助成事業、研修期間中の生活支援金として月額25,000円を交付する新規就農者促進事業を設けている。加えて、研修終了後に営農を開始する際に必要な種苗・肥料・農薬等を購入する初期費用と

して、20万円の助成金を交付の制度がある。いずれも市外からの移住就農者を対象とした独自の移住就農支援施策であり、移住就農者は国が実施する新規就農者育成総合対策による補助金に上乗せする形で市から経済的な支援を受けることが可能となっている。

また、大分県の制度として、県外から就農を希望して移住する就農予定時の年齢が50歳以上55歳未満の独立就農希望者に対し、最大で年100万円の給付金を交付する大分県中高年移住就農給付金がある。国の新規就農者育成総合対策による補助対象は49歳以下であるが、大分県では独自に54歳まで補助対象を拡大しており、国の制度による補助対象から漏れた50代前半の中高年就農希望者にとっては、「大分県であれば」補助を受けながら新規就農に向けた準備・研修を行うことができる体制になっている。

その他、埼玉県南埼玉郡宮代町では、行政主導で町を挙げて「宮代町農業担い手塾」という形で新規就農支援を行っているが、町外から宮代町内へ転入して実践研修に取り組む移住就農者に対し、研修中の生活の安定を図り、実践研修に専念するための生活費支援・家賃補助等を目的として、研修1年目に月額12.5万円の支援金を交付する宮代町農業担い手塾営農研修奨励金を設けている。

このように、国の新規就農者育成総合対策事業に加えて、移住就農者に独自の支援制度を設け、地方で農業を営み生計を立てたいと希望する者の移住就農を後押ししている自治体の事例が存在する。

「移住就農」を進める場合には、国の制度にプラスして、移住希望者が「高知市で」移住就農したい、「高知市なら」移住就農できるかもしれないと思えるような、市独自の支援施策を策定することが望まれる。

資格取得支援事業（定住支援）

本事業は、市が新規雇用者等に業務上必要な資格を取得させる中小企業に対し、当該資格取得に要する経費の一部を助成することで、資格未取得者の採用拡大、若手従業員の資格取得に伴う賃金上昇等の後押しを行い、若者の定着を図るものである。34歳以下、かつ、正規雇用者として採用後5年以内の労働者における国家資格又は技能検定等の受講・受験経費に対して3分の2まで助成している。事業は、令和6年11月より事業募集を開始しており、3名の資格取得に対して補助実績がある。補助金額は、3名分で計153,000円である。なお、移住者に該当するかは不明である。

【監査の結果及び意見】

本事業は、中小企業における若年労働者の定着を図る事業所向けの支援施策である。資格取得により従業員の社内での地位、仕事内容、給料などがより良いものになることで、移住者が会社に定着し、ひいては市への定住につながる可能性はある。

しかしながら、助成対象事業者は中小企業のみ、助成対象となる労働者は34歳以下を条件としていることから、支援の効果範囲は限定的である。市の設定しているターゲット層と一致しているため、一定の合理性はあるものの、「定住支援」の観点からは対象範囲を含め効果に疑義がある。

【意見】定住支援としての位置付け

本事業に関して「移住者の定住」に特化させている項目はないため、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

業界研究ガイダンス（定住支援）

本取組は、市内大学等の学生に対して、県内の複数の業界・業種の代表者による講義を実施することで、高知の企業の魅力を知ってもらう機会を創出し、市内・県内企業への就職を推進するものである。

令和6年11月に高知県内の6業界（金融業、保険業、旅館・ホテル業、製造業、建設業、情報通信業）の代表を招聘し、業界の概要等について講義を実施しており、参加者数は3日間合計で54人であった。

令和7年度においても、同じく6業界の代表による講義が予定されていたが、令和6年度の参加者数が想定より少なく、費用対効果が薄いと判断されたため、県内で就職する際の県・市の支援制度をまとめた動画を作成し、大学やオーテピア等の公共施設で配信する取組に変更されている。

令和6年度の開催コストは、運営委託費596,420円であった。

【監査の結果及び意見】

市では、15～24歳の若年世代が就職等により県外へ流出している状況にあり、若年世代の流出が課題となっている。また、高知市出身者に加えて、進学のため市に転入してきた高校生や大学生が市の企業等へ就職することを勧めることが、市の定住を促進する上で重要となる。

都市部と比較して、市内にいわゆる「大手有名企業」は少なく、相対的に学生が優良企業に関する情報を入手できる場は少ない。本事業は、学生に対する就職支援であると同時に、市内に定着する可能性を高めるという意味で有意義である。そのため、定住支援への関連性はあるといえる。

しかしながら、令和6年度の参加者は54名のみであり、市は参加者が少なく費用対効果が薄いと判断し、令和7年度からは事業内容自体を変更していることから、本取組の有効性は低いといえる。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、効果が薄いことから開催中止となっているため、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

とさっ子タウン（定住支援）

本取組は、小学校4年生から中学校3年生までの子供達が仮想のまちの「市民」となり、仕事や消費、まち運営など、現実の社会そっくりの活動をするイベントである。仕事は、市役所や税務署、銀行、その他50種類近くあり、それらの仕事を専門家から教わりながら体験する。運営はすべて子供達だけで行われ、子供達に社会の仕組みを知ってもらい、生まれ育った地域に対する誇りを持てるようなきっかけを作ることを目標とされている。運営は様々な分野で市民活動を行っているメンバーをはじめ、高知県内の大学生・高校生等、約60名で実施されている。

令和6年度の参加者は492人、実行委員は59人となっている。平成21年度から令和6年度までの累計参加者は、延べ3,856人となっている。なお、移住者の利用実績については把握されておらず、不明である。

【監査の結果及び意見】

本取組は、市内の小学生・中学生が職業体験を通して、市の魅力を体験する場として機能しており、子供達に「高知市で働く」ことに対する魅力を感じてもらえるという点で、「定住」への有意義な取組であるといえる。

また、実行委員には学生が多く参加しており、イベントに参加する子供達だけではなく、企画・運営する学生にとっても、「高知市で働く」ことに対する魅力を認識すると同時に、高知市で働く社会人と交流することを通じて、高知市で就職し、定着する誘因をもたらさうるものである。

参加者数の規模はそれなりにあり、参加者アンケートにおいて、参加した子供達・保護者ともに好意的な声が多くあげられている。しかしながら、参加者のうち、移住者が何名含まれているかは把握されていない。また、取組自体は有意義であるものの、これをもって「移住者」が市に定住する誘因になるとは考えにくく、定住支援の観点から有効性に疑義がある。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

街路市への出店（定住支援）

本取組は、農産物生産者等が一定の要件を満たす場合に、高知市で開催される街路市（日曜日・火曜日・木曜日・金曜日）に出店することができるものである。街路市は市の観光資源としても広く認知されている。

出店条件には、生産農家、漁業者、手作り食品製造者又は手作り工芸等製造者であること、他に固有の店舗を有しないこと等がある。

令和6年度の出店実績は、最も大きい街路市である「日曜日」で延べ11,196店となっている。

【監査の結果及び意見】

市において、街路市、特に「日曜日」は有名な独自の観光資源として取り扱われている。移住後に、生産農家、漁業者、手作り食品製造者又は手作り工芸等製造者として事業を営む移住者にとって、当該街路市への出店により販売の機会が設けられていることで事業の継続可能性が高くなる等の効果はあるといえる。事業がうまくいくことによって、生活が安定し、市への定住につながる可能性もある。しかしながら、移住者の中でも対象者はかなり限定されており、施策の有効性や効率性には疑問が残る。

また、定住支援として掲げているが、移住者の出店実績を把握しておらず、移住者の参加を促す特段の工夫も施されていない。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

定住支援の取組とする場合、移住者が街路市に出店し、市で生計を立てていくための一助として利用しやすくすることが考えられる。特に「日曜日」は、市民のみならず県外観光客が多く立ち寄ることから、移住者が積極的に出店していることが認知されることは、交流人口及び関係人口に重要な影響を与える可能性がある。現状、県内他市町村からの出店受け入れ等を柔軟にしていることから、実現可能性はあると考えられる。移住・定住促進課と所管課において、「移住者」又は「移住から一定期間の定住者」の利用を促進する条件の設定等に関して、協議・検討が望まれる。

(2) 「住まい」に関する移住・定住支援の取組

「住まい」に関する市の取組は、以下のとおり。

区分	移住支援の取組	定住支援の取組
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震化推進事業 ①耐震診断士派遣 ②改修設計・改修助成 ・中山間地域活性化住宅の整備 ・空き家情報バンク制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置に関する補助 ・家具転倒防止対策に関する補助 ・水洗便所改造資金に関する助成 ・デマンド型乗合タクシーの利用促進 ・こうちこどもファンド

a. 高知市における「住居探し」について

高知市は人口約 31 万人の地方都市であり、市街地にはアパートやマンションが数多く存在する。また、不動産仲介業者も多く、住居は比較的に見つけやすい環境にある。

市では、移住・定住に関する情報を網羅的に掲載したウェブサイト「こうちらいふ」に、「公益社団法人高知県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会高知県本部」のリンク先を掲載しており、「まずは、不動産団体サイトから、個別の不動産情報を検索ください」という形で、移住者自身による「住居探し」を促している。同サイトには、高知市内で約 200 件の賃貸物件情報が掲載されており、移住者は希望する物件を見つけやすい形となっている。

一方、中山間地域においては大きく事情が異なる。賃貸・購入が可能な物件数自体が少ないことに加え、民間事業者が取り扱う物件が少なく、空

き物件があっても情報がほとんど表に出てこないため、移住者が賃貸・購入物件を見つけることは困難となっている。そこで、行政による移住者の「住居探し」のサポートが必要となる。

b. 中山間地域における「住居探し」の支援について

市の中山間地域においては、過疎化・高齢化の進行が著しく、空き家数・空き家率が非常に高くなっている。「第二期空家等対策計画」によると、令和2年度に高知市全域で実施した空き家の実態調査の結果、中山間地域の「鏡地域」及び「土佐山地域」の空き家率は10%以上、「御豊瀬地域」及び「浦戸地域」の空き家率が20%以上と高くなっている。

【地域別の建物数・空き家数・空き家率・高齢化率】

地域	建物数	空き家数	空き家率	高齢化率
旧高知市（計）	108,445	6,048	5.6%	29.3%
うち 御豊瀬	286	73	25.5%	63.3%
うち 浦戸	573	115	20.1%	51.7%
鏡	665	89	13.4%	44.9%
土佐山	547	87	15.9%	38.8%
春野	6,474	456	7.0%	36.8%
合計	116,131	6,680	5.8%	29.8%

「第二期空家等対策計画」より抜粋

市では空き家問題の解決と、移住者の中山間地域における「住居探し」を支援するため、「高知市中山間地域空き家情報バンク」（以下、「空き家バンク」）を開設し、中山間地域における空き家情報を発信している。

高知市中山間地域空き家情報バンク（移住支援）

市は、中山間地域にあたる「鏡地域振興課管内」及び「土佐山地域振興課管内」の空き家物件に関する情報を、「空き家バンク」にて提供している。なお、市街地については「民間の不動産業者による空き家の流通が一定行われており、中山間地域以外で取り組む必要性は低い」との考えから、「空き家バンク」の対象から除外している。

「御豊瀬地域」及び「浦戸地域」は空き家率が20%を超えており、市内で最も空き家率が高い地域となっているが、これらの地域については市街地と同様、民間の不動産業者による空き家の流通が行われていることから、「空き家バンク」の対象には含めていない。

移住者が「空き家バンク」に掲載されている空き家への入居を希望する場合、まず「鏡地域振興課管内にある物件」については鏡地域振興課に、「土佐山地域振興課管内にある物件」については土佐山地域振興課に連絡をする。その後、各振興課の担当者から物件の所有者に連絡を行い、入居希望者の基本情報を提供した上で、交渉の意思を確認する。物件の所有者に交渉の意思がある場合は、各振興課の担当者が交渉の場を設定するという流れで手続きが行われる。交渉や契約手続き等に関しては、物件の所有者と入居希望者が相対で直接行い、市は関与しない。

移住情報サイト「こうちらいふ」などを通じて「空き家バンク」の紹介・情報発信を行っており、直近3年間で「空き家バンク」に登録された物件の軒数は2軒、成約に至った軒数は2軒であった。

【直近3年間で「空き家バンク」に登録された物件の内訳】

No.	地域	登録年月	入居成約年月	入居者
1	土佐山地域	令和4年10月	令和5年3月	移住者ではない
2	鏡地域	令和6年5月	令和6年12月	移住者ではない

令和7年11月時点において、「空き家バンク」に登録されている物件は、いずれの地域においても0軒であった。

「空き家バンク」の運営は市職員によって行われており、ホームページ管理・事務処理等の運営コストは直近3年間でゼロとなっている。

【土佐山地域における「空き家調査」の結果と課題への取組】

市は、令和2年度の全域調査の後、令和4年度に集落支援員を雇用し、「土佐山地域振興課管内」の空き家調査を実施している。調査は、土佐山地域における第一次産業の担い手確保のため、働く場と住居をセットで情報提供する必要性から、土佐山地域振興課が主体となって実施されている。

土佐山地域振興課による令和4年度の調査結果は下表のとおり。

71軒 調査総数	39軒 住居として 利用可能な物件	19軒 交渉対象物件	1軒 賃貸可能物件
			8軒 所有者の意向により賃貸困難
		20軒 内観老朽化等で 居住困難と判断	10軒 連絡先不明等で未確認
	32軒 外観老朽化等により住居として 利用不可能		

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

「土佐山地域振興課管内」で空き家は 71 軒あり、うち居住可能と判断された物件は 19 軒、最終的に所有者の意向等を確認した結果、「空き家バンク」登録につながった物件は 1 軒のみであった。

調査時に、居住可能と判断された空き家物件のうち 8 軒については、「帰省時に利用している」、「過去の問題により貸出を控えている」、「居住に適した状態ではない」といった所有者側の理由から「空き家バンク」への登録を拒否されている。また、10 軒については、連絡先が分からないなどの理由で、所有者と連絡を取ることができていない。

「土佐山地域振興課管内」における空き家対策に関しては、「特定非営利活動法人 土佐山アカデミー」及び「一般財団法人 夢産地とさやま開発公社」をはじめとする地域団体及び地域住民と行政が積極的に情報共有を行い、連携体制のもとで解決に向けた取組を推進している。

【鏡地域における「空き家調査」と課題への取組】

「鏡地域振興課管内」においては、令和 5 年度に地域中心部の一部について担当職員による地域住民等への聞き取りを行っているが、「空き家バンク」の登録候補物件は無かった。鏡地域では、令和 2 年度の市全域調査後、地域全体を対象とした空き家の調査は実施していない。

また、鏡地域では、「空き家バンク」への登録や空き家の利活用を促進するための取組は特段実施されていない。

【監査の結果及び意見】

市の中山間地域における「空き家バンク」の登録・成約件数は、直近 3 年間で 2 軒のみとなっており、当該 2 軒についても利用者は移住者ではなく高知県内の在住者であった。すなわち、令和 4 年度以降、移住者が「空き家バンク」を通じて住居を見つけ移住した実績は無く、「空き家バンク」が市の中山間地域への移住を希望する移住者の「住居探し」に有効に活用

されているとはいえない結果といえる。登録された2軒の物件については成約に至っているが、本監査における移住者に対するヒアリングの中で、「本来であれば中山間地域での居住を希望しているが、物件が見つからないため、やむを得ず市街地に居住している」という回答があった。すなわち、「空き家バンク」が中山間地域への移住を希望する移住者の「住居探し」のニーズに十分応えられているとは言い難く、移住・定住支援施策としての有効性は認められない。

空き家については、令和4年度に土佐山地域で実施した調査の結果、少なくとも19軒の空き家が利用可能な状態にあったが、そのうち「空き家バンク」への登録を通じて利活用された物件は1軒のみであった。残りの18軒は、本来であれば「空き家バンク」等を通じて利活用されるべき居住可能な物件であるが、これが空き家のまま放置されることで、中山間地域への移住定住を志す移住希望者の機会を逸失しているだけでなく、地域住民の生活環境の悪化など、地域にとって大きなマイナスの影響をもたらしてしまっていることになる。土佐山地域では、地域団体及び地域住民と行政が積極的に情報共有を行い、連携体制のもとで解決に向けた取組を推進しているとのことであるが、令和7年12月末時点においても「空き家バンク」への登録は0軒であり、成果にはつながっていない。鏡地域に至っては、空き家の調査や空き家の利活用に向けた取組自体が実施されていない。

また、「空き家バンク」の運営にはコストがかかっていないとされているが、市職員の人件費は生じており、その結果が、中山間地域への移住を希望する者の「住居探し」に関するニーズに応えられていない点は、移住・定住においてコストに対して有効に機能していないといえる。今後は、中山間地域における移住者の「住居探し」と空き家問題の解決に向けて、「空き家バンク」をいかに有効活用していくかの検討が求められる。

「空き家バンク」は対象地域の地域振興課が運営しており、移住・定住促進課としては移住希望者に「空き家バンク」を紹介・情報提供するにとどまっているが、中山間地域における移住希望者の「住居探し」がネックとなっている以上、空き家対策と移住・定住施策を一体不可分のものとして、移住・定住促進課と所管課がより深く連携することが必要である。

【他自治体における空き家バンク活用の事例】

空き家バンクは全国の自治体で広く利用されているが、制度が有効に活用されているか否かは自治体によって大きく異なる。空き家バンクが有効に活用され、移住者等の「住居探し」に寄与している自治体の事例に関して、紹介する。

1. 茨城県桜川市：「庁内連携による空き家バンクの登録促進」（国土交通省「地方公共団体における空き家対策の実例集」（令和6年3月）より）

桜川市は、茨城県の中西部に位置する人口約3万5千人の地方自治体である。筑波山地や鶏足山塊の山々に囲まれた同市の総面積は180.06㎢で、みかげ石を利用した石材業や、豊かな水資源を活かした農業が盛んな農村地域となっている。

桜川市では、平成29年に空き家バンクの運用を開始したが、空き家の所有者に対する効果的な周知ができず、登録件数が伸び悩んでいた。そこで市は、令和4年に歴史的建造物（蔵や古民家等）を活用した移住定住促進の実績を有している栃木県栃木市を視察し、栃木市の空き家バンク登録に係る問合せが急増している要因の一つとして、固定資産税の納税通知書に空き家の適正管理、利活用を促すチラシを同封することで、特に市外在住の所有者に対して効果的なアプローチが可能であることを把握する。納税通知書にチラシを同封することは、比較的低コストで、すぐに着手できる取組であると考え、納税通知書の発出を所管する税務課と連携し、令和5

年から納税通知書に空き家バンクの周知等を目的としたチラシを同封することを開始した。チラシは都市整備課（空き家対策室）が作成・印刷し、納税通知書を配布する封筒への封入までを担当、税務課がチラシ等を封入した封筒の郵送を行っている。なお、当該取組に関し、既存事業の予算にて費用を確保し、追加の費用は発生していない。

取組の結果、桜川市の空き家バンク登録申込件数は、空き家バンク開設（平成29年）から取組開始前（令和4年）までの5年間の累積で相談件数が9件、登録件数が6件のみであったのに対し、令和5年は4月から9月までの6ヶ月間で相談件数15件、登録件数6件と急激に増加した。令和7年11月時点においても、登録件数11件、うち3件は成約済み、1件は交渉中となっていることが桜川市ホームページにて確認でき、引き続き同市の空き家バンクが有効に活用されていることが伺える。周辺の自治体からは、空き家バンクへの登録申込件数の急増に係る取組に関して問合せが寄せられるなど、注目が高まっている状況にある。

取組開始後は、空き家バンクに登録できる物件数以上に、利用希望に関する相談が寄せられるなど、移住等を念頭に空き家を活用したいと希望する者のニーズに対応できるだけの空き家の確保が課題となっている。そこで、桜川市では、更なる空き家対策の推進のため、「桜川市空家対策協議会」に参画する関係団体（茨城司法書士会・茨城県宅地建物取扱業協会・茨城県建築士会等）と連携して空き家の流通促進などに取り組み、空き家が管理不全な状態となることを未然に防止するとともに、管理不全な空き家の状態を改善することにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的に、令和5年に「空家等対策の推進に関する協定」を締結した。これにより、空き家所有者や管理者等からの様々な相談内容に応じて、桜川市都市整備課（空き家対策室）が相談窓口となり、各協定締結団体の紹介が可能となっている。

また、桜川市では、空き家の所有者や管理者等に対し適切な助言や指導を行えるよう、市内にある空き家の情報を的確に把握することを目的に、令和5年度以降、令和9年度までに市内全域において、空き家の実態調査を実施する計画となっている。

2. 高知県梶原町：「自治体主体による空き家の利活用の取組」（国土交通省「第2回 移住・二地域居住等促進専門委員会 論点整理（案）に関する参考事例集」より）

梶原町は、高知県の中西部に位置する人口約3千人の地方自治体である。四万十川の源流域がある四国カルストに囲まれた町で、町の面積の約91%が森林に覆われている。

梶原町では、空き家に関する実態把握と利活用の促進のための施策として、「移住定住コーディネーター」の配置と空き家の定期借家による支援を行っている。「移住定住コーディネーター」は、近年の移住希望者の増加に専門的に対応するため、平成26年度から設置されているが、移住希望者の住宅の確保が課題となり、併せて町内で増加傾向にある空き家の実態把握が急務となったことから、「移住定住コーディネーター」が随時町内の空き家の調査を行い、町内の空き家の実態把握に努めている。また、「移住定住コーディネーター」は、町民等からの空き家の相談への対応をはじめ、空き家に関するあらゆる問題の総合的な窓口として機能している。

加えて、梶原町は、空き家を移住者等に公的賃貸住宅として供給し、居住支援を行うため、町が空き家を改修し、一定期間借り上げることで、空き家の所有者の適正な維持管理を支援している。具体的には、「移住定住コーディネーター」による調査や所有者からの相談等により認識した空き家について、建築士等の専門家による確認と所有者から改修・賃借の承諾を得たうえで、所有者と町が約10年間の空き家賃借契約を締結する。その後、改修工事を経て、町が移住希望者に賃貸借（サブリース）するが、空

き家賃借契約期間の満了時には物件は所有者に返還されるという流れである。この制度により、町が空き家を改修し、公的住宅として管理することとなるため、所有者にとっては負担なしで空き家のリフォーム・耐震化・水洗化・維持管理に要する費用の削減などのメリットを受けることができる。加えて、空き家として町が借り上げる期間中は、その家屋に係る固定資産税が減免されるため、所有者にとっては非常に大きなメリットがあるといえる。

結果、梶原町では、中山間地域に位置する人口3千人規模の自治体にもかかわらず、平成25年から令和5年までに約240人の移住者を受け入れている。

【監査の結果及び意見】

移住支援の観点から、「空き家バンク」を中山間地域への移住希望者の「住居探し」のために有効に活用できる体制の構築、維持が望まれるが、そのための課題と解決策について、他自治体の事例を参考に検討する。

1. 地域における定期的・継続的な空き家の実態把握

まずは、地域における「空き家の実態」を適時に把握することが求められる。市では、令和4年度に土佐山地域において空き家の実態調査を行っているが、同じく空き家バンクの対象地域である鏡地域に関しては令和2年度の市全域調査後に調査が行われた実績が無い。この点、高知県梶原町では専任の「移住定住コーディネーター」が町内の空き家に関して随時継続的に調査を行っているが、市においても同様の取組ができないであろうか。梶原町の他にも同様の取組を行っている自治体は多く、例えば、福島県昭和村では、空き家の利活用に注力するため、村の各地区で自発的に移住者サポート等を行っていた地元住民を「空き家コンシェルジュ」として任命し、村と密に連携を取りながら、地区での空き家情報の吸い上げや移

住者と地域住民・空き家所有者の橋渡しを行っていることが、内閣府 地方創生推進室「令和4年度 移住・定住施策 優良事例集（第3弾）」において紹介されている。梶原町や昭和村と高知市では自治体の規模が大きく異なるが、中山間地域である土佐山地域や鏡地域に限れば、物件数は500～600件ほどであるため、梶原町や昭和村のように定期的・継続的に調査を実施することは決して難しいことではない。市にも、その地域の情報に詳しく、地域とのつながりが深い「地域移住サポーター」が配置されており、彼らにその役割を委ねることも検討の余地があると考えられる。特に、過疎化・高齢化の進行が著しい中山間地域では、常時継続的に空き家が発生する可能性が高いため、その地域の事情に詳しい人員による定期的・継続的な調査の実施と実態把握のための取組が求められる。

2. 地域とつながりが深い人員による日常的な説得・交渉

空き家調査の結果、利用可能かつ所有者が判明している物件については、空き家バンクの登録に向けて所有者と交渉を行うが、その役割についても地域とのつながりが深い「地域移住サポーター」などが担うことが望ましい。空き家を貸し出すことに対するネガティブな感情から登録が進まないケースでは、その地域に居住し、地域とのつながりが深い人員が日常的に粘り強く説得・交渉することで、物件の所有者も登録を承諾する可能性が高くなると思われる。

3. 空き家のサブリースの活用又は補助金等による経済的支援

「空き家バンク」では、原則として空き家の所有者と賃借希望者との相対での交渉・契約・管理が基本となっているが、その点を憂慮し登録に消極的になっている所有者も多いと思われる。そこで参考になるのが、梶原町の空き家のサブリース事業である。市が空き家を一定期間にわたって借り上げ、改修を行ったうえで希望者に貸し出すという仕組みで、空き家の

所有者にとっては維持管理に係る手間や費用が削減できるうえに、間に市が入ることによって入居者との直接的なトラブルを回避することができる。さらに、負担なしで空き家が改修され住宅としての価値が上がるなど、所有者にとって、メリットが非常に大きい。サブリース事業を導入することで、相対での交渉・契約・管理の煩わしさなどが原因となり「空き家バンク」への登録を躊躇している所有者の登録が一気に促進される可能性がある。

これに近い制度として、「マイホーム借上げ制度」があり、市でも制度の利用を推進している。「マイホーム借上げ制度」は、年齢や家族構成の変化により住み替えを考えている中高年世帯や相続・生前贈与により取得した家を所有しているなどの条件を満たす者が利用でき、空き家となる物件を「一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）」が借上げる制度である。物件が賃貸可能な状態にある限り、契約中は空室時でも所有者に賃料が支払われる、入居者とのトラブルの際は所有者に代わって JTI が対応してくれる、万一の際の保証として国の基金が設定されているなど、物件の所有者にとってメリットが大きい制度となっている。一方で、制度を利用するに当たって手数料・建物診断費用などの初期費用がかかり、かつ建物診断で補強や改修が必要と判断された場合は所有者が補修・改修費用を負担する必要がある。また、固定資産税や建物の修繕費用、設備の修理費用などは、引き続き所有者の負担となるなど、制度を使用するにも一定のコストがかかることもあり、高知市においてはあまり利用が進んでいない状況にあり、令和4年度「第二期空家等対策計画」の策定時点で登録件数1件、入居申込数0件である。

この点、梶原町が実施しているサブリース事業は、空き家の改修費用や維持管理費用などの負担も免除され、所有者にとっては「マイホーム借上げ制度」より使いやすく、空き家の利活用が促進される可能性がある。

また、サブリースまでは実施しないとしても、現状、市では「空き家バンク」の登録者や利用者に対して補助金等を交付していないため、例えば、登録者に対して空き家のリフォーム費用や家財処分費用の補助金を交付するなどの経済的支援を実施することで、「空き家バンク」への登録が促進される可能性があると考えます。

4. 固定資産税納税通知書への案内の同封

そもそも空き家の所有者が不明であるというケースに対して、先述の「地域移住サポーター」が、地域とのつながりや情報網を活かして継続的に調査を実施することに加え、茨城県桜川市をはじめとした多くの自治体で実施されているように、固定資産税の納税通知書に案内のチラシ等を同封することが有効であると考えます。令和4年度の土佐山地域の調査で所有者と連絡が取れなかった10軒についても、空き家の管理や処分に困っている所有者が含まれているのではないかとと思われる。固定資産税の納税通知書は年に1度、物件の所有者に必ず送付されるものであるから、その機会に「空き家バンク」の存在を周知することで、登録が増加する可能性がある。桜川市の事例においても、既存の予算の範囲内で、追加費用をかけることなく実施できたということで、行政にとっても比較的負担が少なく実施できる施策であることから、市においても検討が望まれる。

5. 「空き家対策」と「移住・定住支援施策」一体としての取組

市における「空き家バンク」は農林水産部の土佐山地域振興課及び鏡地域振興課が窓口となっているが、過疎地域における空き家問題を解決する手段であると同時に、移住希望者に住居を供給し、移住・定住を促すという側面もあることから、中山間地域の空き家問題に関しては、移住・定住施策と不可分のものとして、移住・定住促進課が主体的により深く関与すべきではないかと考える。この点、現状では、移住・定住促進課は中山間

地域への移住希望者に対して「空き家バンク」を紹介・情報提供する役割にとどまっており、その運営に十分関与出来ているとは言い難い状況となっている。

例えば、事例で挙げた栲原町において、空き家の調査や対策・対応を主として行っているのは「移住定住コーディネーター」である。また、福井県池田町では、移住施策と空き家対策を一体のものと考え、移住と空き家の総合窓口「いけだ暮 LASSEL（いけだくらっせる）」を開設し、空き家問題の解消と移住者の住居確保の問題にワンストップで対応している。空き家の活用方法は様々であるが、空き家を活用して移住者を受け入れる形は、空き家問題と人口減少の問題を同時に解決する最適解であると思われる。従い、空き家対策と移住・定住施策を一体不可分のものとして、移住・定住促進課が主体となり、より深く施策に関与していくことが望まれる。

6. KPI 設定による施策の評価・改善

先述の福島県昭和村や福井県池田町など、多くの自治体では「空き家バンク登録率」や「空き家数」などを KPI として設定し、施策の評価と継続的な改善を行っている。市においても、「空き家バンク」への登録が進まない現状を鑑み、「空き家バンク」への登録数・登録率・成約数などの指標を KPI として設定、効果の検証と評価・改善のプロセスを継続的に実施し、空き家問題の解消と移住・定住者数の増加に向けて、取組を強化することが求められる。

【意見】移住支援としての有効性

現状、「空き家バンク」の登録・成約の実績が乏しく、移住支援の取組として有効に活用されているとはいえない。「空き家バンク」に登録されない「空き家」が増え、その解消のための移住者への紹介もできないという状況が続いた場合、住めなくなった「空き家」がただ増えていくだけと

なってしまう。移住制度だけの問題ではない重要な地域課題として、今後は、「空き家バンク」が移住・定住の支援となるよう登録を増やし、中山間地域への移住希望者の「住居探し」に寄与することが望まれる。

【意見】 「空き家バンク」の対象地域の拡大

民間事業者による流通が盛んであっても、「空き家バンク」の対象から除外する必然性は乏しい。中心部の市街地は別としても、御豊瀬地域・浦戸地域をはじめとした高齢化率・空き家率の高い地域については「空き家バンク」の対象地域に含め、移住希望者の「住居探し」の窓口を広げることにに関して検討されることが望ましい。

【意見】 地域における定期的・継続的な空き家の実態把握

中山間地域、特に調査が実施されていない鏡地域において、定期的・継続的に空き家の実態調査・把握を行い、積極的に「空き家バンク」への登録につなげるための取組の実施が望まれる。

【意見】 「空き家バンク」への登録を促す仕組み・制度の構築

空き家のサブリース事業「空き家バンク」登録者に対する補助金交付などの経済的支援、固定資産税納税通知書への案内の同封など、空き家の所有者による「空き家バンク」への登録を促すような仕組み・制度の構築が望まれる。

【意見】 移住・定住促進課による「空き家バンク」所管課との連携強化

空き家対策と移住・定住支援施策を一体不可分のものとして、移住・定住促進課と「空き家バンク」の所管課が運営等の空き家対策に対して深く連携できる体制の構築が望まれる。

【意見】 KPI 設定による施策の評価・改善

「空き家バンク」への登録数・登録率・成約数などの適切な指標を KPI として設定することによって、状況の把握、移住支援の効果測定と評価、結果に基づいた改善が可能になる。KPI を設定・運用し、空き家問題の解消と移住・定住者数の増加に向けて、取組を強化することが望ましい。

c. その他の「住まい」に関する移住・定住支援施策

住宅耐震化推進事業（移住支援）

（高知市木造住宅耐震診断士派遣事業）

耐震診断とは、既存の建築物の構造強度を調べ、今後起こりうる地震に対する耐震性を計算し、建物が受ける被害を数値的に把握することをいう。

市は、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進・支援するため、耐震診断士を派遣する事業を行っている。実施は無料となっている。

（高知市住宅耐震改修費等補助金交付事業）

本事業は、南海トラフ地震によって大きな被害が想定されるため、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的に、耐震改修工事を行う者に対して、耐震改修計画作成と耐震改修工事の費用の一部を助成し、市民の耐震対策を支援している。

各取組の利用実績は以下のとおり。ただし、移住者の利用実績は不明。

【高知市木造住宅耐震診断士派遣事業の利用実績】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（件）	196	202	443
決算額（千円）	6,933	7,235	15,535

【高知市住宅耐震改修費等補助金交付事業の利用実績】

設計補助	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（件）	303	234	387
決算額（千円）	62,930	47,970	79,738

改修補助	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（件）	303	234	387
決算額（千円）	329,973	255,237	450,420

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

【監査の結果及び意見】

南海トラフ地震による被害が想定される市において、住宅耐震化を推進し、被害を少しでも軽減する取組は移住支援の観点から非常に重要である。本監査の過程で実施した移住者アンケートの結果において、市に住み続けるにあたり不安に感じていることとして「地震による災害」を挙げている者が複数存在した。日本全国、地震のリスクがまったく無い土地は存在しないが、特に「南海トラフ地震」として大きな被害が出ると長年注目されているリスクの範囲に位置する市は、それが理由で移住先の候補から外れる可能性があり、そのリスクや不安への対処として必要といえる。そのため、無料での住宅耐震診断の実施や住宅耐震改修費等の補助事業は、市民の地震への不安を軽減し、生活満足度を上げる有効な施策である。

対象は旧耐震基準下で建築された住宅であり、設計・改修の補助実績は、平成15年の事業開始以降5,000件超、直近の令和6年度でも年間400件近い利用がある。制度としては、市民に有効に活用されていることが見受けられる。

一方で、移住者にとって有効な施策であるか否かについては疑問が残る。移住者に限定した利用実績が存在しないため、客観的に検証することは難

しい。もちろん、移住と同時に比較的安価で取得できる旧耐震基準下の中古物件を購入して居住する移住者に対しては、耐震化の補助事業は移住の後押しになるといえる。しかしながら、移住者は、一般的には移住と同時に物件を購入するのではなく、まず賃貸借物件を探して借家で居住することが多いと想定され、その利用場面は限定的である。また、移住当初は借家に居住していた移住者が、移住後1、2年のうちに定住に向けて物件を購入することは十分に考えられるが、当該事業の対象が旧耐震基準下の中古物件に限定されるため、やはり利用場面は限られている。

【意見】 移住支援としての位置付け

本事業に関して「移住」に特化させている項目はなく、移住者の利用場面として限定的であることから、移住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

中山間地域活性化住宅の整備（移住施策）

地域活性化住宅とは、中山間地域の活性化を目的として、子育てをしながら地域で生活するための住宅であり、入居者は移住者に限らず、地元住民も対象となる。運営は高知市営住宅条例に基づいており、使用料の納付などの基本的なルールに加え、中山間地域における住民同士の助け合いを大切にするため、地域の一員として地域の行事や活動等の参加に努めることが入居資格条件となっている。

地域活性化住宅は、土佐山地域に4団地16戸整備されており、高川地区に新たに5戸を整備予定となっている。高川地区の入居希望者は、申請書類等を提出し、その後に抽選会が実施され、当選者のうち入居の意思があり、入居資格審査に合格した者が入居できる。

利用実績は、令和7年10月時点において、全16戸のうち15戸が入居中となっており、移住者世帯が何戸含まれているかは不明である。

【監査の結果及び意見】

先述のとおり、中山間地域において、「空き家バンク」への登録・活用は進んでおらず、移住者が入居できる住宅が不足している。そのため、市が整備した市営住宅は、中山間地域に居住できる貴重な物件といえる。

しかしながら、地域活性化住宅は、移住者のみを対象としたものではなく、地元住民も対象となっており、対象範囲が広い。地域活動への参加や子育て世帯であることなどの条件はあるものの、安価な賃料で整備された新規物件に住むことができるため、人気は高いと思われる。

中山間地域の自然豊かな環境で子育てがしたいと考える移住者世帯にとっては魅力的な物件であるが、既に大部分の物件が入居者で埋まっており、運良く空き物件が出たタイミングでしか入居することができない。加えて、募集が出て、かつ、抽選会に当選しなければ入居することはできない。移住者にとっては、タイミングと運に左右されることから、現実的に利用可能性が高いといえない。そのため、移住支援の取組としての有効性・効率性には疑問が残る。

【意見】移住者が利用しやすい制度への見直し検討

中山間地域における住宅整備との観点から「移住」への関連性は高い。一方で、移住者にとって、手続き面におけるハードルが高く、現実的に利用可能性が高い制度とはいえない。移住支援とする場合、移住者の利用実績を把握した上で、利用者からの利便性等に関する情報を収集し、適宜見直しできる体制を構築することが望まれる。

また、移住支援として課題のある地域活性化住宅であるが、例えば、地域活性化住宅の一環として、「移住者向け住宅」を整備することについて検討の余地がある。

地域活性化住宅は、地元住民も対象となっており、どちらかというところ移住者より地元住民の方が使いやすい制度となっているが、入居対象を「県外からの移住者」に限定した住宅が地域に何戸かあっても良いように思われる。「移住者向け住宅」として、地域の行事・活動等への参加に努めるなどの条件はそのままに、子育て世帯に限定することなく、入居年数に一定の制限を付したうえで、子供がいない若年世帯まで対象を広げる等の条件緩和を設け、また、募集方法を抽選ではなく、空きがある限り随時先着順で受け付ける形だと移住希望者にとって利用しやすくなるを考える。

さらに、移住者の定住を支援するという意味では、一定期間居住後に土地・建物を無償で譲渡するという制度を採用している自治体も多い。例えば、内閣府 地方創生推進室「令和4年度 移住・定住施策 優良事例集（第2弾）」において、宮城県七ヶ宿町では、移住者が新築の戸建て物件に入居でき、20年間住むと土地と建物が無償で譲渡されるという「地域担い手づくり支援住宅」を毎年2棟建設していることが紹介されている。本監査で実施した移住者に対するアンケートでも、そのような制度を望む意見がみられたが、移住者へのアピールという点を含めて、検討の余地がある。新築物件の建設コスト面を考慮した場合、先述の空き家のサブリースや、空き家を市が買い取って改修し「移住者向け住宅」として整備することも選択肢として考えられる。

特に中山間地域では、移住者が入居できる物件が不足しており、移住希望者の機会を逸失している状況にあることから、移住・定住支援施策としては、現状の地域活性化住宅に加えて、「移住者向け住宅」の整備も検討したいところである。

【意見】 「移住者向け住宅」整備の検討

地域活性化住宅の移住支援として、「移住者向け住宅」を整備することについて、所管課と移住・定住促進課における協議・検討が望まれる。

浄化槽設置に関する補助、水洗便所改造資金に関する助成（定住支援）

（高知市浄化槽設置費補助金）

下水道計画区域外で、くみ取り便槽若しくは単独処理浄化槽を使用中の一般住宅に居住している者が、合併処理浄化槽に転換する場合に、設置費用等に対して補助金を交付する制度である。

令和6年度の高知市浄化槽設置費補助金の利用実績

- ・ 総件数：27件
- ・ 補助金額合計：13,120,000円

（高知市水洗便所改造資金助成制度）

くみ取り式又は浄化槽を使用した便所を水洗便所に改造する際に要する費用を助成する制度である。助成は工事費の65%までとなっている。

令和6年度の高知市水洗便所改造資金助成制度

- ・ 総件数：29件
- ・ 助成金額合計：7,134,000円

【監査の結果及び意見】

本取組により、家屋の下水処理設備が高度化され、住民生活の品質が向上し、生活満足度が上がる。結果として、市への定着率の向上に寄与することに疑義はない。しかしながら、移住者の利用実績は把握されていない。

移住に当たって、くみ取り便槽又は単独処理浄化槽が設置された古い家屋を購入する移住者が含まれる可能性はあるが、利用者の大部分は古くから市に居住している地元住民であると推察される。特に、水洗便所改造資金助成制度に関しては、助成対象者の要件に「市町村民税の非課税世帯」という要件が含まれており、さらに対象が限定されることとなる。そのため、定住支援としての有効性・効率性の観点から疑義が残る。

【意見】 定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、移住者の利用場面として限定的であることから、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

家具転倒防止対策に関する補助（定住支援）

地震発生時の家具等の転倒防止対策を推進するため、市民の自宅に市が委託した業者を派遣して家具等の固定を支援する取組である。

利用実績としては、令和6年度は233件、4,717,120円となっている。なお、利用実績のうち、移住者の利用実績は不明である

【監査の結果及び意見】

本取組は、市民の災害に対する不安を軽減するものとして意義のあるものといえる。利用実績は、おおむね予定数に達する件数の利用があり、事業が市民に周知され、有効活用されていることも見受けられる。

移住者にとって、南海トラフ地震による災害は大きな不安材料であり、その不安を軽減する取組の存在は、移住者の移住・定住を促進するプラスの要因となる。しかしながら、内容は一般的な防災対策であり、移住した定住者に対する特定の要件はなく、移住者の利用実績も把握されていない。そのため、定住支援としての位置付けるには関連性が薄いと考えられる。

【意見】 定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

デマンド型乗合タクシーの利用促進（定住支援）

デマンド型乗合タクシーとは、利用者の減少等により運行維持が困難となった路線バスに代わる移動手段として市が導入している、タクシー車両による公共交通である。事前予約制であり、時刻表に従って特定のエリア内を運行する。バスと同様に乗降場所、ルートは決まっている。

利用実績は以下のとおり。なお、移住者の利用実績は不明である。

項目	令和3年 10月から 1年間	令和4年 10月から 1年間	令和5年 10月から 1年間	導入（平成 24年10月） からの累計
利用者数（人）	32,626	35,909	35,706	236,869
運行回数（回）	20,824	22,111	21,127	144,615
補助金額（千円）	37,557	41,819	40,768	254,324
利用者1人あたり 補助金額（円）	1,151	1,165	1,142	1,074
運行1回あたり 補助金額（円）	1,804	1,891	1,930	1,759

移住・定住促進課より受領のデータに基づき監査人作成

平成24年の導入時は利用が伸び、平成31年には利用者数3万5千人まで達したが、その後は横ばいとなり、毎年3万～3万5千人の利用者数、2万回前後の運行回数で推移している。導入地域では、人口減少と運転手不足により、近年では利用者数・運行回数ともに伸びていない。

補助金額の支払先は、運行事業者であるタクシー事業者4社である。補助金額は、運行にかかる費用から運賃収入と国庫補助金収入を差し引いた額として計算している。

【監査の結果及び意見】

本取組の利用実績は、1日平均に換算すると、利用者数80～100人／日、利用回数50回／日ほどとなり、9つの地域ごとに複数路線が設定され、さらに路線ごとに1日5～9便程度の運行ダイヤが設定されていることから、1日に利用者がゼロの路線や便が多数存在すると想定される。

一方で、市における交通の便の悪さに関する移住者の不満の声が挙げられている。本監査で実施した移住者に対するアンケートにおいて、実際に高知市に住んでみて困ったこととして、「目的地にスムーズに行けない」、「車が必須」などの移動手段に関する問題を挙げる意見がみられた。そのため、市の暮らしにおいて、公共交通の拡充に対する市民のニーズがあるのも事実である。

ニーズに対して本取組の利用が進まない理由には、市民への周知が進んでいないこと、利便性に欠けていることが考えられる。

周知の観点では、市は運行地域の住民にチラシを配布しているが、効果が出ているように見受けられない。また、デマンド型乗合タクシーの外観は普通の「タクシー」であるため、公共交通機関として認識されにくい。

利便性の観点では、事前予約が必要な点に課題があると考えられる。事前予約の手間により利用のハードルが上がっているが、事業の効率性から予約制はやめられない。便数の増加も運転手不足の状況から現実的ではなく、利便性向上は難しいと考えられる。

上記の課題解消に当たって、市はダイヤの見直しのため、地域住民とコミュニケーションを取っているが、解消には至っていない。

本取組は移住者の定住支援に無関係とはいえないが、インフラの要素が強く、市街地以外のエリアに限定されている。また、交通インフラへのニーズに対して本取組のみで対応する必然性もないことから、定住支援としての関連性に疑問が残る。

経済性の観点からは、利用者 1 人あたりの補助金額は 1,000 円強、運行 1 回あたりの補助金額は 2,000 円近くになっており、一般的に市が負担するコストとして合理的とはいえない。本監査のテーマから外れるため、詳細な検討の対象とはしないものの、見直しされるべきで事項と考えられる。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、インフラとしての性質が強いことから、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

こうちこどもファンド（定住支援）

「こうちこどもファンド」は、未来の高知市を担う子供たちの「自分たちのまちを良くしたい」という想いを実現するために、「高知市子どもまちづくり基金」を積み立て、その基金を原資として子供たちの自発的な活動を支援する制度である。当制度は、子供たちの提案を助成対象とするだけでなく、審査する側にも子供たちが参加する、全国の自治体に先駆けた取組となっている。

助成は、市に在住又は通勤・通学している 18 歳以下の子供が 3 人以上、かつ子供をサポートする 20 歳以上の大人が 2 人以上参加している団体が対象となっている。助成対象事業は、ジャンルは問わず、例えば、自分のまちの自然環境や歴史文化を大切にする活動など、住みやすいまちを作っていくような活動が対象となる。助成金額は、1 事業当たり上限 20 万円で、助成率は 100%、助成対象経費は報償費・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・保険料・会場使用料等となっている。

利用実績は、令和 4 年度 7 団体、令和 5 年度 12 団体、令和 6 年 9 団体である。

【監査の結果及び意見】

本取組によって、将来を担う子供たちがまちをより良くするための活動を自発的に行うことで、将来にわたって市に住み続ける又は将来Uターンしてくる可能性が高まり、若年層の流出が増加している市にとって、有効な取組であるといえる。提案・審査・活動の全てを子供が主体で行う制度は全国的に珍しく、またその子供たちの活動を市民や企業がファンドで支援するというのも非常に意義深いものである。移住・定住支援の観点からは、子育て世代に対して、本取組があることはポジティブに働くことが想定される。しかしながら、取組として、「移住者の定住」に特化した項目があるわけではなく、「子育て」関連のみから定住支援とするには疑義が残る。

利用実績は、毎年10団体前後が活動に参加しており、制度が活用されていることが分かる。また、助成金額は令和6年度に100万円程度となっており、地域と子供にもたらす効果を鑑みると、経済性の観点から不合理な点はない。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

(3) 「暮らし」に関する移住・定住支援施策

「暮らし」に関する市の取組は以下のとおり。

区分	移住支援の取組	定住支援の取組
暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住にかかる区域外就学の拡充 ・ 保育園等への同時入所による保育料の無償化 ・ 子ども医療費の助成 ・ 高知市結婚新生活支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病児保育事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 産後ケア事業 ・ いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操 ・ 認知症カフェ ・ こうち笑顔マイレージ推進 ・ 高知市夏季大学 ・ 市民スポーツレクリエーション祭 ・ あなたに届け隊出前講座 ・ 市民活動サポートセンターの設置 ・ 防災士の養成

a. 「子育て」に関する移住・定住支援の取組

第3期計画では、「子育て」に関する移住支援として「移住・定住にかかる区域外就学の拡充」「保育園等への同時入所による保育料の無償化」「子供医療費の助成」、定住支援として「病児保育事業」、「ファミリーサポートセンター事業」、「産後ケア事業」を挙げている。

移住・定住促進計画におけるメインターゲットを18歳以上34歳以下としていること、移住促進施策における補助金において子育て世代への上乗せをしていることから、市として「子育て」支援を重要と認識しているものと考え、「子育て」支援に関する取組を区分して確認した。

移住・定住にかかる区域外就学の拡充（移住支援）

市への移住・定住を目的として、市に短期間滞在する際に、住民票を異動させることなく高知市立学校に就学できる施策である。

対象者は、日本国内の高知県外に住民登録をしている小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒のうち、市に移住・定住を希望する保護者とともに市内に滞在する者であり、期間は、原則2週間以上1年未満である。

施策開始は令和7年度からであるが、令和7年9月時点で1件2名の利用がされている。利用者は、市の体験滞在拠点「いっく」の利用者である。

【監査の結果及び意見】

区域外就学制度は、子育て世帯の移住希望者による「お試し滞在」を補完・促進する制度である。移住希望者が移住前に地域を理解し、移住後の生活面でのギャップを少なくするためのお試し滞在をする際に、小学校・中学校に通う子供を持つ世帯の場合、通常は夏休み等の子供の長期休暇期間に限られる。夏休み等の滞在において市の生活は体験可能であるが、子供が移住先の学校生活に馴染めるかどうか体験することはできない。

本制度の活用により、市の滞在中に子供が実際に学校生活を送り、移住後の家族生活をより現実感を持って体験することができる。子供が学校に馴染むことができれば、そのまま移住につながる可能性が高くなり、仮に学校に馴染むことができず移住につながらなかったとしても、「移住の失敗」を事前に回避することができるという意味で、本制度はお試し滞在と

セットで有効な制度であると考え。令和7年度から開始した制度であるが、既に1件の利用があり、今後も積極的な利用促進が望まれる。

【意見】区域外就学制度を活用した「二地域居住」の検討

区域外就学制度はお試し滞在を補完・促進するものとして有効な制度である。開始されたばかりではあるが、本制度の利用と併せて、その先として「二地域居住」に関する施策及び体制の検討が望まれる。

「二地域居住」とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方であり、令和7年5月に国土交通省国土政策局が「二地域居住等の促進について」を公表しているように、近年は国も「二地域居住」を促進している。単なる旅行や短期滞在とは異なり、それぞれの地域で生活基盤を持ち、地域社会との関わりを持つ点が特徴である。情報通信技術の発達とコロナ禍に端を発したリモートワークの普及もあり、「都会 or 地方」ではなく「都会 and 地方」の二拠点で、それぞれのメリットを享受しながら生活したいと考える新しい感覚を持つ人々が増加している。

特に、「二地域居住」は若者や子育て世帯を中心にニーズが高くなっているが、子育て世帯の場合には子供の学校の問題があり、ハードルが高いものとなっている。「二地域居住」では、年に複数回、都会と地方を行き来することになるが、その度に住民票を移して「転校」するのは現実的ではない。しかし、区域外就学制度を活用し、住民票が市にない場合でも短期的に市内の小学校・中学校に通える仕組みを整えることで、子育て世帯の「二地域居住」希望者を市に呼び込むことができる。例えば、隣県の徳島県では、県をあげて「デュアルスクール（地方と都市の2つの学校を行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる新しい学校の形）」に取り組んでいる。

「二地域居住」は完全な移住とは異なるが、地域にとってのメリットとしては、都会の感覚を現在進行形で持つ人々が、単なる旅行や短期滞在ではなく地域に根ざして生活することによって、単に担い手・雇用の確保や消費等の需要創出にとどまらず、地域の人々の考え方や行動のブラッシュアップ、新たなビジネスの創出など、地域の活性化につながるものである。

「二地域居住」は数値上の人口増加や移住者数の増加に直接寄与するものではないが、移住・定住の促進が市の活性化を目的とするものであるところ、「二地域居住」が実態として地域の活性化に資するものであれば、これを移住・定住に関する施策の一環として推進することは決して矛盾するものではないと考える。区域外就学制度を活用した「二地域居住」と「デュアルスクール」の推進について、市として検討する価値のあるものと考えられる。

保育園等への同時入所による保育料の無償化（移住支援）

0歳児から2歳児クラスについて、世帯の市町村民税の課税状況により一定の保育料が発生するが、市は、同一世帯で兄姉児が保育所・幼稚園・認定こども園等に入所している場合に、弟妹児の保育料が無料となる制度を設けている。

利用実績として、令和6年度中の同時入所による保育料の無償化対象児童の人数は166名であった。なお、移住者の利用実績は不明である。

【監査の結果及び意見】

本取組において、国の制度では、保育園等を利用する最年長の子供を第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料とされるところ、市は第2子から無料になるよう支援しており、複数の子供を養育している世帯にとって、大きな経済的支援がされている。第2子以降の保育料を無料としている自治体は全国に多数存在しており、例えば、東京都においては、

令和5年10月から第2子以降の保育料が無料となり、さらに令和7年9月以降は第1子から保育料が無料となっている。すなわち、対象となる移住者にとっては、市へ移住することにより保育料の負担が増加してしまう可能性があり、移住支援としての有効性に疑義がある。あくまで、移住先の候補として、何の支援もない自治体と比較して優位となるものであるといえる。

【意見】 移住支援としての位置付けと差別化

本取組に関して「移住」に特化させている項目はなく、移住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

また、東京都をはじめ、第2子以降の保育料を無償化、もしくは第1子からの保育料を無償化している自治体は全国に多く、市が掲げる第2子以降の保育料の無償化は施策として差別化できておらず、移住先の比較の観点から、本事業単独では有効であるとはいえないため、「子育て」支援として他の取組及び施策と連携し差別化されるよう、所管課と移住・定住促進課の協議・検討が望まれる。例えば、保育園の選択の移住者枠設定や同じ保育園等への優先入園等が考えられる。

子供医療費の助成（移住支援）

本取組は、子供の保護の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減、子供を産み育てやすい環境づくりを推進するため、0歳から中学生までの児童の医療費を全額助成する制度である。

令和6年度の利用実績は、対象者数：33,323人、助成件数：470,383件、助成金額：999,121千円であった。なお、移住者に限定した利用実績は不明である。

【監査の結果及び意見】

子供の医療費を助成する制度は、子育て世帯の負担を軽減し、子育てにおける不安を軽減する有効な施策であると考えます。

子供医療費の助成は、全国の多くの自治体が採用している制度であり、例えば、東京都では、従来から中学生以下の子供の医療費の助成を行っているが、令和5年4月からは「高校生等医療費助成事業」を開始し、医療費助成の対象を高校生等まで拡大している。結果、中学生までを助成対象としている市より、東京都の方が対象範囲が広がっている。また、同じ高知県内でも、南国市や香南市をはじめ、多くの市町村で高校生までの医療費助成を行っている。これでは、移住支援として他の自治体との差別化をアピールできないばかりか、移住により移住者の経済的負担が増加してしまうことになる。

そのため、本取組のみでは、移住支援の観点から有効とはいえない。

【意見】移住支援としての位置付けと有効性

本取組に関して「移住」に特化させている項目はなく、移住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

また、東京都をはじめ、医療費助成の対象を高校生等まで拡大している自治体は全国に多く、中学生までの医療費助成では施策として差別化できず、本事業のみでは移住支援として有効であるとはいえないため、移住に当たっての弊害とならないよう、所管課と移住・定住促進課において協議・検討されることが望まれる。

病児保育事業（定住支援）

本事業は、病中又は病気の回復期にある子供を、仕事などの都合のため家庭で保育できない保護者に代わり、市が委託している医療機関等に併設

された施設で保育士と看護師が医師と連携を図りながら一時的に預かり、保育する事業である。令和7年9月時点で市内の5つの病院・保育園が病児保育事業実施施設となっている。利用対象者は市に居住している小学校3年生までの子供のうち、病中または病気の回復期で集団保育が困難であり、医師からこの事業の利用に支障がないと判断された子供、保護者が勤務等の都合で、家庭で看護することが困難な子供となっている。利用料金は所得状況に応じて、日額で無料から2,000円までとなっている。利用実績は、令和6年度1,059人となっており、運営コストは、各事業者に対する事業委託料39,189,035円の支出が生じている。

【監査の結果及び意見】

子育て中の共働き家庭にとって、病中・病後の子供の保育は非常に悩ましい問題である。特に、身近に親族や頼れる友人・知人がいないIターン移住者にとっては、子供が病気になると両親のいずれかが仕事を休まなければならないことになる。子供が小さいうちは病気で保育園や学校を休む機会が多くなるが、身近に親族や頼れる友人・知人がいない土地で育児を行うことは、困難を伴うというのが実情である。本取組は、そのような移住者に対して有効といえる。

利用実績は、年間で1,000人を超えており、制度の活用状況にも問題ないように見受けられる。しかしながら、本監査において実施した移住者に対するアンケート15件の回答結果を確認したところ、本事業を「利用したことがある」と回答した者は存在しなかった。また、少なくとも10名が制度を「知らない」と回答しており、移住者からの認知度が高いとはいえない。

市は移住者の利用実績の把握をしていないが、移住者が利用するかは移住後の子供の病気の状況に左右されることから、把握していたとしても必ずしもそれによる実績が重要とはいえない。

上記より、子育て世代の移住者に有効な支援であるが、移住者に限定された事業ではなく、「子育て」関連としての関与に留まる。

【意見】定住支援としての位置付け

本事業に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

ファミリーサポートセンター事業（定住支援）

仕事や家庭の都合などで子育ての手助けをしてほしい「依頼会員」と、子育ての手伝いができる「援助会員」が会員登録し、保育園・幼稚園や習い事への送迎、放課後や放課後児童クラブ後の預かり、保護者の病気や冠婚葬祭など急用時の預かり等を行う有償ボランティアによる相互援助活動である。援助会員に対する報酬額は自給 600～700 円に設定されている。令和 6 年度の利用実績は活動件数 3,629 件であった。なお、移住者の利用実績は不明である。

【監査の結果及び意見】

本事業は、「病児保育事業」同様、身近に親族や頼れる友人・知人がいない I ターン移住者にとっては、子供の送迎や、一時的に子供を預かって欲しい場面で、非常に困る場面がある。特に、日中共働きで勤務している子育て世帯の移住者にとっては、放課後や児童クラブ後に子供を一人で留守番させなければならず、夕方にある子供の習い事の送迎が行えず子供の教育機会を奪ってしまう可能性がある。本事業は、そのような子育てにおける問題に対して、支援する有効な制度といえる。

利用者数は、年間で延べ 3,000 人を大きく超えており、広く活用されていると見受けられる。利用者のうち、移住者の利用は把握されていないが、

利用されている可能性は十分にある。なお、本監査における移住者に対するアンケートにおいて利用したとの回答はなかった。

「病児保育事業」同様子育て世代の移住者に有効な支援事業ではあるが、移住者に限定された事業ではなく、「子育て」関連としての関与に留まる。

【意見】定住支援としての位置付け

本事業に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

産後ケア事業（定住支援）

市は「産後ケア事業」によって、産後1年未満の母親と乳児が、助産師等から母体の心身的なケア、授乳方法についての相談、育児技術習得等を受けることにより、育児不安を軽減し、心身共にリフレッシュする機会を提供している。市に住民票があり、市在住の出産後1年未満の母親及び乳児が利用対象となっている。利用料金は、訪問型1,000円/回、通所型2,000円/回、宿泊型4,000円/回となっている。令和6年度の利用実績は、訪問型767回、通所型1,087回、宿泊型591回となっている。なお、移住者の利用数は不明である。令和6年度の支出額は57,031,832円であった。

【監査の結果及び意見】

出産後の子育ては、母親にとって大きな不安や悩みを伴うことがある。特に、身近に相談できる親族や親しい友人・知人がいないIターン移住者にとっては、孤独な環境下で子育てを行わなければならない、それが市の定住を断念する原因にもなる可能性がある。本事業によって、そのような出産後の母親の不安や悩みを軽減し、生活満足度を高めることができる。これから出産・育児を迎える若年移住者にとっては、本事業の存在が安心材料となり、移住や定住のハードルを下げる理由となり得ると考えられる。

利用者は、令和6年度で2,445組であり、市は移住者の利用組数は把握していない。本監査で実施した移住者に対するアンケートの結果において、1名の移住者が産後ケア事業を「利用したことがある」と回答しており、移住者の利用の存在を確認した。

「病児保育事業」同様子育て世代の移住者に有効な支援事業ではあるが、移住者に限定された事業ではなく、「子育て」関連としての関与に留まる。

【意見】定住支援としての位置付け

本事業に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

【子育て支援に関する他自治体の事例と高知市における施策との比較】

市の「子育て」支援の取組について上述してきたが、以下において、先進的な取組を行っている自治体の事例を紹介し、市における現行の施策との比較と今後に向けての提案などを行いたい。

1. 「茨城県境町」の先進教育事業と町の魅力を高める取組

茨城県境町は、茨城県の西部、千葉県と埼玉県の県境に位置する人口約2万3千人の自治体である。境町は、移住・定住に関する様々な施策を実施し、宝島社『田舎暮らしの本』2025年2月号の特集「2025年版第13回住みたい田舎ベストランキング」において、「移住者増の人気地ベスト100」で全国1位、「人口1万人以上3万人未満のまちランキング」の子育て世代部門で全国2位に輝くなど、様々な情報媒体で注目を集めている。

境町の特徴は、「日本トップクラスの先進教育」を掲げて子育て支援に取り組んでいる点にある。例えば、「スーパーグローバルスクール（SGS）事業」という施策を掲げ、町を挙げて英語教育に力を入れており、保育園から中学生までの間、無料で先進的な英語教育を受けることができる。

同町の全小中学校には複数の英語ネイティブ講師が常駐、外国人指導助手の人数は全国平均の約4倍（境町：3.4人／校、全国平均0.8人／校）となっており、日々の英語の授業はもちろん、休み時間や給食中も英会話が行われることに加え、学校外でもこれら英語ネイティブ講師がオンラインで英語教室を開催している。また、希望する小中学生を無料で姉妹都市であるハワイ・ホノルルへのホームステイに派遣する制度や、イングリッシュ・サマースクール&キャンプなども開催されており、幼少期から日常的に英語に慣れ親しむ環境が整備されている。さらに、同町では、小中学生の英検の受験が無料、かつ各学校で受験可能となっており、小学6年生全員が英検3級に合格することを目標としている。

このように、英語教育の充実が特徴となっている境町であるが、その他の子育て支援施策も非常に充実している。ほんの一例であるが、主な施策・取組は以下のとおりである。

- ・ 夏休み等に児童クラブで給食を提供（有料）
- ・ プログラミング体験キャンプ（小学生）、リーダーシップ研修（中学生）などを開催
- ・ 産前産後ヘルパー事業（利用料金500円／時間）
- ・ 0～2歳児の保育料：第2子以降無料、3～5歳児の保育料：無料
- ・ 3～5歳児の給食費：無料、小中学校の給食費：無料
- ・ 子供の医療費20歳（19・20歳は学生のみ）まで無料
- ・ 東京駅まで高速バスを1日8往復運行、通学定期代は町が半額補助

また、子育て支援に限らず、町内に誰でも無料で利用できる自動運転バスを全国の自治体として初めて運行させ、BMXやインラインスケート等のアーバンスポーツで世界最高水準の施設である「境町アーバンスポーツパーク」を整備し「スポーツ移住」を推進するなど、制度面だけではない町全体の魅力を高める取組が行われている。

結果として、境町は人口 2 万人強の小さな自治体であるにもかかわらず、令和 6 年度に 67 人の人口増加、272 人の転入超過を達成している。

2. 「大分県豊後高田市」の子育てに関する手厚い経済的支援

大分県豊後高田市は、大分県の北東部にある国東半島の西側に位置している人口約 2 万 1 千人の自治体である。豊後高田市は、宝島社『田舎暮らしの本』2025 年 2 月号の特集「2025 年版第 13 回住みたい田舎ベストランキング」の「人口 1 万人以上 3 万人未満のまちランキング」で総合部門全国 1 位、子育て世代部門でも全国 1 位を獲得している。また、同誌のランキングでは、第 1 回で全国 1 位を獲得して以降、13 年連続で全国ベスト 3 以内を達成するなど、全国から常に注目を集める移住先進地となっている。

本市が移住地として評価される理由は様々あるが、大きな理由の一つが子育て支援の充実である。「全国トップレベルの子育て支援を本気で目指す」というキャッチフレーズのもと、以下のような様々な子育て支援を行っている。

- ・ 市内の保育園、幼稚園の保育料が無料
- ・ 市内の保育園、幼稚園、小中学校、高校の給食費が無料
- ・ 0 歳から高校生までの医療費が無料（入院時の食事代も無料）
- ・ 市内の幼児～小中学生を対象にした無料の市営塾、高田高校生を対象とした無料の公設民営塾を開設
- ・ 妊産婦医療費が無料、妊婦健診 14 回分・産婦健診 2 回分が無料
- ・ 最大 200 万円が支給される「子育て応援誕生祝い金」
- ・ 小中高入学時に各 5 万円がもらえる「子育て応援入学祝い金」

これらの充実した子育て支援はふるさと納税を財源として活用しており、寄附金の全額を子育て支援に活用している旨を公表している。

【監査の結果及び意見】

「子育て」支援施策に関して先進的な取組を行い、高い評価を得ている2つの自治体の事例を確認した。いずれも人口3万人未満の小規模な自治体であるが、子育て支援の充実が街の未来を明るくする「投資」であるとの理念のもと、魅力的な施策を実施している。

茨城県境町に関しては、日本トップクラスの先進教育を掲げており、「子供をグローバルに通用する人材に育てたい」、「子供に英語を話せるようになってほしい」などの思いを持った移住者にとって、魅力的な環境となっている。また、教育面のみならず、無料の自動運転バスや世界最高水準のアーバンスポーツ施設など、インフラ面でも街の魅力を高める取組が行われており、子育て世代に限らず「住んでみたい」と思わせるような街づくりがなされている。

大分県豊後高田市に関しては、経済面での子育て支援が充実している。保育料・授業料、給食費、医療費、塾代など、子育てに必要な費用が完全に無料化されていることに加え、出産時や進学時の祝い金も充実しており、経済的な負担は最小限に抑えられる仕組みとなっている。同時に、美しい川などの自然も豊富で、子育て世代の移住者にとって魅力的な環境となっている。ふるさと納税による寄附金をすべて子育て支援のための財源に充てるなど、自治体としての理念が明確である点も、移住者に安心を与える要因になっていると考えられる。

当該2市と比較して、高知市の移住支援施策に挙げられている「子育て」関連は、「病児保育事業」、「ファミリーサポートセンター事業」、「産後ケア事業」、「保育園等への同時入所による保育料の無償化」、「子供医療費の助成」、「移住・定住にかかる区域外就学の拡充」である。

「病児保育事業」、「ファミリーサポートセンター事業」、「産後ケア事業」は、身近に頼れる親族や親しい友人・知人がいない移住者にとって

利用価値が高い事業である。一方、経済的な支援としては、「保育園等への同時入所による保育料の無償化」及び「子供医療費の助成」を行っているが、保育料の無償化は、あくまで兄姉児と弟妹児の同時入所の場合と第2子以降に限られ、豊後高田市や境町のように、第1子から無料になるものではない。子供医療費についても、全額助成は中学生までであり、豊後高田市の高校生まで無料、境町の20歳まで無料と比べると物足りない結果となっている。加えて、これらの施策は都市部である東京都や高知県内の他市町村と比較しても後れをとっている。

上記の他、教育面において子育て世代の移住者に特別アピールする要素も見受けられない。

高知市は県庁所在地であり、人口30万規模であることから、様々な歳出を要しており、予算が限られていることは理解できるが、移住・定住支援のうち、子育て、教育及びそれらに関するコンセプトとして、他自治体と劣っている点が見受けられ、先進的な取組を行っている他自治体から見習うべきところがあるといえる。

【意見】若年層に対する子育て支援の充実

市は、第3期計画において18歳以上34歳以下の若年層を移住のメインターゲットに定めている。若年層はいわゆる子育て世代及びその予備軍に該当するため、子育てに魅力的な環境を整えない限り、移住・定住の候補地として大きく見劣りする可能性がある。現状、市の掲げる子育て支援施策は、充実したものとはいえない。

若年層をメインターゲットとして移住・定住促進を行うのであれば、必ずしも「移住者」のみを優遇する必要性はないが、メインターゲットとしている「移住者」を意識することは必要不可欠である。移住・定住促進課が子育て支援に関する具体的な取組を発案及び実施することは難しいと考えられるが、「子育て」関連として相談会等において質問される事項、

他自治体が実施している効果的なアピール、他自治体が実施している施策のうち実行可能性のあるもの等を「子育て」の関連所管課に積極的に共有し、市として子育て支援をより充実させることが望まれる。また、本活動には、市として「子育て」を移住のアピールポイントとするかについてが前提として重要となることから、全庁的な方向性の判断も望まれる。

子育て支援施策の充実に当たって、上述の2自治体の事例は参考になる。「英語移住」を謳う茨城県境町のように、他と差別化した特徴的な教育を行うことで子育て世代にアピールするか、大分県豊後高田市のように、経済的な面での支援をとにかく充実させるかである。これらの自治体と人口規模が大きく異なる高知市では、経済的支援を今以上に充実させることは容易ではないが、境町のように、特徴的な教育でアピールすることは検討の余地がある。

例えば、市には「土佐山学舎」という小中一貫教育校がある。土佐山地域の恵まれた教育環境を強みに、英語教育（グローバル）と土佐山学（ローカル）を高い次元で融合、9年間で子供たちの夢と志をはぐくむ教育である「土佐山『志』メソッド」を実践している。市街地から離れた中山間地域の土佐山地域に位置しているが、当校で学ぶために県外からの移住を検討する者もいるとのことである。このように、特徴的な教育を行うことで評価を受けている公立学校が高知市に存在している。「土佐山学舎」に限らず、市内の多くの学校で、子育て世代が「ここで学ばせたい」と思わせるような特徴的な教育を実践することができれば、結果として、若年層の移住者の増加につながる可能性ある。

高知県には豊かな自然環境があることから、それを活かした「自然教育」を積極的に取り入れること、岩崎弥太郎をはじめとした実業家を多く生み出した土地柄を活かして、幼少期から経済・法律等の実学を学べる独自の

カリキュラムを教育に組み込むことなどが考えられる。それらを、単発のイベントではなく、年間を通じたカリキュラムとして、高知市内のすべての公立学校で同じように受けられる体制ができれば、他の自治体にはない特徴的な教育を打ち出すこととなる。

本監査では、子育て、教育をテーマにはしていないため、上記は意見とはしないが、高知市が「理念」を持って子育て支援施策を打ち出し、移住・定住のテーマにとどまらず重要なテーマとして全庁的に連携して推し進められることが望まれる。

b. その他の「暮らし」に関する移住・定住支援施策

第3期計画の「暮らし」に関する移住・定住支援のうち、「子育て」以外の取組は以下のとおり。

高知市結婚新生活支援事業（移住支援）

市は、結婚して新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、新生活のスタートアップにかかる費用として住宅賃借費用・引越し費用の支援をしている。また、結婚を契機に親世帯と同居又は近居を行う場合に上乗せ補助を行い、将来的な同居・近居を後押ししている。助成の要件に「婚姻日等から起算して2年以上継続して市に居住する意思がある」ことが設けられている。

対象費用には、住宅賃借費用、引越し費用があり、補助金額は最大30万円、親世帯と同居又は近居の場合は45万円とされている。

令和6年度の助成件数は245件、補助金額は51,268千円である。なお、移住者の利用実績は不明である。

【監査の結果及び意見】

本取組は、結婚と同時に移住する夫婦の後押しとなりうるが、令和6年度の利用245件のうち移住者による利用が何件含まれているかは不明である。移住者に対する上乘せ等はないため、「移住支援」としての関連性は薄く、移住を誘引するとは考えられないが、婚姻日等から2年以上継続して市に居住する意思があることが要件となっており、定住を促進する施策としての効果は一定あるが、その効果は移住者に限られるものではない。

歳出に対して移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での判断できない。

【意見】移住支援としての位置付け

本事業に関して「移住」に特化させている項目はなく、「移住」と「結婚」が直接的に関連するかについて疑義があるため、移住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操とこうち笑顔マイレージ（定住支援）

市は、介護予防を目的に開発した高齢者を元気にする「いきいき百歳体操」や、口腔機能向上を目的に開発した「かみかみ百歳体操」、認知機能の向上を図る「しゃきしゃき百歳体操」を市内各地で定期的で開催し、住民主体での健康づくり活動を展開している。令和6年7月の「いきいき百歳体操」アンケートでは、6,395人が体操に参加していた。

また、市民がボランティア活動に参加した場合にポイントが付与され、貯めたポイントを商品券等に還元できる制度である「こうち笑顔マイレージ」を設けている。「いきいき百歳体操」参加による健康づくりポイントの還元実績は、令和6年度で2,713人であった。

上記のいずれも移住者の利用実績は不明である。

【監査の結果及び意見】

本取組は、健康を増進するという本来の目的のほか、活動に参加することによって他の住民との交流の場が得られるが、定住支援としての関連性は薄く、「交流」をその理由とするのであれば、メインターゲットに対して年齢層が高く、移住者に特化した部分もない。歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

認知症カフェ（定住支援）

認知症カフェは、認知症の人とその家族、地域住民、介護・福祉・医療等の専門職等が気軽に参加できる場であり、認知症や介護に関する話やレクリエーション、参加者同士の交流ができる場として、市内 32 箇所で開催されている。

【監査の結果及び意見】

本取組が重要であることに異義はなく、移住者が認知症やその介護者になる可能性もあるが、定住支援として挙げるには、その意図及び理由付けが弱いと考えられる。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

高知市夏季大学（定住支援）

高知市夏季大学は、「市民の知的開発、文化教養の向上、情操の涵養を図る」という目的のもと、毎年、経済・科学・政治・芸能・社会・歴史・スポーツなど、各界で活躍する著名人・有識者が講演を行う取組である。受講者数は、令和6年度5,579名、令和7年度5,950名である。

【監査の結果及び意見】

市で古くから開催されてきた講演イベントであり、毎年約6,000人が受講している。市民にとって有意義なイベントであることは間違いないが、定住支援としてどのように機能するのか不明瞭である。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

市民スポーツレクリエーション祭（定住支援）

誰でも気軽に楽しめるレクリエーションスポーツや高知の自然を活かしたアウトドアスポーツ等を取り入れたスポーツの祭典として、年に一度、市内の競技場等で開催されている。直近3年間の参加人数は、令和4年度1,854名、令和5年度1,653名、令和6年度2,298名である。

【監査の結果及び意見】

毎年2,000人前後の市民が参加する大規模なスポーツイベントであり、身近に友人・知人が少ない移住者にとって、地域コミュニティとの関係性の構築につながる可能性がある。しかしながら、移住者に限定したイベントではなく、移住者の参加を促進するような工夫もない。そもそも運営と

してそのような意図は見受けられないことから、移住者の定住支援として挙げるには理由付けが弱い。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

あなたに届け隊出前講座（定住支援）

市民が学べる機会を増やすことを目的に、市職員等が地域の集まりやサークル、グループでの勉強会などに出向き、暮らしに役立つ情報や市の取組などについて説明する事業である。対象は、市在住又は在勤・在学している者がおおむね 10 人以上参加している集まり等で、受講料は無料である。テーマは「防災・救急」「福祉・健康」「暮らしと環境」「市政・まちづくり・文化」「子供向け」のジャンルで年間約 300 件開催されている。

【監査の結果及び意見】

本事業は、地域の集まり、サークル、勉強会は、地域住民との交流の場が得られるという点で、身近に友人・知人が少ない移住者にとって、地域コミュニティとの関係性の構築につながり、講座内容は市の生活に役立つ情報が得られるという点では、移住者にとって有用なものとなりうる。しかしながら、移住者をターゲットにしているわけではなく、移住者の定住支援として理由付けは弱い。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

定住支援とする場合、移住者又は移住検討者を招いて実施する講座を設ける、移住者のみを対象とした集まりに対して移住者向けの講座をする等の工夫の余地はあると考えられる。

市民活動サポートセンターの設置（定住支援）

市民活動サポートセンターは、市民が行う営利を目的としないボランティアや公益性のある団体等の「社会貢献活動」を支援する目的で設立された施設である。平成11年に設立され、現在は、特定非営利活動法人NPO高知市民会議が指定管理者として、会議室や備品の貸し出し、市民活動に関する相談や活動支援のための事業を展開している。

令和6年度の来館者数9,169名、会議室利用件数948件である。

【監査の結果及び意見】

市民活動サポートセンターは、市民の「社会貢献活動」を支援する重要な施設である。しかしながら、それを目的に移住を決めるケースは多くないと想定される。「社会貢献活動」自体は重要であるが、移住者の定住支援となる要素はなく、理由付けは弱い。

本監査で実施した移住者に対するアンケートの結果、1名の移住者が市民活動サポートセンターを「利用したことがある」と回答していたが、市として移住者の利用実績は把握していない。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

防災士の養成（定住支援）

「防災士」は、認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する民間資格であり、防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、地域や事業所等、社会の様々な場で防災力向上のために活動することが期待されている。

南海トラフ地震の被害が想定される市では、防災士資格の取得を奨励しており、受講料無料の「防災人づくり塾」を開催している。当該講座の受講修了者は防災士資格取得試験を受験することが可能となっており、平成25年から令和6年まで累計1,049名の市内在住の防災士が誕生している。

【監査の結果及び意見】

市において、防災に関する専門家を育成することは重要な取組である。しかしながら、防災士の資格取得が奨励され、無料で講座が受講できることが、移住者の定住支援となる要素は薄く、理由付けは弱い。本監査で実施したアンケートでは、1名の移住者が本支援を「利用したことがある」と回答しているが、市として移住者の利用実績は把握していない。

歳出は移住者に限定できないため、経済性及び効率性の観点での検討は不可である。

【意見】定住支援としての位置付け

本取組に関して「移住者の定住」に特化させている項目はなく、定住支援への該当性に関して見直しが望まれる。

(4) 市の移住・定住支援の取組の総括

(1) から (3) まで、市における移住・定住支援の取組の有効性等について、移住希望者が移住・定住するに当たりハードルとなる要因として挙げている「仕事」「住まい」「暮らし」の区分で確認した。

市は、第3期計画に移住・定住支援の取組を記載するに当たって、全庁的な調査を行っている。調査における依頼内容は、以下のとおりである。

① 既存事業等の修正

- ・第2期計画に関連事業を掲載している担当課は内容確認

② 新規事業等の追加

- ・第2期計画に掲載されていないもので、移住・定住関連事業を実施している（または令和7年度以降で実施予定の）担当課において、新規事業等を追加

回答に関して、移住・定住促進課が内容を確認の上、計画に挙げている。

【監査の結果及び意見】

各取組に対する意見は先述のとおりだが、全体として、移住・定住支援として挙げるには範囲を広げすぎと思われるもの、地元住民の利用が主になるとと思われるようなものが含まれていた。

移住・定住支援の取組として挙げるからには、移住者が高知市に移住し、定住することを支援することに関連しているべきであり、移住者に対する意識が見受けられない取組は、広く高知市民向けの市民サービス又は行政施策であって、移住・定住支援に含めるべきではないと考える。市は様々な取組、事業及び制度を移住・定住支援の取組として第3期計画に挙げているが、移住・定住支援として実質的に機能しているといえるものは多くないというのが全体的な意見である。

総論において挙げている「移住」「定住」の定義がないことが、「移住・定住支援」の不明瞭さにつながり、結果として上記の結果を招いていると考えられる。

【意見】移住・定住支援の取組の判定

「移住・定住支援の取組」とするに当たって、対象の判定を明確にすべきである。現状の調査では、移住・定住関連事業の判定に当たって、基準がないことから、結果に統一性がなく、所管課の検討段階で回答が漏れてしまう可能性がある。そのため、判定の基準として、移住者の利用数を把握している、移住者・県外から移住して2年以内の住民に対して何かしら個別の対応等をしているといった項目を設け、該当する事業を選定できる体制の整備も併せて望まれる。

移住支援の一部及び定住支援のほとんどが移住者への直接的な関連性が薄いにもかかわらず、公表されている第3期計画に記載されていることは、本計画の閲覧者に対して誤った認識を与える可能性がある。

上記意見及び個別の取組において記載した「位置付け」に関する意見は、移住・定住支援として実質的に機能しているかの観点から記載したが、市の移住・定住促進施策の本質的な問題点として、移住・定住促進課以外の所管課の取組に移住・定住促進の観点がほとんど見受けられない点にある。

直接的な移住・定住促進施策は、移住・定住促進課によって移住・定住を強く意識して実施され、また改善が取り組まれている。一方で、移住・定住促進課から、第3期計画に挙げられた取組を実施している所管課に対して、移住・定住支援の意識強化を促し、連携して移住・定住支援の取組の強化及び新しい取組の検討をするといった活動はされていない。特に定住支援に関しては、広く高知市民に対する取組を情報発信し、アピールす

ることが移住・定住促進課の役割となっており、移住者を優遇するものではないとの前提がある。市が「移住・定住促進」に対して全庁的に取り組むという方向性が示されていない以上、移住・定住促進課が積極的に他所管課に意識強化を促し、連携して取り組める環境にはなっていない。

市における「移住・定住促進」は、人口減少対策を筆頭に、空き家対策、中山間地域の課題解消を含め、貴重な財源である税収に至るまで関連する事項であり、その重要性は本テーマの選定理由にも記載したとおりである。定住支援では、過度な移住者への優遇が既存市民への不満につながることで、「定住者」として取り扱われることにそもそも抵抗があることといった課題はあるが、それは人口減少への対策とどちらを優先するかという論点に他ならない。

そのため、移住・定住促進課のみが積極的に実施し、情報発信をするだけでなく、他所管課において移住・定住支援の意識を強めることが重要であると考える。

【意見】 所管課における移住・定住支援の意識強化

市が「移住・定住促進」を人口減少対策等の観点から重要な課題の1つと認識しているのであれば、各所管課において「移住・定住促進」に対する意識を強めるよう、全庁的な方向性の周知及び評価軸の設定等の検討が望まれる。また、移住・定住促進課として関連する取組に関して連携しやすい環境の整備も併せて望まれる。

7 他自治体における定住促進施策

本章 6 まで、市の施策の実施状況に基づき、部分的に他の自治体を参考に確認をしてきた。

移住、定住に関しては、各自治体の環境、状況等が同じということはなく、抱える地域課題は様々である。比較が難しいという点については上述してきたとおりである。しかしながら、比較から参考にできる事項はあり、また、全国的な状況を把握することは今後の施策検討において重要である。当該観点から、本パートにおいて、前述していない事項以外で重要と考えられるものに関して確認した。

(1) 統計調査に基づく比較

国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの伊藤将人氏が、2025 年 4 月に「地方移住促進施策と地方創生の調査研究に関する報告書」を公表している。本報告書は 1,741 自治体に対してアンケートを郵送し、回答のあった 429 自治体について、その回答結果をまとめたものである。

本報告書で公表されている結果は、いずれも重要な項目であるが、全件を照合させることは合理的ではなく、本監査の趣旨から外れる部分もあるため、特に重要と判断される一部項目に関して、市の状況と照合を実施した。

以後の表は、「地方移住促進施策と地方創生の調査研究に関する報告書」より抜粋、集計をしたものである。

① 移住促進施策の取組み有無

各自治体が行っている移住促進施策のうち、実施されている割合が高いものから順番に並べている。右欄に市の実施状況を追加している。

【移住促進施策の取組み有無（n=359）】

	はい	いいえ	無回答	高知市の 実施状況
空き家バンクの設置	87.70%	10.90%	1.40%	○
移住相談窓口の設置	85.80%	12.30%	2.50%	○
移住パンフレット/ガイドブック の配布	81.10%	16.70%	2.20%	○
移住関連フェアへの出展/開催	80.80%	17.00%	2.20%	○
移住奨励金等の金銭的支援	74.90%	22.30%	2.80%	○
SNSによる情報発信	68.00%	29.20%	2.80%	○
移住専用サイトの設置	64.10%	33.40%	2.50%	○
移住起業/創業への支援	56.00%	40.40%	3.60%	○
お試し移住（宿泊可のもの）	48.70%	48.50%	2.80%	○
移住相談員/アドバイザーの設置	47.40%	48.50%	4.20%	○
オフラインでの個別相談会の実施	46.80%	49.60%	3.60%	○
オンラインでの個別相談会の実施	43.70%	52.60%	3.60%	○
移住体験ツアー	35.70%	61.00%	3.30%	○
移住者同士の交流機会の創出	35.10%	61.00%	3.90%	○
移住/引っ越し費用の補助	31.80%	64.10%	4.20%	○
移住者と地元住民の交流会の創出	28.40%	65.70%	5.80%	○
移住に関する実態調査	28.10%	68.00%	3.90%	△
移住マッチングサービスの利用	21.20%	74.90%	3.90%	△

市の実施状況は、「移住に関する実態調査」及び「移住マッチングサービスの利用」に関しては、明確に実施していると言い切れないため、「△」とし、それ以外は実施していると判断した。

結果として、回答のあった自治体のうち、半数以上の自治体を実施していない施策に関しても、市はほとんど実施しており、全国における比較としては幅広く実施されていると客観的に判定できる。

② 移住関連予算の総額

移住関連予算をどの程度有しているかの回答は以下のとおり。

【移住関連予算の総額（N=319）】

予算額	回答率（回答数）
100万円未満	4.7%（15）
100万円以上 200万円未満	7.2%（23）
200万円以上 300万円未満	3.4%（11）
300万円以上 400万円未満	3.8%（12）
400万円以上 500万円未満	5.0%（16）
500万円以上 600万円未満	2.5%（8）
600万円以上 700万円未満	3.4%（11）
700万円以上 800万円未満	4.4%（14）
800万円以上 900万円未満	1.6%（5）
900万円以上 1,000万円未満	3.4%（11）
1,000万円以上 2,000万円未満	18.2%（58）
2,000万円以上 3,000万円未満	10.7%（34）
3,000万円以上 4,000万円未満	6.9%（22）
4,000万円以上 5,000万円未満	5.6%（18）

予算額	回答率（回答数）
5,000万円以上 6,000万円未満	5.0%（16）
6,000万円以上 7,000万円未満	3.4%（11）
7,000万円以上 8,000万円未満	1.9%（6）
8,000万円以上 9,000万円未満	1.9%（6）
9,000万円以上 10,000万円未満	0.9%（3）
10,000万円以上	6.0%（19）

全国的な傾向としては、1,000万円から2,000万円が最も多く、次点が2,000万円から3,000万円である。移住関連予算の定義に関して、本報告書では、「どの取り組みを移住促進施策の範疇に含めるかは、担当者の認識と組織内の合意によるため、類似の事業をA自治体は移住促進施策に含んでいる一方でB自治体は含んでいないということも生じていると考えられる。この点は留意が必要である。」と記載されている。本監査では、人件費を除いた事業費を比較する対象と捉える。

市の移住・定住促進課の過去3年間の予算額及び執行額と人件費等を除いた事業費は以下のとおりである。

（単位：千円） 項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算	執行	予算	執行	予算	執行
歳出合計	283,278	263,503	129,712	103,927	122,609	97,128
人件費	55,552	52,630	56,220	54,463	56,973	56,672
地域活性推進費	173,843	166,469	11,742	8,968	0	0
事業費（歳出 - 人件費 - 地域活性推進費）	53,883	44,404	61,750	40,496	65,636	40,456

高知市移住・定住促進課 決算審査資料より集計

市の令和6年度の事業費予算額は6,563万円であり、「6,000万円以上7,000万円未満」の3.4%のラインとなっている。また、事業費執行額でみた場合には、4,045万円と「4,000万円以上5,000万円未満」の5.6%のラインにある。事業費予算額としては、最も多いラインから数段高い金額に位置しており、事業費執行額においても、最も多いラインより大きい。人口規模や市全体の歳出金額の観点まで考慮すると結果は異なってくる可能性はあるが、本調査結果のみでいえば、予算額及び執行額は他自治体より多く費やしていることが客観的に判定できる。

③ 今後の移住促進と関係人口促進のバランス

本項目は全国的な今後の施策検討の方向性に関する重要な項目であり、回答している自治体が「関係人口」をどのように捉えているのかについて確認できる。

【今後の移住促進と関係人口促進のバランス】

	全体 (n=429)	移住促進 自治体(n=357)	非移住促進 自治体(n=72)
移住促進と関係人口促進を 同程度のバランスで進めたい	58.3% (250)	63.5% (223)	37.5% (27)
移住促進よりも 関係人口促進に力を入れたい	13.5% (58)	11.2% (40)	25.0% (18)
関係人口促進よりも 移住促進に力を入れたい	17.5% (75)	18.8% (67)	11.1% (8)
どちらも規模を縮小したい	0.7% (3)	0.8% (3)	0% (0)
その他・無回答	10.0% (43)	6.7% (24)	26.4% (19)

回答の結果は、全体及び移住促進自治体のいずれにおいても「移住促進と関係人口促進を同程度のバランスで進めたい」が最多となっている。すなわち、関係人口の評価が移住と同程度であると捉えている自治体が過半数あるということである。

市の「関係人口」に関する取組としては、「関係人口創出プロジェクト」が挙げられており、全国的に多くの自治体で導入されている「ふるさとワーキングホリデー」を令和7年度より開始している。全国と比較して、「関係人口」に対するアプローチに関して少し出遅れているように見受けられ、他に「関係人口」に対する施策をせずに第3期計画の期間を経過することは、全国と比較して関係人口創出に対する更なる遅れにつながるとの懸念がある。

④ 移住促進に関する調査の実施と、効果の大小の関連性

本項目は、「移住促進に関する調査の有無」と「移住促進施策の効果の大小」の関係性を集計したものである。

【移住促進に関する調査の実施と、効果の大小の関連性】

移住促進に関する調査を行っているか	効果が大きい	どちらかといえば効果が大きい	どちらかといえば効果が小さい	効果が小さい	無回答・その他
行っている	50.00%	31.40%	23.30%	30.00%	5.70%
行いたい、現在は行っていない	15.80%	17.60%	20.20%	25.00%	7.10%
行っていない	23.70%	43.40%	51.90%	80.00%	85.70%
無回答・その他	10.50%	7.60%	4.70%	10.00%	7.10%

回答結果の傾向として、「移住促進に関する調査」を行っている自治体ほど、「移住促進施策の効果」を大きく感じている。すでに本監査の意見として挙げているとおり、移住・定住促進施策の結果の把握を行い、効果を確認することの重要性がこの回答にて客観的に示されている。

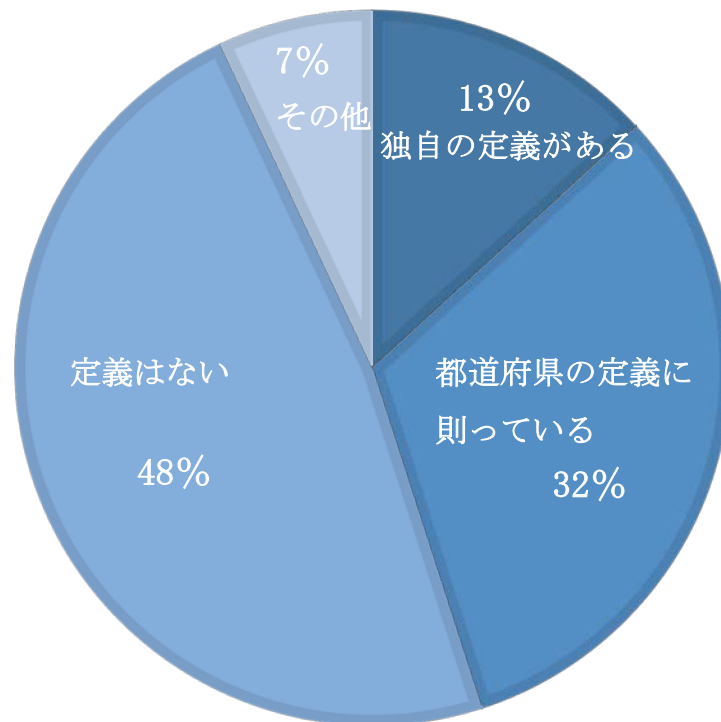
市では、移住者の利用状況の把握ができていない施策や取組があり、そのような施策に対して、調査の実施と効果の把握をすることが重要であるということが客観的にいえる。実際、効果の測定ができず、歳出及び人員リソース等の工数負担を伴う施策は、判断材料がないことから、予算のある限りは継続し、予算がなくなったら中断するという運用になりがちである。適時適切なリソース配分の観点から、当然のことではあるが重要な課題といえる。

⑤ 「移住者」の定義の有無と施策効果の認識の関連性

「移住者」の定義に関しては、「第4章 監査の結果及び意見（総論）4 移住・定住の定義について」にも記載しているが、「移住促進施策」を検討する上で、基礎となる事項である。

アンケートの回答には、「移住者」に関して、「独自の定義がある」、「都道府県の定義に則っている」、「定義はない」、「その他」の選択肢が設けられている。

【自治体における「移住者」の定義の有無】



アンケート回答の結果として、移住促進に取り組んでいる 355 自治体のうち、移住者を独自に定義しているのはわずか 13.2% の 47 自治体となっていた。

また、独自の定義の有無と移住促進施策の効果の認識の関連性の調査が併せて行われており、その結果は以下のとおりとなっている。

【定義の有無と移住促進施策の効果の認識の関連性】

	効果大きい	どちらかとい えば効果が大 きい	どちらかとい えば効果が小 さい	効果が小さい
独自の定義がある	23.4% (11)	59.6% (28)	14.9% (7)	2.1% (1)
都道府県の定義に 則っている	9.7% (11)	41.6% (47)	38.1% (43)	10.6% (12)
定義はない	8.4% (14)	40.1% (67)	41.9% (70)	9.6% (16)

「移住者」に関して、独自の定義をもって施策を実施している自治体は少ない。また、独自に定義を持っている自治体ほど、施策の効果が大きいと認識している傾向にある。この関連性は非常に興味深い。市は、「移住者」の定義付けをしているが、高知県全体で「移住者」のカウントを行っている都合上、独自の「移住者」の定義による運用は難しい。しかしながら、「移住者」という定義の重要性に対して、認識を改め、定義と整合する施策を検討することが本質にあると考えられる。この点、総論において挙げている意見と重複するため、改めて意見にはしない。

⑥ 調査との照合結果総括

以上、5点のみに絞って、客観的な調査結果との照合を行った。結果として、予算額の水準は平均的であり、実施されている移住促進施策は相対的に充実していた。そして、予算額に関しては平均より多い状況にあった。歳出のうち、補助金・負担金が約4,600万円、二段階移住プロモーション施策分が約500万円であることから、補助金のみでも平均より多い。すなわち、他自治体との比較において、移住・定住促進として実施している施策の範囲が広く、予算も多く取られていることになる。

施策実施範囲と予算規模において、不整合はなく、経済性、効率性は一定評価できるものの、その効果が個別の施策に対して果たして効率的に発揮されているのかは疑問である。この点に関しては、「④ 移住促進に関する調査の実施と、効果の大小の関連性」に記載のとおり、効果の測定、把握を重視し、各施策の移住・定住促進の効果を見極め、慎重に選択と集中をし、最大限の効果としていくことが肝要と考えられる。

また、今後の展開にあたって、「③ 今後の移住促進と関係人口促進のバランス」の結果にあるとおり、「関係人口」に対するアプローチ、

「移住者」の定義に対する認識の2点については、相対的に不足している面があると見受けられる。

【意見】 施策に関する選択と集中

幅広い施策を限られた予算内で実施している点は評価できるものの、移住・定住促進課の人員努力によってカバーされている面が大きいと考えられる。個別施策において、すでに意見をしているものの総括とはなるが、各施策の効果を把握し、人員リソースのみならず、経済的支援、外部への委託等をうまく活用し、移住・定住促進の効果を最大限に発揮できるような体制の構築が望まれる。

【意見】 関係人口に対するアプローチ

「関係人口」に関して、第3期計画において主に記載されている施策は「ふるさとワーキングホリデー」となっているが、全国的な関係人口に対する重要視の傾向を鑑み、「関係人口」と組み合わせた新たな施策の検討が柔軟にされることが望まれる。

(2) 転入超過の自治体における移住促進施策

上記(1)において実施した全国的かつ客観的な調査との照合と併せて、実際に移住者が多い自治体に関して、個別具体的に参考となる施策の有無の確認を行った。

総務省の住民基本台帳人口移動報告によると、2024年時点で全国約1,700市町村のうち、約75%に当たる約1,280市町村が転出超過に陥っている。このような状況は、少子高齢化に伴う人口減少及び若年層を中心とした大都市圏への一極集中という課題の深刻さを示しており、当該状況下

において、人口の転出を抑制し、転入超過を実現している地方都市の存在は重要である。転入超過を達成している地方都市について施策の特徴、それに費やしている予算規模を分析することは市の移住促進を検討する上で有用であると考える。

総務省「住民基本台帳人口移動報告 2024年（令和6年）結果」年報・市区町村別のデータに基づいて、日本人移動者が転入超過である地方自治体のうち、九州、東北、中国、四国地方に絞って上位をランキング化した。なお、政令指定都市である福岡市、仙台市、熊本市は、規模の観点から除外している。結果は以下のとおりである。

【令和6年 市町村別転入超過者数順位】

No	市町村名	都道府県	転入超過数（人）
1	都城市	宮崎県	760
2	始良市	鹿児島県	562
3	大村市	長崎県	525
4	福津市	福岡県	447
5	益城町	熊本県	434
6	筑前町	福岡県	311
7	廿日市市	広島県	299
8	筑紫野市	福岡県	295
9	太宰府市	福岡県	290
10	名取市	宮城県	249
11	合志市	熊本県	249
12	御船町	熊本県	230
13	西郷村	福島県	228
14	防府市	山口県	208
15	瀬戸内市	岡山県	200

No	市町村名	都道府県	転入超過数（人）
16	総社市	岡山県	199
17	熊野町	広島県	199
18	行橋市	福岡県	194
19	久留米市	福岡県	190
20	諫早市	長崎県	178
21	宗像市	福岡県	169
22	海田町	広島県	165
23	出雲市	島根県	146
24	北島町	徳島県	144

上記の市町村から、特に移住・定住促進施策に特徴のある自治体として1位 都城市（宮崎県）、11位 合志市（熊本県）、23位 出雲市（島根県）をピックアップして近年の移住・定住化施策の特徴とその財源に関して分析した。結果は以下のとおりである。

1. 都城市（宮崎県）

施策の方向性

都城市は「住めば住むほど都城」というキャッチフレーズを掲げ、全国に向けた積極的なシティプロモーションを展開してきた。少子高齢化と人口流出への対策として、移住者の獲得と定住促進に注力しており、特に現金給付と子育て支援を組み合わせた大胆な施策を行っている。全国トップクラスの手厚い移住支援金を用意し、これに就業支援や住まい確保支援、さらには子育て支援を併せて提供することで、地方移住希望者、特に若年層や子育て世代の関心を引き付けている。このように大規

模な金銭支援策と充実した周辺サポートを組み合わせた点が都城市施策のコンセプト上の特徴であり、大胆さと総合力で他自治体との差別化を図っている。

主な施策の内容

✓ 最大 500 万円の移住応援給付金制度

都城市の看板施策で、一世帯あたり最大 500 万円の支援金を支給する。内訳は、移住者本人への基礎支給 100 万円に加え、中山間地域（市街地から離れた地域）への移住なら+200 万円、市内で就職・起業など就労する場合に+100 万円、5 年以上定住した場合に+100 万円を加算する。さらに 18 歳未満の子どもがいる世帯には子ども 1 人につき 100 万円を追加支給する。例えば夫婦と子ども 2 人が中山間地域に移住し市内就職したケースでは、合計 500 万円の支援金が支給される。こうした高額な給付金により、移住希望者の経済的不安を一挙に和らげ、特に働き盛り世代・子育て世代の呼び込みを図っている。

✓ 「移住・定住推進事業」によるワンストップ支援

移住希望者への相談対応、お試し移住体験（滞在施設の提供補助）、移住後の就職支援などを一体的に実施する総合的な支援事業である。移住前から定住後まで切れ目なく寄り添うことで、移住希望者が安心して都城への定住を決断できるようサポートしている。また、市内企業と連携した就職マッチングや UIJ ターン者同士の交流支援なども行い、移住者の地域定着を促進している。

✓ 充実した子育て支援策

移住施策と連動し、子育て世帯が住みやすい環境整備にも力を入れている。具体的には保育料の完全無料化（第 2 子以降及び所得制限

内で第1子も無料)や18歳までの医療費無料化、妊産婦健診費用の助成などを実施し、経済面の負担軽減を図っている。これら子育て支援策は市全体の少子化対策でもあるが、移住者にとっても大きな魅力となる施策パッケージと考えられる。現金給付と合わせ「都城に移り住めば、子育てコストも大きく抑えられる」という明確なメリットを打ち出している。

移住関連予算規模

上記のような大胆な施策を巨額の予算投入によって実現している。令和6年度当初予算では、主な移住・定住施策関連経費として約10.1億円を計上し、その後の6月補正で約13.6億円を追加、合計約23.7億円もの予算を移住・定住施策に充当している。補正後の市全体の一般会計予算額約1,013億円に占める割合は約2.33%にもなり、単一の政策分野としては非常に高い。都城市がいかに移住・定住対策に財源を重点投入しているかがわかる。

この潤沢な財源の背景には、都城市のふるさと納税収入の多さがある。同市は全国トップクラスのふるさと納税寄附を集めており、近年は年間で200億円近い寄附額を記録し、これは市の年間税収に匹敵する規模である。この豊富な臨時収入を原資の一部に充てることで、移住支援金のような大胆策を財政的な余裕をもって実施できている。実際、移住応援給付金の財源にはふるさと納税基金が活用されており、市の一般財源負担を抑えつつ施策規模を拡大している。加えて、国の地方創生関連交付金等も活用し、保育料無償化や奨学金返還支援など定住促進策を包括的に進めている。こうした独自財源と公的財源を組み合わせた予算措置により、都城市は他に類を見ないレベルの移住定住施策を可能にしているものと考えられる。

特徴的な財源活用策

都城市の財源面での工夫として特筆されるのは、ふるさと納税という臨時財源を恒久的財源に転化する仕組みである。ふるさと納税は毎年確実に同額が入る保障のない不安定財源であるが、この財源を単年度ごとの「投資」に充て、将来的な税収増につながる人材である就業者・定住者の獲得に使用している。移住者が就業し定住すれば市税収入が見込めるため、100万円の支援金を出しても数年で回収でき、投資対効果の観点から合理的ととらえることができる。ふるさと納税という不確実な収入は、恒常的な支出、例えば施設の維持費や給付の継続費等に充てると財政硬直化のリスクがあるが、都城市はそれを避け、将来につながる移住者増という投資に充当することで、臨時財源を効果的かつ持続可能な形で活用している。

参考となるポイント・示唆

都城市の施策から、地方自治体が人口減対策を講じる上で思い切った金銭的インセンティブと総合的支援策の組合せが有効となり得ることを示している。支援金導入により移住者数は例年の約9倍に急増し、13年ぶりに人口が自然増へ転じる成果が上がっている。移住者流入に伴って有効求人倍率も改善し、市内企業の人手不足緩和にもつながっているものと考えられる。これは金銭で人を呼ぶ施策への批判的な見方に対し、雇用創出などの地域課題を解決するための投資として一定の成果を示したケースと考えられる。

一方で、このような高額支援策は財源に恵まれた自治体でないと模倣が難しい。都城市ほどの寄附金収入や財政余力がなければ、支援金額を抑える代わりに住居支援や就業マッチングなど周辺施策を充実させるなど、規模に見合った設計が求められる。新規移住者ばかり優遇

すると既存住民から反発が出るリスクがあるが、都城市の場合、子育て支援の充実や奨学金返還支援など既存市民にも恩恵が及ぶ施策を並行して進めることで、市民理解を得る工夫をしている。このように施策の効果をデータで示しつつ、市民にもメリットがあることを丁寧に説明する戦略は参考となる。

都城市のケースは短期的な財源を長期的な地域力向上に転換した好例である。自治体によって置かれた状況は異なるものの、臨時財源の戦略的投資、移住施策と社会保障施策のパッケージ化、ターゲット層を絞った大胆な訴求といったポイントは、移住・定住策を検討する上でも参考となる。

2. 出雲市（島根県）

施策の方向性

出雲市は縁結びのまちとして全国に知られ、人と人のご縁を結ぶという地域固有のブランドイメージを移住・定住施策にも活かしている。市役所内には縁結び定住課が置かれ、UI ターン促進と定住支援に独自性のある取組を展開している。主な特徴は、単に移住者を呼び込むだけでなく、交流人口・関係人口の創出にも力を入れている点である。具体的には、「縁結び×仕事×住まい」の三位一体で施策を設計し、出雲大社に象徴される縁結び文化をキーワードに都市圏への情報発信や UI ターン就職支援、住環境整備を総合的に進めている。このように、地域の魅力（縁結び）を前面に出したプロモーションと、移住希望者の就業・住居面でのニーズ対応を組み合わせ、ソフト路線の移住施策を志向している点が出雲市の大きな特徴である。高額な移住支援金よりも地元就職支援や定住促進イベントに重きを置くスタイルは、出雲市ならではの差別化と考えられる。

主な施策の内容

✓ 縁結びプロモーション事業

「ご縁の国しまね・出雲」としての魅力発信を強化するプロジェクトで、デジタル広告や SNS 等を活用し、若年層を中心に出雲市の知名度向上とイメージアップを図る。令和 6 年度は約 2,062 万円の予算で、市内外に出雲での暮らしや観光の魅力を発信し、定住人口と交流人口の増加につなげる取組が行われた。例えば特設サイト「いつも、いつも、いいね」を開設し、出雲の暮らし・食・自然を紹介するコンテンツを充実させるなどの施策が展開されている。

✓ 人材確保対策推進事業

UI ターン希望者や外国人住民も含め、市内企業の雇用マッチングや就職支援を行う事業である。令和 6 年度予算は約 827 万円で、求人情報の提供、企業説明会の開催、移住就職希望者への個別相談対応などが実施されている。地方では就職先確保が移住の前提条件となるため、金銭支援より雇用の場の確保を重視する姿勢が表れた事業である。

✓ 学生地元就職支援事業

地元出身や出雲に興味を持つ大学生等に対し、UI ターン就職を支援する窓口を設置し、情報提供やインターンシップ機会の創出を図っている。令和 6 年度予算は約 730 万円で、首都圏等で開催される UI ターンフェアへの出展や、出雲に U ターン就職した先輩との交流イベントなどを実施している。これにより、将来的な UI ターン希望者とのネットワークづくりと、卒業後の U ターン就職者増加を狙っている。

✓ 高度 IT 人材誘致・拠点づくり事業

都市部の IT 人材やテレワーカーに向けて出雲で働く環境を提供する取組で、市内にコワーキングオフィスを整備し、IT 企業誘致を進め、

専門人材が地方でも仕事を継続できる基盤づくりを行っている。令和6年度予算は約700万円で、テレワーク設備の充実やIT関連企業との連携イベントなどを展開している。

✓ その他移住者支援メニュー

上記施策以外にも移住者のニーズに応じた細かな助成制度を多数用意している。例えば、住宅関連の助成で県外から移住する若者向けに「いずも暮らしIターン応援助成金」を設け、民間賃貸住宅の家賃の2分の1（上限月2万円、自然豊かな地域なら2/3補助）を最長12か月（条件により24か月まで延長）支援している。また、新婚世帯・子育て世帯向けには「いずもで新生活応援助成金」として家賃の半額（上限月2万円～2.5万円）を1年間補助し、若いファミリー層の定住を促している。さらに、市外からの移住者が住宅を新築又は購入する際には「移住促進住まいづくり助成金」により固定資産税相当額（上限年10万円）を5年間助成する制度もある。中古住宅のリフォーム費用にも「いずも移住リフォーム助成金」で一部助成（上限80万円）を行っており、空き家活用の促進と良好な住環境整備に取り組んでいる。加えて、移住希望者がお試しで出雲に一定期間滞在する際の費用を補助する「お試し居住助成金」や、空き家バンクに空き家情報を提供した所有者への奨励金も用意するなど、多角的な支援メニューを展開している。これら是一件当たりの支援額は小さいものの、「住まい探しから定住後の暮らしまで」を幅広くサポートする仕組みとなっている。例えば若者には家賃補助、家族には住宅取得補助、地域になじんでもらうための体験滞在支援など、対象に合わせてきめ細かい支援策が整えられている点が特徴である。

移住関連予算規模と自治体全体予算に対する比率

出雲市の移住・定住施策に投じる予算規模は、都城市ほど突出はしていないものの、総合的な支援策を維持するため計画的に配分されている。令和6年度当初予算における「UIJ ターン&定住応援事業」は約4,300万円の計上があり、これが移住関連の主要な財政措置となっている。これは家賃補助・住宅取得補助・お試し移住等の費用を含む総額である。また、前述のプロモーション事業や人材確保事業などソフト施策にも合計で約4,300万円程度の予算が充てられている。これらを合計すると、移住・定住施策関連の年間予算は概算で1億円弱と推定され、市全体の一般会計規模(令和6年度当初予算の一般会計は約900億円規模と推計)に対する比率は0.1%程度と推定される。すなわち、出雲市の場合、移住施策は予算全体から見ればごく数パーセント未満の割合に留めつつ、その中で多彩な施策を実行している状況である。これは都城市の2.3%超という比率と対照的であり、出雲市が限られた財源を効率的に配分しながら施策を展開していることを示唆している。

参考となるポイント・示唆

出雲市の取組から得られる示唆として、まず地域のブランドや歴史文化を生かした移住施策の可能性があげられる。出雲市は「縁結び」という強力なキーワードを全面に打ち出し、他には真似できない独自色で移住者にアピールしている。各自治体もそれぞれの地域資源を移住促進のコンセプトに昇華させることで、単なる金銭的条件以外の魅力を発信できる可能性がある。その際、出雲市のようにデジタル技術を活用したプロモーションとして、専用ポータルサイトの開設、SNSでの情報発信などは、若い世代へのリーチを高める上で有効である。

また、出雲市の細やかな助成制度からは、対象者セグメントごとに異なるニーズへ対応する施策設計の有用性が示されている。若年単身者にはお試し移住や家賃補助、新婚・子育て世代には住居取得支援、といったようにライフステージに応じた支援策を組み合わせることで、自分にもメリットがあると感じる幅広い層をカバーできる。限られた予算でも支援対象を絞り込むことで実効性を持たせている点は参考となる。

出雲市のように、ソフト支援とプロモーションを駆使して着実にファンを増やし、「このまちで暮らしたい人」を地道に掘り起こすアプローチは、多くの自治体にとって再現性の高いモデルと考えられる。ただし、効果が現れるまで時間を要する側面もあるため、短期的な KPI だけでなく長期的な視点で取り組むことが重要であると考えられる。

3. 合志市（熊本県）

施策の方向性

合志市は熊本市のベッドタウンとして近年人口増加が続いている自治体である。「都市機能への近接」と「豊かな田園・公園環境」という二面性を併せ持ち、住みよさランキングで県内上位、子育て環境の良さでも高評価を得ている。市は「子育て支援日本一のまちづくり」を目標に掲げており、実際に保育・教育・医療の充実度や生活利便性で高い評価を受けている。このように元々生活環境の魅力が高いことから、合志市の移住・定住施策は他の自治体のような大規模な金銭支援ではなく、潜在的な希望者が暮らしやすい環境整備と情報提供に重きがあるように見受けられる。施策のコンセプトとしては、熊本都市圏へのアクセスの良さと緑豊かな郊外環境・充実した子育て支援の両立する暮らしを前面に打ち出し、いいとこ取りのライフスタイルが実現できる魅力をアピールしている。これは純粋な地方都市とも大都市とも異なる独自のポジシ

ョニングであり、暮らしやすさを最大の売りとし、それを支える取組を進めることで自然な人口流入を促す戦略を採っている。

主な施策の内容

- ✓ 官民連携による移住支援 まちづくり会社「こうし未来研究所」の活用
合志市の移住・定住施策のユニークな点は、自治体と民間が共同出資するまちづくり会社を設立し、移住支援や空き家対策を推進している点である。2015年に設立された株式会社こうし未来研究所は、市が一部出資する半官半民会社で、空き家の利活用や公共不動産の活用促進を主な業務としている。この会社が市から空き家バンク運営を受託し、さらには民間では収益化が難しい空き家改修・利活用事業を企画・実行するなど、シンクタンク兼事業実施主体として機能している。「こうし空き家プロジェクト」と称して、使われていない空き家を所有者から借り上げてリノベーションし、貸し出す仕組みを進めている。民間不動産会社だけでは採算が合わず手付かずだった空き家問題に、公的信用力と地域企業の協力により、移住希望者に住まいを提供する土台を整備する取組の一環と考えられる。
- ✓ 合志市空き家バンク・居住支援協議会
空き家情報の集約と、住宅確保要配慮者への住居支援を目的に、市は空き家バンク制度を運営するとともに、住宅関連事業者や福祉団体と連携した居住支援協議会を設置している。居住支援協議会では、住宅確保が難しい子育て世帯や障害者世帯等へのマッチング支援も行っている。移住者にとっても空き家バンクから物件紹介を受けられるだけでなく、専門的なアドバイスやリフォーム補助などの支援策につなげてもらえる利点がある。
- ✓ 東京圏からの移住支援金（合志市移住支援金）

合志市は国の地方創生施策である東京圏移住支援金制度に参画しており、東京 23 区から移住して熊本県内で就業・起業した方に対し、移住支援金を交付している。支給額は 2 人以上の世帯で 100 万円、単身世帯なら 60 万円で、さらに令和 5 年度からは 18 歳未満の子ども同伴の場合 1 人につき 100 万円の加算（上限なし）される内容となっている。令和 6 年度当初予算では約 219 万円がこの支援金の事業費として計上されており、年間数世帯程度の利用を見込んだ規模となっている。なお、この支援金の財源の 3 / 4 は国・県からの補助で賄われ、市の負担は 1 / 4（25 万円/世帯程度）である。このように合志市は単独の大規模支援策は持たないものの、国の用意した制度をフルに活用する形で東京圏からの UI ターン者への経済支援を行っている。

移住関連予算規模と自治体全体予算に対する比率

合志市の移住・定住関連予算については情報が限られており、移住・定住関連予算として詳細までは把握できないが、それほど大きくないものと思われる。令和 6 年度一般会計当初予算は約 271 億円であるが、その中で移住支援策に直接充当される予算はごく一部に限られる。例えば前述の移住支援金交付事業は約 219 万円に過ぎない。また、まちづくり会社への出資や空き家バンク運営委託など、間接的に移住・定住を支える事業費用が一部含まれている可能性はあるものの、それらも大きな額ではないものと思われる。全体として、合志市は財政負担の小さい手法で移住促進に取り組んでいると評価される。

財源面では、特段の大規模な独自財源投入は見受けられないが、代わりに、既存の行政資源や制度内で工夫する形となっている。例えば、まちづくり会社「こうし未来研究所」の運営費用は市だけでなく地元企業等 10 超の団体による出資金で賄われており、市は一部出資に留めて民

間資金を呼び込んでいる状況である。同社の事業についても、市は助成ではなく業務委託料や事業補助という形で最小限の財政支出を行い、あとは会社側の自主事業として展開している。このように民間のノウハウと資金を活用することで、市は大規模予算を割かずに施策を進めることができているとも評価できる。さらに子育て支援策などについても、合志市は国の幼児教育・保育無償化政策の範囲内で0～2歳児の保育料助成を行うなど、国の制度に上乗せする形での支援にとどめている。これは財政規模に見合った現実的な対応であり、結果として支出を抑えつつ子育てしやすい環境を提供できている。

参考となるポイント・示唆

合志市の事例からは、「暮らしやすさ」そのものをセールスポイントにした移住施策の有効性が読み取れる。他の自治体でも、派手な財政インセンティブが難しい場合、自市の強みとなる交通利便性、気候の良さ、教育水準などの生活環境を前面に出し、「ここに住むと〇〇が叶う」という明確なメッセージを発信することが移住者を惹きつける重要な要素と考えられる。合志市の場合、熊本市に電車で30分という利便性と、子育て支援日本一を目指す安心感という二軸で訴求している。このようなターゲット層に響くキーワード設定は他自治体でも参考になる可能性がある。特に子育て世代を狙うなら、「子育てしやすい町」であることを具体的な指標（待機児童ゼロ、医療費補助、教育環境など）とともに示すことが重要であり、合志市はそれを実践している。合志市は保育所整備や学校施設充実にも努め、行政サービス全般で高い評価を得ている

また、合志市が取った官民連携のスキームづくりは、人口減少や空き家問題を抱える自治体にとって参考となる。行政単独では手が届かない課題でも、地域の事業者や金融機関の力を借りてビジネスモデルを組み

立てれば、新たな解決策が生まれる可能性を示している。他自治体でも、地域の不動産業者や建設業者、金融機関などと居住支援の協議会を組織し、場合によっては第三セクター的な会社を設立するなどの方法で、似た取組を展開できるかもしれない。官民連携が万能とはいえないものの、うまく機能すれば行政予算に頼らない持続可能な施策となりうる。

さらに、合志市のように国の制度を最大限に活用する姿勢も重要な示唆である。地方創生関連の支援策は数多くあるが、自治体によって活用に差がある。合志市は自前で制度を作る前に国・県の補助メニューで使えるものは使うことは財政負担を減らすことができ、制度設計に要する時間を省き、かつ全国的な基準で公平・透明に行える利点もある。東京圏からの地方移住支援金は利用者にとって魅力が大きいため、PR不足で埋もれさせず上手に制度周知することが重要である。

4. 3市から参考にできるポイント

都城市、出雲市、合志市を参考として、施策及び財源等の観点から確認を行った。いずれも特徴のある自治体であり、都城市は財源の有効活用、出雲市はプロモーションとターゲティングの重要性が参考となるポイントといえる。また、合志市は、限られた予算の中で、コンセプトをしっかりと持ち、官民連携での施策を実施している。

なお、いずれも外部に公表されている情報に基づいてまとめたものであり、実態としては様々な課題を内在しているであろうことは想像に難くないが、結果として転入超過となっていることも事実である。

上記に加え、転入超過上位3自治体の施策のみに着目する。

1位都城市に関しては、上記を参照。

2位始良市に関しては、住宅取得補助がある。新築等で最大200万円の補助となっており、当初に1/2、5年後に1/2の交付である。新規のみならず中古住宅取得、住宅増改築補助金もあり、移住者に対して様々なケースでの住宅取得を支援し、定住につなげている。高知市においては、特に中山間における取得の補助として使用すること、遊休となっている土地と組み合わせることが考えられる。

3位大村市では、「すまい探しサポート」として、市が不動産会社へ一斉照会し、候補を提示するサービスが提供されている。住まいが見つからず移住を断念するケースに対して、有効に働くとともに、不動産業者としても県外顧客の獲得としてメリットがあるため、宅建協会等と連携して実施することに実行可能性があると考えられる。

【意見】住宅取得補助施策の検討

現状、市の施策に住宅取得に関するものはない。住宅取得を経済的に支援する場合には予算上、支出を伴うことが前提となるため、実施のハードルは高くなる。そのため、単なる住宅取得の補助ではなく、中山間地域の活性化や市の有する遊休の土地と組み合わせた施策等、局所的に効果があり、かつ、経済的負担に配慮された施策に関して検討されることが望まれる。

【意見】住まい探しへの対応施策の検討

現状、市街地エリアでは住宅の供給は十分あり、住宅探しに苦勞するケースは少ないとして、住宅探し関連の施策はない。しかしながら、住居候補が十分にあることと、住居探しに時間を要しないことは同義ではない。市が不動産会社へ一斉照会し、候補を提示するサービスに関して、市における人的・経済的負担が少ない形で実現が可能か検討が望まれる。

結び

本監査は、高知市へのUターン2名、Iターン2名及び関東圏在住者1名という多様な体制で実施した。それぞれの立場から協議を進めたが、個々の背景により移住・定住への捉え方は様々であった。また、施策の監査過程においては、「単なる人口増加が最善なのか」「移住は真に地域活性化につながるのか」という根本的な問いが常に内在していた。

近年、国は移住・定住に加え、「関係人口」を重要視している。「関係人口」の創出と関わり方は移住・定住とは異なり、地域の在り方そのものを見直す契機になり得る。さらに、本監査では深く触れなかったが、日本人の労働人口減少に伴い、外国人労働者の増加は不可避であるため、今後は外国人労働者に対する施策検討も想定される。移住・定住関連の環境変化は激しく、その変化を捉えて柔軟に対応することができなければ、自治体運営にとって致命的になりかねない。他自治体の実施事項に対するアンテナを張り、時にクリエイティブな視点を取り入れる必要があるなど、行政にとってハンドリングが難しい要素を多く含んでいる。

市の移住・定住促進課は、この困難な課題に対し、人的リソースを駆使し、熱意をもって執行にあたっていた。施策はあくまで手段に過ぎず、「移住」は、検討者の熱意と、それに対応する職員の熱意の両方が揃って初めて成立するものであると、監査を通じて強く感じられた。

質的な要素が強い本テーマにおいて、可能な限り財務的観点と客観的数値を意識した本監査の結果は、一つのアプローチとして参考にされたい。監査結果の対応に当たっては、所管課のみならず、全庁的かつトップダウンで取り組む必要があるものもあり、市の将来のために熱意ある対応を強く望むものである。本報告書が市の移住・定住促進の助力となり、ひいては市の今後の人口・経済の在り方の参考となることを祈って結びとする。

以上

参考文献

【書籍】

- ・ 伊藤将人「数字とファクトから読み解く地方移住プロモーション」（2024年、学芸出版社）
- ・ 加藤潤三・前村奈央佳「地方移住をやめるとき～計量テキスト分析による移住の中断要因の検討～」(2023年、『立命館産業社会論集』第59巻第3号)
- ・ 高野雅夫「中山間地域を存続させるための移住・定住／空き家活用取り組み実践ガイド」(2024年、一般社団法人おいでん・さんそん)
- ・ 上村靖司「雪かきで地域は育つ」(2018年、有限会社コモンズ)
- ・ 田中輝美「関係人口の時代」(2025年、中央公論新社)

【国・関係機関及びその他の報告書・調査】

- ・ 内閣官房「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」2020年
- ・ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「デジタル田園都市国家構想総合戦略」2023年
- ・ 内閣府「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」2020年
- ・ 内閣府「令和4年度 移住・定住施策 優良事例集」
- ・ 内閣府「地方創生移住支援事業 交付実績（令和元年度～6年度）」
- ・ 国土交通省「21世紀の国土のグランドデザイン」1998年
- ・ 国土交通省「第2回 移住・二地域居住等促進専門委員会 論点整理（案）に関する参考事例集」2023年
- ・ 国土交通省「地方公共団体における空き家対策の実例集」2024年
- ・ 国土交通省 国土政策局「二地域居住等の促進について」2025年
- ・ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 2023年結果」
- ・ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 2024年結果」
- ・ 総務省「人口推計（2024年10月1日現在）」

- ・ 総務省「これからの移住・交流施策の在り方に関する検討会報告書―「関係人口」の創出に向けて―」2018年
- ・ 総務省「『地方への人の流れの創出』に向けた 効果的移住定住推進施策 事例集」2021年
- ・ 総務省「令和6年度 地域おこし協力隊の隊員数等について」2025年
- ・ 総務省「令和6年度における移住相談に関する調査結果」2025年
- ・ 総務省「地域プロジェクトマネージャー活用実績（令和6年度）」
- ・ 厚生労働省「令和5年人口動態統計（確定数）の概況」
- ・ 厚生労働省「一般職業紹介状況（令和7年7月分）」
- ・ 桜川市「桜川市空家等対策計画 第2期（令和5～9年度）」2023年
- ・ 梶原町『梶原町空家等対策計画』2017年
- ・ 鳥取県「鳥取県内の“つながり”創出事例について」2020年
- ・ 地方自治研究機構「先進事例調査研究（令和6年度）」2024年
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年12月推計）」
- ・ 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター「地方移住促進施策と地方創生の調査研究に関する報告書」2025年
- ・ 一般財団法人商工総合研究所「特定地域づくり事業協同組合制度の現状と課題-事例研究を通して-」2023年
- ・ パーソル総合研究所「就業者の地方移住に関する調査報告書」2022年
- ・ 一般社団法人移住・交流推進機構（JOIN）「若者の移住調査」2017年
- ・ 公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構「2019年度移住体験施設実態調査 調査研究報告書」
- ・ 公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構「アフターコロナの若者移住に関する調査」2023年

上記の他、施策内容確認のため、自治体のホームページ等を参照している。